市政図書室
55. 9. 22
日野市立図書館

日野市議会会議録

（第一号
第十三号）

昭和五十五年
第一回定例会
（三月五日開会
四月三日閉会）

日野市議会

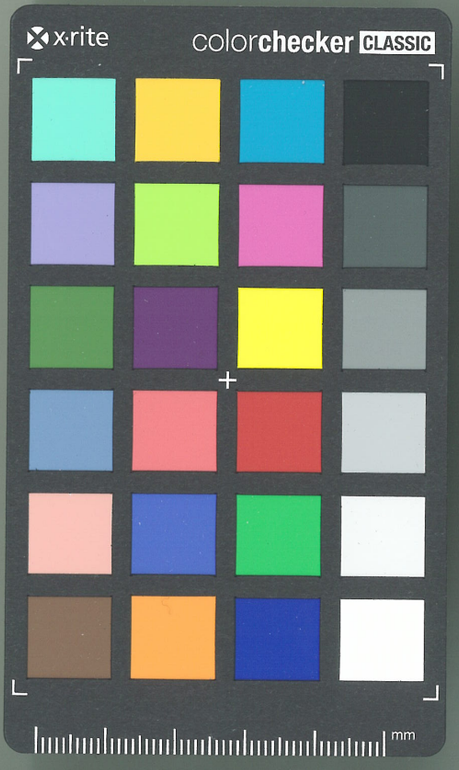

日野市議会会議録

昭和五十五年
第一回定例会

目次

○三月五日　水曜日（第一日）

出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……2
議事日程……2
開会……5
会議録署名議員……5
会期の決定……6
延会……6

○三月十日　月曜日（第二日）

出席議員……7
欠席議員……7
出席説明員……8
議事日程……8
開議……11
延会……11

○三月十一日　火曜日（第三日）
出席議員……20
欠席議員……17
出席説明員……17
議事日程……17
開議……14
議長辞職……14
議長選挙……13
延会……13
○三月十二日　水曜日（第四日）
出席議員……20
欠席議員……17
出席説明員……17
議事日程……17
開議……14
副議長辞職……14
副議長選挙……13
延会……13
○三月十三日　木曜日（第五日）
出席議員……31
○三月十四日　金曜日（第六日）
出席議員……31
欠席議員……29
出席説明員……25
議事日程……25
開議……25
延会……22
○三月十七日　月曜日（第七日）
出席議員……22
欠席議員……21
出席説明員……21
議事日程……20
開議……17
延会……17

○三月十八日　火曜日（第八日）
出席議員……49
欠席議員……49
出席説明員……50
議事日程……50
開議……53
施政方針表明……53
行政報告……71
諸般の報告……85
（議案上程）
議案第　三三号　日野市一般職の職員等の昭和五十四年度三月期における期末手当の特例に関する条例の制定について……85
議案第　一〇号　昭和五十四年度日野市一般会計補正予算について（第四号）……87
議案第　一一号　昭和五十四年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第三号）……93
議案第　一二号　昭和五十四年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第三号）……93
議案第　一三号　昭和五十四年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第三号）……93
議案第　一四号　昭和五十四年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第三号）……93
議案第　一五号　昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第四号）……93
議案第　一六号　昭和五十四年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第三号）……98
散会……99
○三月十九日　水曜日（第九日）
出席議員……99
欠席議員……99
出席説明員……100
議事日程……100
開議……105
（議案審査報告）
議案第　一〇二号　日野市立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について……105
（文教委員会）
（請願審査報告）
請願第五四－四一号　非核三原則の立法化要請決議に関する陳情……124
請願第五四－四五号　私立幼稚園保護者の補助金増額について請願……124
（総務委員会）
（文教委員会）
請願第五四－一〇号　教育予算増額に関する請願（一、二、四、五、六項）……125
（都市整備産業建設委員会）
請願第五三－四九号　公道並みの私道舗装に関する請願……127
請願第五四－三二号　準工業地区指定に関する請願……130
請願第五四－三七号　程久保地区町名地番整理事業に関する請願……131
請願第五四－三八号　下排水整備の件に関する請願……131
請願第五四－四四号　登録民間日雇い労働者に対する雇用促進に関する請願……131
（特別委員会審査報告）
ごみ問題対策特別委員会審査中間報告の件……132
交通対策特別委員会審査報告の件……133
（常任・特別委員の選任）
日野市議会常任及び特別委員会委員の選任について……136

（議　案　上　程）

議員提出議案第一号　日野市議会昭和五十五年度一般会計予算特別委員会設置及び委員の選任について……136
議員提出議案第二号　日野市議会昭和五十五年度特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任について……136
議員提出議案第三号　日野市議会特別委員会設置及び委員の選任について……137
議案第　一号　日野市民会館建設資金積立基金条例の制定について……137
議案第　二号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……137
議案第　三号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について……139
議案第　四号　日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の制定について……139
議案第　五号　日野都市計画神明上土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例の制定について……139
議案第　六号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について……139
議案第　七号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について……143
議案第　八号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について……143
議案第　九号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について……144
議案第一七号　昭和五十五年度日野市一般会計予算について……145
議案第一八号　昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計予算について……150
議案第一九号　昭和五十五年度日野都市計画事業特別会計予算について……152
議案第二〇号　昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計予算について……153
議案第二一号　昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計予算について……154
議案第二二号　昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計予算について……155
議案第二三号　昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計予算について……157
議案第二四号　市道路線の認定について……158
議案第二五号　日野市監査委員の選任同意について……158
議案第二六号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について……159
議案第二七号　日野市立三沢台小学校建設用地取得について……159
議案第二八号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について……159
議案第二九号　日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……159
議案第三〇号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……159
議案第三一号　東京自治会館組合規約の一部を改正する規約の制定について……163
議案第三二号　日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定について……163

（請　願　上　程）

請願第五五―一号　国鉄運賃値上げ反対総合交通政策の確立に関する陳情……164
請願第五五―二号　市立幼稚園保育料値上げに関する請願……164
請願第五五―三号　市道の拡幅に関する請願……164
請願第五五―五号　私道移管に関する請願……164
請願第五五―八号　長沼橋北側道路の歩道に関する請願……164
請願第五五―九号　市道新井一号線拡幅整備に関する請願……164
請願第五五―四号　市立第三幼稚園二年保育早期実施に関する請願……164
請願第五五―六号　事業廃棄物処理料の減免に関する請願……165
請願第五五―七号　日野市の保育行政充実を求める請願……165
請願第五五―一〇号　東京都自然環境保全事業団設立の請願……165
東京都市交通災害共済組合議会議員の選挙について……165
東京都市廃棄物処分地管理組合議会議員の選挙について……166
日野市農業委員会委員の推薦について……166
東京都十一市競輪事業組合議会議員の選挙について……167

東京都四市競艇事業組合議会議員の選挙について……168
（議　案　上　程）
議案第　三五号　日野市監査委員（議会選出）の選任同意について……168
散　　会……168
○三月二十八日　金曜日（第十日）
出　席　議　員……169
欠　席　議　員……168
出　席　説　明　員……169
議　事　日　程……169
開　　議……169
（議案審査報告）
議案第　一号　日野市民会館建設資金積立基金条例の制定について……169
議案第　二号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……169
議案第　二七号　日野市立三沢台小学校建設用地取得について……169
議案第　二八号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について……169
議案第　二九号　日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……169
議案第　三〇号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……169
議案第　三一号　東京自治会館組合規約の一部を改正する規約の制定について……169
（文　教　委　員　会）
議案第　九号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について……169
（厚　生　委　員　会）
議案第　七号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について……169
議案第　八号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について……169
議案第　三二号　日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定について……169
（都市整備産業建設委員会）
議案第　三号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について……169
議案第　四号　日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の制定について……169
議案第　五号　日野都市計画神明上土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例の制定について……169
議案第　六号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について……169
議案第　二四号　市道路線の認定について……169
（一般会計予算特別委員会）
議案第　一七号　昭和五十五年度日野市一般会計予算について……169
（特別会計予算特別委員会）
議案第　一八号　昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計予算について……169
議案第　一九号　昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計予算について……169
議案第　二〇号　昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計予算について……169
議案第　二一号　昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計予算について……169
議案第　二二号　昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計予算について……169
議案第　二三号　昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計予算について……169
（総　務　委　員　会）
請願第五五－　一号　国鉄運賃値上げ反対総合交通政策の確立に関する陳情……169
（総　務　委　員　会）
請願第五三－七一号　幼児教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願……169

請願第五四―　七号　航空機騒音防止に関する請願（二、三項）……198
請願第五四―三〇号　韓国の自主的平和統一に関する請願……198
（文　教　委　員　会）
請願第五四―四〇号　日野市落川一四三一―五六落川堤自治会、隣地の沼倉氏所有の空地を、多摩市リトルリーグ少年野球団が借用し野球場として、使用時の公害等に対する行政指導の請願……198
請願第五五―　四号　市立第三幼稚園二年保育早期実施に関する請願……198
（厚　生　委　員　会）
請願第五四―二四号　簡易水道関係施設の保持管理に関する陳情……199
請願第五五―　六号　事業廃棄物処理料の減免に関する請願……199
請願第五五―　七号　日野市の保育行政充実を求める請願……199
請願第五五―一〇号　東京都自然環境保全事業団設立の請願……199
（都市整備産業建設委員会）
請願第五三―四一号　保留地確保依頼の件に関する請願……199
請願第五三―五八号　流域下水道事業建設計画に反対する請願……199
請願第五四―　三号　用途地域線引き見直しに関する陳情……199
請願第五四―　五号　家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願……199
請願第五四―三四号　一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願……199
請願第五四―四六号　一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情……199
請願第五五―　三号　市道拡幅に関する請願……199
請願第五五―　五号　私道移管に関する請願……199
請願第五五―　八号　長沼橋北側道路の歩道に関する請願……199
請願第五五―　九号　市道新井一号線拡幅整備に関する請願……199

（取　り　下　げ）

請願　第五四―三五号　「学区を変えないでください」に関する請願……200

（継続審査議決）

下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件……200
ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件……200
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件……201
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件……201
市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件……201

（選　挙　・　選　任）

南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について……201
日野市消防委員（議会選出）の選任について……202

（議　案　上　程）

議案第　三四号　昭和五十四年度日野市一般会計補正予算について（第五号）……204
議案第　三六号　日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意について……205
議員提出議案第五号　農業改良普及事業拡充についての意見書……206
議員提出議案第六号　非核三原則の立法化に関する意見書……206
議員提出議案第七号　筑波移転跡地地元利用と財政措置に関する意見書……206
議員提出議案第八号　電力・ガス料金の大幅値上げに反対する意見書……206
議員提出議案第九号　地方財政の確立を要求し、福祉の切り下げに反対する意見書……206
議員提出議案第一〇号　「市町村調整交付金」制度導入に反対する決議……207
議員提出議案第一一号　東京都財政再建委員会の中間答申実施に反対する意見書……207
議員提出議案第一二号　税理士法の改正に反対する決議……207

散　会……218

○四月一日　火曜日（第十一日）

出席議員……219
欠席議員……219
出席説明員……220
議事日程……220
開　議……223

（一般質問）

谷　長一議員……223
狂乱物価、狂乱土地に対しての市の施策……223
黒川重憲議員……230
高速道路下の価値的な利用を進めよ……230
黒川重憲議員……234
災害防止及び緑化対策に竹林の造成はいかん……234
川嶋　博議員……236
昭和五十五年度予算と長期計画について……236
林　重義議員……243
地域の問題点について……243
高橋通夫議員……252
市職員が行う組合運動に対する市長の姿勢について……252
一ノ瀬　隆議員……261
日野市百科事典の編さんを……261
散　会……269

○四月二日　水曜日（第十二日）

出席議員……271
欠席議員……271
出席説明員……272
議事日程……272
開　議……275

（一般質問）

市川資信議員……275
日野市においても行財政改革を一層推進せよ……275
奥住芳雄議員……290
自然保護と問題点について……290
奥住芳雄議員……290
開発行為による寄付金の使途について……290
米沢照男議員……302
施政方針について問う……302
大柄　保議員……309
公共施設の管理運営について……309
大柄　保議員……312
国勢調査について……312
藤林理一郎議員……312
日野駅～八王子線バイパスバス路線促進について……312
藤林理一郎議員……312
農・工・建・商業小規模対策を促進せよ……312
石坂勝雄議員……318
市政における施策の基本的問題を問う……318
中山基昭議員……312
創意と参加のあすへの住みよい都市づくりに向けて……312
散　会……319

○四月三日　木曜日（第十三日）

出席議員……319
欠席議員……320
出席説明員……320
議事日程……323
開　議……323

（一般質問）
板垣正男議員　住宅周辺の環境改善と土木行政の姿勢について……323
鈴木美奈子議員　国際障害者年を控え障害者（児）に対する一層の施策を図れについて問う……333
本間　久議員　学童クラブの管理、運営及び施設の整備と指導員の身分安定（正職化）について……343
本間　久議員　市民の健康づくりについて……361
竹ノ上武俊議員　高幡不動駅周辺の環境整備と将来構想について問う……366
閉会……382

三月五日　水曜日（第一日）

日野市議会会議録

昭和五十五年第一回定例会

第一号

三月五日　水曜日　（第一日）

出席議員（二十七名）

一番	黒川重憲	君
二番	市川芳太郎	君
三番	秦正一	君
四番	飯山茂	君
五番	川嶋博	君
六番	中山基昭	君
七番	大柄保	君
八番	田中鯛一	君
九番	藤林理一郎	君
十番	谷長一	君
十一番	名古屋史郎	君
十二番	本間久	君
十三番	鈴木美奈子	君
十五番	板垣正男	君
十六番	奥住芳雄	君
十七番	石坂勝雄	君
十八番	滝瀬敏朗	君
十九番	林重義	君
二十番	市川資信	君
二十二番	大越久雄	君
二十三番	一ノ瀬隆	君
二十四番	竹ノ上武俊	君
二十五番	米沢照男	君
二十六番	杉山寅三郎	君
二十七番	高橋通夫	君
二十八番	佐々木昭雄	君
三十番	三浦重春	君
二十九番	正国務	君

欠席議員（三名）

十四番	橘祐子	君
二十一番	島村孝志	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	伊藤正吉	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	平川雅弘	君

議事日程

一　会議録署名議員の指名
二　会期の決定
三　施政方針表明
四　行政報告

建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	前川恒雄	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君

書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君
書記	安原清美	君

昭和五十五年三月五日（水）
午前十時開会

五　諸般の報告

本日の会議に付した事件
日程第一から第二まで

午前十時十九分開会

○議長（秦　正一君）　これより昭和五十五年第一回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十七名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認め、

二十四番　竹ノ上　武　俊　君

二十七番　高　橋　通　夫　君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（本間　久君）　それでは過日三日に行われました議会運営委員会での決定を報告させていただきます。

三月五日、きょう、会期の決定をしていただき、一順を追って説明いたしますけれども、お手元に配付された資料のとおりでございます。六日、七日、これが休会といたしまして、八日、九日、これも同じく通例の休会でございます。そして、この六日、七日の休会につきましては、登庁休会という形になりますので、よろしくお願いします。十日には正副議長の選挙を行ってもらい、並びに役員の構成をぜひお願いしたい。それから十一日には施政方針及び行政報告を行って、また諸般の報告を行ってもらいます。十二日から十四日にかけまして一般質問を行い、次の十五日、十六日は休会とします。十七日には委員会のこれまでの審査報告を行ってもらい、議案を上程してもらう、そして、この日にあらかじめ内定をされております委員会役員の構成を正式に行ってもらう。それから十八日、十九日、これが常任委員会でございまして、十八日の常任委員会は厚生と都産、それから十九日の常任委員会は総務と文教ということになります。翌日二十日は春分の日で休会でございます。二十一日には特別委員会を行ってもらう。それから二十二日、二十三日は休会といたします。その次二十四日でございますが、二十四日から二十六日にかけまして一般会計予算の特別委員会を行ってもらいます。二十七日には特別会計の予算特別委員会を行ってもらう。それで二十八日にはまとめを行い、二十九日、審査報告を土曜日でありますけれども、行ってもらうということで、お手元に配られたように開議の時刻につきましては、それぞれ十時原則でございますけれども、常任委員会とか特別委員会、これらは委員会の中で委員長並びに副委員長を決めていただきたいというふうに思います。

以上のとおり、会期につきましては二十五日間ということにいたすように決定いたしまして、また、この決定につきましては、それぞれ必ず厳守していただくということになりましたので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（秦　正一君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日より三月二十九日まで、期日二十五日と決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

明日六日より九日まで休会といたします。次回の本会議は午前十時より開議いたします。本日の未了日程は十日の日程といたします。

本日はこれにて延会といたします。

午前十時二十四分延会

三月十日　月曜日（第二日）

日野市議会会議録

昭和五十五年第一回定例会

第二号

三月十日　月曜日（第二日）

出席議員（三十名）

一番	黒川重憲君	二番	市川芳太郎君
三番	秦正一君	四番	飯山茂君
五番	川嶋博君	六番	中山基昭君
七番	大柄保君	八番	田中鯛一君
九番	藤林理一郎君	十番	谷長一君
十一番	名古屋史郎君	十二番	本間久君
十三番	鈴木美奈子君	十四番	橘祐子君
十五番	板垣正男君	十六番	奥住芳雄君
十七番	石坂勝雄君	十八番	滝瀬敏朗君
十九番	林重義君	二十番	市川資信君
二十一番	島村孝志君	二十二番	大越久雄君
二十三番	一ノ瀬隆君	二十四番	竹ノ上武俊君
二十五番	米沢照男君	二十六番	杉山寅三郎君
二十七番	高橋通夫君	二十八番	佐々木昭雄君
二十九番	正国務君	三十番	三浦重春君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	前川恒雄	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	松村清栄	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君
書記	安原清美	君

議事日程

一　施政方針表明
二　行政報告
三　諸般の報告

昭和五十五年三月十日（月）
午前十時開議

本日の会議に付した事件

なし

午前十時十七分開議

○議長（秦　正一君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十五名であります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十時　十八分休憩

午後四時五十八分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時五十九分休憩

午後六時五十二分再開

○議長（秦　正一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦　正一君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

次回の本会議は十一日午前十時より開議いたします。本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれにて延会といたします。

午後六時五十三分延会

日野市議会会議録

昭和五十五年
第一回定例会

第三号

三月十一日　火曜日　（第三日）

出席議員（三十名）

一番	黒川重憲君	
二番	市川芳太郎君	
三番	秦正一君	
四番	飯山茂君	
五番	川嶋博君	
六番	中山基昭君	
七番	大柄保君	
八番	田中鯛一君	
九番	藤林理一郎君	
十番	谷長一君	
十一番	名古屋史郎君	
十二番	本間久君	
十三番	鈴木美奈子君	
十四番	橘祐子君	
十五番	板垣正男君	
十六番	奥住芳雄君	
十七番	石坂勝雄君	
十八番	滝瀬敏朗君	
十九番	林重義君	
二十番	市川資信君	
二十一番	島村孝志君	
二十二番	大越久雄君	
二十三番	一ノ瀬隆君	
二十四番	竹ノ上武俊君	
二十五番	米沢照男君	
二十六番	杉山寅三郎君	
二十七番	高橋通夫君	
二十八番	佐々木昭雄君	
二十九番	正国務君	
三十番	三浦重春君	

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	前川恒雄	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	松村清栄	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君
書記	川上輝子	君
書記	安原清美	君

議事日程

一　施政方針表明
二　行政報告
三　諸般の報告

追加日程

一　議長辞職
二　議長選挙

本日の会議に付した事件
追加日程第一から第二まで

昭和五十五年三月十一日（火）
午前十時開議

午後四時三十八分開議

○副議長（高橋通夫君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十九名であります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議長秦　正一君から議長の辞職願いが提出されております。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よってこの際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。秦　正一君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり〕

○十二番（本間　久君）　社会党の本間ですが、いまのはっきりと認めるかどうかの採決のないままで、ただ声がばらばらとあったからといって、それを認めるというのはおかしいですね。

○副議長（高橋通夫君）　それでは再びお諮りいたします。秦　正一君の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「反対」「議長横暴」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し〕

○副議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よって秦　正一君の議長辞職の件は、許可することに決定いたしました。

お諮りいたします。この際、議長選挙の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。よってこの際、議長選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第二、議長選挙の件を議題といたします。

選挙の方法については、投票によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。

よって選挙は投票によって執行いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（高橋通夫君）　ただいまの出席議員は三十名であります。

お諮りいたします。会議規則第二十七条第二項の規定により、立会人に島村孝志君と三浦重春君を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋通夫君）　御異議ないものと認めます。

よって立会人に島村孝志君と三浦重春君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（高橋通夫君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋通夫君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（高橋通夫君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局議事係長（鈴木晴彦君）　それではただいまより点呼を行います。

一番　黒川重憲議員〔投票〕
二番　市川芳太郎議員〔投票〕
三番　秦　正一議員〔投票〕
四番　飯山　茂議員〔投票〕
五番　川嶋　博議員〔投票〕
六番　中山基昭議員〔投票〕
七番　大柄　保議員〔投票〕
八番　田中鯛一議員〔投票〕
九番　藤林理一郎議員〔投票〕
十番　谷　長一議員〔投票〕
十一番　名古屋史郎議員〔投票〕
十二番　本間　久議員〔投票〕
十三番　鈴木美奈子議員〔投票〕
十四番　橘　祐子議員〔投票〕
十五番　板垣正男議員〔投票〕
十六番　奥住芳雄議員〔投票〕
十七番　石坂勝雄議員〔投票〕
十八番　滝瀬敏朗議員〔投票〕
十九番　林　重義議員〔投票〕
二十番　市川資信議員〔投票〕
二十一番　島村孝志議員〔投票〕
二十二番　大越久雄議員〔投票〕
二十三番　一ノ瀬　隆議員〔投票〕
二十四番　竹ノ上武俊議員〔投票〕
二十五番　米沢照男議員〔投票〕
二十六番　杉山寅三郎議員〔投票〕
二十八番　佐々木昭雄議員〔投票〕
二十九番　正国　務議員〔投票〕
三十番　三浦重春議員〔投票〕
二十七番　高橋通夫議員〔投票〕

以上でございます。

○副議長（高橋通夫君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋通夫君）　投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（高橋通夫君）　これより開票を行います。

島村孝志君、三浦重春君の立ち会いを願います。

〔開票〕

○副議長（高橋通夫君）　選挙の結果を事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（松村清栄君）　御報告いたします。

投票総数　三十票
有効投票　二十八票
無効投票　二票（白票）

有効投票中

滝瀬敏朗君　十六票
大越久雄君　七票
米沢照男君　五票

以上でございます。

○副議長（高橋通夫君）　以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は八票であります。よって滝瀬敏朗君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました滝瀬敏朗君に、本席より会議規則第二十八条第二項の規定により、当選の告知をいたします。

滝瀬敏朗君、議長席にお着き願います。

これをもって議長を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　ごあいさつ申し上げます。

ただいま投票の結果、私が議長の座に着くことになりました。大変、若輩者ではございますが、十四万市民のため、また市民

要望の多様化の中で、全力を尽したいというふうに考えております。よろしくお願いを申し上げます。

皆様方の絶大なる御指導、御協力を切にお願いを申し上げまして簡単でございますが、ごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後五時　零分休憩

午後十時三十二分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

明日の本会議は午前十時より開議いたします。本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後十時三十三分延会

三月十二日　水曜日（第四日）

昭和五十五年
第一回定例会

日野市議会会議録

第四号

三月十二日　水曜日　（第四日）

出席議員（三十名）

一番	黒川重憲君	
二番	市川芳太郎君	
三番	秦正一君	
四番	飯山茂君	
五番	川嶋博君	
六番	中山基昭君	
七番	大柄保君	
八番	田中鯛一君	
九番	藤林理一郎君	
十番	谷長一君	
十一番	名古屋史郎君	
十二番	本間久君	
十三番	鈴木美奈子君	
十四番	橘祐子君	
十五番	板垣正男君	
十六番	奥住芳雄君	
十七番	石坂勝雄君	
十八番	滝瀬敏朗君	
十九番	林重義君	
二十番	市川資信君	
二十一番	島村孝志君	
二十二番	大越久雄君	
二十三番	一ノ瀬隆君	
二十四番	竹ノ上武俊君	
二十五番	米沢照男君	
二十六番	杉山寅三郎君	
二十七番	高橋通夫君	
二十八番	佐々木昭雄君	
二十九番	正国務君	
三十番	三浦重春君	

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	伊藤正吉	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	松村清栄	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君

議事日程

一　施政方針表明
二　行政報告
三　諸般の報告

建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	前川恒雄	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君

書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君
書記	安原清美	君

昭和五十五年三月十二日（水）
午前十時開議

追加日程

一　副議長辞職
二　副議長選挙

本日の会議に付した事件
追加日程第一から第二まで

午後三時四十一分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十九名であります。

お諮りいたします。副議長高橋通夫君から副議長の辞職願いが提出されております。

この際副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって選挙は投票によって執行いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（滝瀬敏朗君）　ただいまの出席議員は三十名であります。

お諮りいたします。会議規則第二十七条第二項の規定により、立会人に名古屋史郎君と市川資信君を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって立会人に名古屋史郎君と市川資信君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（滝瀬敏朗君）　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

決しました。

追加日程第二、副議長選挙の件を議題といたします。

選挙の方法については、投票によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって高橋通夫君の副議長辞職の件は、許可することに決定いたしました。

お諮りいたします。この際副議長選挙の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
〔投票箱点検〕
○議長（滝瀬敏朗君）　異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。
点呼を命じます。
○議会事務局議事係長（鈴木晴彦君）それではただいまより点呼を行います。
一番　黒川重憲議員〔投票〕
二番　市川芳太郎議員〔投票〕
三番　秦　正一議員〔投票〕
四番　飯山　茂議員〔投票〕
五番　川嶋　博議員〔投票〕
六番　中山基昭議員〔投票〕
七番　大柄　保議員〔投票〕
八番　田中鯛一議員〔投票〕
九番　藤林理一郎議員〔投票〕
十番　谷　長一議員〔投票〕
十一番　名古屋史郎議員〔投票〕
十二番　本間　久議員〔投票〕
十三番　鈴木美奈子議員〔投票〕
十四番　橘　祐子議員〔投票〕
十五番　板垣正男議員〔投票〕
十六番　奥住芳雄議員〔投票〕
十七番　石坂勝雄議員〔投票〕
十九番　林　重義議員〔投票〕
二十番　市川資信議員〔投票〕
二十一番　島村孝志議員〔投票〕
二十二番　大越久雄議員〔投票〕
二十三番　一ノ瀬　隆議員〔投票〕
二十四番　竹ノ上武俊議員〔投票〕
二十五番　米沢照男議員〔投票〕
二十六番　杉山寅三郎議員〔投票〕
二十七番　高橋通夫議員〔投票〕
二十八番　佐々木昭雄議員〔投票〕
二十九番　正国　務議員〔投票〕
三十番　三浦重春議員〔投票〕
十八番　滝瀬敏朗議員〔投票〕
以上でございます。
○議長（滝瀬敏朗君）　当票漏れはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　投票漏れなしと認めます。投票

を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
〔議場開鎖〕
○議長（滝瀬敏朗君）　これより開票を行います。
名古屋史郎君、市川資信君の立ち会いを願います。
〔開票〕
○議長（滝瀬敏朗君）　選挙の結果を事務局長をして報告いたさせます。
○議会事務局長（松村清栄君）　御報告をいたします。
投票総数　三十票
有効投票　二十七票
無効投票　三票（白票）
有効投票中
島村孝志君　十三票
米沢照男君　五票
大柄　保君　五票
飯山　茂君　四票
以上でございます。
○議長（滝瀬敏朗君）　以上のとおりでございます。
この選挙の法定得票数は八票であります。よって島村孝志君が副議長に当選されました。
ただいま副議長に当選されました島村孝志君に、本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。
副議長の就任あいさつをお願いいたします。
〔副議長登壇〕　（「がんばれ」と呼ぶ者あり）
○副議長（島村孝志君）　ただいまの副議長選挙によりまして、多くの皆様方の御支持をいただきまして副議長の任に着かさせていただくことになりました。もとより浅学非才の私ではありますけれども、十四万市民の負託にこたえるために、昨日選出をされております滝瀬議長初め議員各位の、さらには市長初め市職員皆さん方の御指導、御鞭撻をいただきながら、副議長の任を全うしてまいりたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）
○議長（滝瀬敏朗君）　ではここで前議長、秦正一君より退任のあいさつをお願いいたします。
〔三番議員登壇〕（拍手）
○三番（秦　正一君）　退任のあいさつをさせていただきます。二年前、私のために議長という職を任命させていただきまして、以後、微力ではありますが、日野市政の発展のために、また日野市議会の進展のためにがんばってまいりました。皆さん方の本当に真心からの御協力によりまして、ここに大任を果たすことができました。本当にありがとうございました。特に議会運営に際しては、議員皆様初め理事者、事務局、皆さん方の真心からの御理解、御協力によりましてスムーズに運営で

きましたことに対しましては、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

日野の現在は、都市基盤の整備等、数多くの課題を抱えております。どうかこのようなときに当たり、新たに選ばれた議長、副議長のもとに日野市議会の前進のためによろしくお願いしたいと思います。まことに簡単ではございますが、退任に際しての御礼のあいさつにさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）（「御苦労さま」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　秦議長御苦労さまでした。

引き続きまして前副議長、高橋通夫君より退任のあいさつをお願いいたします。

○

〔二十七番議員登壇〕

○二十七番（高橋通夫君）　一言ごあいさつを申し上げます。一九七八年、七九年は、日野市にとりまして非常に多忙な年であったわけでございますが、この年は八〇年代を迎えるところの準備の年であり、また基盤の固めの年ではなかったかと思います。この間、皆様から温かい御支援と御協力をいただきましたことを心から厚く御礼申し上げるわけであります。日野市にとりまして八〇年代は激動の年であり、また多難な年であるかと存じます。また日野市にとりまして飛躍の年であり、また発展の年の時期であると私は確信する次第でございますが、また明るい希望の時期でもございます。私は議員の任期中、今後一議員として日野市政の発展のために全力を打ち込む決意でございます。議員各位が今後、日野市の福祉の増進のために、あるいは町づくりのために、すばらしい活躍と御発展を御期待いたしまして、簡単ではございますが退任のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。（拍手）（「御苦労さん」と呼ぶ者あり）

○

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋議員、御苦労さまでした。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時　五分休憩

午後四時四十九分再開

○

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

明日の本会議は午前十時より開議いたします。本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後四時五十分延会

三月十三日　木曜日（第五日）

日野市議会会議録

昭和五十五年
第一回定例会

第五号

三月十三日　木曜日　（第五日）

出席議員（二十八名）

一番	黒川重憲君	
三番	秦正一君	
四番	飯山茂君	
五番	川嶋博君	
六番	中山基昭君	
七番	大柄保君	
八番	田中鯛一君	
九番	藤林理一郎君	
十番	谷長一君	
十一番	名古屋史郎君	
十二番	本間久君	
十三番	鈴木美奈子君	
十五番	板垣正男君	
十六番	奥住芳雄君	
十七番	石坂勝雄君	
十八番	滝瀬敏朗君	
十九番	林重義君	
二十番	市川資信君	
二十一番	島村孝志君	
二十二番	大越久雄君	
二十三番	一ノ瀬隆君	
二十四番	竹ノ上武俊君	
二十五番	米沢照男君	
二十六番	杉山寅三郎君	
二十七番	高橋通夫君	
二十八番	佐々木昭雄君	
二十九番	正国務君	
三十番	三浦重春君	

欠席議員（二名）

二番	市川芳太郎君	
十四番	橘祐子君	

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長	前川恒雄君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	加藤一男君
市民部長	田倉高光君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	松村清栄君	書記	平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記	谷野省三君
書記	鈴木晴彦君	書記	串田平和三君
書記	五十嵐隆君	書記	川上輝子君

議事日程

一　施政方針表明
二　行政報告
三　諸般の報告

昭和五十五年三月十三日（木）
午前十時開議

本日の会議に付した事件
なし

午前十時二十八分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十四名であります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午時十時二十九分休憩

午後四時五十九分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

明日の本会議は午前十時より開議いたします。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれにて延会といたします。

午後五時零分延会

三月十四日　金曜日（第六日）

日野市議会会議録

昭和五十五年
第一回定例会

第六号

三月十四日　金曜日　（第六日）

出席議員（二十八名）

一番	黒川重憲君	十七番	石坂勝雄君
三番	秦正一君	十八番	滝瀬敏朗君
四番	飯山茂君	十九番	林重義君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十二番	大越久雄君
八番	田中鯛一君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十一番	名古屋史郎君	二十六番	杉山寅三郎君
十二番	本間久君	二十七番	高橋通夫君
十三番	鈴木美奈子君	二十八番	佐々木昭雄君
十五番	板垣正男君	二十九番	正国務君
十六番	奥住芳雄君	三十番	三浦重春君

欠席議員（二名）

二番	市川芳太郎君
十四番	橘祐子君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	前川恒雄	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	松村清栄	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君
書記	川上輝子	君

議事日程

一　施政方針表明
二　行政報告
三　諸般の報告

昭和五十五年三月十四日（金）
午前十時開議

本日の会議に付した事件
なし

午前十時十五分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十二名であります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十時　十六分休憩

午後四時五十四分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。

明日十五日より十六日まで休会とし、次回の本会議は十七日午前十時より開議いたします。

本日の未了日程は十七日の日程といたします。

本日はこれにて延会といたします。

午後四時五十五分延会

三月十七日　月曜日　（第七日）

日野市議会会議録

昭和五十五年
第一回定例会

第七号

三月十七日　月曜日　（第七日）

出席議員（二十五名）

一番	黒川重憲君	十八番	滝瀬敏朗君
四番	飯山茂君	十九番	林重義君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十二番	大越久雄君
八番	田中鯛一君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十三番	鈴木美奈子君	二十八番	佐々木昭雄君
十五番	板垣正男君	二十九番	正国務君
十六番	奥住芳雄君	三十番	三浦重春君
十七番	石坂勝雄君		

欠席議員（五名）

二番	市川芳太郎君	十四番	橘祐子君
三番	秦正一君	二十六番	杉山寅三郎君
十二番	本間久君		

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長	前川恒雄君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	加藤一男君
市民部長	田倉高光君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	松村清栄君	書記	平川雅弘君
次長	朝倉敏夫君	書記	谷野省三君
書記	鈴木晴彦君	書記	串田平和君
書記	五十嵐隆君	書記	川上輝子君

議事日程

一　施政方針表明
二　行政報告
三　諸般の報告

昭和五十五年三月十七日（月）
午前十時開議

本日の会議に付した事件

なし

午後四時十七分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十五名であります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。

明日の本会議は、午前十時より開議いたします。

本日の未了日程は、明日の日程といたします。

本日はこれにて延会といたします。

午後四時十八分延会

三月十八日　火曜日（第八日）

日野市議会会議録

昭和五十五年
第一回定例会

第八号

三月十八日　火曜日　（第八日）

出席議員（二十六名）

一番	黒川重憲君	十七番	石坂勝雄君
二番	市川芳太郎君	十八番	滝瀬敏朗君
四番	飯山茂君	十九番	林重義君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十二番	大越久雄君
八番	田中鯛一君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十三番	鈴木美奈子君	二十八番	佐々木昭雄君
十五番	板垣正男君	二十九番	正国務君
十六番	奥住芳雄君	三十番	三浦重春君

欠席議員（四名）

三番	秦正一君	十四番	橘祐子君
十二番	本間久君	二十六番	杉山寅三郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	伊藤正吉	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	松村清栄	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	平川雅弘	君

議事日程

一　施政方針表明
二　行政報告
三　諸般の報告

昭和五十五年三月十八日（火）
午前十時開議

建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	前川恒雄	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君
財課長	大崎茂男	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君
書記	川上輝子	君
書記	安原清美	君

四　議案第三三号　日野市一般職の職員等の昭和五十四年度三月期における期末手当の特例に関する条例の制定について
五　議案第一〇号　昭和五十四年度日野市一般会計補正予算について（第四号）
六　議案第一一号　昭和五十四年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第三号）
七　議案第一二号　昭和五十四年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第三号）
八　議案第一三号　昭和五十四年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第三号）
九　議案第一四号　昭和五十四年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第三号）
一〇　議案第一五号　昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第四号）
一一　議案第一六号　昭和五十四年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第三号）

本日の会議に付した事件
日程第一から第一一まで

午前十時二十五分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十五名であります。

今後の日程について、議会運営委員長より報告をお願いをいたします。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（石坂勝雄君）　議運の委員長をやれということなので、よろしく御協力をお願いいたします。

昨日五時に議運が開かれた、それに基づく今後の日程を御報告申し上げて、御審議願いたいと思います。

本日十八日の日程は、施政方針表明、行政報告、諸般の報告、議案の上程 ― 議案の上程は、きょうの日程表に載っている追加議案の三三号議案、日野市一般職の職員等の昭和五十四年度三月期における期末手当の特例に関する条例の制定についてと、一〇号から一六号の補正の即決でございます。

十九日は、審査報告、その他の議案上程、それから意見書、決議等の締め切りは、五時でございます。

二十日は、春分の日で休会でございます。

二十一日は、常任委員会 ― 常任委員会は諸般の状況から二委員会に分かれてやるべきなんですが、今回は、常任委員会は四常任委員会を一日で開きます。

二十二日の土曜に特別委員会 ― 特別委員会は、一委員会ふえまして五つだそうですが、この日も一日に全部開かれます。

二十三日の日曜日は、休会でございます。

二十四日、二十五日、二十六日は、一般会計予算特別委員会で、三日間予定しております。

二十七日には、特別会計予算特別委員会でございます。

二十八日の日は、審査報告、この日は、ただし午後一時でございます。まとめがございませんので、午前中はまとめの日に充てます。審査報告と議案の上程 ― この議案の上程は、この日に補正の五号が、いわゆる計数整理をされたものが、いままでは市長の専決で行われたのが上程される、という予定でございます。

二十九日、三十日、三十一日は休会にいたします。

四月一日から二日、三日、この日を一般質問といたします。

それからちょっと申し添えますが、二十八日の審査報告、議案の上程の日に意見書、決議はこの日に、議案の上程の後に行われる、こういうことに議会運営委員会では決まりました。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、日程を消化しますので、よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

これより日程第一、施政方針表明を行います。

理事者から施政方針の表明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　昭和五十五年第一回定例市議会に当たり、日野市政に関する所信の一端を表明し、五十五年度予算案における施策の大綱を述べる機会を与えられましたことを、私は深く喜びとし、光栄に存ずるものであります。

「厳しい経済情勢と地方財政」という状況でありますが、一九八〇年代の幕あけとなった本年の経済情勢は、七〇年代後半からの厳しい経済情勢を引き継いでいるばかりか、異常な物価高騰に見られるように、さらに深刻化しているものを感じます。

卸売物価を例にとるならば、日本銀行が二月十二日に発表した卸売物価指数は、年率で二八・三%の上昇を示しております。これは去る昭和四十八年秋のいわゆる石油ショックによる狂乱物価以降、最高の上昇率であり、その再来とも言える驚くべき高騰であります。しかも卸売物価の高騰は短期的なものではなく、すでに十五カ月間にわたって続き、最近では、さらに加速化しております。この原因としては、輸入原油の値上がり、非鉄金属の価格上昇などが指摘されております。しかし同時に、物価上昇の背景には、経済不況下において大量発行されてきた国債に見られるように、インフレ政策を基調とした政府の財政運営と経済政策があることを、見逃すわけにはいかないと思います。

申すまでもなく、卸売物価の上昇は、インフレへの赤信号であることは、御承知のとおりであります。消費者物価もまた年々上昇を続けており、政府発表の消費者物価指数においても、昭和五十年を一〇〇とした場合の昨年十二月の指数は一三〇・四を記録しております。これはこの冬の灯油あるいは野菜の値上がりなどに実感されたところであります。その上、すでに御承知のように、電力、ガス、郵便、鉄道その他の公共料金の引き上げがメジロ押しに予定されており、市民生活への直接的影響はもちろん、再び卸売物価、消費者物価全体を押し上げる悪循環の要因となるものと考えなければなりません。

日野市政への直接的影響として、物価問題を考えるなら、最も端的な例は、土地価格の上昇であります。御承知のように、最近、地価は再び急上昇しており、特に多摩地域の地価高騰は、全国一と伝えられております。たとえば、昨年七月一日現在で、東京都が調査した基準地の地価の発表によりますと、日野市を含む南多摩地域での年間上昇率は都内一と言われ、商業地で一三%、住宅地は一八%という驚くべき事態となっております。地価上昇率が年間で一〇%を超したのも、昭和四十八年の狂乱物価以来のことであります。当面する施設建設費への影響はもちろんですが、下水道を初めとする都市基盤の整備に本格的に取りかかろうとする当市にとって、こうした土地価格の高騰が与える影響が、仕事を困難なものにするのは、申し上げるまでもないことであります。

このような物価上昇の一色に彩られた感のある経済情勢のもとで、政府が発表した昭和五十五年度予算案を見ますと、一般会計の総額は、四十二兆五千八百八十八億円でありますが、このうち十四兆二千七百億円を、国債発行で賄うとしております。国債依存率は三三・五%、つまり三分の一強を国債に頼っているのであります。昭和五十四年度当初の依存率三九・六%に比べると、幾らか低下してはいるものの、やはり異常な発行額と言うべきものでありましょう。この予算案は、各種公共料金の引き上げを前提として編成されております。つまりインフレ基調の予算であり、政策であることは、少しも変わっていないのであります。

こうした状況を目の当たり見るとき、市民生活を守り、市民本位の町づくりを進めるべき基礎自治体である市行政の役割りは、ますます重要な任務を担っているものと言うべきでありましょう。しかしながら、それに比して、地方財政の基盤は、余りにも弱いものと言わざるを得ません。たとえば、政府は、昭和五十五年の地方財政計画において、総額四十一兆六千四百二十六億円のうち、不足財源を二兆五百五十億円と見ており、これをすべて地方債で賄うことにしております。

また東京都の財政方針の転換によって、当市の財政も少なからぬ圧迫を受けることが、明らかになっております。具体的に申しますと、老人福祉その他医療や福祉事業への補助の減額、あるいは常備消防委託料の増額による支出増、市町村調整交付金制度の新設に伴う減額などにより、合わせて一億一千二百万円余のマイナス影響を受けることに試算されます。この分は、すべて一般財源で補うことになりますが、一億円余の一般財源がありますと、補助金やその他を見込み、五、六億円の事業を組み立てることもできるものであります。これが日野市の五十五年度当初への直接的影響であります。

東京都との関係で、もう一点申し上げなければならないのは、市町村調整交付金の問題であります。御承知のとおり、この交付金は、これまであった市町村振興交付金の特定交付金にかわるものとして新設されたものであります。この交付金は、市町村が一般財源として自由に使えるものであり、東京都はこれを市町村自治権の拡充と言っております。しかしながら、この調整交付金には、その算定基準に市町村自治権と矛盾する内容もあるので、市長会においては、これの改善を求めているところであります。

これまでも繰り返し申してきたことでありますが、地方財政の基盤が弱いのは、今日の財政制度に構造的な原因があることを地方自治体の連帯によって主張し、これが改善を強調しなければなりません。私は全国市長会で掲げている統一要求に沿って、今後も財政制度の改善に力を注ぎたい、と考えております。その統一要求とは、次の五項目であります。

一、地方交付税の引き上げ
二、都市税源の充実強化
三、超過負担の解消
四、事務事業の再配分
五、地方債の弾力的運用

私は、一層この方向に努力を続ける所存でありますので、市議会各位に一層の御理解と御鞭撻をお願いする次第であります。

次に、当市の現状に対処する政策立案の基本的な私の見解について申し述べます。

ここ二、三年の日野市の人口動向を見ますと、かなりはっきりと人口増加の勢いが沈静していることをうかがい知るのであります。

すなわち、昭和五十三年の一年間で三千二百十九人の増、また五十四年の一年間でちょうど二千人の増となっており、かつてより見ますと、ずっと増加の数が減少しております。これは経済の低成長下で、一般的には定住意識の強まっていることが考えられますが、同時に重要な原因として、先に触れた土地価格の上昇が挙げられます。したがって、人口増の沈静を、一面的に、今後も続く現象としてとらえることは、正確でないと考えます。

しかし、それにしても、宅地開発が大規模に進み、それに合わせて人口がどんどん急増した、かつてのような事態は、今後はあり得ないものでありましょう。その意味からして、日野市はいま一つの町づくりの歴史的転機に立っているように思います。つまり、次第に進む人口定着の中で、いよいよ個性のある都市としての基盤整備に本格的に取り組むべき時期を迎えているということであります。

このときに当たって、私の政策立案の基礎的立場を申し上げるならば、福祉をさらに推進しつつ、都市基盤の整備に重点を置き、健康的な文化都市の創造を目指す、ということであります。従来ややもすると、福祉や文化の行政と都市整備などの建設行政とを、対立的に見る意見がありました。しかしながら、下水道といい、道路といっても、本来その町の文化水準を確保する手段であり、広い意味での福祉であります。公園建設を例にとるなら、このことは、さらにはっきりしております。いわゆるソフトな面からも、ハードな面からも、特色と性格のある盛んな町づくりを進めたい、ということであります。私は、そのような取り組みこそ、本来の意味での文化都市の創造であると確信するものです。

このことは、また私が、市民の皆さんから学んだことでもあります。市は昨年十一月、予算編成に先立ち、住民意識調査を実施いたしましたが、この調査結果には、次のような特徴がうかがえます。

その第一には、都市基盤の整備、すなわち下水道、道路、交通、公園、緑地の施策に対する要望がきわめて強いことであります。

その第二には、施策、施設の質問で保健、医療行政の強化を望む声が特に多かった点であります。

その第三には、福祉施策の中で、老人福祉や障害者福祉への要望が特に高く、弱い立場にある人々を、地域社会で包んでいくべきだ、という意見が圧倒的だったことであります。

その第四には、自然環境を守り、公害に対しては厳しい態度で臨めという声が強かったことであります。

私は、こうした市民の皆さんの意見を、政策立案に積極的に反映させる努力をし、次のような予算編成方針の柱を立てました。

一、町づくりの基礎をつくる――すなわち都市基盤の整備であります。
二、教育、文化、スポーツの発展を図る。
三、命と暮らしを守る――その中には、保健、医療、福祉、災害対策、あるいは産業振興等を含むものであります。
四、市民自治の振興を図る。

以上の四つが、昭和五十五年度予算編成方針の柱であります。

昭和五十五年度予算案について説明を申し上げます。

昭和五十五年度予算の主な内容を御説明いたしますと、まず一般会計は、二百一億一千八百二十七万二千円という規模で、前年度当初予算に比べて一二・〇%の伸びであります。また特別会計は、六十一億七千九百十二万七千円で、同じく三一・三%の伸びであります。特別会計が大きく伸びましたのは、これまで一般会計に含めておりました下水道関係の建設事業費を特別会計に移したことが大きな原因で、一般会計から特別会計への繰出金は、全部で十二億二千四百五十八万七千円となっております。

次に予算編成の柱に沿って、主要な事業を申し上げます。

一、町づくりの基礎をつくる

この分野では、今年度より下水道建設を特別会計に移し、雨水や雑排水を流す管渠の埋設に、積極的に取り組むとともに、流域下水道事業を推進いたします。この中には、新規に施工いたします黒川都市下水路を初め、排水関係五系統の工事費を計上しております。

道路、交通費としては、全市にわたる生活道路の改修のほか、滝合橋際の歩道新設や通学路の整備など多岐に予算を配分いたしました。一・三・二国道の中央線架橋については、強く建設省に要請し、二・二・五市道については、測量予算を計上して事業化への努力を行います。

区画整理事業につきましては、引き続き神明上事業の仕上げを急ぎ、あわせて万願寺区画整理事業百二十七ヘクタールを六年計画で事業開始し、また平山下耕地区画整理事業十二ヘクタ

ールを組合施行で実施し、中学校の校地を確保いたします。西平山地区の都市整備についても、基礎調査の経費を計上いたしました。

緑と清流の環境整備につきましては、市民と一体になる運動を目標に、春、秋二シーズンに実施する緑化月間を予算化し、清流運動のためには、監視指導員制度を新たに設けて、市民との協力運動のしくみをつくってまいります。

緑地、公園、広場の取得、緑化推進のため、さらに力を入れていきたいと、考えております。

二、教育、文化、スポーツの発展を図る

この項目に関係いたしましては、学校教育の分野では、三沢台小学校、大坂上中学校を開校し、仮称第八中学校の新築工事、南平小学校増築に取り組みます。また懸案であった第二小学校の校庭拡張のために、用地の買い足しができましたので、新しくプールを移設して運動場の面積を広くいたします。

幼児教育の充実を目指すことを、今後の重点課題の一つにしたいと考えておりますが、今年度は旭が丘幼稚園の設計をスタートとして、幼児の保育と教育の一元化についても検討していきたいと思います。

図書館活動については、分館機能を持つ高幡図書館を開設するとともに、日野地区図書館を充実するほか、市民施設としての地区センター一館の建設を予定しております。スポーツ振興には既設のスポーツ施設を充実するほか、老人向けにはゲートボール場の新設と、少年野球場の整備等を事業化いたします。

三、命と暮らしを守る施策であります。

一生の健康のために幼児期の歯の保護が叫ばれておりますが、三歳から五歳児を対象に歯科保健活動をスタートさせることになりました。高齢者事業団には可能なものを業務委託するとともに、さらに助成に力を入れることにいたします。高幡保育園を改築して保育施設の改善を図るとともに、第四小学校、第八小学校の地区に学童クラブを新設いたします。福祉と教育にまたがる事業としては、全国的にもめずらしい障害者少年学級を市民参加の運営方式でスタートさせます。防災関係では、耐震用貯水槽の設置、騒音測定車の配置等、災害及び公害の対策をいたします。勤労者のために労働相談の窓口を開設し、また中小企業に向けては融資相談を始めます。

四、市民自治の振興であります。

市民自治の振興は、町づくりの土壌と考えて広く情報を公開するために、広報、広聴の機能をさらに充実させるとともに、市民参加を一層進めたいと考えております。現在、開園をしておる市民自治学園をさらに工夫をこらし、また自治意識の高揚のために市民憲章と市歌制定の準備をしたいと思います。なお、幼児教育と保育については、これからの事業発展に取り組む足固めと、住民負担の公正を期するために新年度より保育料の改

定をお願いしております。ことに御理解を賜りたいと存じます。

以上、予算編成方針に沿って昭和五十五年度予算案のうちから主なものを拾い出して御説明申し上げました。

「新しい世紀に向かい腕を組んで」という項目であります。初めにも触れましたが、ことしは一九八〇年代の幕明けの年であります。ことし生まれる子供が成人を迎えるときには二十一世紀ということになります。新しい世紀に手の届くこの時代に私たちは生きております。この新しい世紀に日野市を担う市民たちから誇りと敬意が払われるように今日の日野市をつくらなければならない、これがいまの私たち市民の務めと思うのであります。私は就任以来、市民参加による町づくりに心がけてまいりましたがそれは何より主権者である住民の中にこそ豊かな英知があると確信しているからであります。事実、福祉施策などで他市より高い水準にある事業を見ると、そのほとんどが市民参加によるものであることに思い当たるのであります。

申すまでもなく、自治とは、自分の頭で考え自分の体を動かすことであります。そして日野市の将来を決めるのは日野市民の自治する能力によると思います。私は日野市民から自治体行政を付託される立場として、日野市民の英知に学びながら特色ある福祉と文化の行政を生み出し、後の世代に胸を張って贈れるような基礎をつくりたいと願っております。

昨年は国際児童年でありました。そしてことしは国際障害者年であります。何よりも人間性豊かな社会をつくる努力を優先させなければなりません。さらに本年はさきの世界大戦の終結から三十五周年に当たります。平和こそすべての事柄の土台でありますから、その願いもまた大切にしたいものであります。高齢者を大切にしてその英知から学び、弱い人たちも包み込んでともに生き、子供のために個性ある町を準備し、市民参加の自治を貫き、平和のためにたゆみない努力をすることが、私の掲げる憲法を市政に生かそうのスローガンの心であります。

以上のとおり新年度の初めに当たって政策に対する決意を述べ、これらを実現するために全職員と一体になって市民から信頼される仕事に力を尽くす所存でありますことを申し上げ、市議会議員各位と市民の皆さんに変わらぬ御理解と御鞭撻をいただきますようお願いをして、私の施政方針表明といたします。どうもありがとうございました。

○議長（滝瀬敏朗君）　ただいまの施政方針表明について質疑はありませんか。三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　ただいまの施政方針につきまして若干の質疑を申し上げたいと思います。

まず第一に、前段が主なんですが、四ページ目のところに、「算定基準に市町村自治権と矛盾する内容もあるので、市長会において…」と書いてありますが、東京都の調整交付金の算定基準が市町村自治権を侵害すると、あるいは矛盾するというよ

うに市長受けとめておりますが、どこがどういうふうに矛盾しているのか御説明願いたいと、かように思います。

第二点は、財政制度の問題で、一項、二項、三項、四項、五項とありますが、二項の「都市税源の充実強化」ということがありますが、市長は、いわゆる都市税源の充実強化ということには、新税を創設するか、あるいは増税を強化するか、この二つが考えられることでございますが、住民に対してそのような圧迫感を受けさせる気持ちで言っているのか、あるいはそうでないとすれば、どのような考え方を持っているか、この点をお聞きしたいと、かように思います。

それから第三点は、その次のページでございますが、四行目ー「政策立案の基本的立場」と書いてあります四行目ですが、「かつてより見るとずっと増加の数が減少しております」これはいいんですが、「これは経済の低成長下で一般的には定住意識の強まっていることが考えられますが…」と、こう書いてあるんですが、何を言っているのかちょっとわからないもので御説明願いたい、かように思います。

第四点は次のページでございますが、「いわゆるソフトな面からもハードな面からも特色と性格のある盛んな町づくりを進めたい」、この意味がどういうことを言っているのかちょっと腑に落ちないもので、この点につきまして御説明願いたい、かように思います。以上四点。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えをいたします。私は、ただいま申し上げました所信表明の中に、東京都の新しく制定されました調整交付金制度の中に自治権に矛盾するものがある、そのことの御質問についてでありますが、東京都の市町村に対しますいわゆる調整交付金制度の中で、大項目、中項目、小項目というような一覧表がございまして、その中の大項目第三番目に属します行政運営割りという項目がございます。その大項目の表現をする範囲ではそのとおりでよろしいと思うわけでありますけれども、その中に従来、たとえばそれぞれの自治体でいろいろな事業をやっております。特に当市のごときは大変市民サービスに対しまして普遍的な、たとえば病院でございますとか、あるいは保育園行政、あるいは図書館活動、その他たくさん特色のある事業をやっております。それに対しまして、一般的に東京都の一つの考え方といたしまして、自治体としての平均的行政の基準といいましょうか、そういうことを立てまして、たとえば職員が基準に照らして多過ぎることはないか、あるいはそういうために過分の支出をしておるんではないか、このように受け取れる内容があるわけでありまして、これは東京都自身におかれましても、そのことを市町村側で指摘をして、つまり自治権を侵すことのないようにしたい、この点が矛盾ということでありまして、まだ最終的に決定まで至っておりませんが、それに対します考え方の調整が行われております。私の矛盾と指摘いたしましたのはその点でございます。

それから都市税源の充実強化という表現の中で、おまえは新税を創設するとか、あるいは増税を考えておるのか、とこういう具体的な御質問だと思います。私が掲げております都市税源の充実強化という意味は、これは端的に申しますならば、国の配分、つまり地方交付税をもっと上げてほしい、少なくも現在の三二％を四〇％程度に上げてほしいというのが共通した市町村自治体の願いであります。そのことをこれからも過去にも全国市長会として主張してまいっておりますし、これからもまた主張したい、こういうことでありまして、直接に市民の方に新しい税を考えるとか、あるいは増税をしようとかいうことは全く趣旨でございません。そのことをはっきりお答えをしたいと思っております。

それから人口増加の一つの沈静状態が、定住意識が強まったと、これは日野市内でももちろんでありますけれども、比較的高度成長時代からだんだん人口の大移動はとどまりまして、そして持ち家などが大分進みまして、それぞれのいま住んでいる町に当分あるいは一生住みつきたい、こういう考え方が一つのいまの世の中の世相であるというふうに見ております。そして日野市の去る昨年の十一月の調査におきましても、定住意識というものが非常に強かった、つまり日野市に住みつきたいという方が七割近くもおられたという数値にもなっております。したがって経済成長の盛んでありました当時に比べるならば、ようやくそういう大きな人口移動がどどまって、そしていわゆる定住意識が強まった、そのために人口が大幅にふえるということがおさまってきたという意味で表現をしておるつもりでございます。ただし、日野市内はまだまだ一ヘクタール当たり、計算の仕方にもよりますけれども、居住のできる、つまり河川敷等を除きましても六十何名という人口の割合になっておりますから、これからつまり定住されておるという、あるいは人口が沈静したという状態でこのまま推移することはあり得ないだろう、また人口のふえるきっかけというものは、たとえば区画整理を行いますようなことによって長期に続く、というふうに見ておるということを表明したものであります。

それから「いわゆるソフトな面からもハードの面からも特色のある盛んな町づくりを進めたい」、一般に福祉や教育に関しますし行政、これをソフトな行政と申しますし、道路をつくりましたり、あるいは下水道をつくりましたり、そのような土木的あるいは大きな施設を仮につくるといたしますと、そういうことを称してハードな建設と、このように言われているものを取り上げたつもりであります。したがって福祉や教育あるいは文化、そういう人間性の高まる行政とともに、基本的な町づくりの基盤といいます、特に下水道、道路交通の整備ということに

あわせて重点施策として取り組みたい、このことを表明しているつもりでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　最後に二番の質問でございますが、都市税源の充実強化ということの点で、市長は、地方交付税の引き上げをするように、三二％から四〇％にもっていくように努力するんだ、市長会でもそう言っているので私も同意しているんだ、というようなお答えでございますが、これは一項にあるんですよね、地方交付税の引き上げというところに。二項には関係ないんですよね。だから一項に引き上げをやれば、都市税源の充実強化というのは二項で何かまた具体的な方法が出てくる、これを増税の強化とか、新税の創設とかいうふうに聞いているわけなんです。だから一項を言っているならば二項は消すべきだと、こういうふうに考えているわけなんですが…。さもないと、やはりわれわれが考えると、税源の充実強化というんですから、いわゆるこれは都市税源というのは、何かつくって充実するんだとか、強化するんだというふうに考えざるを得ないんです。そこで聞いたわけなんです。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えが必ずしも適切でなかったと思っております。都市税源の充実強化というのは、先ほど言いました第一項のことも含めまして、つまり税源の配分を都道府県段階の地方自治体あるいは国に対して求めたい、こういうふうな趣旨でございますことを改めてつけ加えさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　ちょっと税源の配分といいますと大きな問題になるんですが、具体的にはどういうことを言っていますか、ちょっと質問いたしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いままで道路行政に対しまして都道府県の段階に補助され、それがまた市町村に流れてくる、こういった複雑な流れもあるわけでありますし、そういったものをなるべく明確に、日野市に対してどの事業に対してどれだけを交付するんだ、とこういうふうなことを一層明らかにしてもらいたい、こういうことを考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）　それでは最後に別の質問でございますが、これで終わりますが、東京都が一億一千二百万円ばかり削ったということで、これがあれば五億なり六億なりの仕事ができるんだというふうに言っておるわけですが、これが五億なり六億なりの仕事をするには、起債とかそういうものも必要とするということになるわけですが、さきに政府がインフレ政策を基盤とした財政運営と経済政策をやってるんだ、それは何かというと、大量なる国債を発行しているからだということなんですが、それと矛盾するかしないか、一言お聞きしたいと思うんです。

日野市がそれだけやって、ほかのところもみんなやれば、やっぱり国債なり地方債なりがふえるわけでございまして、それがやはり政府と同じような必要に迫られてやるようなので仕方がないんだ、二律背反の問題で、片一方を認めれば片一方はやむを得ないんだ、というふうなことになりかねないものでございまして、その問題の結論を言っていただきたい、とかように思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　冒頭にも触れておりますように、物価の高騰ということは、これは第二次といいましょうか、このたび日本がまともにかぶっております石油ショックを引き金といたしまして、どうしたって物価の値上がりは進むと言わざるを得ませんし、第一次の場合は、ある程度全体的な物価の値上がりの一つの安定によって、収拾はされましたけれども、今回は、私はなかなかそうはいかないだろう、というふうに言わざるを得ないように考えております。

そこで、特にわれわれの市のような、この建設事業をこれからの大きな課題といたします市としては、大変困難が加わる、そういう意味で申し上げたつもりでありまして、そう大きい矛盾はないかもしれませんけれども、しかし、心配ということには、全く解決をする見通しがない、こういうことも一面に考える、ということを表明したような次第であります。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　五十五年度の予算案についての中の「町づくりの基礎をつくる」、その次のページでございますが、一・三・二国道の中央線架橋については、強く建設省に要請し、となっておりますが、まだ多摩平自治会との合意がないまま、こういう形で市長の五十五年度の施政方針ということで出されたことについては、革新市政としては、問題があるかと思いますが、具体的にどのように強く要請するのか、その点をまずお聞きしたいと思います。

それから具体的には要請する以上、どのような道路をつくっていくのか。特に泉塚の交差点では、最近死亡事故を初め、いろいろな事故が頻繁に起こっております。そして第五小学校でも、児童の通学路に当たるということから、学校を通じて児童や父兄への交通の問題では、注意が文書として渡されている。こういう中で、いろいろとこれから問題が出てくるかと思いますので、そういう点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一・三・二国道の中央線の架橋ということは、これは私どもの日野市としては、将来循環

バスを通すためにも、悲願とも言えるほどの課題であります。多摩平自治会とも何年来、話し合いをいたしておりますし、可能な限りのアセスメント、環境評価もいたしまして、かなり話は進んでおります。しかしながら、日野市の一つの立体的な町づくりをするためには、私はこの橋はぜひ必要である、ということで御理解をいただく考えでおります。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　一・三・二でございますが、幅員は計画で二十二メートルでございます。構造につきましては、私ども多摩平自治会の皆さん方とお話ししております過程で、できるだけ公害のない道路にしたいということで、ある程度のバッファーになります植栽などをした道路構造にしたいと考えておりますが、いま具体的にどのような幅でどういう形でとる、というところまでは煮詰めておりません。一・三・一と連結して通る道路でございますので、一・三・一の道路幅員構造につきましても、まだ十分煮詰まっておらない段階でございますので、今後、国と協議し煮詰めていきたい、と考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　この問題では、自治会側の要望を聞いて、市の方でも環境予測調査をやっていただいて、そういう点では私も評価できると思います。

その後、疑問点については、自治会の方から市の方に質問が出され、また市の方から回答が寄せられております。でも、最近、一年近く話し合いがされておりませんし、こういう形で出てきますと、住民の中にも、やはりある程度の不安が出てくると思うんです。

そういう点では、やはり革新市政として、住民との合意のないまま、こういう形で話がどんどん進むということは、やはり問題があると思いますので、自治会側としても、市の方の話し合い、そして特にどういう道路になっていくのか、やはりこれから交通量が非常にふえると思いますので、そういう点では不安も持っておりますので、ぜひ市長みずからがこちらから出かけていって、そして話し合いを進める中で、また道路問題についての解決を図っていただきたいと思います。そういう要請をしておきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　二点ばかりお聞きしたいと思うんですが、市長の施政方針を聞きまして、非常に微に入り細にわたって、多くのことは予算審議の中で質疑ができると思いますので、基本的なことを二点ばかりお聞きしたいと思います。

市長のものの考え方と、私のものの考え方が基本的に違うから、こういう質問が私は出るんではないか、というように私は

考えておるんですが、何か市長の前段のそれを見ると、たとえば、石油ショック以来の狂乱物価とか、こういう問題は、挙げて政府の施策が悪い。いままでは、たとえば政府が悪いということとともに、都がよかった、こういうような私六年間の議員生活の中で理解しておったんですが、たまたま昨年、いわゆる美濃部都政から鈴木都政になると、今度は都も非常に悪くなった、こういうような判断の中で、市長の基本的な考え方を貫かれている中で、東京都といえども自分は地方自治体だと思います。それから、わが日野市においても地方自治体だ。こういう観点に立った場合に、さっき三浦議員からも質問があったように別に新税を設けない、いわゆる交付税の増額だということにおいては、鈴木都政になっても、美濃部都政でも、自分は基本的な考え方というのはそれは違うかもしらんけれども、現実の市政なり都政をやっていくには、そう多く変わるものではないのではないか、そういう点で市長はその点で革新市政だということで、根本に変わっているんだということなら、どこの施策に出すんだ、私は少なくとも市の自治体あたりは、特に日野なんかの場合は、財源においても、いわゆる地方の自治体のところと違って、今年度の市税を見ても六〇％の市税がある。こういう点を考えると、先ほど三浦議員も指摘してましたが、一億円の補助金が減ったということは、いわゆる五、六億円の仕事がそれによっては組み立て方ができるんだ、ということをおっしゃられていますが、市税のいわゆる六〇％を持っているということから考えれば、また一面工夫されれば、もっともっと積極的な、予算がいらない施策ができるんではないか、こういう点の市長の考え方はどうなのか、一点お聞きしたいと思います。

それから二点目は、市長は非常に、ただいまも鈴木議員が一・三・二の問題、二・二・五の問題で質問し、特に一・三・二の問題を質問されておりましたが、私そこを、基本的なことを一般質問で取り上げてますので、基本的なことだけここで聞きたいと思うんですが、文書上では、たとえば国に要求する、都に要求すると言ってますが、市長の根本的な考え方が、本当にこの事業をやりぬけるのかどうか、こういうことは、市長のいわゆる決断だと思うんですね。下水道にしても、何にしても…。そういう点の基本的なことを二点お聞きしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国といい、都といい、あるいはわれわれの市といいましても、いわゆる国民生活、都民生活、市民生活を守ろうということで、それぞれの自主的な立場で一生懸命にがんばっておるということは、お互いの立場だと思っております。

そこで、われわれのいわゆる基礎的自治体という立場からいいますと、都にこうあってほしい、あるいは国にこうあってほしいということも当然あるわけであります。　それが一つ

のそれぞれの自主性におきましての切磋琢磨の関係で、世の中がよくなっていき、また国民生活、市民生活がよくなっていく一つのやっぱり民主主義のあり方だと私は思っております。

したがって、中央集権に従属し、あるいは地方自治体なるがゆえに、お仕着せで黙っていていい、ということはないと思っておりますから、言うべきことは主張したい。また、そういう見解を持つことも、またわれわれの一つの自治権を守る基本である、とこのように思っております。それぞれが努力をしてるわけですから、努力の中でまた努力をし合う、ということを私は考えていいと思っておるわけであります。

それからいま言われました道路の整備、貫通といいましょうか、あるいは下水道の施策、おっしゃるとおり一つの私に与えられた試練であり使命である、と思っております。その決意に基づいてなすべきことは、市民の全体の幸せのために、勇気と決断を持ってやる、こういう気持ちでおります。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　最後二点目の、勇気と決断でやられるということは、非常に強くそういうことで進めてもらいたい。

一点目のことで伺いたいと思うんですが、国なり都に対する要求なり、また考え方の相違によっての市長の自治権の中での、いわゆる推し進める施策ということに対しては、市長やられることは私は結構だと思うんですが、どうですか、市自体に、いわゆる地価は暴騰する、市長がおっしゃられるように地価は暴騰する、いろんな厳しい、いわゆる特に地方公務員としての、役所としてのいろんな制度下の中で、上から下まで国民から厳しくいろんなことがなされた中で、市自体として何かえりを正すようなことはお考えになってるかどうか、その点をお聞きしたいと思うんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その点は、大変大切なことだと思っております。えりを正すことはもちろんでありますし、それから行政という負託を受けております私、並びに私の補助機関としての職員、これが討っ手一丸となって市民に対する信頼を得る、こういう努力こそが一番基本であるということは、いつも職員にも説き、かつまた、私のわきまえの一番原点、というふうに思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　昭和五十五年度の市政に対するところの市長の施政方針、非常に結構だと思いますが、ただ、この積極的な面が非常に表明されていいと思うんですが、ただ消極的な面として、いままで、これは市長の時代というわけでもないんですが、特に道路とか公共用地等についてもなってるけれども、そうした面について、まだ分筆とか未登記とか

そういうことで、新しく何か市の理事者側で、道路を拡幅したいとか、いろいろそういう交渉に当たって、まだ古いのがあるので、そういうところをやってもらわなければ応じられないとか、ということもしばしば起こっているわけでございまして、そういうことで市民の不平があるようなわけですから、こうした本年は市長の任期の最後の年かと思いますが、そうした面において、前の後始末というか、前から続いているそうした残った事務処理、そうしたことも整備して盛り込むべきではなかったかと思うんですが、そういう点について、どういうお考えですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民の方から直接御指摘がある事柄につきましては、気のつく限りなるべく公平、公正に、過去の残務についても処理はやっておりますけれども、市自身がまだ知り得ないものも、多分相当あるんではないかと思っております。

特にそういった残務の、市民から不信を持たれておるような処理ということにつきましては、ある程度の時間はかけなければ、つまり整った公正な処理ということも難しい面もありますので、これはこれとして大切なまた分野でもありますので、手残り、手ぬかりなく、特に市民からのいただく情報を取り上げる形でやっていきたい、このように思っております。

なかなか一時にそれらの情報が、つまり古いことが記録になかったりすることで、大変困っておる面もあるわけでありますから、努めてそういう面の努力もしなければならない、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　市長のお考えは結構ですが、やはりそうしたことを盛り込むべきではなかったか、ということで質問したわけです。

○議長（滝瀬敏朗君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　一・三・二の中央線架橋という欄の一番後の方ですが、一生の健康のためにと、それから幼児期の歯の保護等が叫ばれている、こういうことでございますので、特に三歳児から五歳児に対する歯科保健活動をスタートをした。いま盛んに医療問題につきましては、特に歯科の問題が大変お母さん方が苦慮されている、ということでございますので、このスタートしたという具体的なひとつ施策なりを、御説明していただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　このことにつきましては、二、三年前から日野市内の歯科医でつくられております歯科医師会―紫鮫会と言われておりますが、そこと協議を重ねてまいっております。そして、すでに保健活動を進めるための歯科

衛生のスライドでありますとか、あるいは広報上に記事をもって市民にPRをいたしますとか、いろいろな活動をすでにやってもらっております。今回ここに特に書いておりますのは、日野市に保健婦に並んで歯科衛生士というのを職員として置きまして、そして歯科医師会のバックアップのもとに保育園や幼稚園に具体的な保健指導をしよう、こういう内容でございます。まだ具体的にどのようなプログラムというまでにはいっておりませんが、ことしから歯科衛生士を置いて、そして具体的な活動を始めよう、こういう考え方でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　飯山　茂君。

○四番（飯山　茂君）　その歯科医師を置くということですけれども、たとえば市立病院に置かれるのか、あるいは日野市全域の歯科のお医者さんに依頼をするのか、その辺を…。市長もいまことしからひとつやりたいということでございますので、なかなかいろいろ施策もあろうかと思いますけれども、市立病院にたとえば歯科を設けておくとか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　歯科医師を置くんではなくて、歯科衛生士を置くということであります。つまり一般で言いますと、保健婦に相当するふうな資格を持ったものであります。したがって、いま直ちに市立病院に歯科医を置くということとは別な意味でございます。つまり歯科の保健活動をしよう、したがいまして組織といたしましては生活環境部の保健衛生課にその職員を置くということでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　先ほどから具体的な内容を施策の中で、一・三・二の問題が取り上げられておるわけでございますけれども、市長も御存じのとおり、一・三・二を早くかけなければならないというのは、私どもも市長もそういうふうな気持ちは同じだと思うんです。さりとて、中央にこれから要求をしていくんだという御答弁と、それから先ほど鈴木議員も質問の中で、市長は地元に行ってなるべく積極的に地元の皆さんとお話をなさった方が、というようなことがございましたけれども、とにかく御存じのとおりだと思いますけれども、一・三・二が早く開通しないために、ある一部の地域では非常な車公害に悩まされている、ということを市長も御存じだと思うんですけれども、これらをあわせて考えてみて、具体的にどのくらいの時期でできるのか、そこの点のお考えがありましたならばお聞かせを願いたいと思います。

　それから次のページなんですけれども、防災の関係で、市長もかねがね地域の防災については充実したものをつくっていくんだ、というふうなことを、一般質問の答弁等でおっしゃっておられますけれども、ことしの施策の中での防災で、地域の防

災というものをどういうふうにつくっていくお考えなのか、この二点をお伺いをしておきたいと思うんです。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　一・三・二がいつごろ架橋ができるかという御質問かと思いますが、先ほど市長の答弁にもあったわけでございますが、現在国に対しまして早くかけてほしい、という要望をしておりまして、これがどうなるかということは一・三・一と絡むわけでございます。簡単に申し上げますと、国が一・三・二を通すためには単に国鉄の上の橋をかけるだけではだめなんだということを前から言っております。つまり、一・三・一と連動して道路をつくらなければ道路としての意味がない、こういうことでございます。現在、その一・三・一につきまして、幅員の問題で国と市とで多少の意見の違いがございまして、これで国との調整を現在しております。これがはっきり固まったところで一・三・二の架橋という話になっていくものと思っております。現在そういう段階でございますので、はっきりいつできます、というふうなお答えは現在のところできかねる状態でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なお、一・三・二のことに触れますと、実はもうことしの予算あたりには国としても出先きではつけたいという考えがあるわけでありますが、建設省の関係の場所におきまして、万願寺区画整理の中に四十メーターという道路のことが新しく強く指導という形で出ておるものですが、そのことに対する具体的ないま処理といいましょうか、このことを東京都のあっせんを得ながら進めております。したがって理由とされておりますのは、つまりいつということはないわけですが、将来に対する一つの見通しを持つということによって一・三・二の関係も生きてくるんだと、こう言われております。したがって表現といたしましては、国に要請するというふうに書いておるわけでありますが、その関係の方も出先であればあるほどよく理解をされております。なお伴って遺跡の調査のことなどについても手はずをつけております。こういう状況であります。

　それから次の防災関係のことにつきましては、なかなかこれは一朝一夕に大きな組織をつくるということもむずかしいわけでありますけれども、やはり一番初動的な災害時の避難という個人個人の意識、あるいは家庭として、あるいは近隣同士として、地域としてこういうことが一番のもとになると思っておりますので、特にたとえば「わたしの便利帳」などにも市民に向けての心得の「十のポイント」とかそういうようなことをこれから強調して、具体的に意識の高揚といいましょうか、災害時に対するそれぞれの判断のもとになる、そういう意識をつくっ

ていきたい、そしてその上に自治会あるいは地域という形での訓練などもやっていただく仕組みにしていきたい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　一・三・二の問題ですけれども、確かにこれから何年先にできるという確たる答弁は、当然いまの段階ではできないと思うんですけれども、そうなるならばなったでもってやはり地元に対してそういうふうなＰＲ等をしてやらないと、地元の皆さん方はいつ開通するものだろうかというふうな懸念が大分あると思うんですね。それと同時にもう一点お聞きしますけれども、国鉄の関係が当然あると思うんですが、ボーリングしたとかいう話があるんですが、その点等はどうなんでしょうか。それといま一つ構造の問題で、いま多摩平を通っている道路と、それから今度新しくできる二十二メートルとのハンディというものは幅においてございませんか。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　まず第一点のボーリングの件でございますが、これはボーリングしております。ボーリング調査をやっておりまして、いわゆる橋台を建設する場合の準備のためのボーリング調査はしております。それから幅でございますが、現在の幅と同じでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　関係の、特に迷惑をかけておる地域につきましては、十分御説明の機会を持ちたいと思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　一・三・二の橋かけについて今後努力をしていただきたいということを要望しておきまたいと思います。

防災関係についてですけれども、これまた大変な地域の皆さん方にも御協力をいただかなければならないことでありますので、いずれにいたしましても、そのつど地元の皆さん方と防災関係というふうなものの集まりを持っていただいて、なるべく早くつくっていったらいいんではないかなと、こういうふうに思っておりますので、これを要望として終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって施政方針表明を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩

午後　一時　十五分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第二、行政報告を行います。市長から行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　私から二件につきまして行政報告を申し上げ、あと助役から一件、それからその他につきましては提出書類をもって報告にかえさせていただきます。

一、廃棄物処分地の件について

廃棄物の処分は、現在都下九市で関係している羽村町廃棄物処分地と、三十二市町村で合意をしている広域最終処分地とがありますが、それぞれについて報告いたしたいと思います。

まず、羽村町廃棄物処分地の件でありますが、これは当市を初め九市の管理組合を中心に地元住民と鋭意努力いたしまして、交渉を進めてまいりました。その結果、昨年十一月に廃棄物埋立地周辺環境保全連絡協議会、この会が結成され、それを土台に協議を重ねて、このほど両者の意見が一致し、ことしの二月には公害防止協定書を締結するまでに至りました。周辺地の地元対策としての一応の条件が満たされたことによって、いよいよ工事着工の運びとなりました。今後の予定といたしましては、今月中に事務準備を済ませ、九月には工事を完成、十月ごろから投入の見込みが立つことになりました。工事費としては、現在設計の段階でありますが、排水処理施設等を含めて三億円ぐらいと見込まれております。

次に新たな広域最終処分地の構想が生まれております。これは昨年の十月、都下三十二市町村と東京都が基本的な合意のもとに発足したものであります。さらに同十一月、新組織検討委員会で、一部事務組合の方式、あるいは法人の方式、または協議会の方式、とこの三点について検討いたしてまいりました。その結果、一部事務組合方式が最もよい方法であるとの結論に達しております。しかし、日野市を含む九市の管理組合は、すでに一部事務組合であるために二重組織になりかねません。この点の法令解釈について都や自治省に見解を求めたところ、「二重組織については法解釈上あり得ない事項であり、新しく事務組合を組織する中で調整すべきである」とのことでありました。

九市の処分地については、前述しましたように地元の合意を得て、ようやく見通しが立ち、愁眉を開く段階まできておりますので、この処分地を約三年間使用しながら、今後都の指導に合わせて整備と調整をしていくことになっております。以上が廃棄物処分地に関する件であります。

第二といたしまして、日野桑園の跡地に関する都の意見につ

いてを報告いたします。この件に関しましては、すでに昭和五十三年第四回の定例市議会において報告いたしましたが、今回はその後の経過についてであります。昭和五十三年十一月に国有財産中央審議会筑波移転跡地小委員会によって発表されました、「日野市の場合、地域によって望ましい都市像ができるまで利用計画の決定を留保する」、ということに対し、このたび都は、「公園を基本とし、その他の部分については小学校用地及び留保地にされたい。また引き続き施設の具体的な敷地面積や位置についての配慮を行ってほしい」この旨、去る一月三十日に国へ提出いたしました。これに対し日野市としては、都の意見には基本的に同意するが、留保地の用途については、十分に市の意見を取り入れるよう強く要望したところであります。この跡地利用は、良好な生活環境の確保と市民施設の整備に充てて、最大限にしかも有効な活用がなされなければなりません。市でもその線に沿った利用計画をすでに提出したものであります。現在、日野市を含む各地区の跡地利用について検討中で、今月には小委員会が開かれ、来月ごろまでには結論を出したい意向のようであります。その間、市としましても国や都と意見を調整しながら進めてまいりたいと考えております。すでにこのことについての報告は、二月二十八日に開かれました農林水産省跡地利用対策特別委員会で行っておりますが、今後とも議会の御支援のもと、市の考え方の実現に向けて努力する決意であります。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　次に助役から報告を求めます。

〔助役登壇〕

○助役（野呂　章君）　日野市職員組合に対する職免扱いにつきまして、報告申し上げます。

昭和五十四年十二月四日、日野市職員組合の活動に伴う職務専念義務の免除、いわゆる職免でございます。この取り扱いに関しまして御報告いたします。去る十二月四日、日野市職員組合は、自治労東京都本部の指令に基づき、都庁前で行われた都民生活擁護都民決起集会に、日野市職員六十名を参加させました。

集会は、東京都職員労働組合連合会や、多摩地区二十市の職員組合、労働団体、また福祉団体が参集して開催した後、各団体の代表者が、都議会各会派に要請行動を行ったものであります。

この行動をするに当たり、職員からは、条例の規定に基づき職務専念義務の免除の申請がありました。この申請は、職員が適法な職員団体の運営活動としての会合に参加し、陳情するものと考え、認めたものであります。

当時の情報では、参加各市においても、同様の考え方で措置がとられたものと思いました。

その後、当日の職員団体の行動について調査しましたところ、

労働政策に関する活動が、主な内容となっていることがわかりました。

したがいまして、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織した職員団体の行動としては、使用者である日野市との間に適法な交渉を行うための行為と認めがたいことを職員組合に通知しましたところ、職務専念義務の免除申請を取り下げ、休暇届が提出されましたので、これを受理することにいたしました。

不手際な措置についてはよく反省し、今後も適切な措置を行ってまいりたいと思っております。

以上のとおり報告を申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　収入役以下については、報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　全般ということでございますので、管財課関係の質問をしたいと思います。

管財課の管理下にございます市有地の中で、特に普通財産のことについて質問をしたいと思います。日野市に何ヵ所あるか、まず第一点。

それから、日野の七七七四番地付近にくい打ちをして、その市の土地と思われるところに、くいをぐるりと打ちまして、ばら線を張ってやっております。これは何ゆえにこのようなことをしているのか、そしてさらにこのくい打ちは、普通財産全般、全部やってるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

さらに、日野橋と高幡橋を結ぶ都道の高速道路にぶつかる地点、日野七七七四番地でございますが、この道路の南側の土地、昭和四十六年、公団より寄付された用地がございます。ここはたしか三筆になっておりますが、この中の二筆は、公衆用道路から雑種地に地目変更がされております。

第一点目は、いま一つの一筆が、いまだに地目変更をされないで、公衆用道路となっておりますが、これはどうしてでしょうか。

第二点目に、この道路を昭和四十八年に、市がこの奥に住んでいらっしゃる方に、通行許可証を出しておりますが、この控えはございますでしょうか、これはまた事実でございましょうか、第二点目。

第三点目に、何ゆえに個人にこういう通行許可証を出さなければならなかったのか、三点目にお尋ねしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　資料が手元にないわけで、不十分な点があろうかと思います。後でつけ加えさせていただきたいと思います。

第一点の、普通財産何点あるか、ということについては、後ほどにしていただきたいと思います。

それから新井橋を通る都道の高速道路下でございます。北側が「とんきん」という食堂がございます。その高速道路の下の南側に、おっしゃるような道路があるわけでございますけれども、これについての通行許可証でございますけれども、高速道路ができる以前からその道がございまして、そこに建っておる住宅というのが、その道を通行路としておった、こういうふうなことで、現状でも高速道路の高架下が道になっておる、こういうふうな事情から通行証等の発行となっている。

それから公有財産の管理でございますけれども、高幡街道から、いまおっしゃる新井橋に通ずる都道の間にありますところの高速道路を造成する際に、残地として日野市で買い受けた土地につきましては、新井橋から高幡街道までの分につきましては、今後の万願寺区画整理の中で、市の用地として活用されていく。それから高幡街道から西につきましては、神明上の区画整理の中に含まれて処理済み、とこういうふうな状況でございます。

点数につきましては、後刻報告させていただきたい、そういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　私の質問は、いま六点出しているわけです。質問にちゃんと答えてください。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　それでその管理でございますけれども、全体について、ここのところ市の管理地についての管理責任というもの等もございます。それから、いろいろ利用されてる、許可なしに利用している、というふうな状況等もございますので、ここで市の管理、一般、要するに行政財産ではなくて、一般財産として、普通財産として管理しているものにつきましては、管財の方であるいはくいを打ち、線を張って、要するに……（「そんなこと聞いてるんじゃないよ」と呼ぶ者あり）管理している、そういう御質問あったかと思います。（「管理しているのはわかってるから、質問しているんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　非常に私の質問に全然答えてくれてないわけですよ。先ほど言ったように、六点私質問してるわけです。一点だけ何か答弁があったような記憶しているんですが、管財が管理をどうのこうの言ってるんじゃない。管財が管理しているのを知っていて、だから総務部の管財課関係の質問をすると最初に言ってるわけですから、その答弁をしていただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　調査の上でお答えしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　いまここで答弁をしていただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　ですから、調査の上でお答えいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　調査というのは、いつ調査してお答え……。いわゆるきょうの本会議の時点で、していただけるわけですか。（「はい」と呼ぶ者あり）わかりました。そんなら了解します。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　この報告書の中で、総務部管財課の「工事請負契約の状況について」というところの、二枚目のナンバー十一の工事名のところに、日野市立日野図書館、括弧して仮称となっておりますが、あれは福祉会館の続きのあの図書館かと思うんですが、あの図書館というのは、もう相当長くあそこにあるんだけれども、いまだに仮称というのはどういうわけか、その点。

それから三枚目のナンバー十七の道場橋というのがあるけれども、一体どの辺だか、その点について御説明願いたいと思います。

それから三点目につきましては、過日、新聞で埋蔵文化財が紛失したということなんですが、市の方においては、それが取り戻ったかどうか、そういう点について御回答願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　十一番でございます。十一番につきましては、これは旧郵便局の要するに福祉センター中央会館の入り口のところに、入り口の右側に旧郵便局がございますね、あそこを買収しまして、これを一階を市の図書館にする、それから二階はここにございますように、並びに福祉センターの分室にする、こういう改修工事でございます。場所はそこでございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いままで福祉センターにありましたのは、福祉センター図書館という名前になっております。今度ここに改めて移設するものですから、新たに日野図書館という名前に変えよう、ということを今回の議会に条例提案を申し上げております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　十七番の道場橋でございますが、これは二小の北側でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　　埋蔵文化財は……。教育長。
○教育長（倉又秀作君）　　この前の議会、十二月の議会で、やはりそのことの経緯は申し上げたと思いますが、それと同じことが、ただ、たまたま新聞がかぎつけたというんですか、そういう形で新聞に載ってきた、とこういうふうに思っております。
○議長（滝瀬敏朗君）　　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　　それでは十二月議会に報告したままで、その後、教育委員会としては、そのままに放置してあるのか、この対策について。
○議長（滝瀬敏朗君）　　教育長。
○教育長（倉又秀作君）　　その後、この前申しましたように、警察に届け出まして、それを捜してもらってますし、それからその後、再びこういうようなことがあってはならないということで、それについての管理などについて、慎重を期しておりますし、それからさらに、今度あそこの遺跡調査の事務所とか、あるいはそれの保存庫などについての管理規則というものを、この間教育委員会で改めてつくりまして、それに従って管理を厳重にしていく、そういう形をいまとっておりますが、今後そういうことの絶対ないように努力していきたい、とこう思っております。
○議長（滝瀬敏朗君）　　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　　厳重にすることは結構なんだけれども、具体的に言って、どういうふうに保管はなっているか、錠はどうだとか、そのかぎはだれが預っているとか、そういう点について御説明願います。
○議長（滝瀬敏朗君）　　教育長。
○教育長（倉又秀作君）　　それにつきましては、あそこを直接使っているのが、埋蔵文化財を主として担当している池上、それから清野、この二人に直接の責任をとらせておりますけれども、しかし、全体としての責任は、社会教育課長が持つということで、いま言った施錠とかその辺については、大事なものを入れてるところについては、特に重要な管理をしていく、こういうふうに御了解いただきたいと思います。
○議長（滝瀬敏朗君）　　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　　警察に捜査をお願いしてあるというんですけれども、その後警察に行って、捜査の結果どうだとか、いまなお警察が続いてやってるかどうか、そうしたり、警察はどういうふうな調査をやったか、そういうことを聞かれたかどうか。ただ、警察の方へ頼みっぱなしで全然行かなかったかどうか、そういう点について。
○議長（滝瀬敏朗君）　　教育長。
○教育長（倉又秀作君）　　それにつきましては、たまたま新聞に出ましたものですから、そのことなどを一つまた機

会にしまして、警察とさらに密接な連絡を取って、ひとつ捜査方をお願いしておりますけれども、警察もなかなかああいうものの紛失についての捜査というのは、非常にむずかしいようでございます。そういう点で、警察の方も大変難航している、こういうふうに連絡を受けております。
○議長（滝瀬敏朗君）　　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　　そうすると、ああした文化財については、中には良心的な人があって、どこか何かの方法で返ってきたとか、そういう例も新聞なんかに出ているんだけれども、まだ返ってきたとか、そういう点は一品もないかどうか、そういう点について。
○教育長（倉又秀作君）　　残念ながら、そういうものはまだありません。（「了解」「関連」と呼ぶ者あり）
○議長（滝瀬敏朗君）　　谷　長一君。
○十番（谷　長一君）　　いま教育長が答弁されたことについて、私が前にこの一般質問をしたときに、その管理は厳重にする、ということを再三申してるんですね、にもかかわらず、管理なんていうのは、一体どこに厳重に管理しているかどうかということは、口でばっかり言って、実際には何を行ったかということですよ。それで新聞がかぎつけた、とこういうでたらめなことは言うもんじゃないと思うんですよ。それで過去においても、いわゆる土偶でしょう、それからひすいがなくなってるわけですよ。それで今度カメ型土製品でしょう。日野市で発掘した最高クラスのものが、みんななくなっているんですよ。一体お金を幾らかけたのか、というんですよ。金を幾らかけたか。
　それから前に、京都の国立現代美術館で、館長が今泉篤男のときに、フランスの「マルセル夫人像」がなくなっているんですよ。そのときに館長は何をしたか、辞職しているんですよ。厳重に管理する何をすると言ったって、何一つやっていないですよ。一体何をやっているんですか。そこらひとつ、自分の責任、それから管理を厳重にするとおっしゃられるけれども、一体管理をどうやって厳重にしたか、そこらを聞きたいです。お願いします。
○議長（滝瀬敏朗君）　　教育長。
○教育長（倉又秀作君）　　管理の厳重ということでございますけれども、それにつきましては、私もなくなった後さらにその関係者を呼びまして、たとえば施錠をするというようなこととか、それからたまたま夜遅くまでどうしても整理のために残らなきゃならんわけですけれども、そういうような場合にはその責任者を明らかにするというような日記を書かせるとか、そういうようなことをして、いまのところは内部からそういうようなものの厳重に管理して、そして外部から入ってくる

ものを防ぐ、そういう形をいまのところではとっているわけでございますが、これ以上さらにどうしろということについては、なかなかむずかしい問題でございます。それから責任ということについては、確かに私、前から申し上げておりますように、非常に責任を感じているわけですが、じゃあ、そのためにやめろとかなんとかということになると、これはまだ十分考えてみなければならない問題だと、こう思っております。

○議長（瀬瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　私は特に教育長が自分の責任を痛感したらとにかく監督管理というようなものは厳重にやって、それで自分の職責、やはり職務に専念する義務があるんじゃないかと思うんですよ。こういう経過というものを見ますと、職務に専念をしていないと私は考えるわけです。そういうのからいけば強要をするわけではないですけれども、やはり過去というのは、一教育長は教育者であられたからわかっていると思うんですよ。そうしますれば当然、国立現代美術館の「マルセル夫人」がなくなったようなその経過を教育長がたどってもいいじゃないかと思うんです。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　二十八ページの「その他、申請者丹野建設（株）による共同住宅の建設については……」云々とありますけれども、このことについて市長にちょっと承っておきたいことがあります。読売新聞の二月の二十日の朝刊ですけれども、「業者が市に物納、義務を渋って異例の決着」というふうに、見出しがこんなに大きく出ておりますけれども、この内容につきましては読めばおわかりでございますが、森田市長は、一、「建設場所が商業地区で、住民から建設反対の声が上がっていなかった」、二点「事前協議に入った時期が旧要綱と新要綱の過渡期であった」ことなどを挙げて、今後はこのような形で決着をつけないとお話をしておりますが、今後このような形で決着をつけないということは、当然今後はしないということだと思いますけれども、いつ、この新しい要綱と過渡期であったということを言っておられますけれども、この丹野建設なる業者の方が申請したのはいつであるか、この点をお伺いをしておきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　施行日等につきましては、担当部長の方からお答えをさせていただきます。言うなれば市の定めております要綱を、正確に守ってもらう行政指導を行うことがたてまえでございます。この業者の場合、要綱を多少無視する出方で、こちらが求める指導に法律論を盾にして多少反論をしてきておりました。いかに、私といたしましては要綱を正当に守るかということを基準にして考えました結果、一定の物納するということでようやく話が整いました。物納ということは必ずしもいい方法ではありませんが、行政協力費の見合いと、それから今後の活用ということで補っていきたい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　お答えいたします。丹野建設から開発行為の事前協議申請書が出されましたのが、昭和五十四年七月十六日でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　大変記憶が定かでなくて申しわけないと思いますが、日野市の「住みよい町づくり要綱」ができたのはいつですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　これは新しい要綱でございますか。（「そうです」と呼ぶ者あり）新しい要綱は、昭和五十三年十一月一日より施行しております。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　そうなると新聞の発表が誤発表なのかどうかわかりませんけれども、市長の言っていることがちょっと違ってくるんじゃないかなと思いますが、この点はどうお考えでしょうか。端境期とおっしゃっておりますけれども、そこをお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の言っていることが間違っているというふうには私は思っておりません。つまり事前に新しい要綱施行前にそういう話があったというふうに記録されておりますし、したがって行政指導する際に、少なくもどなたにかかわらず日付等によって不利益な位置が該当するというふうにならないようなある程度の判断をするということは必要だと、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　最後、市長が今後はこういうことはないようにというふうなことをおっしゃっておりますので、私もそれを信じるわけなんでございますけれども、とにかく日野台一丁目のマンション、これあたりについても大変なる業者の協力によって、九千六百万ですか、間違ったら取り消してもらいますけれども、そのくらいの行政協力費を支払っておるわけですけれども、金に換算した場合は、丹野マンションの場合だとどのくらいにお金の場合はなっておりますか。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　お答え申し上げます。一応私どもの方で、丹野から譲り受ける約束をしました面積につきまして試算をいたしました。その試算で大体丹野が行政協力費として寄付すべき額よりも多少多目の三千三百二十四万くらいになるんじゃないかというふうに試算しております。

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。
○七番（大柄　保君）　どうも余りすっきりしないんですけれども、とにかくこういうふうなことで決着がついたということもありますので、今後は正直者がばかを見るというふうな、私はどうしてもそういうふうにとれるんですね、この問題を見て。ですから、今度はひとつこういうことのないように要望しておきたいんです。
それと要望になっちゃったんだけれども、いま一つ聞きたいことがあるんです。住民から建設反対の声が上がっていなかったというんですが、もし上がった場合にはどうなったかということをお聞きしておきたいと思うんです。もし住民の皆さんから反対の声が上がっていた場合は、市当局としてはどういうふうな取り扱いになったかということをお聞きしておきたいと思うんです、今後もあることでございますので。
○議長（滝瀬敏朗君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　一般にマンション建設が仮に合法でありましても、日照時間が短くなるとか、あるいは建物の風で予測しない弊害が起きるとかいうことで、一般にはよく問題が起きるわけであります。ここの場合は商業地域でありまして、周辺からも特段の反対的意見は出てこなかったと思っております。ただ、私がそれを理由にどういうことを言ったか、新聞は正確には覚えておりません。ただし、そのようなことは全員協議会のときでも申し上げた記憶はございます。つまり私らの行政といたしましては、なるべく市民の意見を尊重したいわけであります。それからまた事柄によりましては調整もしなければなりません。そういう意味におきまして、特に住民の反対はなかったということは、指導上、住民の反対に対する調整という部分が力として存在しなかったということはあるわけであります。
○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。
○七番（大柄　保君）　わかりました。これ以上やりともどうかと思いますので、さっきも要望いたしましたけれども、こういうふうな何ていうかすっきりしないような行政の指導はなさらない方が市民の皆さんにとっても本当にいいことじゃないかなと、こういうふうに思いますので、今後十分に注意をしてやっていただくように要望しておきます。以上です。
○議長（滝瀬敏朗君）　林　重義君。
○十八番（林　重義君）　三十七ページなんですけれども、私道整備補助工事の点について、二番の金久の団地私道整備工事の件でちょっと伺います。この場所については、私道ということで確かに市民サイドから言って、市民が困るので私道補助金で出してもらえるんじゃないかというふうに解釈するわけですけれども、この団地は何か私道にもいろいろと定義というか、解釈の問題がたくさんあるんじゃないか、と私も思っ

ているんですけれども、一応まだ構図自体も全般的に全部訂正されてない、結果的には本当の私道というか、皆さんが勝手に出し合った道路という解釈のように思われるんですけれども、こういう個所についても市が私道補助という、私道という定義の上で認めたというふうに私は解釈するわけですけれども、その点確認の意味でお伺いしているわけで、その点はどうなんでしょう。
○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。
○建設部長（森久保三次君）　私道整備補助要綱の適用範囲の拡大及び適用条件の緩和等によりまして、当然こうした私道の整備の該当するところの申請者が出たわけで、それに基づいた施行でございます。以上です。
○議長（滝瀬敏朗君）　林　重義君。
○十八番（林　重義君）　いま部長の答弁ですと、私道というのは、拡大解釈して市民の皆さんが家が建ってあって私道として使っておられるところが、いろいろ事情によって荒廃したときとか、そういうときには私道補助を出して－それは結構なことだと私は考えます。そうすると、市の私道という定義の－私は私道というのはやはり一応正規な分筆によって私道として決められたところが私道じゃないかというふうに解釈していましたもので、そういう意味からですと今後のこのような事例というか、そういう形の上で市もやっていただけるんじゃないかということで、確認しているわけですけれども……。よくわかりました。
○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。
高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　先ほどちょっと落としたんですが、市長の報告の中に廃棄物の処分地の件ですが、地元との話し合いがついてやるというようなことですが、話し合いのついた何か条件、何か迷惑をかけたのでその辺の迷惑料とか、あるいは何か建物とかそんなことがあったかどうか、そういう点について御説明願いたいと思います。
○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。
○生活環境部長（伊藤正吉君）　羽村処分地の件でございますが、地元の町内会あるいは自治会、そういったものの十六人が協議会をつくりまして、その中で一応了解したものでございます。これに対しましては、一応地元の方に対策費といたしまして各自治会当たり約五十万を支払っております。以上です。
○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　自治会に五十万を払ったというんですが、その数はどのくらいになるか、そういう点を。何自治会あったのか、ただ自治会に払ったというんではわからない。何自治会であったか。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。
○生活環境部長（伊藤正吉君）　地元対策費としまして、処分地の九市の管理組合の予算書を見ているわけでございますが、六百五十万予算に計上してございます。（「了解」と呼ぶ者あり）
○議長（滝瀬敏朗君）　それでは先ほどの黒川重憲君の答弁を求めます。管財課長。
○管財課長（大崎茂男君）　普通財産に関します御質問について管財課長からお答えいたします。普通財産はどのくらいあるかということでございますけれども、現在六十三件で七万五十六平方メートルございます。
それから二番目の高速道路関係でございますけれども、高速道路の残地として日本道路公団から私どもの方で、市の方で買っておる土地のうち、普通財産といたしましては二十二筆、千八百四十二平方メートルございます。それで地目は、田んぼあるいは畑から雑種地扱いに地目変更いたしております。
それと、その管理上のくいでございますけれども、普通財産を管理していく中で一応、それと財産の所在をはっきりし、また立ち入り等禁止する意味からも、場所によっては、くいを打ってばら線を張っておる。それから空き地として市民に使っていただくところも、広場的に使っていただいてるところもあるわけですが、そういう中で、くいを打ったところと打ってないところがある、ということでございますが、中央高速の残地につきましては、できるだけ予算の範囲で逐次くいを打って、一応万願寺の土地区画整理事業に備えたい、というふうに思っております。
それから、通行許可証を出しているか、あるいはなぜ出したか、というような御質問でございますけれども、高速道路の残地以外に、高速道路ができましたことによって、従前ありました道路がなくなってしまった、つまり盲路になってしまったところもございますので、高速道路の側道、あるいはそれにかわるものとして、道路としてつけかえを行っております。そこにつきましては、従前のつけかえ道路ということで、一応道路扱いで通行を許可しているということですが、許可証という文書を出したかどうか、ということについては、これは普通財産の場所ではございませんので、管財課ではちょっと回答できかねるわけですが、いずれにいたしましても、経過からは道路のつけかえということで、道路としてつけかえたんだという中では通らせているということを建設部の方から聞いております。以上でございます。
○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。
○一番（黒川重憲君）　何点かは答弁が入っておりましたが、よろしいですか、よく聞いておいてください、いまもう一回はっきり質問しますから。

一点目の何ヵ所あるかということは、それじゃ結構です。
なぜくい打ちをしているのかということは、いまいろいろ答弁がございました。全部くい打ちをやっているのか、という質問をさっきしたわけです。そうしましたら、していないという答弁がございました。さらにその辺は質問したいと思うんですが、なぜ全部のいわゆる普通財産にくい打ちをしないのか、片一方はして片一方はしない、こういう不公平があるじゃないか、この点もう一度お尋ねします。
それから公団の方は、第一点目は、四十六年に公団から買ったんじゃないんです。これは寄付されてるんです。日野市にただでもらってるんですよ、日野市がね。日野市がもらった、寄付をされたその道路の中の一筆が、まだ、いまだに公衆用道路として残っておる。これは、いま道路のつけかえ云々ということを言いましたけれども、あそこは道路の現況を残していますか、よく見てください、あそこを、課長。道路としての現況全然残ってないでしょう。同じところに片一方は、二筆は、公衆用道路から雑種地に地目変更されていながら、なぜ一つだけいまだに公衆用道路としてなっているのか、ということを聞いてるわけです。
続いて、その許可証を個人に、その方に出している。これは市有地の、いわゆるこういう道路のところでその許可証を出せば、その個人の方にみんな貸してくれるんですか。もし、この許可証を出しているということになれば、その控えがあるはずだ、ということを聞いてるわけです。あるならそれを何か提示してください。本人が持ってるということを聞いたわけです。
第三点目は、なぜ個人にこういう許可証を出さなければならないか、ということです。許可証を出すということは、いわゆるこれは道路じゃなくて、普通財産の範囲に入るんじゃないか、ということを言ってるわけです。なぜその個人に許可証を出すんですか、その点をお聞きします。
○議長（滝瀬敏朗君）　管財課長。
○管財課長（大崎茂男君）　お答えいたします。まず、なぜくい打ちを全部にしてないか、してあるところ、してないところ不公平ではないか、という御質問でございますけれども、先ほどもちょっと触れましたけれども、普通財産の中で、一応普通財産として土地を管理していく中で、順次予算の範囲内で、くいを打つなどして保全していきたい、というようなことでございまして、今後、逐次そういうようなことをやっていきたいということで、現状では、初めてのことで、まだほんの一部しかくい打ちしておりませんが、今後やっていきたい、というふうに思っております。
それから道路の件でございますけれども、形として道路となっていない、ということでございますが、私、現地見ておりますが、高速道路ができましたことによって、いままであった道

路がつぶれたということで、その道路を利用していた方の土地の利用が阻害されたことになりますので、道路公団では、高架下に二メートル幅の道路といいますか、通路をつくっておりまして、その二メートルのところを通って、そこの宅地に行ける。それからその通路から、御指摘の現状では、行きどまりの道路のように見えるところに通じておりまして、道路としては行きどまりでなく、一体としてでき上がってる、というものでございます。ただ、文書を出したかどうかということは、先ほども申しましたように、普通財産管理の方ではございませんので、つけかえ道路ということで、道路としての正式な認定はしてないと思いますが、一応つけかえ道路で公衆が使ってよろしい、というような承諾はしておる、というふうに聞いております。

最後、まだちょっとあいまいですけれども、建設部の方からの回答は、そういうふうに受けております。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　通行許可証を出したかどうか、管財の範囲じゃないというならば、ほかの部で出しているのかどうか、はっきりした答弁をお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　通行許可証という言葉、私は初めてでございますが、事実を調べまして、後刻御報告申し上げたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　大変長くなって申しわけございませんが、初めてあそこの、いわゆる高速道路の近所にくいを打ったんじゃないんですよ。毎年、毎年、何回も何回も打ってるんです。

それはなぜかというと、くいを打っちゃつぶされて、また今度くいを新しいものを打つ。だんだんくいが太くなっていってるんです。それで、今回もことしになってですか、去年の暮れからことしになってからかしらないけれども、打っていた。それで、この工事現場の人に、また打つんですか、と言ったら、予算があるから打ったんだ、とこう言ってる。こんなむだなことをしてるということは、私は非常に不愉快でしようがないんです。そして、なおかつ同じところばっかりやっていて、ほかのところへは、そういうことをしてない。だからやるんならば、公平にやんなさいと、こういうことを言ってるわけです。その点よく考えて、やる場所も、またそれから何のためにくいを打つのか、ばら線を張ってやるのか、その辺、もっときちんとした計画性を持ってやっていただきたいことをつけ加えておきます。

それからこの南側の道路の件ですけれども、あそこは公衆用道路ということで、いわゆる道路のつけかえだと言っておりますけれども、前は、あそこにいた方は、あそこを使っていないんですよ。それ御存じですか。いま言ったように、高速道路のちょうど下に二メートル幅の道路がある、そこは通行のためにわざわざつくったわけです。それは道路がなくなっちゃうから、つくるのは当然です。公団の方でですね。ところがその南側にあるところは、あそこは前は全然通ってないところです。ずっと奥の方から通っていたところなんです。つい最近になって、あそこ通り始めたんですよ。いわゆる四十八年から、許可証というらしきものを取ってからやってるんです。

それで、あそこに車を出して売ってるじゃないですか。商売をしてるじゃないですか。そのことは、再々私、管財の方にも言ったけれども、やっとそれだけは取り外したらしいです。こういう不公平なことをするということは、近所の方たちが、なぜあそこだけしないんだ、ということを皆さん言ってるわけです。あそこも同じ市の土地じゃないか、なぜあそこだけは道路になって、個人だけに使用させておくのか、こういう単純な疑問を近所の方たちが持っているわけです。それから私はこういう質問をしたわけですが、その許可証のこととあわせて、ひとついわゆるこの一筆だけが、公衆用道路としていつまでも残っておる。あとの同じ隣にくっついているところは、地目変更されている。その辺の解明をぜひやっていただきたいことを、つけ加えておきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

○総務部長（赤松行雄君）　議案第三三号の御説明を申し上げます。

なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第三、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

これより議案第三三号、日野市一般職の職員等の昭和五十四年度三月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第三三号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第十六条に規定する期末手当について、特例を定めるものであります。

職員組合と交渉の結果、給与額の〇・五カ月プラス一律三千円に合意を見ましたので、支給をこれによって行いたく、提案するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　議案第三三号の御説明を申し上げます。

三三号の第一条でございますけれども、職員の給与条例の中の特例でございます。給与条例の中の期末手当は、〇・五カ月と規定されておるわけでございますけれども、ここで〇・五カ月プラス三千円ということで提案申し上げるわけでございます。

二条の方は、市長の給与に関する特例でございますけれども、職員の条例が自動的に適用されることになります。そこで特例としまして、〇・五カ月のみを適用する、要するにプラスアルファの三千円は除外する。

それから三条につきましても、教育長についても、市長等の給与の条例の特例と同様に〇・五カ月分のみを適用するという特例でございます。これにつきましては、二月の二十日に職員組合より〇・五カ月プラス一万円の要求があったわけでございますけれども、幾度となく交渉を重ね、三月の十三日妥結を見たわけでございます。

それで、昨年の支給の状況と比較しますと、昨年は〇・五カ月プラス三千五百円でございました。その支給額は、平均は十万五千八十二円でございます。ことしの五十四年三月期は、〇・五カ月プラス三千円でございます。それの平均支給額は、十万九千六百七十五円ということで、昨年よりも、額にしますと四千五百九十二円増額されることになるわけでございます。

このような内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。谷長一君。

○十番（谷　長一君）　これちょっと市長にお聞きしたいんですけれども、この一般職員に関するこの期末手当というのは、これはちょっと考え方だけでよろしいんですけれども、非常に市民から見ますと、なじみにくい期末手当ではないか、と思うんですよ。そこいらを市長はどのようにお考えになっているか、伺いたいんですけれども……。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私もこういう支給の制定は、何か古い過去の継続ではないか、という感じがしないわけでもございません。ただ、現実に条例上、私どもの市といたしましても制定されておるものでありまして、なかなかこういう形式を改変するということは、これまたむずかしい状況も伴っておるわけであります。したがいまして、今回のようなお願いをしておるような状況でありまして、将来はもっとすっきりした方式がつくられるべきではないか、という感じは持っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　これは要望なんですけれども、ただいま市長がおっしゃられたように、将来はもっとすっきりした形ということをおっしゃられたんですけれども、そのような形で、今後これから考えていただきたい、ということを要望しておきます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三三号、日野市一般職の職員等の昭和五十四年度三月期における期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時二十分休憩

午後三時　二分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第一〇号、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算（第四号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一〇号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算第四号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ四億三千百八十六万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を二百五億二千九百六十三万九千円とするものであります。なお、詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議御決定のほどをお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それではただいまの提案理由に基づきまして四億三千百八十六万二千円歳入歳出補正額につきまして御説明申し上げます。

お手元にございます補正予算第四号の六枚目から明細書の歳入が始まっております。この補正予算の一つの特長といいますのは、いわゆる決算見合いの補正予算でございます。でありますから、歳入のほとんどが国の補助金あるいは起債、そういうものの額の確定による最終の歳入ということです。それから歳出につきましては、いわゆる契約差金あるいは委託料の減額等のいわゆる減額による項目の歳出が主なものを占めております。

六枚目からのページを追いまして、それらの傾向についての主にかかわる部分につきまして御説明をいたしたいと思います。

歳入の市税から始めます。一応個人の市民税につきましては、これは調定増によるものでございます。法人につきましては、小西六の中間決算による落ち込みによる減額、こういうふうになっております。

それから次のページにいきまして、固定資産税につきましては、額の確定に伴うものでございます。

次も同様でございます。額の確定に伴うものにつきましては、ずっとページを送っていただきたいと思います。

十五ページ、分担金及び負担金、負担金の上三つにつきましては、これは対象増でございます。児童措置費保護者負担金あるいは保育園分、老人措置費負担金これは対象増、下の精神薄弱者措置費負担金は対象減によるものでございます。

次が使用料でございます。徴収率、人員増等の途中採用分の関係でこれだけの二百三十六万八千円の増、こういうことでございます。

それから次のページの手数料、これはごみ処理の件数発生増によるものでございます。

それから次のページ、二十一ページは国庫支出金でございます。国庫支出金の中の国庫負担金でございます。このページにつきましては、額の決定に伴うものでございます。

それから次のページ、国庫支出金の国庫補助金につきましては、三番目日野用水取水ぜき改修につきましては、国庫から都補助への切りかえについての増減分でございまして、国が減り都がふえるという形でございます。それから次が市営住宅家賃収入、これは末期分の額の確定に伴うものでございます。それから次の小学校費補助金につきましては、いずれも対象額の決定に伴って増減をしているものでございます。

次のページの国庫補助金につきましても同様、これは額の確定に伴うものでございますが、その中で一番最終にあります騒音防止対策補助金につきましては、最下欄の金額につきましては、電気代でございます。

次のページにいきまして都の支出金でございます。都の支出金につきましては、いずれも対象減による減でございます。それから、これは二番目の都立日野台高校の建設に伴う道路新設

につきましては、西側道路の追加分の増でございます。それから、その下が大坂上擁壁工事の都の負担分、こういうことでございます。

次のページ、二十九ページにつきましては、額の確定に伴うものでございます。

次のページ、三十一ページも同じく額の確定に伴うものでございます。

次は財産収入、利子及び配当金、これは土地開発基金ここに掲げましたそれぞれの利子を計上させていただきました。

次のページ、財産収入、財産売り払い収入、一番上の市有地につきましては、みずず建設関連のものでございまして、二十二・六平米分の財産売り払い収入でございます。下の部分につきましては、郷土かるたその他のものの売り払う代金。

次が寄付金、これは一般寄付金で行政協力費等の総計でございます。

次は繰入金でございますが、受託水道会計これはいわゆる都の受託水道事業から一般に繰り入れられます退職金見合いの繰入金でございます。

次に基金繰入金につきましては、公共施設建設基金の取り崩し額でございます。

次に諸収入は預金利子、これは決定に伴うもの。

次の貸付金元利収入も同じでございます。

それから次の受託事業収入、これは日本住宅公団よりの受託収入でございます。

雑入につきましては、学童クラブ、私用電話料の額の決定に伴うものでございます。

市債につきましては、いわゆる地方債補正、この年度末で確定いたしました市債につきましてのそれぞれの決定に伴う補正をここに挙げさせていただいてあります。以上で市債の部分が終わります。五十三ページまでが市債の部分でございます。

それから次が歳出でございますが、歳出の中で特段に変わっているところを拾って申し上げたいと思います。歳出の中の△印のいわゆる減額は、いずれも契約差金あるいは執行残等でございます。

その中で六十二ページ、二十五番の積立金七千五百七万七千円、これにつきましては、説明欄に記載されておりますとおり、基金あるいは利子、退職金等の積み立てによるものでございます。

ずっとほとんどいわゆる執行残の決算見合い調整ということできておりますが、七十六ページお開き願います。扶助費の欄で百五十七万ありますが、その説明欄の方の補装具給付費三十万ですが、これは対象増に伴うもの、そして下の二百十五万につきましては、対象減、こういうことによっての補正でございます。

次七十九ページをお開き願います。七十九ページの最下欄に少々大きな金額九百二十九万五千円、児童手当挙がっておりますが、この減額は、所得改正による対象減による減額でございます。

それから次のページもいずれも対象人員の減というようなことで、それぞれ減額されております。

八十七ページをお開き願いたいと思います。衛生費の清掃費でございますが、工事請負費これは契約差金でございます。二千万の減額。それから十九の負担金、補助及び交付金二千五百万、これにつきましては、ごみの量の減と、トン当たり単価の減による減額でございます。それからなお、次の目のじんかい処理費九百十万、これは残灰等運搬と出ておりますが、これはやはり残灰の運搬量が減ったと、こういうことでございます。その下の四千万につきましては、工事差金でございます。

次のページは病院整備費でございますが、これは収益的事業から投資的事業への組みかえでございます。上下の組みかえでございます。負担金から投資及び出資金の方に組みかえたということでございます。

次に九十二ページの説明欄にあります工事請負費、中段の農地費の中の工事請負費千五百六十万、これは先ほど歳入でちょっと説明しました豊田用水ぜき施設改修工事の歳入に見合う工事費の分でございます。

それからあとは、ずっときまして九十九ページ、九十九ページの上段中ほど都市計画費の中の償還金、利子及び割引料というのがございます、三百五十五万、神明上の都市下水路償還金となっております。これは都からの利子補強があったための減でございます。それからその次の公共下水道費の千二百六十二万一千円繰出金の減は、これは九〇%から九七%に徴収率が上がったための繰出金の減額、こういうことでございます。それから次の委託料千四百四十万北川原公園基本設計は、事業執行を来年度に延ばしたための減額でございます。それからその下の三百十九万日野緑地、これは不用額でございます。

次に消防費、百三ページでございます。一番上の委託料、これがたびたび御説明申し上げております都へのいわゆる常備消防事務の委託料でございます。五〇%から七五%という額の決定を見たための補正でございます。七千五百九十二万四千円でございます。

次は百七ページ、百八ページ、これは学校の教育費の中の小学校費でございますが、十一番の需用費、これは学校のボイラーに要します燃料費の値上がりによる千百二十一万八千円の補正でございます。それからその下の備品購入費四百八万八千円、これは三沢台小学校分の備品購入費でございます。

次は百十一ページ、百十二ページにあります公有財産購入費、これらはすべていわゆる用地購入費すべての額決定による追加

でございます。なおその下の百草台小学校増築分その二、これは千九百七十八万四千円につきましては、繰越明許費分でございます。

それから次は、百十三ページからは中学校費でございますが、その十八番備品購入費にあります五百二十四万三千円、これは大坂上中学校の開設備品でございます。

次の百十五ページ、二十二、補償、補塡及び賠償金これは下耕地地区の区画整理区域内に建てますところの第八中学校仮称用地を一時借用するための補償料でございます。一番最下欄の十五番、工事請負費三千百九十五万円につきましては、これは工事差金でございます。

それから次の百十七ページで大きな金額としましては、十四番使用料二百九十九万がございますが、これは執行残でございます。

あと最終、予備費まで特段に変わったところはございません。

以上、御説明ごくかいつまんで御説明申し上げましたが、さきにも申し上げましたように、一応決算見合いの補正予算ということで、執行残あるいは契約残によるところの減額補正、歳入については、額の決定あるいは起債、補助金等の決定に伴う歳入、そしてこの中に先ほども御説明しましたとおり、公共施設整備基金から取り崩されている額が、一億三千万公共施設整備基金から取り崩している、それが主な内容となっております。

なお最初に戻りまして六ページ、繰越明許費補正というのがございます。先ほど歳出の方で御説明申し上げました、百草台小学校の繰越明許費分と申し上げましたが、増築分その二取得費としてここに千九百七十八万四千円、繰越明許費の額の決定をお願いしてあるわけでございます。第三表債務負担行為補正につきましては、豊田用水取水ぜきの債務負担行為いわゆる翌年度への財源持ち越しのための債務負担行為でございます。これをお願いするわけでございます。それから第四表地方債補正につきましては、先ほど地方債の欄で概略御説明しましたものをこの表としてここに掲げさせていただいてあります。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　第一点は、使用料の中で教育使用料が二百三十六万八千円ふえています。私が理解するところでは、幼稚園の月額三千円ということから見ると、六十四、五人分の使用料の増加ではないかと、こういう点が幼稚園の園児の募集というのは公立幼稚園では十月の時点にやっているということから勘案して、一割の増になった理由は、四月に予算が成立してから、四月に入ってから六十四、五人くらいふえたのか、どうなのか、その点を一点。

それからその次に、寄付金の中でこれは恐らく行政協力費と

なっていますが、補正前は三千万、それが六千七百十万八千円こういう補正がされているが、先ほども行政報告の中で質疑のあった丹野マンションのような、物で取ったものを金に換算してするのか、あくまでもああいう固定資産というんですか、そういうものはあくまでも金に評価をしないでするのか、その辺。二点伺いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　幼稚園使用料についてお答えいたします。御指摘のとおり使用率アップとそれから人員増でございます。人員増につきましては、途中採用分ということになっております。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　お答えいたします。丹野の件につきましては、この補正の六千七百万何がしの中には入っておりません。つまり金に換算しておりません。

○議長（滝瀬敏朗君）　石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君）　一点の方はよろしいですが、二点目の丹野マンション、私もこの中には入ってないということは知っているんですけれども、今後のこういう考え方の問題で、金で換算して出すのか、先ほど金額では何か標準行政費より多いということになったんですね。そういう点で、扱いを金で換算して出してくるのかどうかということを聞いているんですが。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　この件につきましては、先ほど大柄議員の御質問に対しまして、市長が「今後このようなことはしない」というお答えをしておりますので、今後このようなことはないものと理解しております。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一〇号、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算（

（第四号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一一号、昭和五十四年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、議案第一二号、昭和五十四年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一三号、昭和五十四年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一四号、昭和五十四年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第三号）、議案第一五号、昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第四号）、議案第一六号、昭和五十四年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第三号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案につきまして、それぞれ提案の理由を申し上げます。

議案第一一号は、昭和五十四年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第三号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれふえませんが、ただ款の組みかえがありますので、歳入歳出予算の総額は、十九億七百七十六万一千円と変わっておりません。

議案第一二号は、昭和五十四年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第三号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ二千五百四十四万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、十億九千九百三十三万八千円とするものであります。

議案第一三号は、昭和五十四年度日野市下水道事業特別会計補正予算第三号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ七百一万三千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、一億二千十七万八千円とするものであります。

議案第一四号は、昭和五十四年度日野市立総合病院事業会計補正予算第三号であります。

補正予定額は、収益的収入支出それぞれ四千二百三十八万一千円を減額し、さらに資本的収入を五千万円、支出を一千二百四十万円それぞれ追加するものであります。

議案第一五号は、昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第四号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ五千八十三万五千円を減額し、歳入歳出予算の総額を六億七千七百六十四万五千円とするものであります。

議案第一六号は、昭和五十四年度日野市農業共済事業特別会

計補正予算第三号であります。
補正予定額は、収益的収入支出それぞれ三百九十八万九千円を減額し、収益的収入支出の予定総額を二千一万二千円とするものであります。
それぞれの議案につきましては、担当部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。
○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。
○市民部長（田倉高光君）　それでは、日野市国民健康保険特別会計補正予算第三号について御説明申し上げます。
二ページを御参照いただきたいと思いますが、補正の内容といたしましては、予備費を総務費あるいは保険給付費に充てるものでございまして、特に総務費では、人件費の不足分の支出でございます。
それから保険給付費につきましては、療養諸費が不足し、高額療養費が余る見込みでございますので、これを高額療養費から療養諸費に組みかえるものでございます。
したがいまして、予備費が五百四十八万五千円減ってまいりますけれども、差し引き総額といたしましては、補正前の額十九億七百七十六万一千円ということでございます。よろしくお願いをいたします。
○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。
○都市整備部長（前川恒雄君）　都市計画特別会計につきまして御説明申し上げます。
二ページの区画整理国庫補助金につきましては、額の確定に伴うものでございます。
四ページの都の補助金につきましては、国の補助金の二分の一を都の補助金としていただくものでございます。
続きまして、六ページの委託金につきましては、額の確定に伴うものでございます。
八ページの保留地処分金につきましては、今年度保留地の競争入札による処分をしておりませんので、減額するものでございます。
預金利子につきましては、確定によるものでございます。
歳出に入りまして、十ページにつきましては、職員の手当その他の額の確定によるものでございます。
十二ページにおきましては、事業費の中の委託料六千万円が、区画整理の業務委託をしております新都市建設公社に対する委託料の増でございます。
十四ページにつきましては、特に申し上げることはございません。
十六ページにつきましては、予備費の微調整でございます。
続きまして、下水道特別会計について御説明申し上げます。歳入の二ページの使用料でございますが、使用料の料率アップに伴います使用料の増収による補正でございます。
続きまして、繰入金でございますが、先ほどの使用料のアップに伴いまして、一般会計からの繰入金を減にするものでございます。
あと歳出でございますが、すべて差金、契約差金でございます。以上でございます。
○議長（滝瀬敏朗君）　病院事務長。
○病院事務長（加藤一男君）　それでは議案第一四号の補正につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。
まず収益的収入支出関係でございますが、提案理由にもございましたように、それぞれ四千二百三十八万一千円を減額補正をいたしてございます。
まず収入の主な補正内容でございますが、一般会計の補正予算御審議の際も、企画財政部長の方から説明ありましたように、ここで五千万円の減額をいたしてございます。これは言いかえますれば、病院事業の収益が上がった、と御判断をいただいて結構かと思います。そういう意味で、ここで大きく五千万円の減額補正をさせていただきました。そのほか若干のプラスいたします補正がございまして、差し引きまして四千二百三十八万一千円の減額と相なっておるわけでございます。
それから支出でございますが、同額の補正でございます。これが内容といたしましては、ほとんどが減額補正でございまして、主として人件費の減額補正がほとんどでございます。これは一つ例を申し上げますと、医師給について申し上げますと、当初は十六名の医師を予算計上いたしましたが、現時点十五名の医師で運営をいたしております。したがいまして、ここに減額を生じておるわけでございます。看護婦給その他についても同様でございます。
それから一枚めくりまして、四ページの一番下欄でございますけれども、少額ではございますけれども、六十四万三千円の減額をいたしておりますが、これは准看護婦の養成をいたしております。当初予算におきましては、五名を予定いたしましたが現時点、四名の准看護婦の養成をいたしております。そういう関係で減額をいたしておるわけでございます。
それから次の五ページでございますが、これも一般会計で御審議をいただきましたように、資本勘定にここで五千万円いただいております。出資をいただいておるわけでございます。
それで支出をごらんいただきますと、千二百四十万円の追加補正でございます。この内容といたしましては、千三百万円を備品購入、いわゆる有形固定資産の購入をいたします。これはどういうものを買いますかと言いますと、備考に書いてございますように、患者用ベッド床頭台等を購入いたしたい、ということでございます。いささか老朽化しましたので、キャスターつきのベッドを購入いたしたい、こういうことで追加をさせて

いただきました。減額の六十万円は、貸し付けがございませんでしたので、全額を減額するものでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　水道部長。

○水道部長（中村亮助君）　それでは次に議案第一五号、受託水道事業特別会計補正予算第四号につきまして、歳入歳出予算の事項別明細書の二ページ、三ページの歳入から御説明申し上げます。

まず歳入の水道事業受託金、これにつきましては、五千八十三万四千円を減額するものでございますけれども、工事の一部計画変更などによりまして、減額をするものでございます。

次に下水道使用料徴収事務委託金の一千円の減額ですけれども、これは計数整理によるものでございます。

六ページから十三ページまでの歳出につきまして、その主なものを順次御説明申し上げます。

まず六ページ、七ページの浄水費のうち、需用費八百六十七万六千円の減額でございますけれども、これにつきましては、浄水場の送水あるいは配水ポンプに使います電気使用料が、当初見込みより供給量が減少したために、不要を生ずるというものでございまして、当初予算に計上いたしました額の一三・九%に相当するものが、今回減額になるわけでございます。

次に同じページの配水費でございますけれども、このうち工事請負費の二千五百五十九万円の減額でございますけれども、これにつきましては、道路改修工事等の他企業の工事に影響を受けまして、年度内に配水管の移設工事ができない、というものが出てまいりまして、それに伴うところの工事費の減額をするものでございます。

次に八ページ、九ページの給水費でございますけれども、このうち委託料の二百八十八万五千円の減額につきましては、漏水修理などの委託費でございまして、見込みより減少するということで、その不用分を減額するものでございます。

次に同じページの受託事業費の減額補正十七万九千円につきましては、特段御説明することはございません。

続きまして、十ページ、十一ページの業務費のうちの役務費の百四十六万円の減額ですけれども、これにつきましては、通信運搬費の八十一万八千円の減額が主なものでございまして、上下水道料の納入通知、あるいは督促通知等の発送に必要な郵便料が口座振替の方法によりまして、郵送料が節減できる、ということによりまして、減額をするものでございます。

次に委託料の百十九万二千円の減額につきましては、料金計算事務あるいは検針事務等の業務委託を、給水件数の増加状況等によりまして勘案いたしまして、当初見込み計上をさせていただきましたけれども、不用額を生ずる分がはっきりしてまいりましたので、その分を減額するものでございます。

次に十二、十三ページの水道改良費でございますけれども、このうちの工事請負費三百十五万八千円の減額につきましては、神鋼電機跡地等の開発行為によりまして、本管の布設工事をしたわけでございますけれども、この工事に伴いまして、若干の差金が出ましたので、その差金の分を減額するものでございます。

次に備品購入費の百三十九万二千円の減額につきましては、量水器の新設の分でございまして、新築家屋の増加見込みなどが多少減ってきた、というために減額をするものでございます。

次に同じページの、水道建設費の負担金二十一万四千円の増額でございますけれども、これは平山橋の改修工事に伴いまして、橋に水道管三百ミリを添架いたしましたけれども、この添架に伴いまして、重量負担金に不足を生じますので、この分を今回補正をさせていただくものでございます。

以上、大変簡単でございますが、御説明を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　それでは議案第一六号、昭和五十四年度日野市農業共済事業特別会計補正の第三号につきまして、御説明申し上げます。

ページを二枚めくっていただきます。まず農作物共済勘定でございますが、収入支出とも三百九十万九千円の減額補正でございます。この主なものといたしまして、水稲保険金の額が確定したことによります減額補正でございます。

それから一枚めくっていただきまして、業務勘定の収入支出八万円の減額でございますが、国、都支出金の確定に伴いまして、それぞれ補正するもので、減額八万円でございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。川嶋博君。

○五番（川嶋　博君）　病院関係について、ちょっとお尋ねします。予算的に見て、減額ということについては、好ましいことでありますけれども、先ほど事務長の方からの報告で、医師、看護婦とも減額になっている、ということの報告でしたけれども、医療関係については、今後このままで行くのか、医療行政について差し支えがあるか、どういう考えでいるかお尋ねいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　病院事務長。

○病院事務長（加藤一男君）　お答え申し上げます。ただいまの御質問は、医師並びに看護婦はこのままの姿でよろしいのか、という御質問でございますが、もちろんこのままの姿でよろしいとは思っておりません。鋭意努力をいたしまして、医師の確保、これは優先的にやりたいと思ってますが、いずれにしましても、デリケートな問題がございまして、鋭意努力をして、予算に計上する十六名の確保はいたしたい、こんなふう

に考えております。
それから看護婦につきましても、全く同様でございまして、ここの欄で、減額補正をさせていただいておるわけでございますが、当初予算におきましては、八十八名を見込んだわけなんでございますけれども、残念ながら現時点では、八十名でございます。あと八名を確保したいということで、ニッパチ休制に向かって努力をいたしたい、かように考えておるわけでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本六件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本六件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本六件について採決いたします。本六件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一一号、昭和五十四年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、議案第一二号、昭和五十四年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一三号、昭和五十四年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一四号、昭和五十四年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第三号）、議案第一五号、昭和五十四年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第四号）、議案第一六号、昭和五十四年度日野市農業共済事業特別会計補正予算の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時四十三分散会

三月十九日　水曜日　（第九日）

昭和五十五年
第一回定例会

日野市議会会議録

第九号

三月十九日　水曜日　（第九日）

出席議員（二十六名）

一番	黒川重憲君	十七番	石坂勝雄君
二番	市川芳太郎君	十八番	滝瀬敏朗君
四番	飯山茂君	十九番	林重義君
五番	川嶋博君	二十番	市川資信君
六番	中山基昭君	二十一番	島村孝志君
七番	大柄保君	二十二番	大越久雄君
八番	田中鯛一君	二十三番	一ノ瀬隆君
九番	藤林理一郎君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十三番	鈴木美奈子君	二十八番	佐々木昭雄君
十五番	板垣正男君	二十九番	正国務君
十六番	奥住芳雄君	三十番	三浦重春君

欠席議員（四名）

三番	秦正一君	十四番	橘祐子君
十二番	本間久君	二十六番	杉山寅三郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	伊藤正吉	君
建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	前川恒雄	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	松村清栄	君
次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君
書記	川上輝子	君
書記	安原清美	君

議事日程

昭和五十五年三月十九日（水）

午前十時開議

（議案審査報告）

一　議案第一〇二号　日野市立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

（総務委員会）

（請願審査報告）

（文教委員会）

二　請願第五四－四一号　非核三原則の立法化要請決議に関する陳情

三　請願第五四－四五号　私立幼稚園保護者の補助金増額について請願

（文教委員会）

四　請願第五四－一〇号　教育予算増額に関する請願（一、二、四、五、六項）

（都市整備産業建設委員会）

五　請願第五三－四九号　公道並みの私道舗装に関する請願

六　請願第五四－三二号　準工業地区指定に関する請願

七　請願第五四－三七号　程久保地区町名地番整理事業に関する請願

八　請願第五四－三八号　下排水整備の件に関する請願

九　請願第五四－四四号　登録民間日雇い労働者に対する雇用促進に関する請願

（特別委員会審査報告）

一〇　ごみ問題対策特別委員会審査中間報告の件

一一　交通対策特別委員会審査報告の件

（常任・特別委員の選任）

一二　日野市議会常任及び特別委員会委員の選任について

（議案上程）

一三　議員提出議案第一号　日野市議会昭和五十五年度一般会計予算特別委員会設置及び委員の選任について

一四　議員提出議案第二号　日野市議会昭和五十五年度特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任について

一五　議員提出議案第三号　日野市議会特別委員会設置及び委員の選任について

一六　議案第一号　日野市民会館建設資金積立基金条例の制定について

一七　議案第二号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

一八　議案第三号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

一九　議案第四号　日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の制定について
二〇　議案第五号　日野都市計画神明上土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例の制定について
二一　議案第六号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
二二　議案第七号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
二三　議案第八号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
二四　議案第九号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
二五　議案第一七号　昭和五十五年度日野市一般会計予算について
二六　議案第一八号　昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計予算について
二七　議案第一九号　昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計予算について
二八　議案第二〇号　昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計予算について
二九　議案第二一号　昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計予算について
三〇　議案第二二号　昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計予算について
三一　議案第二三号　昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計予算について
三二　議案第二四号　市道路線の認定について
三三　議案第二五号　日野市監査委員の選任同意について
三四　議案第二六号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
三五　議案第二七号　日野市立三沢台小学校建設用地取得について
三六　議案第二八号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
三七　議案第二九号　日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
三八　議案第三〇号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
三九　議案第三一号　東京自治会館組合規約の一部を改正する規約の制定について
四〇　議案第三二号　日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定について

（請願上程）

四一　請願第五五－一号　国鉄運賃値上げ反対総合交通政策の確立に関する陳情
四二　請願第五五－二号　市立幼稚園保育料値上げに関する請願
四三　請願第五五－三号　市道の拡幅に関する請願
四四　請願第五五－四号　市立第三幼稚園二年保育早期実施に関する請願
四五　請願第五五－五号　私道移管に関する請願
四六　請願第五五－六号　事業廃棄物処理料の減免に関する請願
四七　請願第五五－七号　日野市の保育行政充実を求める請願
四八　請願第五五－八号　長沼橋北側道路の歩道に関する請願
四九　請願第五五－九号　市道新井一号線拡幅整備に関する請願
五〇　請願第五五－一〇号　東京都自然環境保全事業団設立の請願
五一　東京都市交通災害共済組合議会議員の選挙について
五二　東京都市廃棄物処分地管理組合議会議員の選挙について
五三　日野市農業委員会委員の推薦について
五四　東京都十一市競輪事業組合議会議員の選挙について
五五　東京都四市競艇事業組合議会議員の選挙について

追加日程

一　議案第三五号　日野市監査委員（議会選出）の選任同意について

本日の会議に付した事件

日程第一から第三二、第三四から第五五及び追加日程第一まで

午前十時五十九分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十六名であります。

これより議案第一〇二号、日野市立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

本件に対し鈴木美奈子君外三名より修正案が提出されました。よってこれを本件とあわせて議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（三浦重春君）　御指名によりまして文教委員会の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

文教委員会では三回にわたりましていろいろと詳細にわたりまして審議を加えたわけでございます。市長提案が出されてから、非常に文教委員会としては、この点では神経を使って審議したわけでございますが、審議の経過は、かなりやったわけで一言に言うわけにもいきませんので、御質問に応じてお答えする、議員さんもかなり認識がありまして、ほとんど大部分の議員さんが文教委員会の審議の経過を見守っていたということもある関係で、もうすでに皆さん御存じだと思いますので、ここであえて言わなくてもいいんじゃないかということで、まず割愛させていただきまして、その中の重点的なものだけ申し上げます。

この値上げが出ましてから、「市立幼稚園保育料の一〇〇％値上げは緩和してください」ということを父母の方からも陳情が参っておりますような関係で、これは値上げの問題でございますので、公共料金の値上げと昨日市長も言っておりますように、インフレ激化のさなかにおきまして大変なことだろうということで考えたわけでございますが、何はともあれ市長の説明をよく聞こうということで、市長の説明も聞いたわけでございます。そういう中で、私立幼稚園と公立幼稚園との問題、あるいはまたほかの市の幼稚園の保育料と日野市の保育料との関係あるいはまた都立高校の学費等の内容の分析、その他種々分析をしたり質問したりしたわけでございますが、大きく言いまして二つ問題がありまして、一つは、公立私立幼稚園の保育料の格差の是正をしなければならないということと、もう一つは、応益負担の原則に即して一応考える必要があるんではないか、これは公立幼稚園の園費の応益負担の原則ということが二つ目に取り上げられまして、これをみんなで検討していただいたわけでございますが、市立幼稚園と私立幼稚園との格差は、すでに皆さん御案内のとおり、私立の幼稚園は入園費が六万五千円もかかるし、これはいろいろとあると思うんですが、平均値が六万五千円もかかるし、措置費が大体一万二千五百円くらいということで、公立幼稚園に比較して四千円の補助金あるいは三千八百円の助成金をもらっていても、まだまだかなり格差があ

るというふうに見受けられるわけでございまして、そういうふうな認識をしているわけでございます。

なお、公立の幼稚園の問題は、値上げの問題につきまして審議会に答申したわけでございますが、その答申の内容にも盛られているようなわけで、大まかにはその答申は是としなければならないというふうに考えるわけですが、ただ、そこで公立幼稚園の園費の行方といいますか、公立幼稚園の使われているものを考えると、その消費的経費は大体八五%が人件費である、あと残りが一般経費ということで、人件費の問題につきましては、果たして私立の幼稚園とか、あるいはまた市中一般の中小企業あるいは大企業の人件費と、公務員である幼稚園の教諭の人件費と果たして妥当であるかどうかということが問題点に上がるわけでございますが、それをいろいろと市長にも聞いたわけでございますが、そういう中で公立の幼稚園では二十三万くらい大体かかっている、消費的経費がかかっている、そういう中で三分の一を限度として負担をしてもらうのがいいんではないかというふうなことも言って、書いてありますが、三分の一もその基準の決め方で、いわゆる人件費が少し高いんじゃないかということになると、三分の一が問題になってくるというふうなことで、いろいろと聞いたわけでございますが、三分の一にはこだわらない、いずれにしても二十三万かかるんだというようなことの回答もありましたし、そういうことで市立の幼稚園については、負担の公平というものがやはり応益負担の原則にものっとらなければいけないんではないか、というふうなことの中で、最終的には決めたわけでございます。その間、途中で黒川議員から保育料――何かいま共産党の方から修正案が出ているように見受けられるんですが、ちょうどそれと同じような文面で、黒川議員の方から、保育料を一月四千五百円にしたらいいんではないかという発案がありまして、一応審議にかけたわけでございますが、その点につきましては、提案者は別でございますが、その他の者が否決ということの態度を意思表明しましたので――。

あと、この採択をするに当たりまして、何か希望意見というようなことも聞きまして、最終的に教材費が千円くらいかかっているということでございますので、その値上げについては認めるとしても、教材費いわゆる公立幼稚園の教材費が、千円からまだプラスアルファの物価値上げ等によって値上がりがある、というふうな可能性があると言われているということも聞いておりますので、教材費は値上げはもちろんしないことと同時に、その三千円の上げた中から教材費を補てんするように軽減を図れというふうなことで、まず教材費の父母負担の軽減を図ってもらいたい。

それから、四歳児も話の途中で第四幼稚園に五十名ばかりどうしても――まあ、部屋が余る、五十名ばかり募集するんだというふうなこともありまして、先般広報に出たと思うんですが、募集しているようでございますが、そうなると一般の四歳児との――市は四歳児を今度初めて正式には扱うということでございますので、四歳児に対する補助金は私立の幼稚園も五歳児並みに増額されたいということがクローズアップされまして、それが意見として出たわけでございます。

それから三点といたしまして、値上げに際しては、議会並びに市民に対し十分なる事前協議をしなければいけないんだ、すべきである、というふうに付帯意見をつけたわけでございます。

付帯意見というのは、皆さん御案内のとおり、議決のときに条件つきの意見というのは、これは市長が守っても守らなくても実際には構わないというような規定があるわけでございますが、本件に対しましては、市長も了解いたしまして、「守りましょう」というふうに言っておりますので、これは付帯意見以上の効果がある、というふうに私どもは見ておるわけでございます。

以上によりまして、日野市立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定については、付帯意見をつけて原案どおり可決した次第でございます。どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　三点ばかり質問をさせていただきます。

一点目は、もし原案どおり値上げをされますと、約二千八百万円程度増額するわけですけれども、これによって一、二の付帯意見に伴って実施をされた場合に、収支財源におきましてはどの程度残るかということについて御検討なされたと思いますので、この点についてお伺いを申し上げます。

二点目といたしましては、現在の公立の幼稚園の保育料について、三千円は保護者負担の分については一七%程度である、しかし六千円になれば三三%に変わってくるということでございますけれども、これによっても私立と公立との差は生じてまいるだろうと思います。これについて、四歳児につきまして千円程度私立の保護者に対する補助金として支出をされる、これによっての金額はどの程度になるか、お答えを願いたいと思います。

また三点目といたしましては、もし年間七万二千円になりました場合でも、公私の差を縮めるということから市長の方から提案をされておる、なおかつ幼稚園の内容の充実、並びにいまだ公立に入りたいと言っても入れない、このようなことのないようにどうしても幼稚園をふやしていかなければならない、その方面の内容の充実とか、あるいは幼稚園をつくるとかいうことで、この値上げということを受益者の負担を若干協力をして

いただかなければならない、というのがこの条例の改正の趣旨であります。しかるならば、この値上げによって私立と公立の差はどの程度縮まったかについて御審議なされたかどうか、その金額等についてもおわかりになっておればお答えを願いたいと思います。三点についてお答え願いたい。

○議長（滝瀬敏朗君）　文教委員長。

○文教委員長（三浦重春君）　ただいま大越君から三点の質問がありましたが、お答え申し上げます。

一点目の、二千八百万ばかり値上げによって増加する、大体二千八百万とは言えないけれどもそれに近く増加をするというふうになるわけでございます。

それで二点目と一点目が兼ね合っておりますので、というのは一点目はその回答だけだと思うんです。二点目の方にからみまして回答いたしますと、私立の幼稚園の四歳児に五歳児並みにやるということは、大越君もいま千円と言っておりましたが、私どもは千二百円がちょうど同じになるので、千二百円くらいやったらいいんじゃないかというわけで、千円になるか千二百円になるかはまだ決まっていない状況でございます。いずれにしても千円は出るというふうに見ているわけでございますが、これはいま私立の幼稚園には千四百五十名くらいの――不確定ですが、これは聞いた範囲でございますので、まだ確定何人と、千四百五十二名だとか一名とかいう確定要素はありませんが、千四百五十名とこういうふうにいたしまして、千八百万くらいというものがそこに出てくるということで、余裕財源は一千万ということになるわけでございます。その一千万は、できるならば教材費の補てんにしてやればいいんじゃないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。

それから幼稚園の公立の問題でございますが、きのう話もあったと思うんですが、旭が丘に幼保一元化の幼稚園をつくりたいということがありまして、一応市の方で考えているのが旭が丘に公立の幼稚園をつくるというふうには考えられております。なお、その他は時に応じてつくらなければならないときにはつくらなければならない、こういうふうに市の方でも言っております。これは問題があるわけなんですが、幼稚園の適正配置ということが問題になっておるわけであります。いままでかなり問題になっているわけですが。私どもに言わせれば二つ適正配置にはあると思うんです。というのは、市立の幼稚園と私立の幼稚園を交えた適正配置の問題もあるでしょうし、もう一つは、市立だけの適正配置という問題がある、こういうふうに考えておりまして、その適正配置の問題は足にあるわけです。というのは、私立の幼稚園は自動車で運んでますが、市立の幼稚園はテクで行っておるわけでございます。そういうわけで、七生のたとえば倉沢の方から多摩平の方にテクテク歩いていくわけにはいかないし、また自分の車があれば別ですが、マイカーがないわけで、それを指摘されたわけで、ひとつ御説明いたします。

幼稚園の、私立の幼稚園の何といいますか、園費というのは、先ほど一番初めに私が言いましたとおり、まだ、いろいろと園によってまちまちなんです。六万五千円の入園料を取るものもいるし、七万円のところもあるし、六万円もあるんじゃないかと思うんです。だから一律でどれだけだ、ということは言えないわけでございます。また園費も一万二千五百円と先ほど申しましたが、一万三千円のところもあるし、一万二千円のところもあるし、またもっと高いところもあるかもわからないんです。そういうわけで、格差をどこに基準をとるか、ということがわからないわけでございますが、一応六万五千円と、それから一万二千五百円ですか、これを一つとりますと、六万五千円というのは、これは市立ではとってないわけですね。そうすると、一年保育を考えれば、五千円ずつ一月出してるわけです。一応ね、それと一万二千五百円とすれば、一万七千五百円ですか払ってる。二年保育にすれば、若干格差が縮まってくるわけです。しかし一万五千円ぐらいは、それにあといろいろありますが、一万五千円ぐらいは払ってる、というふうに見なきゃなんない。それで四千円もらってるから、一万一千円だということですね。今度は六千円になると、一万一千円と六千円というと、五千円ぐらいの格差がまだあるということは、事実であります。そういうことで格差を、しかし三千円よりも六千円の方が格差が縮

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　私はそれを聞いたんじゃないんですよ。今度三千円から六千円になりますね。これを公私の差というわけで、そうしますと、大体において一万円になるわけですよね。四千円程度五歳児には保護者に負担金を補助してますから、六千円になりますと、六千円プラス四千円になりますから、一万円になりますけれども、私立の幼稚園の保育料と、それでも差があるだろうと思います。それらを調査をなされましたか、ということを聞いてるんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　文教委員長。

○文教委員長（三浦重春君）　私の説明が一つ抜けたわ

まってる、ということは現実の事実でございまして、そういうために格差を縮めるという、いわゆる格差を縮めるというのは、別に格差を縮めなくたっていいんですが、いわゆる公平の原則ということを打ち出して、公平の原則からとれば、片一方、私立の幼稚園が下ってくれりゃいいんだけども、いまもうすでに値上げをしようというようなことを言ってるような事態の中で、格差はなかなか縮まらないわけでございますが、こういうことにおいて、公私立の格差はある程度縮まった、とこういうふうに見ているわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　委員長への質問というより、むしろ市長あるいは教育長等に対する再確認になろうかと思いますけれども、ただいまの委員長の委員会での審議の報告の中で、特に市側の説明等の中で、公立あるいは私立の問題等の中から、格差の是正、あるいは応益負担の原則、こういうことが大変強調された、というような報告があったわけですけれども、私は、少なくともこの改定については、幼児教育の重要性、こうした観点から、その整備あるいは拡充、こういうことを主体にした改定であろう、というふうに理解しておるわけですけれども、この点についての、ひとつ見解を再確認したいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　委員会にもよくその点は、御説明申し上げたつもりでおります。御指摘のとおりであります。

幼児教育をより基礎を固めて、将来の充実発展を期したい、こういうことであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　文教委員長の審査報告をいま承ったわけですけれども、なかなか納得がいかない、こういう点がございますので、七点ほど質問させてもらいたいと思います。一問一答でもいいんですけれども、最初に七問出しちゃって、そしてわからない点があれば再質問したいと思います。

質問をする前に、いま保育料の問題について、いろいろ保育園も含め論議されているわけですけれども、私立幼稚園の父母の皆さんの負担が、非常に耐えがたいほど大きくなってきている、ということは、私も大いにこれを感じるものです。ですから私どもも何回にもわたって、私立の父母負担の軽減のために、東京都や日野市、できれば政府で大いに父母負担軽減のための予算を組んでほしい、ということは運動を続けてきてるわけで、その点で、市が格段の努力をいままでもしてきてますし、今後さらに財源が許す中でしていってもらわなければいけない、というふうに思っていますので、その点明らかにした上で、七点質問したいと思うんです。

第一点は、文教委員会が二回、三回と開かれた。傍聴の議員も多く、市民の皆さんも傍聴している中で、相当真剣にやられたという報告だったんですけれども、いま政府が電気料金、それからガス料金、これを先頭にいたしまして、公共料金の値上げラッシュが続いている、という問題があります。電気代やガス料が上がれば毎月四、五千円この四月あたりから負担がふえる、一般家庭におきまして。そういう状態の中で、次々政府の公共料金が上がりますし、また、すでに文教委員会が開かれているときから、具体化されてきていました東京都のこの公共料金の値上げですね、これも非常に大変な状況になってきております。東京都の場合には、きのう読売新聞によりますと、多摩都民版のトップに出てますけれども、これでもか値上げ春あらし、ということで、二十六種類公共料金を値上げすることが、都議会の各常任委員会で決まった、ということになっているわけです。そういう中で、日野市が今度保育園と公立幼稚園の保育料を値上げすれば、市民の生活が物価との関係でどうなるか、ということを真剣に論議されたかどうか、これが第一点です。

それから第二点は、日野市が保育料等検討委員会というのを設置されて、保育料の値上げについて答申を受けた、ということなんですけれども、この日野市の保育料等検討委員会について、文教委員会としてはその招集の時期、委員会が確定した日、あるいは委員会が開催された回数、時間、こういう問題が、十分に納得のゆく形で検討委員会が開かれた、というふうに審査されたのかどうか、検討委員会のあり方について、十分だった、これはもう全面的に尊重しなきゃいけない、とこういうふうに評価された上で、今度の議案を審議されたのかどうか、この点について質問したいと思います。

これと関連いたしまして、父母の皆さんから、文教委員の皆さんに、また各議員に陳情書が渡されたということで、この陳情書も文教委員会で読み上げるなりして検討されたということですけれども、この陳情書のほかに二月十八日付で、二千名以上の父母の皆さんが、公立幼稚園の保育料の問題について、請願を正式に出されていた、というふうに私は認識していたわけですけれども、文教委員会は、こういう請願が出ているんだということを承知しつつ審議されたのか、こういう請願が出ていることを知らないままに、結論を出してしまわれたのか、その辺について質問したいと思います。

それから第三点は、一月二十一日付で政府の自治省から、公立幼稚園などの保育料について値上げをしてほしい、というような内簡が示されたと思うんですけれども、この自治省の値上げの要求というものは、どの程度のものを地方自治体の公立幼稚園などに対して、要求していたのか、文教委員会では、それを承知した上でこの議案について審議されたかどうか。また、自治省の内示の内容が明らかであれば、それも示していただきたい、というふうに思います。

第四点目は、全国的に公立幼稚園の保育料というのは、どの

くらいに大体他の都道府県はなっているものかどうか、そういう点を調査されたかどうか、調査されているとすれば、大体その金額というものを示してもらいたいと思います。平均でも結構です。

第五点は、財源の問題ですけれども、どうも聞いていると、公立の保育料を値上げした分で、私立の父母負担軽減に回るようなふうに受けとられてしまうし、私も文教委員会を傍聴していて、市の教育委員会の課長などの答弁では、まさにそのものずばりで答弁されていたように思ったわけですけれども、この財源というものは、受益者負担ということがうたわれておりますけれども、はたしてそういう考え方で、今後財政難が来れば受益者に負担してもらうんだということで、公共料金はいいのかどうか、この辺について、ほかに財源を探す方法はないのかどうか、この辺を論議されたかどうか。第五点目として質問したいと思います。

それから第六点目として、父母の要求である公立保育園の教育といいますか、保育の内容の充実ということについて、いろいろ要望が出ているように存じておりますけれども、そういう点について、どの程度論議されたのか、この点について質問したいと思うんです。そしてまた市が、教育長と市の答弁では、いろいろニュアンスの違いがあったように私受けとめましたけれども、文教委員会が終わった後、議会にこれは相談などはなかったわけですけれども、第四幼稚園は二年保育をするというのが、広報でいきなり発表されたわけですけれども、この辺の公立幼稚園についての保育の充実、二年保育への実施というようなことについて、市が一貫した政策を持っている、という点を突きとめた上で、保育料の値上げに賛成するような審議結果になったのかどうか。この辺市には公立の幼稚園などの保育について、一貫した政策、信念というものがあることを確認されたかどうか、この点を六点目として質問したいと思います。

七点目、最後は値上げ後の問題ですが、値上げに賛成されたわけですので、一部反対された議員もいらっしゃったように思いますけれども、委員会としては賛成されたわけですけれども、値上げを実施するに当たって、この三月議会で決めると、もうすぐにこれを実施するということになってきてしまうわけですけれども、値上げをしたことを知った市民に対して、どういうふうにこの短期間で納得ゆく説明などをしていこうとされているのか、その辺について、十分文教委員会としても市に要望するなり、こういう関係で審議をされたかどうか。

以上七点にわたって納得がいけば、私も文教委員長の審査報告に賛成したいと思うんですけれども、御答弁いただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　文教委員長。

○文教委員長（三浦重春君）　お答えいたします。答えられる範囲で答えますが、一点から七点までという御質問でございますが、何か九点ぐらいあったように見受けられますので、それがどういうふうになるかわかりませんが、私の方のまとめが九つぐらいになるかもわかりませんので御了承の中でお聞き願いたいと思います。政府が物価が値上がりしたり、いろんなものが都が値上げしてくると、公共料金の値上げもあるんだと言われますが、まさしくそのとおりでございまして、文教委員会としては、この値上げのさなかに、少なくとも日野市ぐらいは値上げをやらなくてもいいんじゃないか、というのが質疑の根底でございます、事実。最後が最後まで値上げに反対しながら聞いてたわけです。反対の立場で聞いてたのは事実でございます、これは。

そして少なくとも、日野市の中から値上げを阻止して、これを全国に広めよう、というのが私どもの念願でございました。しかしながら、これもどうもやっぱり国で上げ、いろんなところで上げ、物価が上がる、そうなると、幼稚園の経費も上がってくる、というようなことで、人権費でもそうです。やっぱり物価とスライドした値上げもあり得るということで、すでにそういうことが如実にあらわれているわけでございますが、人件費の、八五％にかかる人件費ももちろんのこと、また一般消費もかなり石油ショックその他によって、外的な要因と申しますか、外的な要因によって上げざるを得なくなってくる、というふうなことで、中には便乗値上げがあるようなんですが、値上げしてくる。これは単に公立の幼稚園に行ってる園児の父母だけでなく、市民全般が値上げをこうむってるというふうに考え、小さくは、よく公私立と申しますか、公立の幼稚園に行ってる者も、私立の幼稚園に行ってる者も、等しく値上げの影響を受けてくるということで、これは値上げを阻止しなきゃならない、という根底にありますが、しかし、上がるものは一緒に上がってくる、というふうに判断しておるわけでございます。したがって、公平の原則とか、応益負担の原則ということから考えなければ、値上げの問題だけで取り上げて、どうのこうのするわけにはいかないんだ、というのが第一点のことに関する委員会の考え方の中で、検討していったわけでございます。

それから第二点目に、答申の時間という問題もありましたが、まさしくそのとおりでございます。竹ノ上君の言ってるとおりでございまして、答申はきわめて短期間にやられたもので、市民全般に知られてるという筋合いのものではない、というようなことでございます。一応、公立幼稚園の関係者あるいは私立幼稚園の関係者等も入ってはおりますが、それが下に流れて、果たして全部に浸透したようなことで、値上げが了解されたかどうか、これは非常に理解に苦しむというのが実態でございます。

以上のことから考えて、委員会では三回にわたりまして、時

日をかけて慎重に審議をしたわけでございます。したがって、答申を全然無視するというのはおかしいんですが、答申にはこだわらずに、委員会独自で考えたあげくの結果でございます。

それから陳情書の問題でございますが、議会に陳情書が出てきた、ということも承知をしております。

なお、その前に私どもの方に、議会に、請願ですか、陳情ですかよくわかりませんが何か出てきた。しかし、その前に陳情書が私どもの手元にまいっておりまして、まさしく物価の値上がり等につきましても、そのとおりでございますが、いかんせん、やっぱり時代の流れと申しますか、そういうことで、物価を阻止するわけには——インフレならインフレになったならば、それを阻止するのが政府のやることとか、あるいはその他そういう機関のやることで、私どもがどうにも手に負えないところがある。私どもが手に負えるならば、これは私どもが出した国会議員に言って、国会議員に決めてもらわなきゃならない、というふうな状況になっておる機構でございますので、それはもういかんせん、みんなおのおの持ち場、持ち場によって、選出の国会議員に値上げをしないように、インフレにならないようにということを言ってはいるし、やりつつあるということで、ある程度阻止することはできるけれども、時代の流れによってはどうにもならない。大体インフレというのは、時代によってだんだんインフレになってくることは事実です。徳川時代の一両がいまの一円ではないんです。そういうことを考えればこれはやむを得ないです。そのために給料等も値上げをするし、いろいろそれに追っついていくようになってくるんだというふうな考えの中から、やはり陳情書につきましては、私ども十分受け止めまして検討を加えたわけでございます。その結果として、第一項にあります教材費の値上げはもちろんしないことで、さらに教材費の中に上がった保育料をはめ込むようにというふうに意見として出し、理事者の方も了解をしているわけでございます。

それから自治省の内簡につきましていろいろありますが、これは目を通すという程度で、一応保育料の問題は、日野市のこれは市長が単独で決められるものでございますが、保育料を上げますよというのが出ているわけでございますね。皆さんもすでに配付されているものと思います。その保育料の基準が市の方が出ているわけでございますが、それによると、やはり五割増しとかそんなふうになっていますが、それと、——これは結果論ですが、幼稚園の値上げも追っついているというようなことで理解しているわけでございます。

それから全国的な保育料を見たかと言われますが、全国的には見ておりません。しかし二十六市の中で幼稚園をやっているところにおきましては、幼稚園の入園料とかあるいはまた措置費ですか、そういうものにつきましては、全部検討を加えていることを委員会でも言っているわけでございます。ところが市長の答えは、「一園とか二園とかとは違うんで、六園も持っている。だから財政的負担が非常にかかってくる」と、マクロ的にはかかってくるわけでございます。そういうわけで財政の負担がかかってくる、だからどうしても値上げをして、その点からも応益負担の原則に即して、というふうなことは市長は言ってないんですが、そういう意味でやはり値上げをせざるを得ないんだと、こういうふうに言っているわけでございます。それで九万六千円までは上げないけれども、初めは三分の一程度は持っていただくんだ、というふうに言われたわけでございますが、最終的には三分の一にはこだわらないけれども、これだけの値上げはどうしてもしたいんだということを言っております し、公私立の格差の問題も考えて、六千円程度はやむを得ないんじゃないか、ただし、これも本来ならば、先ほど言いましたとおり、黒川君が四千五百円というのを言ったわけでございますが、委員会としても実は四千五百円に同調をしていたわけでございます。しかし、いろいろ諸般の状況の中でしようがないなということもあるわけでございます。確かにあります、それは。委員会の流れた筋を見ると、常に、上げなくてもいいんじゃないかというような気持ちで常に審議を運んでいたわけでございます。少なくとも委員長としては値上げを阻止するというつもりで、そういう面から聞いたことは、市長も教育長もよくるわけでございます。そういう中で高いところもあるし、安いところもある。高いところというのは、ちょっとお話し申し上げますと、入園料をまず取っているところがあるんです。三鷹市が二千円、東久留米市が二千円、多摩市が一万円、府中市が五千円、清瀬市が五千円、こう取っております。保育料は、日野市は三万六千円、それから武蔵野市が五万四千円、三鷹市が三万六千円、東久留米市が七万二千円、多摩市が六万円、府中市が六万円、清瀬市が九万六千円、こういうふうに一応データが出ているわけでございますが、園の数を見ますと、日野市が六園——これは一番多いんです。その次が武蔵野市これが五園、あとは三園、一園と、こういうふうになっております。それで、これは市長に全部突っついたんです、委員会が。三鷹市が五園ある、日野市とほとんど一つ違いだから同じだと、収容人員も日野市は——ちょっと収容人員につきますと、日野市の方は七百四十名で三鷹市の方は四百三十名というから、ちょっと園の数とは違いますが、やはり均等割りと申しますか、一園あればいろいろかかりはするということで、人員には余り関係ないんではないか、というふうな関係の中で同じだというふうに見て、それで三鷹市が三万六千円でやって、五十一年四月一日に上げてまだいまのところ値上げの見込みがないんじゃないか、ところが日野市は六園で同じようなもので、五十三年に値上げしておいてさらに急に値上げするのはおかしいんじゃないか、とい

よくはだに感じてわかっていると思うんです。しかし、そういう中で委員会はいわゆる多数決というものもあるし――もちろんそういうこともあります、そういう中で、これは原案どおりと、ただし、それについては付帯意見をつけようということでまとまったわけでございまして、そういうことでございます。だから全国的には見ておりません。しかも全国的に見ると非常に見にくいんです。私も見ようとしたんですが、あえて見なかったのは――たとえば、この間、私八幡浜とそれから……、そこに行ったんですが、（発言する者あり）　審議の内容はそれに関連しているから言うんです。いいですか。どうですか。言わなくてもいいですか。じゃあ割愛します。じゃあ全国的な問題につきましては、ちょっと割愛させていただきます。

それから、値上げの財源ということは、値上げの財源をどこに使うかということだろうと思うんですが、これは内容の充実等にもからんでいるんですが、内容の充実というのは、本当を言えば値上げをしたから内容の充実をするんだとか、値上げをしないから内容の充実はしなくていいんだ、というふうなことは私はないと思うんです。常に前向きの姿勢で内容を充実していく、財政の許す限り充実するということが使命である、こういうふうに考えておるわけでございます。したがいまして内容の充実は、委員会では触れておりますが、しかもこの答申を重んじるとか重んじないとかいうのはおかしいんですが、答申にも内容の充実を十分叫んでおりますし、それから、いろいろな点から内容は充実するようにということを言っているが、じゃ、どこを内容の充実をするかというのは審議のいとまもありませんので、その内容の充実の具体的などれとどれとどれを内容の充実をしろということは、たしか言ってないと思うんです。しかし、精神的にはもちろん、あるいはまたある程度具体例が出たかもわかりませんが、私、頭にとめてないんですが、内容の充実が叫ばれたことは事実でございます。

それから第四幼稚園の保育の問題、これは一貫しているかどうかということをお聞きになるんですが、これも委員会としては重大なる問題で、二年保育をする、しないということは問題になっていたわけでございます。それで二年保育をやったところはほかにもあるようです。委員の中からも黒川君がたしかどこでやったとか言われましたが、やってた。そのときには、私は一番最初に言いましたが、公式にやったというんじゃなくて、緊急措置というふうにしてやられたというふうな考え方の中で、またそういう答えもありましたので、緊急でやったんだと、しかし今回は公式に市で二年保育を打ち出してやったんだということで、とりあえず四幼が足りないから――まあこれは教室も余ったということもあるんですが、四幼をやるということでございますが、これは市長と教育長と若干食い違いがあるんです。そこまで私が言っていいかどうかわかりませんが……。市長は

たしか二年保育はやらないというふうな腹です。教育長は、二年保育を前提としてまず四幼に打ち出したんだということを言っているようなんですが、違いがあったらひとつ言ってください。そういうことです。それからあとは聞きません。

それから値上げ後の、三千円から六千円になりますね、その値上げ後の措置をどうするかということですが、いわゆる市に実績をかせがれたというのが事実です、一応は。しかし、それも遅かったということも事実です。これは二律背反しているような言葉ですが、実績をかせがれたことも事実だし、遅かったことも事実です、踏み切りが。そういうことの中でちょっと議会の方も苦しんでいたわけでございますが、大体、答申の問題も触れましたが、答申も遅かった、とにかくばかばかっとやって、議会の途中でこういう問題が出てきた、十二月の、そういうことも市に計画性がなかったと言わせれば言わざるを得ないというふうには考えているわけでございます。そういうところで、値上げについては、市の方ではもう答申をして手順は踏んだ、それで、あと値上げについては募集のときに値上げをするつもりだとか、値上げの予定と書いてあるかね、値上げの予定ということを、募集とか、その他のものには書いてあるはずでございまして、議会が決まってないから値上げをしたとかいうのは書けないわけでございまして、議会待ちということで、市の方ではできる限りの言葉で値上げをする予定というふうに書いてあると思います。それからその問題で、議会の方ではそれについては直接は触れておりません。というのは、当初、反対の意見でみんな進んでいたもので、なかなかそこのところをまとまりがつきかねない状況でございまして、その関係は、市長の方も、とにかく言わせてもらえば、一番初めのときから最後までは大分言葉の内容が違ってきたということは事実でございます。その言葉の内容が違ってくると、議会の方はそれにふられるわけでございます。そういうことで、今後値上げをするにはよく議会にも相談をしてやるようにということで、議会についてもふらふらするような考えを持たずにがっちりと構えて、腹を決めて、これはこうするんだと、こういう問題にはこういうふうにやるんだ、ということを終始一貫同じようなことで答えないと議案というものは変わってくる、ということは事実でございまして、市長の方に要望しておきます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　ただいまの文教委員長の答弁を聞いておりますと、はなはだ失礼ですけれども、文教委員会としての主体性が非常に弱いということを一つ感じる次第です。それからもう一つは、やはり日野市議会始まって以来というくらい、百十二名も最終の文教委員会の日は傍聴の市民の方がいらっしゃったことに示されているように、今度のこの公

立の幼稚園の値上げの幅、額というのが、やはり市民に対して異常な感じを与えるほど高いものであるということだと思うんです。そういうことを踏まえて審議されるとすれば、もう少し私は議員として、議会として権威を持ってさらに継続して審査すべきではなかったか、というような気持ちを持つわけです。

そこで一、二再質問したいと思うんですけれども、第一は、この物価の問題についてですけれども、物価の問題について、公立のお母さん、お父さんたちも物価値上げの波に当たるけれども、私立の父母も当たるというふうな受けとめを文教委員会ではされたということです。これは私の意見にしておきますけれども、公立こそやはり教育とか生命を守る、教育、福祉、病院とか、こういうものは公立こそいかに父母の負担を軽減していくかという点に努力しなければ、私立の場合は経営状態が脆弱ですから、公立が上がればまた私立も上がっていくという形で、そこに公立の私は財政の考え方があると思うんです。そういう点で、もっと私はわれわれ議会が公立を運営する上で社会的な役割を考えていかなければいけないというふうに思うわけです。あと修正案の提案で説明をされると思いますので、第一の点について意見になりますけれども申し述べておきたいと思います。

それから第二番目の点で、検討委員会の問題ですけれども、私は文教委員長に質問したいんですけれども、大体、十二月議会が開かれまして検討委員会の答申が出たのが十二月二十二日ですね。議会の終盤です。そして、いきなり値上げを提案してくるというような市長のこういう姿勢に対して、議会として党派を超えて、非常に議会を無視した失礼な態度であるということを強く要求すべきであると思うんです。こういう点についてもしお答えがあれば、一言簡潔に答弁してもらいたい。それからこれに関連しまして、文教委員会が開かれている最中に請願がすでに出されていたわけです。請願が出されていて――これはもちろん事務局が受け付けただけで、本会議の上程は本日になるかと思いますけれども、そういうことですから、せめてこの請願を審査するまでやはり結論は出さないという配慮がほしかったと思いますけれども、こういう努力はできなかったのかどうか、この点を質問したいと思うんです。これに関連して、もし市長から答弁してもらえれば、検討委員会の答申も出ていないのに十二月議会で提案をして、こういうことが市長としてふさわしいことなのかどうか、この点について市長から答弁をもらいたいと思います。また、文教委員会に対して市長から答弁があったとすれば、この点で、文教委員長の方から答弁してもらいたいというふうに思うわけです。

それから三点目に質問しました自治省の内簡ですけれども、これは保育園に対して値上げをしてほしいという自治省からの内簡、内示――圧力と言ってもいいと思います、地方自治体からも見れば、ともに公立幼稚園についても触れているはずです。ですから、これを文教委員会でつかんでいなければ、市の方から、公立幼稚園については今年度何％くらい上げなさいという指示があったのか、そのパーセントを示してもらいたいと思います。

それからその他の点については意見になりますので、ただいまの質問について答弁があった後、必要ならばまたいたしますけれども、再質問、以上お答えいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　文教委員長。

○文教委員長（三浦重春君）　お答えします。物価の問題等につきましては、先ほどる説明しましたとおりでございます。言い残りもありますが、あんまり言い出すと長くなりますので、ここいらでとめておきます。自分の腹をとめるのに一生懸命なんです、いま。

値上げの問題につきまして、検討委員会の問題につきましては、これまた先ほど言ったとおりでございまして、市長には強く意見を述べたし、委員会として意見を述べたし、やったわけでございます。しかし、やってしまったことを、幾らどうって言ったってしようがないし、今後気をつけろと言わざるを得ない、とそれだけでございます、いまのところですね。

それから請願につきましては、要望書も出ておりますし、ほとんど同一でございますので、それにつきまして、十分考えておきまして、もちろん継続という考え方もなかったわけではありませんが、やはり市長に問いただしたところ、今回の予算に、ちょうどその最後の日が、予算の議案書が私どもの家に配られた日だと思います。

それで私どもは、まだ手にとって見ていないんですが、配られた日だもので、どういうふうに出したんだと言ったら、六千円に上げて出しておきました、とこういうことで、これについては強い不満を、ルールは別として、ルールというのは、いわゆる規程とか規則とか、そういうルールは別といたしまして、心情的には強い不満を市長にぶつけたわけでございます。以上でございます。（「自治省の内簡について」と呼ぶ者あり）それは理事者の方に聞いていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はございませんか。

竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　いま委員長から答弁ありませんでしたので、一つは、議会に対して提案するやり方、また検討委員会も結論を出すのが議会中と――ここに検討委員会の文書をちゃんと持っておりますけれども、十二月二十二日付で出てるわけですよ、正式には。ですから十二月二十二日に完成した答申を受けて、そしていきなり、こういう市民に大きな負担を与える公共料金の引き上げを議会の途中で提案する、というやり方がどういうことなのか、市長から答弁をもらいたい

と思います。

それから自治省の内簡については、ちゃんと文書で市役所に来てるわけですから、この正式の文章で、公立幼稚園等については、何％ぐらい上げたらいい、というふうに自治省は指導しているのか、この点を明確に示してもらいたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　手数料でありますとか、使用料でありますとか、そういう市民負担に当たるものを値上げをする、ということは大変つらいことであります。特に、その他の公共料金、物価、時を同じくしたということも、重ねてつらく思っております。ただ、いま手続のことを聞かれましたが、これらの保育料あるいは幼稚園保育料等につきましては、すでに一年も前からそういう考え方を持っていることを、議会にも何回も表明をいたしております。それから、審議会を編成いたしますその予算も、議会で御審議をいただいております。たまたま時期が、役所の中の機構の変更等に伴いまして、確かに時期がおくれたことも、これは申しわけないと思っております。

ただし、それの内容あるいは考え方につきましては、議会にも、あるいはことあるごとに市民にも、それから十月一日号の園児を募集しました募集記事の中にも述べております。したがって、手続の点で著しく欠けたということは私はない、とこのように思っております。もちろん一々議員の立場で、あるいは御審議の立場で御意見のありますことは、われわれも胸にしみて感じておりますが、一貫性がないとか、あるいは手続として不十分であるとか、ということは私はないと思っております。きわめて一貫性を持って御提案を申し上げております。（「自治省の……」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お尋ねの自治省の内簡の件について、お答えいたします。内簡の使用料という欄に、六番目でございます。お尋ねの件が記載されてるわけでございます。この六の使用料等につきましては、高等学校等の使用料について云々、というただし書きがございまして、その中に高校の全日制、定時制、それから幼稚園――最後のランクに幼稚園となっております。

幼稚園につきましては、改定前――これは都道府県単位の料金のようでございます。三千円、三千六百円という、改定前が三千円で改定後三千六百円、改定率二〇％とこのような記事が載っているこの件かと思います。

さらにもう一点、市町村段階に対します使用料、手数料等、適正化を図るという自治省の内簡がもう一点来てございます。それによりますと、率等は記載されておりません。使用料等手数料の適正化を図る、という文言のみでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　いまの市長の答弁は、非常に議会と市民を軽んじた言い方だと思います。以前の保育料の改定については、一年間かかって市民にＰＲをして、しかも金額なども示している。今回の場合は、いろんなところから催促されて、やっと値上げするかどうかはっきりわからない、金額もわからない、こういうような形で募集をしている。また検討委員会というのは、これは値下げもあり得ますし、値上げ幅もいろいろ検討するし、こういう検討委員会を開くということについては、当然市民を参加させて検討していくことは、私どもも、どの会派も賛成しているわけですから、それについては一致しているわけですけれども、そういう市民と議会の本旨、本当の気持ちというのを軽んじて、ちゃんとやりました――いきなり重要な議案を議会の途中で出すのは、ちゃんとやったんだということは、私は絶対認められない市長の発言だと思います。

いま委員長のすべての答弁聞きますと、まだ、やっぱり自治省の内示によっても、二〇％程度の値上げ、ということを言ってるわけです。この悪名高い自民党政府の自治省が、地方自治体をいまいじめているときに、それでも二〇％と言っているのに、一〇〇％の値上げをするというようなことがいいかどうかは、もっともっと私は委員会で審査をしていただきたい、というふうに思うわけです。もし委員長に、再度持ち帰って文教委員会で審査するというお気持ちがあれば、表明していただきたいし、それがなければ、万やむを得ずここで市の提案に対して修正案を出していきたい、とこういうふうに思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　文教委員長。

○文教委員長（三浦重春君）　委員長としては今回が、これが最後でございまして、次には共産党の委員長が出るようなことも聞いておりますので、後にするかしないかは、そこいらのところで諮っていただきたい、かように思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

次に修正案の趣旨説明を提案者から求めます。鈴木美奈子君。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（鈴木美奈子君）　日本共産党議員団を代表いたしまして、修正案の提案理由を申し上げます。

いままで討議されましたように、市では幼稚園、保育園の保育料の値上げを検討し、四月一日から実施しようとしております。

今日の社会情勢は、相次ぐ公共料金の値上げが、メジロ押しでございます。きょうすでに夕方までには、電気料金の五〇・八％、ガス料金の四五・三％を決める、というこういう政府自

民党の決定でございます。またこのほか、国鉄運賃、郵便料金、米、健康保険料、これだけの負担でも、四人家族で年十三万円もの住民の負担となるわけでございます。

それに加えて、先ほどから述べられておりますように、政府の五十五年度の地方財政計画は、自治体への国の財政支出を極力抑え、地方自治体に行政サービスの切り下げと、住民負担を増大させる、そういう計画でございます。

使用料、手数料の収入を一五・六％と大幅に見込み、公立高校の授業料、公立幼稚園の保育料の引き上げを求めているわけでございます。さらに東京都は、鈴木都政になってから、革新都政が全国的にも大きく影響を与えてまいりました数々の施策を後退させ、都財政再建の名のもとに、中間答申を出し、これに基づく五十五年度の都の予算は、多くの都民に新たな犠牲を負わせております。都営住宅使用料、また大学、高校授業料を初め、母子世帯の住宅まで、値上げをさせようとしております。

動物園の入場料、子供たちが喜んでいく多摩動物園の入場料さえ値上げしようとする、またお年寄りが入る軽費老人ホームなど、こういうものも含めますと、約三十種類近い使用料が、私ども市民の負担によって、これを切り抜けようとしているわけです。

そして、さらには保育、老人対策、また福祉の切り下げ、教育のレベルダウン、こういうさまざまな問題が、私たちの回りを取り巻いているわけでございます。

こういうような状況の中で日野市の革新自治体として、市民生活を防衛するその役割りをするのは当然だと思うわけです。

保育料の値上げについては、もうすでに幼稚園また保育園のそれぞれの父母の代表から、保育料の値上げを一〇〇％にしないでほしい、また保育の内容についてもっと充実させてほしい、こういう請願が出されております。

私どもは、先ほどから竹ノ上議員が申し上げておりますように、今回の保育料の値上げの手続の問題については、前回出されましたあの広報を通じての市民へのＰＲ、そして時間をかけて、どうするのかということを市民に問いかけた、そういう十分時間をつけた上での検討が必要だったと思います。

今回は、先ほど市長は、手続の点では不十分ではない、一貫性を持っている、こういうことを述べられておりましたけれども、それでは、保育料の検討委員会を設置し、その委嘱をしたのはいつかといいますと、十一月の上旬です。上旬に委員に委嘱をし、十一月の十九日に第一回が開かれ、そして三回目には中間答申を出さざるを得ない、こういう審議会の内容でございます。これでは、次に今度はいろんな問題で審議会をつくるときには、審議会の委員の方たちが、これでは十分に市民の要望にこたえていかれない、こういうことが出てくると思います。十二月の議会に出すために、中間で報告をし、そしてさらには、

最後の十二月二十二日に出された本答申でございます。

この答申案の中にも、時間的な余裕がなくて、こういうことで非常にこれからは時間をもっとかけて、こういう問題では討議すべきである、このように述べられております。

私ども共産党は、今回のこういう社会情勢の中では、公共料金が軒並み値上げされる中では、極力こういう問題を抑え、そして多くの皆様が望んでおられる公立幼稚園の二年保育の実施、そして教材教具の市の負担をふやすこと、さらには私立幼稚園への父母の負担軽減をすべきだと考えます。また保育園では、ことしも入れない児童がたくさん出ました。希望者が全員入れる保育園を適正配置すること、また、産休明けのゼロ歳児保育を実施すること、ふとん、毛布の市の購入をすること、私立また無認可保育園の補助をもっと増額すること、こういうことが必要かと考えます。

また、保育の検討の問題では、保育料の値上げだけを審議するのではなくて、日野市全体の幼児の教育をどのようにするか、という、こういう幅広い検討委員会を設置すべきだと考えております。国、都が保育園の保育料、これを国基準に引き上げること、また幼稚園の保育料も、現行よりも二〇％も引き上げる、こういうことを国が押しつけているときに、自治体としては住民負担を少なくする、こういう立場が必要かと思います。

共産党では、公共料金の引き上げに反対し、そして市が四月一日から実施する日野市の幼稚園の保育料についても、市の住民の負担を少しでも軽くすべきだと考えます。学童保育の例を申し上げますと、日野市の革新自治体が、学童保育の保育料を三千百六十円に引き上げた、このことによって、二十六市の市中に、日野市が、革新自治体の日野市が上げたからうちの市も、ということがいろいろと耳に入ってきております。こういう中で、やはり革新自治体として、住民の立場に立ったそういう施策をやることが必要かと思います。

そこで私ども共産党といたしまして、日野市の皆様のお手元に配付されておりますが、日野市立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正したいと思います。

第二条中、保育料年額三万六千円を、保育年額七万二千円に改めるとあるを、保育料年額五万四千円に改める。

以上でございますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより修正案について採決いたします。鈴木美奈子君外三名より提出されました修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（滝瀬敏朗君）　挙手少数であります。よって修

正案は否決されました。
これより委員長報告について、挙手により採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
○議長（滝瀬敏朗君）　挙手多数であります。よって議案第一〇二号、日野市立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は、委員長報告のとおり可決されました。
お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後零時　十七分休憩
午後一時四十八分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
これより請願第五四－四一号、非核三原則の立法化要請決議に関する陳情、請願第五四－四五号、私立幼稚園保護者の補助金増額について請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。
総務委員長の審査報告を求めます。
〔総務委員長登壇〕
○総務委員長（板垣正男君）　御報告いたします。
請願の第五四－四一号は、非核三原則の立法化要請決議に関する陳情でございます。五十四年十二月七日、議会に提出されまして、日野市多摩平六－一九－九、金子哲也さんの陳情されたもので、広島、長崎に原子爆弾が投下されました。今日なお被爆の苦しみを続けているということから、世界で唯一の被爆国である日本が、核兵器を廃止するという意味も込めまして、日本に対して核兵器をつくらない、それから持たない、あるいは持ち込まない、という非核三原則の立法化をお願いするよう意見書を提出していただきたい、こういう内容でございます。
かつて政府におきましても、国会で非核三原則の立場を守るというような発言もされているということや、国会での決議をされているというようなこともございますので、ぜひ立法化をお願いしたい、こういう内容でございます。委員会で審査の上、全会一致可決を見たものでございます。
それから五四－四五号、私立幼稚園保護者の補助金増額についての請願、これも昨年十二月十八日付で議会に提出されておりまして、日野市百草九九九団地二－五－四、川崎寿美さん外十二名の方の請願でございます。大越久雄、滝瀬敏朗、黒川重憲、竹ノ上武俊、大柄　保、各議員が紹介議員になっております。これは、公立と私立の保育料等における格差といいますか、保育料の格差をなくする、あるいは是正するということから、私立幼稚園保護者に対する補助金を増額してほしい、こういう趣旨の請願でございます。総務委員会で審査の結果、全員一致で採択と決定いたしました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は採択であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五四－四一号、非核三原則の立法化要請決議に関する陳情、請願第五四－四五号、私立幼稚園保護者の補助金増額について請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。
これより請願第五四－一〇号、教育予算増額に関する請願（一、二、四、五、六項）の件を議題といたします。
文教委員長の審査報告を求めます。
〔文教委員長登壇〕
○文教委員長（三浦重春君）　本件に関しまして文教委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
本件は、昭和五十四年三月二十七日、いまを去る一年前、請願が出たわけでございますが、教育予算増額に関する請願として、都教組南多摩支部日野地区協議会の会長さんだと思いますが、河野千秋さん外三百五名というので出ているものでございます。三項は、先般採択いたしまして、残ったのが一、二、四、五、六と、こういうふうなものでございます。
請願の要旨は読み上げませんが、一項につきましては、修学旅行とか移動教室の補助を増額していただきたい、こういうことでございます。この件に関しましては、東京都の補助金のカットこういうものにならって、日野市が補助金をカットしているというようなこともありまして、他市の例を見ますと、補助金はそのままというところもあるようなので、日野市としてもやはり補助金はカットしないで出すべきである、増額とまでいかなくても前のとおり出すべきであり、さらに増額できるならばした方がいいだろうということでございます。これは現場の要望が強く出ておりまして、また父母も非常にこれを要望しておるということでございますので、採択することに決したわけでございます。
それから二項は、教育扶助の適用範囲を広げるための予算措

置をしろ、ということでございますが、これは就学援助とかそういうものが、日野市は所得基準でやっているということで、一・五という所得基準を使っているわけで、収入基準でやるともっと上がってくるということでございますから、平均並みだというふうには言えるわけでございますが、これもさらに最近のインフレ増強の折から父母負担を広げてやった方がいいんじゃないか、というようなことで意見一致を見たわけでございます。

それから四項の、「市主催の体育行事での災害保障をするための予算措置をしてください」ということでございますが、これは学校安全会がありまして、学校の行事等につきましてはすでに保障はされているわけでございますが、学校単位の派遣だとか、その他バレーボール大会とかいろいろなものをやりまして、その経費がかかるわけで、そのバレーボール大会がたとえばあったとすれば、その参加賞とか保険とかいうものも、とにかく市で出してやるのが当然ではないかというようなところの中から、その他を含めましてこの四項を採択したわけでございます。

それから五項におきましては、社会教育の充実、拡充のための必要な予算措置を図るように、ということでございますが、これは学校、プールの開放とか、そういうようなことも含んでおるわけでございますが、これも予算の増額をして、しかも充実拡充を図るということはもちろん必要なことである、というところから意見一致を見たわけでございます。

なお最後の、「教員の研修費を増額して、支給を全国共通図書券とすること」というふうになっておりますが、これは教員の研修費は従来出しておりましたが、五十四年からカットしたということでございますが、こういうものは研修に真に必要ならばやはり従来どおり出すべきであり、ただ全国共通の図書券というのは、何か聞くところによりますと、全国共通だといろいろ買うのにどこに行っても買えるから便利だというようなことでありますが、これはできれば全国共通でなくて日野市の業者から買えるようにする方が、やる場合にはより業者育成のためにも健全ではないかというようなことから、そういうことはよく考えながら、やる場合には交付するというふうにしてもらいたい、という委員会の意見でございまして、以上のようなことで、いずれにしても趣旨はまず賛成、内容についても賛成の面があるというところで、そのまま採択したわけでございます。以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五四－一〇号、教育予算増額に関する請願（一、二、四、五、六項）の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五三－四九号、公道並みの私道舗装に関する請願の件を議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設副委員長登壇〕

○都市整備産業建設副委員長（鈴木美奈子君）　委員会における審査の経過並びにその結果を御報告いたします。二月二十五日に委員会を開催いたしまして、請願の五三－四九号、これは昭和五十三年九月十一日に日野市日野二四二一の渡辺一幸さん外九十九名の方から、公道並みの私道舗装の請願として出されたものでございます。長年にわたりまして慎重審議をいたしまして、また現地も調査し、その中で、この請願の趣旨は、日野二四二一番地の私道が多くの市民に利用され、第一小学校、第一中学校への通学路として学童、生徒に利用されている。また、舗装されていないために、この道路は雨が降ると水たまりができて支障が起きるので舗装していただきたい、こういう請願でございましたが、現地も調査し、また市の要綱に当てはまらないということから、またさらには地主の方の許可が得られない、こういうことの中から、この請願については不採択といたしました。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　通学路として一小、一中の学童生徒が多く利用しており、自動車も通らない、交通上通学には非常に安全なこの私道であります。自主的な通学路として教育委員会も認めているこの道路です。請願が出なくても、執行者側は当然舗装を考えていくべきだと考えます。地主が応じていないようですが、これだからこそ議会で採択して、それを力に実現に努力させるべきだと思っていました。不採択は全く納得できません。大切な通学路を現状のままでいいのか、雨が降ると通れなくなるような通学路でもいいと考えて不採択にしたのか、さらにこの点を詳しく報告願いたいと思います。

それから要綱と言われますけれども、要綱の中に一〇〇％補助についても市長が認めるものという項目もつけ加えられています。この点についてもさらに詳しく審議の内容を報告していただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備産業建設副委員長。

○都市整備産業建設副委員長（鈴木美奈子君）　通学路の問題では、私どもも教育委員会の関係者をお呼びいたしま

して、教育委員会としてこれは通学路として指定してあるのか、こういう確認をいたしました。その中では通学路として指定はしていない、こういう回答でございました。また要綱の問題でも、要綱があるにもかかわらず、要綱の適用範囲をこれによって広げるということは、また今後の問題でもあるということから、これは同じ関連の会派の方からも取り下げていただいたらどうかということもありましたが、取り下げないということで長い年月慎重審議する中で、最終的には不採択になったということでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　ただいまの報告については、後ほど意見ではっきり言うといたしまして、さらに一つ質問しておきたいんですけれども、教育長に質問したいと思います。教育委員会での話では、現在通学路としては認定していないけれども、今後十分検討していくというふうな話を聞いております。現実に先ほども言いましたように、一小、一中の生徒が非常に便利に、多くの児童生徒が利用しているわけです。そういうことで、今後通学路として認定する考えを持っているかどうか、教育長にお答え願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　そのことについては、一応委員会の中でも検討したんですけれども、特にいまやらなきゃならんかということについて、ほかの道もあるんだからということで、いまのところはそのままになっております。その後もさらに検討は続けてみたいと思いますけれども、いまのところはそういうことです。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。一ノ瀬　隆君。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　先ほど述べましたような理由でもって私は全く納得できず、この請願の不採択には反対であります。請願は採択すべきであると思います。良識ある議員のことですから、この請願は採択する意向が示されると思いますけれども、万一、不採択になった場合、議会で不採択になったからということではなく、実情を十分把握した上で、執行者側といたしましても、この私道の舗装に向けて努力していただくことを強く希望しておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　大越久雄君。

○二十二番（大越久雄君）　この問題につきましては、ただいま教育長からも御報告があったとおり、確かにほかに通学路としては指定はしてございますけれども、非常に近道であり、なおかつ自動車も通らないし、自転車も通らないというようなところを、小中学生が非常に通学に利用していることが非常に多いという関係から、指導要綱上の問題については、四メートル云々その他もございましたけれども、地主の御了解を得ていただくならば、採択をしておくことによって、地主さんにも当然理事者の方から要請をし、御了解をいただいた上、通学路として、全通学路にもわたることでもあるので、やはり採択をしていただきたいということを、私も委員会ごとにこの問題については発言をし、御了解を得べく努力を払ってきたんですけれども、多数によって不採択ということになりましたけれども、私としては不採択に対しましては反対でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五三－四九号、公道並みの私道舗装に関する請願の件は、委員長報告のとおり不採択と決しました。（「議長、議事進行」「議長」と呼ぶ者あり）一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　いまの請願の件でありますけれども、私は、はっきりと不採択に反対であることを表明しております。このようにはっきり不採択に反対であるものがいながら、異議なしと認めるということは明らかにおかしなことであります。少なくもこの場合は、挙手により採択すべきであると思います。これに対する議長の見解をお願いしたいと思います。（「横暴」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　委員会におきましても全会一致不採択と決定されております。（「おかしい」「私は反対だと言った」「委員長報告に全会一致なんてなかったじゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

申し上げます。私が都市整備産業建設委員長でありました。その中で採決をいたしました。全会一致不採択と決定しております。（発言する者多し）

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　私ども日本社会党から、代表してこの委員会に出ております大越議員が、反対していることをはっきり言っておりますので、全会一致であるということは、承服できません。

しかしそれはさておき、委員会の審査とは関係なく、本会議において明らかに反対が表明されているわけです。従来から非常に疑問に思っていたことで、特に滝瀬議長のみを責めるつもりはございませんけれども、このような場合、挙手による採決をすべきである、ということを改めて主張したいと思います。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　申し上げます。いままで慣例で、そういうふうな表決の仕方をしておりました。

ただいま申し上げましたように、少数意見とみなしまして、本件につきましては採択と決定をいたしております。（「少数じゃないじゃないか。こんなに多数の反対があるんじゃないか」「議長」と呼ぶ者あり）一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　異議なしと認めるということは、明らかに異議があるんですから、それはおかしいんですよ。こんな慣行をこれ以降続けることは、断じて許せない。（「どこを見てやってるんだ、どこを見て」「ちゃんと事務局で書いたとおりにやってるんだ」と呼ぶ者あり）この採決をやり直してください。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　私も都市整備産業建設委員会に所属をいたしておりますけれども、そのときの状況を、いま議長の方からもおっしゃっておられましたが、関係の社会党さんの方の委員さんであります議員さんは、まあ、しようがない、というふうな、私は隣におりまして、そこをはっきり聞いておりますので、会派に帰って話をしようよ、というふうなことを言われたことを、確かに覚えております。関連して申し上げましたけれども、そういうことだと思います。それと同時に事務局も立ち会っておりますので、事務局の記録を見ていただければ、どっちかはっきりわかると思いますので、議事進行を兼ねてお願いをいたします。（「休憩」「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　いまの件について一言、私も産業建設委員会のメンバーとして、申し上げておきたいと思います。

私は、議場のやりとりそのものよりも、この件がもし採択をして、その結果が日野市に及ぼす今後の悪影響ということで、どうしても採決してもらっては困る、というのが実情なわけです。なぜならば、地主の承諾も得られない、道としてあしたさくをされて、通学路として認めることもできない、というような大変厳しい状態の中にあるこの問題を、もしここで採択云々するならば、今後、日野市の行政を進める上に、大きな支障を残すものであります。したがって、この際の、いまの議長の採決に対して、全面的に賛成いたします。（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　採決につきまして一ノ瀬　隆君の方から御意見がございました。今後一ノ瀬　隆君の御意見を尊重しながら進めていきたい、とこのように考えますので、よろしく御了承を願いたいと思います。

これより請願第五四－三二号、準工業地区指定に関する請願、請願第五四－三七号、程久保地区町名地番整理事業に関する請願、請願第五四－三八号、下排水整備の件に関する請願、請願第五四－四四号、登録民間日雇い労働者に対する雇用促進に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

○都市整備産業建設副委員長（鈴木美奈子君）　請願第五四－三二号、これは昭和五十四年九月十四日受け付けたものでございますが、準工業地区指定に関する請願で、請願者は、日野市石田四四五、土方利三さん外二百四十六名の方でございます。内容といたしましては、中小工場を経営している中小零細業者が、この万願寺地域において事業をしておりますけれども、事業の内容から、大変周囲に迷惑を及ぼしているということで、常に気を配りながら操業をやっておりますので、万願寺の土地区画整理事業の中で、ぜひ準工業地域として指定していただきたい、こういう内容でございます。

委員会といたしましても、現地を視察し、また慎重審議する中で、この願意に沿うにつきましては、用途地域を変えることは大変むずかしいけれども、区画整理事業の中ではやっていけるのではないか、という理事者側の答弁がございまして、委員会といたしましては、区画整理事業の中で願意に沿うよう努力されたし、こういう意見をつけまして、全会一致採択といたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、請願第五四－三七号でございます。これは昭和五十四年十一月二十四日出されまして、件名は程久保地区町名地番整理事業に関する請願でございます。請願者は、日野市程久保五〇九、程久保町名地番整理促進委員会代表須崎仙次郎さん外十九名でございます。内容は程久保地区町名地番整理事業の実施に際しては、この対象区域を分割しないで、伝統と由緒のある程久保という地名を、そのまま地番として保っていただきたい、こういう請願内容でございます。

私どもこれにつきましても慎重審議をし、神明上の町名地番が五十七年の七月ごろ終わりますので、その後、五十八年以後それができる、という理事者側の答弁もございましたので、全会一致採択といたしました。

続きまして、五四－三八号、これは昭和五十四年十二月六日受け付けたものでございます。下排水整備の件に関する請願で、請願者は日野市上田二一一－二、大高　誠さん外六名でございます。この地域は、下排水の整備が悪くて、雨が降るたびに土が埋まり、水の流れが悪く、悪臭が残り、そして衛生上大変困っている。どうぞ下排水の整備をお願いしたい、こういう内容

でございます。

委員会といたしましても、現地を視察し、そして理事者側の答弁では、いま勾配がないために、汚い水がたまっているので、勾配がとれるかどうか、これを調べていただきまして、勾配がとれ、新井用水の方にも整備していく中で流される、こういう回答が出ましたので、全会一致、採択といたしました。

引き続きまして五四－四四号、これは昭和五十四年十二月十二日に受け付けたものでございます。登録民間日雇い労働者に対する雇用促進に関する請願で、立川の自由労働組合執行委員長、立川市砂川町四四三－三五、丸山鉄蔵さんから出された請願でございまして、日雇い労働者の就労状況が大変悪くて、生活の問題でも非常に困難な状況が起きておりますので、ぜひ公共就労への日雇い労働者の吸収を図られたい、こういうことで、市としても予算化していただきたい、こういう内容でございます。いままでにも、こういう請願が五十年、五十二年と出されており、採択されております。そしてまた五十五年度に予算化される、こういう見通しもできる、という回答が理事者側からございましたので、全会一致採択といたしました。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本四件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本四件について採決いたします。本四件に対する委員長報告は、採択であります。本四件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五四－三七号、準工業地区指定に関する請願、請願第五四－三七号、程久保地区町名地番整理事業に関する請願、請願第五四－三八号、下排水整備の件に関する請願、請願第五四－四四号、登録民間日雇い労働者に対する雇用促進に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

日程第一〇、ごみ問題対策特別委員会中間報告の件を議題といたします。

ごみ問題対策特別委員長よりごみ問題に関して、中間報告をいたしたい旨、申し出がありましたので、発言を許可いたします。

〔ごみ問題対策特別委員長登壇〕

○ごみ問題対策特別委員長（一ノ瀬　隆君）　この一年間、ごみ問題対策特別委員会は、付託されました、ごみ、屎尿に関することの調査研究を行ってまいりました。その内容を簡単に御報告いたします。

定例会ごとの委員会で、ごみ、屎尿に関する行政の報告を受け、これに対して質疑、意見を出してきました。報告がなされた主なものに、市民による資源ごみ回収の状況、衛生処理場電気設備改良工事、汚泥焼却炉、阻大ごみ処理施設、塩化水素減少装置の工事などがあります。そして九市の東京都市廃棄物管理組合によって、羽村の砂利穴をごみ最終処分地とすることで、地元関係団体と公害防止協定を結び、三年間使用することができるようになったことが報告されています。

委員から出された意見としては、ごみ減量のための有価物の回収についての多くの意見、ごみの自家処理の奨励、ダストボックスの交通上の安全性、ダストボックスの配置の不公平の問題などが出されました。

委員会としての研修視察は、一日だけ横浜市に行ってまいりました。一つは、横浜市緑区の長坂谷処分地の視察で、環境保全のため十分な公害防止対策が施され、安全管理されている状態を見てきました。もう一つ、横浜市のスターダスト八〇を視察してきました。これは混合収集された都市ごみを、良質堆肥、精製パルプ、高カロリー燃料ガス、鉄などの価値あるものに再生利用すると同時に、無公害化、安定化等の処理を、総合的かつ効率的に行うというプラントで、この処理システムは一九八〇年代の輝ける星との期待をこめて、スターダスト八〇と名づけられていました。視察のほか、ごみ問題に関する最近のあらゆる文献を、市政図書室に依頼してコピーしてもらうなど、各委員は、それぞれ調査研究を行ってきたところであります。

ともあれ、ごみ問題対策特別委員会としましては、不十分な活動ではありましたが、この一年間、日野市政の中で大きく前進したごみ問題に一定の役割りを果たし得た、と考えております。今後、三多摩三十二市町村による広域最終処分地の問題、二年計画で考えられている浄化槽汚泥の回収処分の問題、実績は上がっているが、再資源化、ごみ再利用の問題などに取り組んでいかなければなりません。

さらに、市民にアピールするためにも、これでごみ問題対策特別委員会を廃止するのではなく、今後も継続して設置していくべきであることを、全会一致で確認したところであります。

以上をもって、ごみ問題対策特別委員会の報告といたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって、ごみ問題対策特別委員会の中間報告を終わります。

日程第一一、交通対策特別委員会審査報告の件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通対策に関して審査報告をいたしたい旨、申し出がありましたので、発言を許可いたします。

〔交通対策特別委員長登壇〕

○交通対策特別委員長（竹ノ上武俊君）　交通対策特別委員会の審査について、報告いたします。

交通対策特別委員会には、四つのテーマが付託されておりますので、順を追って報告させていただきます。

一つ、京王線高幡踏切対策に関することであります。日野市全体の交通体系から見ても、都立多摩自然動物公園等への往復路という点から見ても、この高幡不動駅東踏切の立体化については、どうしても実現しなければならない課題でございます。

当委員会は、本議会の付託を受けまして、鋭意審議を重ねてまいりました。当委員会は、一昨年京王帝都本社に出向きまして、京王の意向を打診したのを初めとし、市当局が東京都等へ強力に実現方働きかけるよう、進めてまいった次第でございます。

このような中で、東京都が先般、都道測量などに関連して、地元住民と意見交換をするなどが行われてまいりました。また京王帝都側も、この三月中にも京王帝都側としての立体化構想を、日野市に示してまいるところに進んできております。

当委員会は、この二月二十六日に現地の視察を行いました。立体交差する際の側道をどこにすべきか、など検討をしてきたのでございます。市当局に対しても、より一層の計画の具体化を引き続き強く要望しております。特別委員会も、今後このテーマにしぼって、今後、強力な活動が予定されるところとなってきた次第でございます。

次は、循環バスに関することでございます。市による市内循環マイクロバスの構想が以前に計画されました。

当委員会は、一昨年京王帝都のバスを使用いたしまして、市、京王帝都など共同行動で、予定路線を試乗した後、循環バス実現のため、努力を続けてまいりました。市によるマイクロバス路線については、市長から、現在の市役所と旧市役所間の区間を、七生支所まで延ばそうとの提案がありますが、京王が、営業上の理由で現在賛成しておりません。この壁を破るならば、陸運局の許可を得て、区間延長が可能になるところにきております。今後の努力が期待されるところでございます。市内での営業権とも言うべきものを持つ京王が、道路事情の変化などを前提にしつつも、これから予定している新しいバス路線については、一つは、八王子の南陽台住宅地から、高幡不動駅に至る路線の新設でございます。高幡不動駅前商店街などとの話し合いの中、この四月にもこの路線についてはスタートさせたい、こういうところになってまいりました。そのほかに長期的な問題として、京王側、日野市側が多く要望している路線は、豊田駅を起点として八王子方面に行く路線、豊田駅から東光寺を抜けて回る路線、また日野駅からバイパスを通って八王子に抜ける路線、さらには平山橋の改築等に関連して浅川を縦断する路線、こういうものが話し合いのテーマに上ってきております。また、委員会としては、川辺堀之内の路線が現在なくなっておりますので、この件についてもできることなら実現してほしいということで、そういう方向で努力してまいりました。この市内循環バス実現のテーマは、今後の努力にまつところが多大で

ございますが、市議会の果す役割とともに、市側の積極的な施策の前進を要望するものでございます。

三番目には多摩川架橋に関することでございます。当委員会といたしましては、この架橋に関連して地元住民の賛成を得るための市、東京都などの努力と、また早期事業認可の実現を市当局などに求めてまいりました。審査の途中で計画変更などがございましたが、これも東京都の都計審で認可され、このたび三月五日に、正式に都市計画道路二・二・十号線についての東京都の事業認可がおりました。立川分が百三十メートル、多摩川にかかわる橋梁部分が四百十八メートル、日野側分が六百八十メートル、合計千二百二十八メートルの計画路線でございます。最も広い部分が五十二・五メートルの幅で、平均して二十二メートルの架橋工事が始まることになるわけでございます。完成には、工期が五十五年三月五日から六十一年の三月三十一日ということになっております。この期間を要します。この工事が終わりますと、国道二十号線と立川バイパスまでがつながり、交通事情の改善につながっていくものと期待をされております。あわせて日野市としては、排水計画も整備をされてまいる予定になっております。

最後は、四つ目、日野駅に関することでございます。駅前広場の整備がいま区画整理などで行われておりますが、これが市民本位になされることについて、委員会として市当局などに注文をつけてまいりました。また同時に、中央線との立体交差として二・二・四号線が工事中でございますが、これも安全に工事が進むように、当委員会常に全力を挙げてまいった次第でございます。当委員会としては、駅前広場については、通勤通学や一般市民に便利になること、自転車、バス利用者、また自家用車の利用の皆さんにも便利でしかも安全となること、そして日野の玄関としてもりっぱなものになるよう関係当局に要望してまいりました。また、二・二・四貫通に当たっては、関連地域の排水も改善されるように要望を続けてまいったのでございます。さらに、日野駅構内の第二甲州街道踏切除去に当たりましては、付近住民の理解を得ることを要望してきました。これらの努力の結果、自転車置き場についての解決がまだなされておりませんが、市を初め関係機関の努力によりまして、おおむね委員会の要望に沿って工事が進んでいるところでございます。二・二・四号線の立体交差は、国が三分の二、都が三分の一の割合で、約五億三千万、国鉄が約七千万円近い予算を負担いたしまして、これらを日野市がかわりまして工事をするものでございます。幅十八メートル、長さ二十四メートルにわたりまして地下道をつくるものでございますが、工法はフロンテジャッキング方式というもので行われております。この工法は、列車が常時走っている線路の下で行うのは全国では二番目、駅の真下でこういう工事を行うのは全国で初めて、という試みの工事

でございます。五十六年三月に完工の予定で、いまフロンテジャッキング方式で一日当たり約十センチずつ地下道が進んでいくという状況でございます。駅前の区画整理と整備が完全に終わるまで、市民の立場に立って議会は今後も見守っていかなければと思っております。

以上で交通対策特別委員会のいままでの取り組みについて報告をさせていただきました。

交通対策特別委員会は、長期にわたって活動してきたわけでございます。浅川で分断された日野市という地勢の中で、いろいろな交通問題がございました。このような次々と起こってくる交通問題に対しまして、川辺堀之内の京王のバス路線の中止に際しては、この期間が延長されるように努力するなど、長い期間にわたり、多くの委員の方々が交通問題の解決のために次次と努力をされてまいりました。ここで、この特別委員会の任務が終わるという方向になってまいっております。残されたテーマについては、引き続き特別委員会などをつくって解決されていくものと期待をいたしまして、以上で交通対策特別委員会の審査についての発言を終わらせていただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって交通対策特別委員会の審査報告を終わります。

日程第一二、日野市議会常任及び特別委員会委員の選任の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会常任及び特別委員会委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

日程第一三、日野市議会昭和五十五年度一般会計予算特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

提案理由及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一号、日野市議会昭和五十五年度一般会計予算特別委員会設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

日程第一四、日野市議会昭和五十五年度特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

提案理由及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二号、日野市議会昭和五十五年度特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

日程第一五、日野市議会常任及び特別委員会委員の選任の件を議題といたします。

議案第三号、日野市議会特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

提案理由及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第三号、日野市議会特別委員会設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一号、日野市民会館建設資金積立基金条例の制定、議案第二号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一号につきまして提案の理由を申し上げます。議案第一号は、将来建設を予定する市民会館について、その建設資金を積み立てるために、日野市民会館建設資金積立基金条例を設けるものであります。

議案第二号は、市営住宅の使用申し込み資格としての収入基準及び収入の算定方法などを改めるため、日野市営住宅条例の一部を改正するものであります。

両議案につきまして、詳細につきましては、担当部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　では詳細説明を申し上げます。

日野市民会館建設資金積立基金条例について申し上げます。お手元にあります議案書に記載されています条文に従いまして御説明いたしたいと思います。

まず第一条は、設置の条項でございます。

第二条につきましては、基金の積み立てについて、これは金額は定額ではなくて、そのときの状況に応じて積み立てるという形でございます。

第三条につきましては、積み立てた基金の管理の問題でございます。これは一般に基金の管理の状態、ほかの基金と同様に最も確実、有利な有価証券によって、あるいは定期預金等によって運用する、こういうことでございます。

第四条は、その運用によって生じました益金の処理についてでございます。これは一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入しなければならないとなっております。

それから第五条が繰りかえ運用についてでございます。これは財政上必要があると認めたときには、その基金をいわゆる歳計現金として使用できる、という条項でございます。

第六条は委任条項でございまして、この条例以外に運用についての規則等を定めるということでございます。

以上のとおり御説明いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　議案の第二号の説明を申し上げます。

日野市営住宅条例の改正でございます。

第五条第四号の改正でございますが、申込者の資格の収入基準の上限、下限の改正でございます。従来下限を四万七千円としたものを五万五千円とする、それから収入基準の上限八万一千円とするものを九万五千円に改める、こういうものでございます。

それから七条の六号及び七号でございますけれども、これは公募例外の入居という規定でございます。要するに収入基準が下がりまして、一種に入っておった方が二種に移りたい、これが公募例外でございます。それから収入が上がって二種から一種に移りかえたい、こういう公募例外の入居基準でございます。

それから二十一条は、付加使用料を決めた条項でございますが、その中の欄の改正でございます。第一種の一番最初の十一万一千円を超え、という欄のところは、この金額の改正はございませんで、いままで〇・二倍という付加使用料のこのところの規定が法律にはございましたけれども、市営住宅条例の中にはございませんでしたので、改めてこの欄をつけ加えた。それから二番目の欄でございますけれども、これは十一万一千円であったものを十二万六千円にする、こういう額の改正でございます。それから第二種の最初の欄でございますけれども、これについては金額に変わりはございません。ここは全然変わりはございません。二番目が先ほど申しましたように、金額には変わりはないわけでございますけれども、法律にありまして条例になかったので、新しく挿入した。それから三番目の欄は、いままでの規定では十一万一千円を超えるとなっておったものを、十二万六千円を超える、このように改めるものでございます。

一枚めくっていただきまして二十二条それから二十二条の二項の一号のイ、その次の二十二条の二項の二号のロ、この二つが新しく加わったわけでございますけれども、先ほど申し上げました二十一条の新しく挿入した二つの欄の中の条項がございます。それの新設によってここにつけ加えたものでございます。

以上が概略の御説明でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一号、日野市民会館建設資金積立基金条例の制定、議案第二号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第三号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第四号、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の制定、議案第五号、日野都市計画神明上土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例の制定、議案第六号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました四議案につきまして、それぞれ提案の理由を説明申し上げます。

議案第三号は、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定でありますが、本議案は、施設園芸共済制度の新設及び賦課金徴収単価の変更に伴い、日野市農業共済条例の一部を改正するものであります。

議案第四号は、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の制定についてでありますが、本議案は、昭和三十六年七月に施行された日野市中小企業事業資金貸付条例が、過去六回にわたり一部改正を経たため、条文全体の整序性が損なわれ、かつ運用面での不備が生じているので、全部を改正し、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例として制定するものであります。

議案第五号は、日野都市計画神明上土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、地価の高騰を少しでも抑制しようと神明上土地区画整理事業の保留地処分の方法を、抽選方式に変更するため、日野都市計画神明上土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第六号は、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、日野中央公園の完成に伴い、日野市立公園条例の一部を改正するものであります。

それぞれの議案につきまして、詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　それでは、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の内容につきまして、御説明申し上げます。

この、もとの法規でございます農業災害補償法、及び農業共済基金法の一部を改正する法律が、昭和五十三年に制定されたわけでございます。それに伴いまして、施行令あるいは省令、それ等の改正がございまして、共済事業を行う市町村の模範条例が改正されたことによりまして、本条例を一部改正するものでございます。現行の条例は、七章四部百十一条と附則からなってございます。今回、新たに一節を加えまして、第五節に施設園芸共済を加入したわけでございます。この関連条文が二十四ヵ条ございます。そのほかに、各園芸施設共済事業をすることによりまして、条文の整備をするものがございます。それらが二十四ヵ条ございまして、合わせて四十八ヵ条に及びますものでございます。

重点的に御説明を申し上げます。

まず共済事業の対象となるものとしましては、野菜、花卉等の農作物を栽培するためのビニールハウス及びガラス室、あるいはそれらに付帯します温度調節とか灌水施設、換気施設等の付帯施設、それと施設内で栽培される野菜、花卉等の農作物がこの共済の対象になります。

それから共済事故につきましては、天災地変、あるいは病虫害、及び鳥獣害等が、共済事業の対象になるということでございます。

それから二枚めくっていただきまして、八十八条の二以降、二十四ヵ条につきましては、新設条文でございます。それらにつきまして御説明申し上げます。

まず八十八条の二につきましては「共済関係の成立」、これは任意加入でございます。

それから八十八条の三につきましては、義務加入、これらの両条文にまたがるものにつきましては、一応、施設を持っている場合には、全部がこの施設園芸共済に入らなければいけない、そういう内容でございます。

それから加入基準といたしまして、ビニールハウスのみを持っている場合には、面積が二アール以上、それからガラス室のみを保有している場合には、面積が一アール以上がその加入基準となるわけでございます。それらが八十八条の三、あるいは四に盛り込まれてございます。

それから八十八条の五、六、七につきましては、申し込みの事務手続関係でございます。

それから八十八条の八でございますが、これは「共済責任期間」でございます。これは、掛金払い込みの翌日から一ヵ年間でございますが、年間を通じて設置されない場合については、一年未満の期間とする場合もある、そういうことでございます。

それから八十八条の十でございますが、これと、それから八十八条の十三の関連で共済の掛金率について規定されております。施設の内容につきまして、たとえば覆っている被覆材というんですか、それから主要骨材等の違いによりまして、共済掛金が違ってくる、そういう内容でございます。

それから八十八条の十二につきましては、共済金額は、共済価額の八割から最低割合四割までの間で申し込んだ金額だ、ということでございます。

それから一枚めくっていただきまして、共済金の支払いでございますが、損害額が共済価額の一割または一万円以上の場合には、共済金の支払いができる、そういうことでございます。

それから、それ以降につきましては、共済金額の削減、あるいは支払いの免責、これらにつきましては、事務手続の関連でございます。

三枚めくっていただきまして、八十八条の二十三でございますが、無事戻制度がございます。これらにつきましては、現在施行されております共済事業の関連と同じような形で無事戻しをする、そういう内容でございます。

以下につきましては、字句の訂正、あるいは園芸施設共済をすることによりまして一応、必要条文の挿入でございます。

次に第四号の中小企業事業資金融資あっせん条例の制定につきまして御説明申し上げます。

説明の前に、まことに申しわけございませんが、御訂正をお願いしたい個所がございます。

第六条の三号でございますが、三号の中に「市税の納税義務者であって、すでに納期の経過している区市町村民税を納税義務地において完納していること」という「民」を削除していただきたいと思うんですが、「――すでに納期の経過している区市町村税を納税義務地において完納していること」、これが正しいわけでございます。

それから第七条、同じく三号でございますが、この条文の中に、「――すでに納期の経過している区市町村民税を納税義務地に――」云々と書いてございますが、これを「民」を削っていただきまして、「――区市町村税を納税義務地において完納していること」そういうように御訂正をお願いしたいと思います。

それでは内容説明に入らせていただきます。

まず新旧対照表でございますが、それをごらんになっていた

だきたいと思います。一応、旧条例は十八カ条でございました。今回の新条例につきましては、二十二カ条にしてございます。それぞれ関連条文を、字句訂正、その他したわけでございます。特に変わったところを御説明申し上げます。

第四条の第三項でございますが、運転資金三百万円、設備資金六百万円、緊急資金五十万円と書いてございます。現行条例の倍額としたわけでございます。

それから第五条の関係でございますが、運転設備資金の償還年限が三年以内、六カ月据え置きというような形でございましたけれども、五年以内、それから設備資金につきましては七年、それで据え置き期間は別途に計算する、そういうことでございます。

それから第六条の五号でございますけれども、いままでは、緊急資金の融資あっせんについては、ただし書きの規定が適用されないということでございましたけれども、今度は保証人をつけていただく、そういうことの改正でございます。

それから七条につきましては、二号の「一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる世帯主、またはこれに準ずる者」ということを挿入したわけでございます。

以降につきましては、いろいろの事務手続の関係でございますので、附則につきまして御説明申し上げます。「この条例は公布の日から施行する」、それから二項につきましては、経過措置を書いてございます。それから三項につきましても、経過措置でございます。

以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　日野都市計画神明上土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

この改正につきましては、現在まで保留地の処分につきまして、競争入札による方法で行ってきたわけでございますが、土地の価格高騰を招くという御意見もございまして、今後競争入札で行う場合に、市長が特に必要と認めた場合は、抽選により行うことができる、ということにしまして、抽選を主として保留地処分をしたい、このような内容でございます。

新旧対照表を見ていただきますと、第七条が、処分の方法を規定した条文でございます。

この第四号に、いわゆる一般の市民に対する保留地処分が規定されております。

その第二項に「前項第四号により処分する場合は、競争入札によらなければならない」という条文でございますが、そこへ新しく「ただし、市長が特に必要と認めた場合は、抽選により行うことができる」というただし書きを挿入するものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　議案第六号につきまして御説明申し上げます。

提案理由の説明にもありましたように、庁舎前の中央公園が、今年度中に竣工いたしますので、市立公園条例の一部を改正し、別表一に加えるものでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本四件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第三号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第四号、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の制定、議案第五号、日野都市計画神明上土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例の制定、議案第六号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第七号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第八号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第七号について、提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、石田地区に「ひの児童館分室」を、三沢地区に「もぐさ台児童館分室」をそれぞれ開設するため、日野市立児童館設置条例の一部を改正するものであります。

議案第八号は、旭が丘地区センター、下田地区センターの開設及び町名地番整理事業による地区センター設置場所の変更などに伴い、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。

以上二議案、それぞれ部長に説明をいたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それでは議案第七号、それから第八号について御説明申し上げます。

五十五年四月一日から、四小地区、八小地区に学童クラブが新設されます。これに伴いまして、四小分室、これは第四幼稚園の中でございます。それから八小分室――八小校庭内でございます。別表第二にこれを追加するものでございます。

それから第八号でございますけれども、町名地番整理によりまして、平山、新川辺、南平、田中、及び鹿島台の五地区センターの設置場所を、それぞれ新地番に改正するものでございます。それから、新設二館のセンター、これを別表に追加するものでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第八号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第九号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第九号につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、高幡図書館及び日野図書館の完成に伴い、日野市立図書館設置条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、教育長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　御説明申し上げます。これについての提案理由は、いま市長の申されたとおりでございますが、この名称について申し上げます。

高幡図書館というのは、高幡番地から三沢番地に変わりますけれども、主に次のような理由で、従来どおりの高幡という名前を使わせていただきます。

一つ目は、新住所は三沢地区でも西の外れで、高幡地区に隣接している。それから、現在の建物からわずか五十メートルぐらい離れたところでありますので、前から親しまれている高幡図書館という名称にしたい。それから日野の図書館につきましても、これは福祉センターの中にあった図書館でございますけれども、今度日野の新しい図書館ができましたものですから、その所在地を考えまして、日野図書館とこういうふうにしたいと思っております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第九号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時　八分休憩

午後三時五十一分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第一七号、昭和五十五年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一七号は、昭和五十五年度日野市一般会計予算についてであります。

歳入歳出の予算総額は、二百一億一千八百二十七万二千円で、前年度に比して二十一億五千五百十五万六千円、一二％の伸びとなっております。歳入は、市税が六〇・四％を占め、次いで国庫支出金、市債、都支出金で構成されており、一方歳出を見ますと、相変わらず教育費が三〇・七％を占め、次いで民生費二一・一％、土木費一二・四％、総務費一一・八％、公債費九・一％、衛生費九％の順となっております。内容の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から歳入全般の説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それでは歳入につきまして全般的な御説明を申し上げます。

説明資料の二ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきまして款別に御説明していきたいと思います。

まず市税につきまして、市税は前年対比で一八・九％の伸び

でございます。

二番目の地方譲与税につきましては、地方譲与税の伸び率二・九％でございます。道路譲与税が二・九％、自動車重量税が△の五・六％の減少でございます。

自動車取得税交付金につきましては、四・八％の増でございます。

地方交付税につきましては、八四・八％の減になっております。これは税収増のために地方交付税の支給額が減っておる、こういう形でございます。

五番目の交通安全対策特別交付金につきましては、伸び率ございません。前年同様でございます。

次に分担金及び負担金につきまして申し上げます。負担金につきましては、五二・四％の伸びでございます。これは保育料保護者負担金等の増によるものでございます。

使用料につきましては、四九・二％の増になっております。幼稚園、七生公会堂等の使用料の増を見込んでおります。手数料につきましては、一・七％の増でございます。自然増ということでございます。

次に国庫支出金について申し上げます。国庫支出金につきましては、全体として一四・〇％の伸びでございますが、その原因といたしましては、高幡保育園改築、あるいは普通建設事業の増加に伴う増でございます。

次に都の支出金について御説明申し上げますと、都の支出金の全体では二八・八％の増でありますが、これは高幡保育園改築にかかわる都の補助、あるいは五十四年当初児童手当等の都予算上の、いわゆる五十四年当時の暫定措置であったための対比増という、そういう原因が含まれております。

それから財産収入につきましては、これは基金利子、五十四年決算見込み額等計上してあります。

寄付金につきましては、行政協力費を前年予算額と同額を見込んであります。

それから諸収入につきましては、五十四年決算見込みを計上して、六・九％の伸びでございます。雑入につきましては、学童クラブ費を当初予算に計上したために、このようにふえております。

市債につきましては、普通建設事業の増減によるものと、土木費のうち下水道関係が特別会計と分離したために、前年対比で八・二％の減となっております。

簡単ですが、歳入につきましてはこれをもって説明にかえさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより歳入全般について質疑に入ります。なければ歳入全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。

次に歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　歳出について申し上げます。歳出は六十八ページから歳出の説明資料になっております。前年と変わった点などを取り上げて御説明いたしたいと思います。

ページをめくっていただきまして、最初に九十二ページをお開き願いたいと思います。といいますのは、歳出につきましては、目の変更等がございましたので、そのことについて簡単に説明申し上げたいと思います。九十二ページの行政施策調査費、これは新しい目でございます。その説明欄に掲げてありますような、いわゆる政策経費をここに計上してございます。

それから次の裏のページの九十四ページ、目の十の支所費これも新しい目でございます。支所関係の費用をここに一括して計上する、そういう形にしてございます。

次に九十六ページの公会堂費、これも新しい目でございます。これも公会堂費を一括してここでわかりやすくした、そういうことでございます。

次に大分飛びまして百三十六ページをお開き願います。これは目ではなくて報償費、報償費の中に高齢者教養講座かしの木学級、あるいはゲートボール大会等の開校に伴う謝礼、あるいは費用が計上してあるということでございます。

次の百三十九ページ、この説明欄の工事請負費にゲートボールコートの造成費が計上してございます。

次に百四十五ページをお開き願います。ここには工事請負費として地区センター一館分と中央福祉センターの改修費が計上してあります。

次に百五十ページをお開き願います。百五十ページの目の三、母子福祉費、これは新しい目でございます。以前は社会福祉総務費にありましたものを、母子福祉費としてここに新しく分離したものでございます。

次のページの百五十二ページお開き願います。目の四の保育園費、これも新しい目でございます。いままで児童福祉施設費という中に含まれておりましたものを、新しく分離してわかりやすくしたということでございます。内容につきましては、それぞれの児童福祉費に含まれていたものがここに分離されて計上されておる、そういう形でございます。

次に百五十六ページ、目の五、児童館費これも新しい目でございます。児童福祉施設費の中にあるものを児童館費についてのみここに分離した、そういうことでございます。

次に百五十八ページ、目の六、学童クラブ費がございます。これも児童施設費から分離したものでございます。

次に百六十ページをお開き願います。百六十一ページの説明欄の中に工事請負費、八小学童クラブ新設、公有財産購入費として八小学童クラブ仮称を新設、一応二項目が新しい事業として計上してございます。

次のページの目の七、遊び場費、これも新しい目でございます。児童福祉費より遊び場費を別に分離し計上しました。

次に百八十八ページお開きを願います。これは清掃費でございますが、清掃費の中の工事請負費の中に、残灰等集積所設置二百四十六万二千円を計上してございます。

次のページの工事請負費、その中に浄化槽汚泥処理施設二億二千二百六十万と計上してございます。

次の二百十ページから二百十一ページをお開き願いたいと思います。これは委託料の中に認定路線図整備というのを新しく組んでございます。道路台帳整備の一環でございます。

それから次は二百二十八ページをお開き願いたいと思います。二百二十八ページは都市計画費でございます。繰出金でございますが、四億二千四百三十三万二千円、この内訳は区画整理管理費に八千百五万八千円、神明上区画整理費に二億五千六百六万円、万願寺区画整理に八千七百二十一万四千円を計上するものでございます。それから同じページの三の街路事業費というのがございます。これも新しい目でございます。都市計画道路事業費より分離してここに計上させていただきました。なお、その欄の委託料の中で都市計画道路基準点測量というのが新しい事業でございます。目の五の下水道費というのがございます。これは、元来、都市下水道費としてあったものを都市を省きまして下水道費、いわゆる下水道が特別会計の方に回りました関係で、目として下水道費をここにセットしてございます。当然、下水道特別会計の方への繰出金三億七千二百二万三千円がここに計上してございます。黒川都市下水路ほか流域下水道等にかかわる費用でございます。

次に二百三十五ページをお開き願いたいと思います。二百三十五ページにつきましては、新しい事業、緑化月間事業でございます。報償費の中に緑化月間講習会講師謝礼、あるいは一つ置きまして、緑の特集号編集謝礼、これらのものを、当然緑の特集号を編集するというふうなための謝礼でございます。それから工事請負費には、東豊田保全地域内の園路整備、あるいは旭が丘植樹帯設置、緑化見本園造成等は新しい事業でございます。

次に二百四十三ページをお開き願います。一番上段にございます常備消防の委託料でございます。これにつきましては、基準財政需要額算入、消防費の算入の七五％を計上してございます。

次のページに移りますと二百四十四ページでございますが、目の三、消防施設整備費という目がございます。これは新しい目で、非常備消防を施設関係と総務関係に分離したものでございます。

次に二百六十五ページをお開き願いたいと思います。これは小学校費でございますが、その中の工事請負費の中の下段に節

水浄化装置取りつけ工事というのがございます。これは小学校五校分、学校関係は水を多量に使用いたします、それを節水できるような装置をつけるということでございます。

それから次は二百七十七ページをお開き願います。これは主として新設学校の工事費が計上されておるわけでございますが、三沢台小学校新築あるいは屋内運動場新設、プール新設、あるいは第二小学校のプール撤去等、ここに記載されております事業についての工事費でございます。これらにつきましては、当然財源内訳として起債、補助金等もついて回るわけでございますので、後ほど起債あるいは起債の限度額等のところでまた御説明いたしたいと思います。

次のページ、二百七十八ページ、学校防音施設整備というのがございます。これも新しい目でございます。以前は、防音施設整備費は事務費と工事費が分かれていたもの、これを一本にまとめていわゆる学校防音施設整備費としてまとめたということでございます。

次に二百八十三ページでございます。これは中学校の方の十五番、工事請負費、中学校一校分の節水浄化装置を取りつける予算が計上されております。

次に少し飛びまして三百四ページお開き願いたいと思います。三百四ページにつきましては、二の青少年育成費という新しい目がございます。社会教育総務費の中から青少年育成費というものを別に分離して新しい目といたしました。

それから三百八ページの三の文化財保護費、これも新しい目でございます。やはり総務費の中に入っていたものを分離した、こういうことでございます。

それから三百二十八ページをお開き願いたいと思います。三百二十九ページの説明欄に工事請負費、上段に少年野球場建設七百万円が計上してございます。

あと次のページは公債費等でございますが、これは前年実績を主として主体にして計上してございます。

諸支出金あるいは予備費、次の三百三十二ページの最終欄、予備費につきましては、前年同額を計上させていただいております。

お手数でも最初の方にページを戻していただきたいと思います。一番最初のページから見まして、六ページ、七ページの方にお願いしたいと思います。第二表債務負担行為、これはいまの支出の中で説明しました、たとえば浄化槽汚泥施設二億数千万ございました。それに対する債務負担行為の分でございます。あるいは八中、そこに掲げてあります事業に対する債務負担行為をここに計上いたしました。

次のページの七ページにあります第三表地方債につきましては、先ほど申し上げましたそれぞれの事業について回ります地方債につきまして計上させていただいてあります。

以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

歳入歳出全般について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一七号、昭和五十五年度日野市一般会計予算の件は、一般会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一般会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第一八号、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一八号についての提案理由を御説明いたします。

本議案は、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出の予算総額を、前年度の十八億八千七百十四万円より一億九千二百九十九万円多い二十億八千十三万円とするものであります。詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　それでは国民健康保険特別会計の内容について御説明を申し上げます。

内容に入ります前に、五十五年度の国民健康保険の事業の概要を御説明申し上げますと、国民健康保険に加入する方が年々増加をいたしております。したがいまして、五十五年度におきましては、三万百五十人を予定をいたしております。医療費等につきましても、年々増高の傾向をたどっておるわけでございますけれども、医療の件数にいたしまして年間十七万六千四百件を超えるであろう、というふうに予測されるわけでございます。したがいまして、それに伴います療養費等につきましても五億二千万円ということが予測されます。なお、それらの療養給付費の中で、特に高額療養費について申し上げますと、ただいま申し上げました十七万六千四百件の中に高額療養の関係で、二千五百件ほど高額療養の関係が予測をされますし、療養費についても一億九千万ないしは二億円になるんではないか、というふうなことが予測されます。高額療養費の伸びについて申し上げますと、二五％ぐらい伸びていくんじゃないか、こんなことが予想されます。したがいまして、そういう前提に立ちまして、五十五年度の予算を構成をいたしておる、こういうことでございます。

それで六ページ、歳入でございますけれども、国民健康保険税につきましては、前年度に対比いたしますと一〇％強の伸びでございます。

それから次の八ページの療養給付費負担金につきましては、ただいま申し上げましたような関係で九・一七％ほど伸びております。療養給付費の額といたしましては、二十五億二千万円の四〇％を予定をいたしておるわけでございます。

それから十ページの助産費の関係でございますが、この助産につきましては、年々減少の傾向をたどっておりますので、昨年度よりも事業の減少を予定をいたしております。それから次の高額療養費につきましては、先ほど申し上げましたようなことで、昨年よりも増加を予定をいたしております。

それから次に十二ページでございますが、給付費の補助金でございますが、助産費につきましては、先ほど申し上げましたような減少傾向をたどっておりますので、事業減でございます。それから葬祭費につきましては、年々増加の傾向をたどっておりますので、五十五年度は五十四年よりも増加を見込んでおります。

それから十四ページに入りまして、調整補助金でございますけれども、これにつきましては、昨年度よりも二四％余分に見込んでございます。以上、歳入は申し上げたとおりでございます。

それから歳出につきましては、二十二ページ運営協議会費でございますけれども、運営委員会の委員さんが三名ほど年度当初との比較ではふえておりますので、その分が増加ということになっております。

それから二十六ページに入りまして療養給付費でございますけれども、これは先ほど申し上げましたような想定の中で積算をいたしてございます。それから次の療養費についても同様でございます。

それから二十八ページの葬祭費につきましても、先ほど歳入の関係で申し上げたとおりの係数に基づきまして算定をいたしております。

以上簡単でございますけれども、国民健康保険の五十五年度の予算の考え方、あるいは積算のほどでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一八号、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計予算の件は、特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第一九号、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第一九号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計予算であります。

歳入歳出の予算総額を、前年度の七億一千七百七十八万二千円より四千八百三十七万八千円多い七億六千六百十六万円とするものであります。

内容の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　御説明申し上げます。

四十ページの歳入から御説明いたします。繰入金でございますが、これは先ほど一般会計の説明の中で、御説明いたしましたものでございます。次の国庫支出金、都の支出金につきましては、二・二・四の立体交差あるいは換地諸費に対する補助金でございます。

次のページは特に申し上げることはございません。

四十四ページに保留地処分金がございますが、これは一応、八区画、千三百二十三平米を予定しております。

次のページ、四十六ページの下の負担金の中に、平山下耕地区画整理組合負担金がございますが、これはこの組合に対しまして、市から五千万円の負担をするものでございます。

次のページは、特に御説明することはございません。

五十ページに入りまして、神明上区画整理費でございますが、その中の委託料でございます。新都市建設公社に委託しております事業に対しまして、委託料を支払うものでございます。その下の二・二・四号線立体交差につきましては、国鉄の施工で行うものでございます。

それから次のページは、特に御説明することはございません。

五十四ページの最上段でございますが、万願寺土地区画整理事業につきまして、やはり委託で新都市建設公社にお願いする経費が七千六百十万円でございます。

次のページは、特に御説明することはございません。

以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第一九号、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計予算の件は、特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第二〇号、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第二〇号について、提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出の予算総額を、前年度の一億一千五百十四万八千円より、十一億一千百七十二万三千円多い、十二億二千六百八十七万一千円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　御説明申し上げます。

ただいま提案の中にございましたが、前年度に比較しまして、十倍以上の伸びとなっておりますが、これは先ほど一般会計の説明の中にございましたように、いままで下水道特別会計は、多摩平の処理場費だけでございましたが、今年度から流域下水道費、あるいは都市下水道費、それらを全部含めまして、大きな建設事業が入っておりますので、このような額になっております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。まず使用料でございますが、これは多摩平処理場の使用料でございます。それから国庫支出金でございますが、これは黒川都市下水路の工事に伴います国の補助金でございます。

次のページは、特に御説明することはございません。

次のページも特にございません。

次のページも後ほど事業のところで御説明いたします。

歳出に入らせていただきます。

七十四ページでございますが、ここも特に御説明することはございません。

七十六ページもございません。

七十八ページの下水道建設費の委託料でございます。最上段

でございますが、この中に浅川処理区の認可設計二千万、それからその委託料の一番下でございますが、南多摩処理区の実施設計の追加分が三百二十万円組んでございます。工事請負費としましては、ここに幾つかのものを掲げてございます。それぞれ現在工事をしておりますものの継続でございます。一番大きなものは、現在日野駅の北でやっております多摩川第二排水区の管渠埋設工事でございます。その下の負担金でございますが、多摩川右岸浅川流域下水道負担金、これは御承知のとおり、都で流域下水道事業を行います事業の、日野市の負担分でございます。それからその下の、南多摩流域下水道は、南多摩流域下水道に対する市の負担分でございまして、過年度分を含んでおります。それからその下の多摩市の建設負担金でございますが、これは多摩市の地域内の下水管を通しまして、日野市の水を流すための負担金でございます。

次のページは、特に申し上げることはございません。

飛んでいただきまして、八十四ページ都市下水路費でございますが、ここは主として黒川都市下水路の樋管の建設、これは建設省に委託をお願いするものでございます。それから同じ黒川都市下水路の管渠埋設工事が、工事請負費の中に入っております。これが主なものでございます。

それ以後の点につきましては、特に申し上げる内容はございません。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第二〇号、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計予算の件は、特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第二一号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第二一号について提案の理由を申し上げます。本議案は、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計予算であります。

収入支出の予定総額を、前年度の十二億五千八百十七万六千円より、一億二千三百七十万一千円多い、十三億八千百八十七万七千円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。病院事務長。

○病院事務長（加藤一男君）　それでは議案第二一号につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

ただいま提案理由にもございましたように、収益的収入支出関係におきましては、歳入歳出それぞれ十三億三千百八十一万三千円と定めさせていただきました。

まず収入でございますが、昨年とほとんど変わってございませんが、医業収益で若干の伸びをいたしてございます。一四％弱の、総体で一四％弱の伸びを示してございます。

それから医業外収益でございますけれども、九十三ページでございますが、変わった点は、他会計の補助金が、前年度は二億八十九万七千円でございましたが、本年は一億八千万円に押さえさせて計上をさせていただきました。これが昨年と大きく変わった点でございます。

それから歳出面でございますが、予算総額は同額でございますが、給与費に掲げてございますように、医師十六名、以下労務員まで総勢百七十三名をもちまして、病院の運営を今年度してまいりたい、こういうふうに考えてございます。これが人件費等が歳出の主なものでございます。

そのほかといたしましては、材料費といたしまして、薬品費等が主なもので、そのほかは変わってございません。

さらに資本的収入支出関係でございますが、百ページでございますけれども、ここが若干前年度と変わってございます。御承知のように、市立総合病院もやがて二十年を迎えます。いささか老朽化してまいりましたので、改修等の方向を定めたいということで、資本的収入支出関係では、若干その方向を計上させていただきました。総額で五千万円の支出の計上をお願いしてございます。不足する額は、内部留保資金をもって充てさせていただきたい、そういう本年度の方向を定めました。これが前年度と変わった点でございます。

詳細につきましては、委員会で説明をさせていただきます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第二一号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計予算の件は、特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第二二号、昭和五十五年度日野市受託水道事業

特別会計予算の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　議案第二二号につきまして、提案の理由を申し上げます。
本議案は、昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計予算であります。
歳入歳出の予算総額を、前年度の七億九百四十八万円より二百二十五万円少ない、七億七百二十三万円とするものであります。
詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。
○議長（滝瀬敏朗君）　歳入歳出全般の説明を、関係部長から求めます。水道部長。
○水道部長（中村亮助君）　それでは昭和五十五年度の受託水道事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。
ただいま提案説明の中にもございましたように、若干前年度と比較しまして、予算は減っておりますけれども、業務運営計画に基づきまして、ほぼ前年度と同じ規模の予算編成をさせていただきました。
百十三ページの歳入につきましては、事業の執行に見合う委託金でございます。
次に歳出ですけれども、百十五ページの浄水費から配水費、給水費、それから受託事業費、あるいは業務費、これらにつきましては、浄水場の維持管理、給水、配水等の業務運営に要する経費でございます。
次に百二十五ページの水道改良費でございますけれども、このうち工事請負費の一千五百二十八万につきましては、配水本管の布設工事に伴います消火栓の設置、あるいは大坂上の浄水場の配水用の電磁流量計の取りかえ工事、などの工事を計画させていただいております。それから備品購入費の四千七百五万円につきましては、家屋の新築やあるいは耐用年数八年を経過いたしております量水器の新設、取りかえに必要な購入費と、さらには作業用自動車二台、耐用年数を過ぎましたので、買いかえさせていただきたい、というものでございます。次に水道建設費の一億二千五百四十万ですけれども、これにつきましては、この中の工事請負費一億一千六百二十六万、平山五丁目の二・二・六号線等の市内十二ヵ所に配水本管の布設工事を計画いたしまして、配水網の整備により上水道の安定供給を図りたい、というふうに考えております。
以上、大変簡単ですが、説明を終わらせていただきます。
○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
お諮りいたします。これをもって議案第二二号、昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計予算の件は、特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。
これより議案第二三号、昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計予算の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　議案第二三号につきまして、提案の理由を申し上げます。
本議案は、昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計予算であります。
収入支出の予定総額を前年度の一千六百九十一万九千円より六万円少ない一千六百八十五万九千円とするものであります。
詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。
○議長（滝瀬敏朗君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。生活環境部長。
○生活環境部長（伊藤正吉君）　日野市農業共済事業特別会計予算の御説明を申し上げます。
百三十ページでございますが、事業の予定といたしましては、五つの事業を予定してございます。水稲、陸稲、麦につきましては、前年実績同様の計上でございます。
なお、家畜共済の乳牛、三戸、五十五頭でございますが、前年比の二十頭増になっております。それから種豚につきましても三十頭が増加になっております。
そういうことで、収入支出につきまして御説明申し上げますと、農作物共済勘定につきましては二百十五万八千円、それから家畜共済につきましては四百七万円でございますが、前年比約百九十万円の増となってございます。それから業務勘定につきましては一千六十三万一千円でございますが、これは職員二人分を含みます人件費、あるいは運営協議会あるいは損害評価員の経費でございます。
以上、歳入歳出とも一千六百八十五万九千円でございます。
以上でございます。
○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
お諮りいたします。これをもって議案第二三号、昭和五十五

年度日野市農業共済事業特別会計予算の件は、特別会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第二四号、市道路線の認定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第二四号につきまして提案の理由を説明申し上げます。

本議案は、落川八号線外三路線を道路法第八条の規定に基づき市道認定するものであります。詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　御説明申し上げます。落川八号線につきましては、昭和四十九年、金田一号線の廃止に対するつけかえでございます。落川九号につきましては、昨年十二月、河原三号線の廃止に対するつけかえでございます。次に三沢台幹線三号及び三沢台二十六号線につきましては、三沢台小学校の建設に伴う新設の道路でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第二四号、市道路線の認定の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第二五号、日野市監査委員の選任同意の件を議題といたします。

本件について議案の撤回の申し出があります。市長より撤回理由を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第二五号は撤回をいたしますので、御了承をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。議案第二五号を撤回することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件は撤回することに決しました。

これより議案第二六号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意の件を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第二六号につきまして御提案申し上げます。

本議案は、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてであります。日野市固定資産評価審査委員会委員の任期が本年四月二十七日をもって満了いたしますので、別紙のとおり選任いたしたく、地方税法第四百二十三条第三項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。恐縮でございますが、上段から、住所、氏名、生年月日を申し上げます。住所、日野市多摩平三丁目一八番地三、氏名、山内　滋、生年月日、大正三年一月十三日、同氏は再選でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第二六号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意の件は、原案のとおり同意されました。

これより議案第二七号、日野市立三沢台小学校建設用地取得、議案第二八号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第二九号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第三〇号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第三一号、東京自治会館組合規約の一部を改正する規約の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは議案第二七号についての提案の御説明を申し上げます。本議案は、日野市立三沢台小学校の用地として日野市百草八九六番地の一の土地を取得いたしたく、地方自治法第九十六条第一項第七号の規定に基づき

議会の議決を求めるものであります。

議案第二八号は、日野市職員の定数を千三百七名に改めるのに伴い、日野市職員定数条例の一部を改正するものであります。

議案第二九号は、一般職の職員の管外出張に伴う旅費及び宿泊料などが条例の規定額に適合しなくなってきているため、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第三〇号は、市長等の管外出張に伴う旅費が条例の規定額に適合しなくなってきているため、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第三一号は、東京自治会館組合にさきにめでたく村制をしいた小笠原村がこのたび加入しますので、地方自治法第二百八十六条第一項の規定により、東京自治会館組合規約の一部を改正するものであります。

それぞれの議案につきまして担当部長より説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　それでは二七号から議案の三一号まで御説明申し上げたいと思います。

まず最初に議案の二七号でございますけれども、日野市において三沢台小学校の用地として市において取得するものでございます。学校の校地としての面積は、一万七千八百八十一・九九平米、こういうものでございます。取得金額につきましては、十億七千八百七十万五千五十三円でございます。これにつきましては、日野市の土地開発公社が日野市より校地の買収及びこれに関連するところの造成事業を委託を受けて当たったわけでございます。内容を申し上げますと、用地買収費は六億八千三百万円、それから造成費その他の諸経費合わせまして三億九千五百万円、合計しまして十億七千八百七十万、このようになるわけでございます。公社の方としては、五十四年の一月に委託を受けまして、五十三年三月に完了したわけでございます。ここで議決を賜りまして、市の三沢台小学校の校地として取得するものでございます。よろしくお願いいたします。

議案の第二八号でございますけれども、これにつきましては、市の病院部門それから教育委員会事務局の職員、合計二十二名を増員するわけでございます。それで新旧対照表の方をごらんになっていただきたいと思いますけれども、病院部門におきましては、計画としましては、耳鼻咽喉科医師一名の増加、それから看護婦三名、事務関係につきましては共立病院の事務等の問題がございます、これが一名の増員で、合計五名ということでございます。教育委員会事務局におきましては、図書館の二館の新設がございます、その司書が七名、それから三沢台小学校、大坂上の中学校の新設ということで事務職員が三名、給食

関係が三沢台で二名、用務員が中学校、小学校の二校の新設で四名、栄養士が三沢台で一名、合計十七名でございます。合計しまして二十二名になるわけでございますけれども、市全体の定数としましては、千二百八十五名に二十二名を加えまして千三百七名となるわけでございます。よろしく御審議を賜りたいと思います。

それから議案の二九号でございます。二九号につきましては、新旧対照表の方をめくっていただきたいと思います。この十二条でございますけれども、職員についていままでグリーン券が出ておったわけでございますけれども、実態に合わせてこれを廃止し座席指定券を活用しよう、こういうことでございます。それで、それに合わせまして、二項で、従来普通急行は百キロ以上の場合利用するというのを、五十キロに要するに短縮する。それから特別急行列車、これにつきましては三百キロ以上だったものを百キロに短縮して利用しやすくする。それから三号としましては、超特急の列車の利用でございますけれども、市長が認めた場合というのを、百キロ以上に使える、こういうふうな変更によりまして日帰りを可能にする、あるいは出張期間の短縮を図る、こういうふうなことでグリーン券を廃止し、そのかわりに一枚めくっていただきました三項で、座席指定券を従来三百キロに適用していたものを片道百キロに短縮して利用しやすくしてそれに変えた、こういうふうな改正でございます。

別表の方では国、東京都が昨年日当とか宿泊料の改正を行っておるわけでございます。それにならいまして二〇％から三〇％の引き上げをしたわけでございます。したがって、一級及び二級の職員については、日当が千円だったものが千三百円、それから三級、四級、五級の職員については、九百円だったものが一千百円の日当、大体二〇％から三〇％の改正の二点が改正になるわけでございます。

議案の三〇号は、職員の旅費の規程の改正に伴いまして、三役及び非常勤の特別職の旅費に関して改正を行うわけでございます。一番最初に申し上げますと、別表の方をごらんになっていただきますと、いままでは、別表の鉄道賃のところにただし書きがございますけれども、職員の方にグリーン券を廃止しましたので、特別職の場合にはグリーン券をどうしても必要としますので、新たに、要するに職員の規程が自動的に参りますとグリーン券が抜けてしまいますので、ここに特別車両料金を加えた、こういうことでございます。それ以外は国、東京都の昨年の改正にならいまして二三％から二五％の日当、宿泊料、食事料の改正、こういうことでございます。

それから最後に三一号の議案でございます。東京自治会館組合への加入でございます。小笠原村の加入でございます。これによりまして二十六市七町八村、四十一団体の全部が東京自治会館に加入した、こういうことになるわけでございます。以上

説明を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　議案二七号の三沢台小学校の建築には非常に骨を折られたんですが、いろいろ傾斜面を整地されたんだけれども、実際の有効面積はどのくらいになっているか、そういう点について、また割ればわかるんだけれども、平米どのくらいの価格になっているか、御説明願います。

それから小笠原村がこちらに入ったというのは、いままではどういうわけで入らなかったのか、そういう点を。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　土地の有効面積でございますけれども、一万七千八百八十一・九九の地積の中で、校地としての有効面積は一万五千百六十九平米でございます。それから単価でございますけれども、平米当たり三万八千百九十二円に当たるわけでございます。

小笠原は、市長の提案――村制をしいたということではなかろうかと思うんですが――。これで四十一の普通公共団体が全部入った、こういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　いままでなぜ入らなかったか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　年度、日にちまでは正確に記憶いたしておりませんが、かつて戦場となりまして、その関係で米軍に長く占領され、その後東京都に返還になりましたけれども、当分の間は東京都の直轄ということで、支庁がしかれてあった、ということであります。そして、このたびめでたく一個の自治体として村制をしき、結果、自治会館の仲間にお迎えをする、こういうことでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　このたびと言っても、何年何月だか、それを言ってくれないとちょっと――。ずっと前になったんだか、そういう点がはっきりしないんです。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ずっと前ではないわけでありまして、村制がしかれたのは、ごく近々でございます。そうして、このたび自治体として、つまり村制をしいたということでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

本五件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第二七号、日野市立三沢台小学校建設用地取得、議案第二八号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第二九号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第三〇号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第三一号、東京自治会館組合規約の一部を改正する規約の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第三二号、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第三二号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市国民年金印紙調達基金の額を、二千五百万円から三千五百万円に改めるため、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（田倉高光君）　御説明を申し上げます。国民年金への加入の状況でございますけれども、拠出年金と付加年金で、現状加入されてる方が三万一千五百人ほどでございます。したがいまして、それに要する印紙が、年間で十二億五千百万円ほどになろうかと思います。したがって、現状の二千五百万円では、非常に運転しにくいし、窮屈でもございますので、一千万円を増加させていただきまして、三千五百万円で印紙の購入等をしてまいりたい、こういうことでございます。

したがいまして、三千五百万円になりますと、その資金の回転率が約三十六回弱ということでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第三二号、日野市国民

年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより請願第五五－一号、国鉄運賃値上げ反対、総合交通政策の確立に関する陳情の件を議題といたします。

請願要旨は、お手許に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五五－一号、国鉄運賃値上げ反対総合交通政策の確立に関する陳情の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより請願第五五－二号、市立幼稚園保育料値上げに関する請願の件を議題といたします。

本件につきましては、先ほど議案第一〇二号、日野市立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定の議案が議決されましたので「議決不要」、みなす不採択といたします。

お諮りいたします。この際、請願を付託委員会ごとに区分して一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員会関係の請願要旨は、お手許に配付しました印刷物のとおりであります。

お諮りいたします。請願第五五－三号、市道の拡幅に関する請願、請願第五五－五号、私道移管に関する請願、請願第五五－八号、長沼橋北側道路の歩道に関する請願、請願第五五－九号、市道新井一号線拡幅整備に関する請願の件は、都市整備産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、都市整備産業建設委員会に付託いたします。

これより請願第五五－四号、市立第三幼稚園二年保育早期実施に関する請願の件を議題といたします。

請願要旨は、お手許に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五五－四号、市立第三幼稚園二年保育早期実施に関する請願の件は、文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。この際、請願を付託委員会ごとに区分して一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員会関係の請願要旨は、お手許に配付しました印刷物のとおりです。

お諮りいたします。請願第五五－六号、事業廃棄物処理料の減免に関する請願、請願第五五－七号、日野市の保育行政充実を求める請願、請願第五五－一〇号、東京都自然環境保全事業団設立の請願の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都市交通災害共済組合議会議員に滝瀬敏朗を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました滝瀬敏朗を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました滝瀬敏朗が、東京都市交通災害共済組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました滝瀬敏朗に本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第五二、東京都市廃棄物処分地管理組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都市廃棄物処分地管理組合議会議員に一ノ瀬　隆君、大柄　保君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました一ノ瀬　隆君、大柄　保君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました一ノ瀬　隆君、大柄　保君が東京都市廃棄物処分地管理組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました一ノ瀬　隆君、大柄　保君に本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　次に名古屋史郎君の退席を求めます。

〔十一番議員退席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。名古屋史郎君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって名古屋史郎君を推薦することに決定いたしました。

名古屋史郎君の除斥を解きます。

〔十一番議員着席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　次に林　重義君の退席を求めます。

〔十九番議員退席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。林　重義君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって林　重義君を推薦することに決定いたしました。

林　重義君の除斥を解きます。

〔十九番議員着席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　これより日程第五四、東京都十一市競輪事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

これより日程第五三、日野市農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法については、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

日野市農業委員会委員に黒川重憲君、名古屋史郎君、林　重義君を指名いたします。

本件については、ただいま指名いたしました諸君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第百十七条の規定により、それぞれ退席をしていただきます。

まず黒川重憲君の退席を求めます。

〔一番議員退席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。黒川重憲君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって黒川重憲君を推薦することに決定いたしました。

黒川重憲君の除斥を解きます。

〔一番議員着席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　次に名古屋史郎君の退席を求めます。

〔十一番議員退席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都十一市競輪事業組合議会議員に正国　務君、三浦重春君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました正国　務君、三浦重春君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました正国　務君、三浦重春君が、東京都十一市競輪事業組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました正国　務君、三浦重春君に本席より

会議規則第二十八条第二項の規定により、当選の告知をいたします。

これより日程第五五、東京都四市競艇事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

東京都四市競艇事業組合議会議員に正国　務君、三浦重春君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました正国　務君、三浦重春君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました正国　務君、三浦重春君が東京都四市競艇事業組合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選されました正国　務君、三浦重春君に本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。

お諮りいたします。この際、議案第三五号、日野市監査委員（議会選出）の選任同意の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってこの際、議案第三五号、日野市監査委員（議会選出）の選任同意の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより議案第三五号、日野市監査委員（議会選出）の選任同意の件を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　ただいま上程になりました議案は、日野市監査委員（議会選出）の選任同意についてでありまして、地方自治法第百九十六条第一項の規定により議会の同意を求めるものであります。

恐縮でございますが、上段から住所、氏名、生年月日を次のように記入していただくようお願いいたします。

住所、日野市平山四丁目一八番地の一、氏名、米沢照男、生年月日、昭和八年一月一日、以上であります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三五号、日野市監査委員（議会選出）の選任同意の件は、原案のとおり同意されました。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時十三分散会

三月二十八日　金曜日　（第十日）

日野市議会会議録

三月二十八日　金曜日　（第十日）

出席議員（二十九名）

一番	黒川重憲君	十七番	石坂勝雄君
二番	市川芳太郎君	十八番	滝瀬敏朗君
三番	秦正一君	十九番	林重義君
四番	飯山茂君	二十番	市川資信君
五番	川嶋博君	二十一番	島村孝志君
六番	中山基昭君	二十二番	大越久雄君
七番	大柄保君	二十三番	一ノ瀬隆君
八番	田中鯛一君	二十四番	竹ノ上武俊君
九番	藤林理一郎君	二十五番	米沢照男君
十番	谷長一君	二十六番	杉山寅三郎君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十二番	本間久君	二十八番	佐々木昭雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君	三十番	三浦重春君
十六番	奥住芳雄君		

欠席議員（一名）

十四番　橘祐子君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	建設部長	森久保三次君
助役	野呂章君	都市整備部長	前川恒雄君
収入役	成井正夫君	福祉部長	加藤一郎君
企画財政部長	生野清君	水道部長	中村亮助君
総務部長	赤松行雄君	病院事務長	加藤一男君
市民部長	田倉高光君	教育長	倉又秀作君
生活環境部長	伊藤正吉君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	松村清栄君	書記	谷野省三君
次長	朝倉敏夫君	書記	串田平和君
書記	鈴木晴彦君	書記	川上輝子君
書記	五十嵐隆君	書記	安原清美君
書記	平川雅弘君		

議事日程

昭和五十五年三月二十八日（金）

午前十時開議

（総務委員会）

一　議案第　一号　日野市民会館建設資金積立基金条例の制定について

二　議案第　二号　日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

三　議案第　二七号　日野市立三沢台小学校建設用地取得について

四　議案第　二八号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

五　議案第　二九号　日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

六　議案第　三〇号　日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

七　議案第　三一号　東京自治会館組合規約の一部を改正する規約の制定について

（文教委員会）

八　議案第　九号　日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について

（厚生委員会）

九　議案第　七号　日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

一〇　議案第　八号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について

一一　議案第　三二号　日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定について

（都市整備産業建設委員会）

一二　議案第　三号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

一三　議案第　四号　日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の制定について

一四　議案第　五号　日野都市計画神明上土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例の制定について

一五　議案第　六号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

一六　議案第　二四号　市道路線の認定について

（一般会計予算特別委員会）

一七　議案第　一七号　昭和五十五年度日野市一般会計予算について

（特別会計予算特別委員会）

一八　議案第　一八号　昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計予算について

一九　議案第　一九号　昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計予算について

（議案審査報告）

一　議案第　一号

二　議案第　二号

二〇　議案第　二〇号　昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計予算について
二一　議案第　二一号　昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計予算について
二二　議案第　二二号　昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計予算について
二三　議案第　二三号　昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計予算について
（請願審査報告）
（総務委員会）
二四　請願第五五－　一号　国鉄運賃値上げ反対総合交通政策の確立に関する陳情
（総務委員会）
二五　請願第五三－七一号　幼児教室の子供たちの健康診断及び予防接種の実施を要望する請願
二六　請願第五四－　七号　航空機騒音防止に関する請願（二、三項）
二七　請願第五四－三〇号　韓国の自主的平和統一に関する請願
（文教委員会）
二八　請願第五四－四〇号　日野市落川一四三一－五六落川堤自治会、隣地の沼倉氏所有の空地を、多摩市リトルリーグ少年野球団が借用し野球場として、使用時の公害等に対する行政指導の請願
（厚生委員会）
二九　請願第五四－二四号　簡易水道関係施設の保持管理に関する陳情
三〇　請願第五五－　六号　事業廃棄物処理料の減免に関する請願
三一　請願第五五－　七号　日野市の保育行政充実を求める請願
三二　請願第五五－一〇号　東京都自然環境保全事業団設立の請願
（都市整備産業建設委員会）
三三　請願第五三－四一号　保留地確保依頼の件に関する請願
三四　請願第五三－五八号　流域下水道事業建設計画に反対する請願
三五　請願第五四－　三号　用途地域線引き見直しに関する陳情

三六　請願第五四－　五号　家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願
三七　請願第五四－三四号　一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願
三八　請願第五四－四六号　一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情
三九　請願第五五－　三号　市道拡幅に関する請願
四〇　請願第五五－　五号　私道移管に関する請願
四一　請願第五五－　八号　長沼橋北側道路の歩道に関する請願
四二　請願第五五－　九号　市道新井一号線拡幅整備に関する請願
（取り下げ）
四三　請願第五四－三五号　「学区をかえないでください」に関する請願
（継続審査議決）
四四　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
四五　ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件
四六　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件
四七　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件
四八　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
（選挙・選任）
四九　南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について
五〇　日野市消防委員（議会選出）の選任について
（議案上程）
五一　議案第　三四号　昭和五十四年度日野市一般会計補正予算について（第五号）
五二　議案第　三六号　日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意について
五三　議員提出議案第五号　農業改良普及事業拡充についての意見書

五四　議員提出議案第六号　非核三原則の立法化に関する意見書
五五　議員提出議案第七号　筑波移転跡地地元利用と財政措置に関する意見書
五六　議員提出議案第八号　電力・ガス料金の大幅値上げに反対する意見書
五七　議員提出議案第九号　地方財政の確立を要求し、福祉の切り下げに反対する意見書
五八　議員提出議案第一〇号　「市町村調整交付金」制度導入に反対する決議
五九　議員提出議案第一一号　東京都財政再建委員会の中間答申実施に反対する意見書
六〇　議員提出議案第一二号　税理士法の改正に反対する決議
（請願審査報告）　（文教委員会）
六一　請願第五五ー　四号　市立第三幼稚園二年保育早期実施に関する請願

本日の会議に付した事件
日程第一から第六一まで

午後一時三十五分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十七名であります。

これより議案第一号、日野市民会館建設資金積立基金条例の制定、議案第二号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定、議案第二七号、日野市立三沢台小学校建設用地取得、議案第二八号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第二九号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第三〇号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第三一号、東京自治会館組合規約の一部を改正する規約の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（大越久雄君）　議案一号、日野市民会館建設資金積立基金条例の制定について、これは二十一日、総務委員会に付託されて慎重審議いたしました。市民会館の建設資金を積み立てておくという条例でございます。一条から六条まで原案どおり可決をいたした次第でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に議案第二号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例は第一種住宅、第二種住宅の申し込みの収入基準の変更でございます。第五条、第一種住宅についての使用申し込みについては、一七％のアップで、いままで四万七千円のものを五万五千円に、使用料の六倍が五万五千円未満である場合においては、その額を超えて九万五千円以下であること。いままでは八万千円以下であったのを引き上げたということでございます。第二種住宅についても同じように四万七千円から五万五千円、上限においては九万五千円以下。次に六項として第二十一条、付加使用料の基準が公営住宅法の改正によって変わってまいりました。いままで第一種住宅の付加使用料については一段階でございましたけれども、これが二段階に変わったわけでございます。これは十一万千円を超え十二万六千円以下の場合は〇・二に変更になりました。それから十二万六千円を超えるものは〇・四、いままでは全部〇・四でございましたけれども、この二段階に変更したわけでございます。次に第二種住宅につきましては、いままで二段階の付加使用料を課しておったんですけれども、この間に〇・三から、十一万千円を超え十二万六千円以下の場合に〇・五をこの中に挿入し、十二万六千円を超える場合には〇・八、これが付加使用料となるわけでございます。これによって日野の市営住宅の

使用料の中で、約二十万円くらいは収入が減るということでございます。

次に議案第二七号、日野市立三沢台小学校建設用地取得について、地積一万七千八百十一・九九平方メートル、取得金額につきましては十億七千八百七十万五千五十三円、これは三沢台小学校の取得の金額を原案どおり可決をいたした次第でございます。

次に議案第二八号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、これにつきましては、病院の部門と教育部門、これの定数を変更した条例でございます。病院関係については五名でございます。医師が一名、看護婦三名、南多摩共立病院の一名。それから教育関係につきましては十七名、大坂上中学校と三沢台小学校、それから図書館が二館できました関係上、その事務職員と作業員の増加でございます。いままで千二百八十五名を千三百七名に変更することでございます。この条例につきましても原案どおり可決をいたした次第でございます。

次に議案第二九号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例です。この条例は旅費規程を変更するものでございます。第十二条一項の特別車両料金のこれを削りまして、いままで、急行列車これを五十キロに変更する、あと特急等につきまして、座席指定につきましては、三百キロメートルとあるのを百キロメートルに変更するということでございます。員長報告は原案可決であります。本七件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第一号、日野市民会館建設資金積立基金条例の制定、議案第二号、日野市営住宅条例の一部を改正する条例の制定、議案第二七号、日野市立三沢台小学校建設用地取得、議案第二八号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第二九号、日野市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第三〇号、日野市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第三一号、東京自治会館組合規約の一部を改正する規約の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第九号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（鈴木美奈子君）　議案第九号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件でございますが、この件について文教委員会の審査経過報告を申し上げます。いままで福祉センターに同居しておりました図書館が独立するということと、七生支所に同居しておりました図書館が独立する。こういう中で位置の変更と名称を変える、こういう内容でございます。審議の中では、日野図書館という名前は中央図書館と紛らわしいが、これについてはどうかということもございましたし、また町名地番が行われた中では変更する考えはあるのかという、こういう質疑もあり、日野町の町名地番が終わった段階ではこれも検討していく、こういう理事者側の答弁もあり、全会一致これを可決いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九号、日野市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第七号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第八号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第三二号、日野市国民年金印紙

調達基金条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（佐々木昭雄君）　厚生委員会に付託されました三議案につきまして、審査報告を申し上げます。

議案第七号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定の件でございますが、これにつきましては、日野市立日野児童館四小分室と日野市立百草台児童館八小分室の二館を、四月一日より開設するものでございまして、現在児童館は十一カ所ございますが、計十三カ所となるわけでございます。内容につきましては、日野児童館四小分室につきましては、第四幼稚園の一部屋をお借りいたしまして実施するものでございます。児童募集の結果につきましては、現在十九名おるようでございます。次に百草台の児童館八小分室につきましては、八小校庭内に設置するものでございまして、いままで八小で使っておりましたプレハブ特別教室があきますので、これらを福祉部で買い取りまして、多少、中を改修いたしまして使用するものでございます。こちらの方の希望者は現在二十四名のようでございます。二階建ての八十二・六二平米、土地つき市に寄付されたものでございますので、委員会といたしましても内容を検討いたしました結果、本案を可決した次第でございます。

続きまして議案第三二号につきまして御報告申し上げます。本議案につきましては、国民年金の印紙基金の一部変更でございますが、一千万円増額するものでございまして、増額する理由につきましては、年金の加入者が非常に増加してきた、年間一〇ないし一一％の伸び率であるということと、いま一つは、印紙を立川の年金事務所まで、職員が二名で大体年に四十七回から八回、四十七、八回求めに通っておる、こういうことでございますので、やはり現金同様でございますので、危険防止のたてまえから、これらの回数を減らしたいということで、一千万円増額していただきますと、年間三十六回ぐらいで済みそうだ、こういうことでございます。今年度は、なお、納税額も一人月額二百七十円増額されるようでございますので、なお、取扱高も年間約十二億円、というような膨大な額になりますので、こういう危険防止のためと、いま一つは、加入者数が三万二百六十四人、とこういうように加入者もふえてまいりましたので、このような二つの理由をもちまして、増額していただきたい。

委員会といたしましても、いろいろと慎重審議いたしました結果、本案を可決することに意見一致を見ました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は、原案可決であります。本三件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。

よって議案第七号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第八号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第三二号、日野市国民年金印紙調達基金条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第三号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第四号、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の制定、議案第五号、日野都市計画神明上土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例の制定、議案第六号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第二四号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告を求めます。

〔都市整備産業建設委員長登壇〕

○都市整備産業建設委員長（奥住芳雄君）　都市整備産業建設委員会に付託された案件の審査報告を申し上げます。

議案第三号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例制定について、本条例改正は、いままでの米、麦、種豚、乳牛等の共済条例に、新たに施設園芸共済を加えるものであります。ガラス温室、ビニールハウス等とともに、これらに付帯する施設であります。

なお、その他に、条例の改正に伴い、一部字句の修正であります。

施設園芸共済については、昭和五十四年度には、町田市では施行されております。また八王子市等近隣市でも五十五年度より施行されるとのことであります。当市においても、関係農家の希望も多いとのことでございます。なお、条例改正による予算措置等は、九月ごろまでに行う予定であるとのことでございます。

慎重審議の結果、全会一致、可決と決定いたしました。

なお、意見といたしまして、一委員より、条例改正後、新たな施設園芸共済については、速やかに施行されるよう意見がございました。よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案の第四号でございます。日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の制定についてでございます。

本条例は、日野市中小企業事業資金貸付条例（昭和三十六年日野市条例第七号）を全部改正、新たな条例を制定するものであります。

内容につきましては、旧条例が現況にそぐわなくなったために、主として貸付金額のアップ及び償還期間の延長等、内容の充実であります。

本委員会は、慎重審議の結果、全会一致可決と決しました。

続きまして、議案の第五号、日野都市計画神明上土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、条例の一部改正であります。本条例の第七条第二項に、ただし書きを加えるものであります。

現行の保留地処分をする場合は、「競争入札によらなければならない」という次に「ただし市長が特に必要と認めた場合は抽せんにより行うことができる」と加えるものであります。

委員会は、慎重審議の結果、全会一致可決と決しました。

続きまして、議案の第六号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、条例の一部改正であります。いままでの公園に、日野中央公園を加えるものであります。三月三十一日をもって、管理課より公園緑政課に移管されるものであります。

この議案も慎重審議の結果、全会一致、可決と決しました。

引き続きまして、議案の第二四号、市道路線の認定についてでございます。

本議案の落川八号線は、都営住宅建設によるつけかえ道路であります。旧道は、昨年十二月の議会で廃止されております。

次に落川九号線でございます。東京都の養護学校建設予定地内の農道を拡幅、つけかえをするものであります。また、三沢台幹線三号線、三沢台二十六号線は、三沢台小学校建設に伴う道路の新設であります。

本委員会は、現地視察の上、慎重審議の上、可決と決しました。

なお、三沢台幹線三号線については、一委員は態度を保留いたしました。よろしく御審査のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本五件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　第二四号については、内容が幾つかあるわけでありますけれども、三沢台幹線三号線認定の議案についてのみ、都市整備産業建設委員会で態度を保留しておりますので、ここで改めて態度を明らかにしたいと思います。

御承知のように、通称十六メーター道路と言われた道路の建設に伴う認定の件でありますけれども、これは、これまで議会でも再三、再四、たびたびにわたって論議が行われてきたところであります。

経過をたどって申しますならば、森田市長の前の古谷　栄市長時代、この計画道路の緑道への変更案が示されました。住民の要望を取り入れて、こうした計画案の変更がなされたわけでありますけれども、森田市長就任後しばらくの期間は、この緑道計画案に沿った道路の建設が行われるかのような印象があったわけでありますけれども、その後、次第に十六メーター道路の建設という方向に進んできたかと思います。

大事な点は、公団住宅等の住民が、十六メーター道路建設に伴う市側との合意を取りつけるべく努力を行ってきているにもかかわらず、その合意が十分なされないままに、今日まで事態を進めてきている、という点であります。民主的な手続等々が当然なされなければならない、こうした道路建設、住民の意向を十分くみ取って、そして合意をかち取る、そういう努力が若干不十分ではなかったか、このように判断されるものであります。

また、十六メーター道路の建設に伴いまして、自動車の騒音

の問題、あるいは交通安全の対策等々が十分まだなされないままに、認定を行うということについては、なお問題を残すということから、私たちは、私たち共産党市議団は、この市道三沢台幹線三号線の認定については、なお時間をかけるべきではないか、こういう態度でございます。したがって、継続を主張したいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本五件について採決いたします。本五件に対する委員長報告は、原案可決であります。本五件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。

よって議案第三号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第四号、日野市中小企業事業資金融資あっせん条例の制定、議案第五号、日野都市計画神明上土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例の制定、議案第六号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定、議案第二四号、市道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一七号、昭和五十五年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計予算特別委員長登壇〕

○一般会計予算特別委員長（米沢照男君）　一般会計予算特別委員会の審査報告をいたします。

昭和五十五年度一般会計予算案に対する予算特別委員会の審査は、二十四日から二十七日まで四日間行われました。長時間にわたる予算審議を通じて、二百五十二件の質疑応答がなされました。市民の負託にこたえ、民主的な施策を前進させるという立場から、いずれも積極的で建設的な内容でありました。予算執行に対する要望、意見につきましては、各派代表から発言が予定されておりますので、私からのこの場での報告は、歳入歳出全般にわたって行われました質疑応答のうち、特に今後の課題として重要だと思われる点についてのみ、列挙して報告をいたします。

歳入では、四十三件の質疑が行われました。税収の伸びと今後の見通し、市民の税負担の問題、道路占用料の引き上げ、さらには高速道の市財政への還元の問題、都の調整交付金制度と超過負担の問題、さらには保育園、幼稚園の保育料の値上げと保育内容の充実、公債費比率の現状と今後の見通し、また学童クラブ父母負担の雑入への計上の問題など、さまざまな質疑が積極的に行われました。

歳出では、電算化に伴う事務合理化の問題、市民憲章、市歌の制定の問題、さらには納期前納付報償金のあり方や、学童クラブの母子家庭への軽減措置、そして学童クラブの適正配置の問題、さらにはまた、労働行政の充実、身障者用市営住宅の家賃の軽減、私道整備の促進、さらに常備消防と非常備消防に対する基本的な考え方、そして教育費では中学校での学校給食の実施、中学生の非行、暴力行為に対する対策、遺跡調査会の深夜勤務の問題、さらに職員の期末手当の問題等々、きわめて積極的で建設的な質疑応答がなされました。

一般会計予算特別委員会では、熱心な長時間にわたる予算審議を経て、全会一致で原案を可決をいたしました。

予算審議に反映された市民の要求を五十五年度の予算執行に当たって、積極的に取り入れられるよう、強く要望いたしまして、委員会の報告といたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について、御意見があれば承ります。大越久雄君。

（「議長、議事進行。いまの意見は、会派意見ということですか」と呼ぶ者あり）そうです。（「大変失礼いたしました」と呼ぶ者あり）

〔二十二番議員登壇〕

○二十二番（大越久雄君）　われわれ社会党議員団は、一九八〇年度予算編成について、市長に提出をし、一九七九年十二月第四回の定例会におきまして、一般質問を通じ、その具体化について確認をしてまいりましたが、今予算はその大綱を満たしているものと認め、賛成するものであります。

歳入歳出二百一億一千八百二十七万二千円は一二%の伸びであり、国においても財政再建が大きな政治問題となり東京都におきましては財政再建委員会の中間答申に基づき、市町村振興交付金制度を改め、市町村調整交付金制度を取り入れ、均等割り、あるいは財政割り、状況割り、行財政運営割り、特殊財政事情割り、減額項目割りなどによって、日野市においては、福祉、教育、消防委託金など、負担金補助が一億一千五百万円も都からカットをされている。

これは歳入歳出に大きく影響することは申すまでもありません。これは自治権の侵害であります。しかるに、歳入面においては新財政構想を取り入れ、高速道に固定資産税をかけるよう、わが党は要求をしてまいったのですが、これは通らなかったのでございますけれども、補助金として九千万円程度が見込まれたことは、一つの前進として評価をいたします。また長期財源構想とし、経常収支において五十五年度は東京都は一〇五%となっているが、日野市は八二%に押さえられていることは健全財政であり、高く評価をいたします。

歳出については、歳入で福祉、教育、消防委託金が大幅にカットされているが、一般財源で後退なく、福祉、教育、道路、都市基盤の整備を福祉に生かし、新規事業とし、事務事業の近

代化、市営住宅の建設、幼保一元化の取り入れ、旭が丘幼稚園の建設、地区センターの建設、老人の憩いのスポーツゲートボール等の普及、高齢者事業団育成、高幡保育園の改築、保育内容の充実、健康管理面では予防接種はもちろんのこと、歯科保健活動、公害災害については、騒音測定車の購入と、災害時対策とし緊急耐震用の貯水槽の五カ所設置、清掃については、浄化槽汚泥処理施設二年計画で増築、環境を守るために諸予算、産業においては、豊田せきの復旧、中小企業融資資金の枠の拡大、土木については、道路歩道の設置、駅前自転車処理の充実を図るとともに自転車置き場の設置、日野七十六号線道路改修外数本、側溝等の改設改良等に市民の最も要望するところにこたえております。緑と清流は公園の整備、緑化月間、緑地の買収、都市計画万願寺区画整理、二・二・五号線用地買収測量と北川原公園基本設計等、都市づくりが基本的に予算化されております。教育におきましては、三沢台小学校、大坂上中学校開校教育施設、体育館、プール等、小中学校の校庭の整備、また第八中学校の用地買収費と、教育予算に大きく盛られております。また、下水道等におきましても、浅川、多摩川を初め黒川都市下水路の樋管の建設等、住民要望にこたえておるところでございます。

以上の内容を網羅されておりますので、最初に賛成をいたした次第でございます。

次に若干の問題点を意見として申し述べておきたいと思いますが、いま、納税組合制度については、納期前の納付等についても還元金と、あるいは特定納税者に対してのアンバランス等もございますので、現状では納税の振り込み制度というものも慣習化してまいりましたので、解消に向けて指導すべきであろうと思います。もう一点は、期末勤勉手当については、四・九カ月分予算化されている、条例では五・二カ月であります。六月に条例どおり補正するということで了解され、これは労働者の人件費でもございますので、当初に予算化すべきものではなかったか、問題であります。（笑声）今後はかかることのないよう十分反省をしていただきたいと思います。次に医療機関についての固定資産税の減免の件でございますが、わが社会党は、医師優遇税制等の問題が国会でも政治問題として起こっておるとき、若干の要綱によって非課税をされているということについては、疑問を持たざるを得ません。十分今後検討していくべきであるということを意見として申し上げておきたいと思います。

革新市政、十四万市民の命と暮らしを守り、市民の要望にこたえ、この予算執行に十分当たられたいことを最後につけ加えまして、社会党の意見といたす次第でございます。（「よくできた」「いいぞ」「御苦労さん」と呼ぶ者あり）（拍手）

○議長（滝瀬敏朗君）　市川資信君。

（二十番議員登壇）

○二十番（市川資信君）　新政クラブを代表いたしまして一言申し上げます。

昭和五十五年度の日野市一般会計予算の審議を通しまして、幾つかの点において意見を申し上げます。

わが新政クラブでは、昭和五十五年度の予算編成に当たりまして、八〇年代を迎えるに当たり、地方自治体の基本姿勢あるいは幾つかの重要な行政施策の提言もしてまいりました。福祉、土木、教育、商工等、幾つかの配慮された努力の姿勢は評価される面もありますけれども、行財政の運営にかかわる、いわゆる根本姿勢の問題について指摘をしておきたいと思います。とりわけ行財政改革でございますが、低経済成長下における各地方自治体は、八〇年代に向かって構造改革を最優先課題として取り組み、財政の硬直化、行政の肥満化、機能の低下、税金の公平な運用の改善等を目指してサービスを保証する社会、行政の減量経営を強い姿勢で打ち出している中にあって、日野市の五十五年度の予算編成に当たって、新しい時代に即応する姿勢にその鋭さが感じられない点があります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

一つ、すなわち行政改革に当たって国家公務員が定年制の導入等を図っている中において、日野市において今後の定年制度あるいは退職金制度、給与制度等について、根本的な制度改善を検討する姿勢を持つことを指摘しておきたいと思います。

二点目として、諮問機関、審議機関その答申等、従来ややもすると大学の教師でございますとか、あるいは学識経験者であるとか、とかく片寄った感が見受けられなくもないのでありますが、その答申も結構でございましょうけれども、ややもすれば現実離れの実践にそぐわない、とかくお蔵入り等の所見も多いとか聞き及んでおります。今後市民と日ごろ直接結びつきのある優秀な係長、課長等のクラスの中堅職員をもって起用し、現実性のある活用を図って、硬直化している職場内の士気の高揚のためにも役立てていただきたい。

三点目として機密の公開性を求めるものでございます。国においては国際条約の機密、あるいは防衛上の機密等があり、大変それらを取り入れる点においてはむずかしいものがあろうかと思いますが、地方自治体においては、個人のプライバシーそれらの問題を除いてほとんど機密的なものは存在しないのであります。各地方自治体がこの問題に積極的に検討段階として入っている昨今、日野市においても今後この問題について検討するよう提言いたします。

最後に道路行政でございますが、日野市において最もおくれているもののうちの一つに下水道と並んで道路行政があります。御存じのように一・三・一、一・三・二、二・二・十、二・二・十一、あるいはほかにも多くの遅々として進まないこれらの問

題に、市長の意識革命を促し、真の市民要求にこたえ、今後積極的に英断をもって行政の上に繁栄できるよう要望し、昭和五十五年度の日野市の一般会計予算を新政クラブとして認定するものでございます。以上でございます。（「御苦労さん」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

〔一番議員登壇〕

○一番（黒川重憲君）　昭和五十五年度一般会計予算につきまして、原案賛成の立場で公明党の意見を述べさせていただきます。

電気、ガス、郵便、交通機関等の相次ぐ公共料金の値上げ予定に示されるように、激動の一九八〇年代への出発の年度に当たり、年々ますます多様化する市民要望にこたえるべく努力されたことに対して深く敬意を表したいと思います。

今年度一般会計予算二百一億一千八百二十七万二千円、対前年比一二％増であります。昨年が前年比四・一％であったことを考えるならば、五十五年度はかなり積極的な取り組みがなされたのではないかと考えます。

まず歳入面を見てみますと、市税収入は、前年比一八・九％の増であり、歳入合計に対する構成費は、六〇・四％と向上をいたしております。さらに市債の依存割合は、前年比八・二％の減、構成比は一一・八％に減少したことをみますと、かなりの努力が払われているものと推察をいたします。しかしながら非常に残念なことは、保育料金の値上げ、公立幼稚園の保育料の値上げの問題でございます。特に幼稚園保育料につきましては、公私立間の格差是正のために、あるいは園児一人に対する消費的経費の増大をなくすためにも、多少のアップはやむを得ないとしながらも、諸物価高騰の折、一〇〇％倍額アップは非常にきびしい、五十一年にも倍額アップをされておる、市内の幼稚園の適正配置の問題、あるいは二年保育の問題、園の内容充実を図る、等の意見をもって、委員会におきまして公明党より提出した五〇アップの、すなわち月々四千五百円の修正案が否決をされました。まことに残念なことであろうと思います。今後この値上げに際しましては、上げ率の考慮、あるいは慎重な配慮を強く要望をするものでございます。

歳出面に目を転じてみますと、仮称旭が丘幼稚園建設設計費、市民待望の市民会館建設への第一歩を踏み出したと思われる建設基金の積み立て、高幡保育園の改築等、あるいは第四幼稚園二年保育の実施を含み市営住宅の建設、小中学校の開校、並びに第八中学校の新築工事等、あるいは少年野球場の新設、下水道建設事業を特別会計に移しての下水道事業の推進等の施策は、高く評価をいたしたいと思います。

ここで若干の意見を述べて公明党の意見を終わりたいと思います。

まず第一点の公債費の金額が今年度十八億三千四百五十九万一千円となっており、年々増加の一途をたどっているのでございます。しっかりとした今後の将来展望に立っての償還計画をもとに遂行されることを願っています。

第二点目は、近年とみに中学生の非行化が社会問題としてクローズアップされております。当日野市においても例外ではございません。将来を担う学童が健やかに勉学にいそしめるように、人間性豊かな公平な教育が実施されるよう、特に教育委員会に強く要望をいたしておきたいと思います。

第三点目は、庁内人事面について一言触れておきたいと思います。適正配置のもとに能率的かつ効果的な成果が生み出せるよう十分な配慮をすべきであることを強く要望をいたしておきたいと思います。

第四点目に、私ども公明党が長年、一般質問あるいは予算要望の際にも、市長にも訴え続けてまいりました中学校完全給食の問題でございます。すでに都内では八二％の実現を見て、またこの三多摩においては、十二市五十八校が実施をされております。中学校給食の早期実現に市長の勇気ある決断を、断固たる決断を強く望みまして、公明党の意見を終わらせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　板垣正男君。

〔十五番議員登壇〕

○十五番（板垣正男君）　共産党市議団を代表いたしまして、昭和五十五年度一般会計予算案に対する賛成の立場での意見を述べたいと思います。

御承知のように、五十五年度の政府自民党の国家予算の編成過程、そして国会での審議によっても明らかにされておりますように、二兆三千億円からの国民負担が行われることがはっきりとしておるわけでございます。たとえば電気料金あるいはガス料金の大幅な引き上げ、国鉄の運賃の引き上げ等、相次ぐ私たちの生活に直接関連するこうした公共料金の引き上げが行われてまいります。それだけに私たちの暮らしと命を守る、こういう観点から地方自治体が、とりわけ革新自治体の場合、市民の生活を守る観点をこれまで以上に貫くことが重要であると考えるわけでございます。加えて所得減税が三年間見送られたということも、中に大きな税収が見込まれたわけでございます。個人税にあっては前年度対比で十億四千七百万円余りの増収が見込まれているわけでございますが、これはただ単に歳入を確保したということで手放しで喜ぶということではなくて、こうした政府の所得減税見送りによる一般勤労者、国民への課税の強化が行われている、という観点を見逃すわけにはいかないわけであります。市の公共料金の引き上げ等の問題も、こうした問題との関連で考えていかなければならない、このことを私たちは強調したいわけであります。これまでの日野市議会の論議

の中でも、あるいは私たちが修正案を出して訴えてまいりましたように、市立幼稚園の保育料の値上げの問題、あるいは保育園の保育料の値上げの問題もそうでありますが、こうした公共料金の引き上げの問題に際しては、市民の合意あるいは民主的な手続を十分行うということが、これまでにも増して重要な状況下にある、という点をさらに強調しておきたいと思うわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

もう一つ、私たちは、この歳入あるいは歳出にわたってもそうでありますが、問題点として取り上げておかなければならないことに、都の三多摩各市町村への支出金の問題であります。御承知のようにこれまで行われてまいりました市町村振興交付金の性格をがらりと変えまして、いわゆる調整交付金なる都側の一つのはっきりとした基準のないままに、支出金の性格を大きく変えてきたという問題であります。これは予算委員会の中でも論議を行われたわけでありますが、私たちが指摘するまでもなく市長みずからがこの問題を指摘しているわけであります。東京都は、これを市町村自治権の拡充と言っておりますが、しかしながら、この調整交付金には、その算定基準に市町村自治権と矛盾する内容もあるので云々、こういうふうに述べているわけであります。この問題は、今後一層、議会はもちろんでありますけれども、市長の立場で、都側への意見を強く述べていくことが必要であります。そしてこれまでの行政水準を落とさない、都の支出金を後退させない、こういう立場での努力、御奮闘をお願いしたいわけでございます。

以上、歳入全般、あるいは都の支出金全般にわたる大きな問題点を指摘したわけでありますが、新しい財源の確保という点についても、努力を怠ってはならないわけであります。

予算委員会でも、地下水等の財源を初めとする新財源を確保する努力を、引き続き行っていくことを強く要望してきたわけでありますが、わが党市議団が、従来より強く要望してまいりました高速道路敷地への課税問題も、これは高速道路通過市町村関連施設等整備助成制度という新しい制度の確立によって、半ば目的が達せられたといいますか、ある程度の成果を上げることができたわけであります。市長の努力もさることながら、こうしたいろんな面での新しい財源を求める努力を、今後一層強めていく必要があろうかと思います。

また超過負担の問題でも、たとえば高幡保育園の改築では、市の持ち出し分が、全建築費用の六一・七％だと説明がありました。こうした問題でも明らかなように、今後一層超過負担の解消を求めていく必要があるわけでございます。

歳入の項で私たちが昨年の決算委員会、あるいは今度の予算委員会でも問題にいたしましたように、雑入の項での学童クラブ父母負担の経費の計上であります。今後学童クラブ事業が継続的に行われるならば、当然父母負担を行っていくということ

の方針のようでありますから、この予算計上は、雑入に計上するということ自体は、どうも納得いかないわけでございます。条例の制定あるいはそれに伴っての事業の内容充実、職員の正職員化等々、残された課題を速やかに解決することが必要であります。市側の示しました五十五年度の新規事業の一覧表を見ますと、各課ごとに新しい施策が盛り込まれております。たとえば幼保一元化の研究の問題とか、旭が丘幼稚園の建設設計、市民会館建設基金、福祉の関係、あるいは保健衛生、清掃、土木関係等々、幾つかあるわけでございますが、ここに列挙された新事業は、百二十九の項目にのぼっております。新規事業のこうした一覧を見るにつけ、市政全体としては、大きく前進を行っている、と私たちは評価をするわけでございます。

特に福祉関係においては、東京都のこれまで支出していた補助金、支出金が大幅にカットされるという中で、市財政の補てんによって、昨年並みの福祉の施策のレベルを落とさない、それを確保した、こういう点はきわめて重要な事柄と思います。細かい施策など、幾つか後退しているんではないか、と思えるようなこともあるわけでございますが、私たちは、こうしたことが他の施策の分野にも及ぼして、全体として施策を前進させる、こういう姿勢を今後も持ち続けていっていただきたいと思うわけであります。

ここで問題点となるべき事柄について、幾つか指摘をしておきたいと思います。

総務費関係では、今年度も報酬審議会の予算が計上されております。私たちは、この報酬審議会の予算計上の際、常に指摘していることでありますけれども、十分民主的な手続や市民合意を得るような方法、最善の施策等々を通じまして努力を行っていく中で、検討を進める必要があることを強調しているわけでございます。

それから業務委託の問題でありますけれども、予算特別委員会でも強調しておりましたように、この業務委託による委託業者への財政的な負担が強まっていないかどうか、という問題であります。また職員との関係の問題も若干論議されたわけでありますが、こうした問題を含めて、委託業務については、なお今後慎重に検討を行っていく必要があるかと思います。

事務電算化の問題については、市民のプライバシーの問題、あるいは職員の労働条件の問題との兼ね合いで、これも検討を慎重に進める必要があるかと思います。

市役所連絡便については、七生支所とつなげる構想が、すでに発表されておりますが、これは速やかに実施に移すべきであります。

憲法記念行事への市の支出金、あるいは力の入れ方といいますかこうした点にももっともっと積極的な姿勢を打ち出す必要があります。

民生費関係では、地区センターの管理の問題でも論議がありました。本来条例に定めてありますような、地区センターの管理運営、あるいは使用が行われるべきでありますけれども、自治会その他市民団体への管理の委託等々における利用する際での矛盾等が起きてるところもあるわけでありますが、こうした点を速やかに改善すべく、今後の努力を待ちたいと思うわけであります。

学童クラブの還元金の問題といいますか、この七百円の内容についても、私たちは、もともと父母が自主的に支出をしておったものと、こういう内容であるだけに、徴収そのものが不当ではないか、こう指摘をしてきたところであります。明快なる回答は得られないままに来ている、というふうに判断せざるを得ないわけでありますけれども、父母との話や、あるいは協議を進めて、この七百円の徴収の問題については、従前に戻すという方向で検討していただきたいと思うわけであります。

老人農園の取り組み問題についても質問を行いました。これについては今後の一層の前進を見るべく、成果を期待しておきたいと思います。

労働費の関係については論議を行いました。従来からも、この労働費の問題については、見るべき成果といいますか、施策というものが少なかったんではないか、というふうに思うわけでありますが、特に市内の未組織労働者、従業員に対する対策を強化すべく全力を挙げていただきたいと思うわけであります。

土木関係では、自転車置き場の解決の問題でありますが、新しく南平北側の自転車置き場を設置すべく、予算が計上されました。日野駅の自転車置き場の問題と合わせまして、また、そのほかの駅の自転車置き場の設置対策等も含めて、今後の努力を期待したいと思います。特に国の補助金をかち取るといいますか、国の補助金を支出させる、こういう点も、もっともっと研究していく必要があろうかと思います。

緑地の保存あるいは購入等が進められておりますが、今後の努力を期待したいと思います。

さらに土木費全般にわたっての家庭排水あるいは用水の整備、家庭の排水が良好にならしめるような排水管の設置等々、身近なところでの、こうした土木の行政の前進を期待したいと思います。

消防関係では、防災対策の問題でありますが、市民参加等による対策の確立を急ぐ必要があるんではないかと思います。市長のこれまでの議会での答弁は、初期の対策に重点をおきたい、こういう考えが明らかにされておるわけでありますが、こうした防災面での初期対策を早く確立する必要があるんではないかと思うわけであります。

教育関係では、中学校の給食問題でございます。一般質問あるいは機会あるたびに、わが市議団もこの問題を取り上げてるわけでありますが、市長の実施への主張もさることながら、教育委員会にも問題があるんではないか、このようにも受け取れるわけであります。教育委員会のこの中学校給食実施への積極的な姿勢を望みたいわけであります。

中学校給食に合わせまして、教育関係全般にわたる学校建設、あるいは改築、校庭の整備、新築に必要な用地の確保等々、こうした教育関係全般にわたっての前進を、今後も期待したいわけであります。

以上で各款ごとの問題点や、あるいは私たちの意見もつけまして、五十五年度の予算に対する賛成の立場としたいわけでありますが、いま指摘しましたような問題点を早急に克服いたしまして、より市民本位の革新市政がさらに前進できるよう期待いたしまして、意見を終わらせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君。

〔五番議員登壇〕

○五番（川嶋　博君）　昭和五十五年度予算編成に当たり、賛成の立場から、市民クラブを代表して意見を述べさせていただきたいと思います。

昭和五十五年度に入り、異常な物価高騰に見られるように、市民生活が悪化の一途をたどっております。その中で、東京都の調整交付金など実質減額になり全般にわたり市財政の厳しい中で、前向きの予算編成に努力されたことを、認めるところであります。

予算執行に当たっては、一層の努力をされ、市民より信頼さ

れる職員として、市民サービスに励んでいただきたいと思います。

以上、市民クラブを代表して、意見を申し上げました。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はございませんか。

大柄　保君。

〔七番議員登壇〕

○七番（大柄　保君）　民社党の大柄　保でございます。

一人会派ということで、本席をお借りいたしまして、意見を述べる場所を与えてくださいました、御理解ある議員の皆さん方に、御礼を申し上げたいと思います。

昭和五十五年度の予算に賛成する立場から、一言申し上げたいと思います。

昨年に続く東京都知事、鈴木都政の中で、都財政の立て直しのあおりで、都の補助金等の交付額が大変に減っております中で、この予算が組まれたことは、市長初めとして、各部課の課長並びに職員の努力は大変だったことと思います。

収入面においては、今後とも職員の皆さん方の、一人一人の節約などによって、微少なりとも市財政を潤えるものと私は考えておりますので、どうかその点につきましても、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

歳出面においては、今年度数多くの新規事業の施策が繰り込まれておりますが、これらの執行に当たっては、それぞれの市民要望にこたえて、住んでよかった日野市づくりのために努力をしてもらいたいと考えております。

このことは職員の皆さん方の双肩にかかっているんではないか、このように考えております。一人一人が細心の注意を払って、諸経費の節約に、あるいはまた市民に接する態度等については、市民の皆さん方のひんしゅくを買うようなことがあっては困ります。このことを強く要望いたしまして本予算に対する賛成の意見といたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。

よって議案第一七号、昭和五十五年度日野市一般会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一八号、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第一九号、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計予算、議案第二〇号、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第二一号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第二二号、昭和五十五年度日野市

受託水道事業特別会計予算、議案第二三号、昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長登壇〕

○特別会計予算特別委員長（石坂勝雄君）　去る三月十九日に特別会計予算特別委員会に付託されました議案を、一括審査の結果を報告したいと思います。

まず最初に、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計予算について審査の経過を御報告申し上げます。昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計予算であります。審議の主な点を申し上げます。農家で固定資産のみで収入のないものの最高限度額を考慮できるかどうかということと、都の財政で補助金が非常に五十四年度で不確定であったが、今年度はどうかというような点、次に高額医療費の点では国保は非常に老人の加入が多いために、高額医療費が非常に歳入でも補助金等が六千三百七十九万五千円来ているんですが、歳出で負担金、補助金を見ても一億九千六百二十九万四千円というような額があるので、国保の運用に慎重に今後検討されるべきではないかというような質疑が交わされました。委員会としては全員一致で可決であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に議案第一九号、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計予算について、委員会の審査の経過を御報告申し上げます。昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計の歳入歳出の総額は、七億六千六百十六万円であります。質疑の主な点は、平山下耕地区画整理組合に対し市の職員の出向を考えるかどうか、そういう点の質疑がなされましたが、委員会としては全会一致で可決をいたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出の総額は、十二億二千六百八十七万一千円であります。昨年度は、多摩平の処理場のみの下水道予算でありましたが、その点から見れば六二・五％の増であります。こういう中で質疑の主な内容は、日本下水道協会に対する負担金の問題、日本下水道事業団に対する負担金の問題、こういう問題と、浅川第二排水区、多摩市との汚水管埋設等に関する質疑がされましたが、全員一致可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計の予算であります。日野市総合病院事業会計の予算は、収益的収入及び支出の予定額は、十三億三千百八十一万三千円であります。委員会

の審議の主な点は、室料の差額収益の問題、看護婦の勤務の適正化の問題、病院が設立されて非常に古くなっている点で、変電室、手術室等の改修をすべきだというような点の質疑、また公立病院は非常に収支決算が絶えず赤字だということなので、なお一層の収益収入の努力をされたい、ということの質疑が交わされました。理事者側からは、その点では公立病院のいまの医療体制の現状下では、ある程度の赤字は市民サービスの上からでもやむを得ないのではないか、という答弁がなされました。その中で、この点で私、一言申し添えますが、一般会計と特別会計予算、前年度比較、一般会計の予算書の三百四十七ページに十三億八千百八十七万七千円とあるのは、資本勘定の五千六万四千円が挿入されているので、私がいま御報告申し上げました十三億三千百八十一万三千円との違いがございます、ということをあらかじめ御承知願いたいと思います。

次に議案第二二号、昭和五十五年度日野市受託水道事業特別会計について、受託水道事業特別会計予算は、歳入歳出の総額が七億七百二十三万円であります。委員会の質疑の問題点は、職員の健康診断等がなされました。全会一致で特別委員会といたしましては可決いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に議案第二三号、昭和五十五年度日野市農業共済特別会計の予算でありますが、この予算の収益的収入及び支出の予定額の総額は、収入・支出ともに一千六百八十五万九千円であります。委員会としての質疑の主な点は、評価員に対して非常に報酬が少ないんではないかということと、せっかく農業共済条例の一部改正が行われたにもかかわらず、共済事業に予算化されなかったのは残念だ、というような質疑がされました。しかし全会一致で予算案を可決いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本六件について御意見があ滅ば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本六件について採決いたします。本六件に対する委員長報告は原案可決であります。本六件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。

よって議案第一八号、昭和五十五年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第一九号、昭和五十五年度日野市都市計画事業特別会計予算、議案第二〇号、昭和五十五年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第二一号、昭和五十五年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第二二号、昭和五十五年度日野市受託

水道事業特別会計予算、議案第二三号、昭和五十五年度日野市農業共済事業特別会計予算の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午後三時　六　分休憩

午後四時三十五分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第五五－一号、国鉄運賃値上げ反対総合交通政策の確立に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（大越久雄君）　請願五五－一号は、十九日、総務委員会に付託された案件で、陳情でございます。国鉄運賃値上げ反対総合交通政策の確立に関する陳情でございます。審議の結果、「総合的な交通政策を確立し、国の助成や国庫負担を拡大する」ということにつきましては、内容的に説明する方がおりませんので、継続といたしまして、次の「国鉄運賃値上げはやめ、新幹線と在来線の特急・急行料金を値下げし、百キロ未満の運賃も二〇％以上値下げして利用増を図ること」、次「別紙、国鉄関係線区への住民要望事項の解決を図ること」、これにつきましては、一項から十一項まで中央線関係につきましてはございますけれども、七項の「特快電車を吉祥寺、武蔵小金井駅に停車されたい」、ということにつきましても、継続審査とすることについて、一、二、三項につきまして全会一致採択と決定した次第でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は一部採択、一部継続であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五五－一号、国鉄運賃値上げ反対総合交通政策の確立に関する陳情の件は、委員長報告のとおり一部採択及び一部継続と決しました。

これより請願第五三－七一号、幼児教室の子供たちの健康診

断及び予防接種の実施を要望する請願、請願第五四－七号、航空機騒音防止に関する請願（二、三項）、請願第五四－三〇号、韓国の自主的平和統一に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五四－四〇号、日野市落川一四三一－五六落川堤自治会、隣地の沼倉氏所有の空地を、多摩市リトルリーグ少年野球団が借用し野球場として使用時の公害等に対する行政指導の請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五五－四号、市立第三幼稚園二年保育早期実施に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。この際日程の順序を変更し、日程第六一、請願第五五－四号、市立第三幼稚園二年保育早期実施に関する請願を先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってこの際日程の順序を変更し、日程第六一を先議することに決しました。

これより請願第五五－四号、市立第三幼稚園二年保育早期実施に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審

査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五四－二四号、簡易水道関係施設の保持管理に関する陳情、請願第五五－六号、事業廃棄物処理料の減免に関する請願、請願第五五－七号、日野市の保育行政充実を求める請願、請願第五五－一〇号、東京都自然環境保全事業団設立の請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五三－四一号、保留地確保依頼の件に関する請願、請願第五三－五八号、流域下水道事業建設計画に反対する請願、請願第五四－三号、用途地域線引き見直しに関する陳情、請願第五四－五号、家庭用排水を流す排水溝の設置に関する請願、請願第五四－三四号、一・三・一バイパス計画を再検討して、地域住民の健康と安全を守ってくださいに関する請願、請願第五四－四六号、一・三・一バイパス建設計画の白紙撤回の陳情、請願第五五－三号、市道拡幅に関する請願、請願第五五－五号、私道移管に関する請願、請願第五五－八号、長沼橋北側道路の歩道に関する請願、請願第五五－九号、市道新井一号線拡幅整備に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市整備産業建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。都市整備産業建設委員長から目下委員会において審査中の事件

につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に請願第五四－三五号、「学区を変えないでください」に関する請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、文教委員長より報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（鈴木美奈子君）　文教委員会に付託されておりました請願五四－三五号、学区を変えないでくださいに関する請願でございますが、請願代表の日野市三沢九九七の守屋栄一さんから、五十五年二月十九日、請願を都合により取り下げたいという申し出がございましたので、委員会で審議の結果、五十五年二月二十七日委員会では承認いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　ただいま委員長の報告のとおり、本請願については、取り下げることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に請願第五四－三五号、学区を変えないでくださいに関する請願の件を議題といたします。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、請願第五四－三五号、学区を変えないでくださいについては、取り下げることに決定いたしました。

次に日程第四四、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四五、ごみ問題対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

ごみ問題対策特別委員長より、ごみ問題対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四六号、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より農林水産省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四七、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より、高幡踏切対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第四八、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より、市民会館建設対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより日程第四九、南多摩東部共立病院組合議会議員の選

挙の件を議題といたします。
お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。
黒川重憲君、飯山　茂君、田中鯛一君、藤林理一郎君、一ノ瀬　隆君、竹ノ上武俊君、高橋通夫君、三浦重春君を指名いたします。
お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、当選人と定めることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました諸君が、南多摩東部共立病院組合議会議員に当選されました。
ただいま南多摩東部共立病院組合議会議員に当選されました諸君に、本席より会議規則第二十八条第二項の規定により当選の告知をいたします。
これより日程第五〇、日野市消防委員（議会選出）の選任の件を議題といたします。
お諮りいたします。選任の方法につきましては、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって選任の方法は、指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。
黒川重憲君、大柄　保君、本間　久君、奥住芳雄君、石坂勝雄君を指名いたします。
本件については、ただいま指名いたしました諸君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第百十七条の規定により、それぞれ退席していただきます。
初めに、黒川重憲君の退席を求めます。

〔一番議員退席〕
○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。黒川重憲君を日野市消防委員に選任することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって黒川重憲君を選任することに決定いたしました。
黒川重憲君の除斥を解きます。
〔一番議員着席〕
○議長（滝瀬敏朗君）　次に大柄　保君の退席を求めます。
〔七番議員退席〕
○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。大柄　保君を日野市消防委員に選任することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって大柄　保君を選任することに決定いたしました。
大柄　保君の除斥を解きます。
〔七番議員着席〕
○議長（滝瀬敏朗君）　次に本間　久君の退席を求めます。
〔十二番議員退席〕
○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。本間　久君を日野市消防委員に選任することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本間　久君を選任することに決定いたしました。
本間　久君の除斥を解きます。
〔十二番議員着席〕
○議長（滝瀬敏朗君）　次に奥住芳雄君の退席を求めます。
〔十六番議員退席〕
○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。奥住芳雄君を日野市消防委員に選任することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって奥住芳雄君を選任することに決定いたしました。
奥住芳雄君の除斥を解きます。
〔十六番議員着席〕
○議長（滝瀬敏朗君）　次に石坂勝雄君の退席を求めます。
〔十七番議員退席〕
○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。石坂勝雄君を日野市消防委員に選任することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって石坂勝雄君を選任することに決定いたしました。

石坂勝雄君の除斥を解きます。

〔十七番議員着席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。この際会期の延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってこの際会期の延長の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、明日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を四月三日まで、五日間延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、四月三日まで五日間延長することに決しました。

これより議案第三四号、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算（第五号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算第五号であります。

後日、差しかえすることになりますことをお認め願います。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。この際会期の延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よってこの際会期の延長の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、明日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を四月三日まで、五日間延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、四月三日まで五日間延長することに決しました。

これより議案第三四号、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算（第五号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算第五号であります。

後日、差しかえすることになりますことをお認め願います。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまの一般会計補正予算五号について御説明申し上げます。

一般会計補正予算五号は、お手元の議案書に計上されておりますように、国、都補助金の確定、及び起債許可額の変動に対応して行われるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三四号、昭和五十四年度日野市一般会計補正予算（第五号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第三六号、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第三六号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市農業共済事業運営協議会委員の選任同意についてであります。

日野市農業共済条例第百一条二項の規定により、議会の選任を求めるものであります。

恐縮でございますが、氏名を読み上げますので、御記入をお願いいたします。谷　長一、日野市日野五九八七番地、大正十五年十二月十八日生まれ、一ノ瀬　隆、日野市多摩平五丁目一二番地の九、昭和七年九月十五日生まれ、以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　詳細説明を省略いたします。

次に本件については、谷　長一君、一ノ瀬　隆君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第百十七条の規定により、それぞれ退席していただきます。

初めに谷　長一君の退席を求めます。

〔十番議員退席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。谷　長一君を日野市農業共済事業運営協議会委員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって谷　長一君を同意することに決定いたしました。

谷　長一君の除斥を解きます。

〔十番議員着席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　次に一ノ瀬　隆君の退席を求めます。

〔二十三番議員退席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。一ノ瀬　隆君を日野市農業共済事業運営協議会委員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって一ノ瀬　隆君を同意することに決定いたしました。

一ノ瀬　隆君の除斥を解きます。

〔二十三番議員着席〕

○議長（滝瀬敏朗君）　議員提出議案第五号、農業改良普及事業拡充についての意見書の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第六号、非核三原則の立法化に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第七号、筑波移転跡地地元利用と財政措置に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第八号、電力、ガス料金の大幅値上げに反対する意見書の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第九号、地方財政の確立を要求し、福祉の切り下げに反対する意見書の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一〇号、市町村調整交付金制度導入に反対する決議の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九号、地方財政の確立を要求し、福祉の切り下げに反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第六号、非核三原則の立法化に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第七号、筑波移転跡地地元利用と財政措置に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第七号、筑波移転跡地地元利用と財政措置に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第五号、農業改良普及事業拡充についての意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第八号、電力、ガス料金の大幅値上げに反対する意見書の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第八号、電力、ガス料金の大幅値上げに反対する意見書の件は、撤回することに決しました。

議員提出議案第九号、地方財政の確立を要求し、福祉の切り下げに反対する意見書の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一〇号、市町村調整交付金制度導入に反対する決議の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一一号、東京都財政再建委員会の中間答申実施に反対する意見書の件を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第一一号、東京都財政再建委員会の中間答申実施に反対する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第一二号、税理士法の改正に反対する決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

〔二十四番議員登壇〕

○二十四番（竹ノ上武俊君）　議員提出議案の第一二号、税理士法の改正に反対する決議の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第一〇号、市町村調整交付金制度導入に反対する決議の件を議題といたします。

提案理由は、ここにお示しいたしました文案の中にその主要な点が示されておりますが、一言申し添えたいと思います。私ども日野市議会では、政府が予定しておりました一般消費税について、これが市民なかんずく中小業者、勤労市民に与える影響の深刻さから判断いたしまして、満場一致で政府に対して一般消費税を実施しないようにいままでも意見書を提出してまいりました。このような全国的な動きがございまして、この結果、政府は五十五年度を実施を見送ることになったというふうに判断いたしております。ところが、この一般消費税の提案と同時に並行して国会に提案されておりましたのが、税理士法の改正案でございます。この税理士法の改正案のねらいは、税理士の皆さんに対する業務範囲を拡張するというようなことを訴えつつ、法の改正を行おうとしてきたものでございます。

しかし、この税理士法の改正点の内容を見てみますと、非常に重大な問題がございます。私は、この税理士法の改正の主要点のねらいが、一般消費税と関連があり、税理士のみならず、税理士を利用している中小業者等にとっても非常に権利が侵害され、今後の税務諸活動に支障を来すという点があるということから、税理士法の改正はしてはならないと思って提案する次第でございます。

もう一つは、この税理士法を国会を通過させようとする際に、

新聞紙上をにぎわし、現在も国会で問題になり、法務当局が捜査を進めている政治献金の賄賂性、こういう点が非常に明らかになってきつつある点、こういう背景のもとに、国会で私ども市民生活に影響のある法案が採決されてしまうということについて反対しなければいけない、こういう意味も加えまして、今回税理士法の改正に反対する決議を提案するものでございます。

一般消費税との関連については、一般消費税というのを実施いたしますと、卸売の段階から零細業者に至る段階で、売り上げのたびに税の申告をし、税金を一定のパーセントで納税していかなければいけないというところから、非常に税務の仕事が複雑になってまいります。この仕事の内容を、税務署が、国税庁などが管理していくということになりますと、非常に労働強化になりまして、現在の国税庁などの税務署関係の職員数ではこれがこなし切れない、こういうことから一般消費税を提案すると同時に、税理士法が提案されたねらいがあると言われております。もし一般消費税を実施すれば国税庁の職員をいま行政改革が叫ばれておるにもかかわらず、八千人も増員しなければいけない、それができないために全国にいらっしゃる税理士三万数千人を、ここに目をつけたという点と、税理士事務所の職員の方十万人ほどに目をつけまして、国税庁、税務署などが行う仕事をこういう方々に下請けにしていこう、こういうねらいが隠されていると言われております。したがって税理士法が通らないと一般消費税も実施できない、こういうからくりになっているわけでございます。下請けになった税理士の皆さんは、どういうことになっていくかというと、一般的に申し上げまして、税理士法の根本的な精神である納税義務者に対してのいろいろ申告等の代理業務、あるいは税務相談など、本来は納税義務者に対して味方であるべき税理士の皆さんなどに対して、逆に納税義務者の皆さんに国税庁にかわって取り締っていくような、そういう問題点が出てきているわけでございます。したがって東京都における有力な税理士の皆さんも含めまして、全国の単位税理士の各界の段階では、単位の段階では、会長全員が今度の改正に反対、また異議を申し立てているという状態にございますが、先ほど申し上げました政治献金などの動きの中で、強引にこの税理士法を改正していこうとする動きが行われているわけでございます。また、法案を政治献金で買収するという問題については、国会においては、いま参議院にかかっておりますけれども、市川房枝さんなどもこれに憤りを感じて、こういうことが通らないように、国会がもっと国民本位に運営されるように、ということで奮闘されていると聞いております。

以上のような概略理由を申し上げまして、私の提案理由にいたしたいと思います。御質問などがあれば答え得る範囲でお答えいたしまして、こういう内容でございますので、ぜひ満場一致でこの提案に御賛成いただくように心からお願い申し上げます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これより質疑に入ります。本間久君。

○十二番（本間　久君）　いま、竹ノ上議員の方から提案がありました、この税理法の改正に反対する決議案ですけれども、非常に難解なあるいは難問と思われるような点がありますす。聞くところによりますと、わが党におきましては、国会におきましては、こういう態度ではなかったわけですけれども、一つには税理士の社会的地位の向上という問題があるように聞いております。もう一つは、一般消費税とこの税理士法の改正による下請け化、これに述べられておりますように、税理士三万人以上または税理士事務所に働く職員十万人に、その徴税作業を委託しようとした、こういうふうに言われております。またはその政治献金の問題だとか、あるいは業務範囲の拡張ということが書かれておりますけれども、これらにつきまして、果たして実態はこのとおりになっているのかどうなのか、極論するならば、共産党さんの竹ノ上さんの方の解釈のかなり専行部分があるんじゃなかろうかと思われますので、その部分についての解明をもう少し詳しく述べてもらいたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　私も法律の専門家ではございませんので全面的に解明はできないと思いますけれども、一、二、いまの質問にお答えいたしたいと思います。

今度の税理士法の改正の内容は、その提案理由を調べてみればおわかりいただけると思うわけでございます。税理士法は、その第一条で税理士の任務について明確にいたしておりますが、その第一条から続きまして、六十三条くらいまであったかと思いますけれども、そういう中で、税理士がなすべき仕事をいろいろと規定いたしております。そういう中で、税理士の社会的地位の向上につながると思われる部分は、第二条の改正ではなかったかと思うんですが、ここで税理士の業務範囲、職域の範囲を広げるという問題などがあるように聞いております。ところが、この職域が広がっていきますことによりまして、いままで弁護士さんとか司法書士とか、行政書士ですか、こういう方々の仕事まで全部税理士の仕事になってしまう、こういう側面も出てきております。したがいまして、全国の行政書士の連合会は五万人ほどいらっしゃいますけれども、全力を挙げてこの税理士法の改正に反対をしていらっしゃる、こういう動きなどもございます。

そしてさらに、税理士の社会的地位の向上という抽象的な御質問でございますけれども、税理士の仕事の中には、たとえば納税義務者に対する助言義務等というのもあると思います。そういう助言の、活動する中で、国税庁にかわってしつこく零細業者などに対して助言を強めていく、ということが納税義務者

からきらわれている理由でございますので、社会的地位の向上というよりは、本来納税義務者の味方であるべき税理士が鬼のような税務署の職員にかわっていくということで、社会的地位が向上するという面にはつながらない。また、さらに申し上げますと、帳簿を作成する義務も税理士の方にはある、というふうに聞いております。ところが、こういう帳簿を作成するときに、いろいろの聞き取りなどがあるわけですけれども、そういう中で、納税義務者に対して聞き取ったことはすべて記録して、国税庁等に税理士が報告するような方向に今度改正されると言われております。そして、その記録は納税義務者に不服があって、税務署に不服を申し立てたときの裁判の記録として生かされる、こういうことでございます。したがいまして、税理士の方が――良心的な方は別といたしまして、税務署にかわってそういう形で助言を強め、あるいは帳簿などをつくっていく中で様々なことを聞き出して、納税義務者の不利になるようなことを記録していく、という役割に税理士が転化していく、こういう点などが出てくると思います。また、税務相談の中でもそういう動きが出てきて、結局は税理士に相談するよりは、もう税務署に直接行った方がいいということで、こういうようなことを悩んでいる税理士の皆さんが、若手あるいは単位会長などを初めとして、税理士の皆さんも今度の法改正に反対する方がたくさんいらっしゃるわけでございます。社会党も国会では参議院段階では、この助言義務などについては削除するようにという、そういう動きなどもされていると聞いておりますので、あらゆる角度から税理士の社会的地位の向上という素直な意味には受け取らないねらいがありますので、ぜひただいまの質問者の方もこの提案に賛成をしていただくように、お願い申し上げたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　ですから、ただいま竹ノ上議員から、提案者から説明がよくありましたけれども、要は、いま聞く範囲から言っても、私の聞き間違いかもしれません、あるいは、だけど、少なくともこの納税義務者とか、あるいはこのようなことが実施されていくということになると、何か税理士が、税理士そのものが何か反動化していくというふうにも聞こえるんですよね。全体の税理士がこういうような考えでいるのかどうなのかということがきわめて疑問だし、もう一つは、一般消費税とその税理士法の改正と、あるいはさきに言いましたように政治献金、これらについて、果たしておっしゃるような形での問題点というものがあるのかどうなのかということについて、はなはだちょっと疑問のところもあるし、あるいはこちらの勉強不足かもしれませんけれども、少なくとも、いまの話を聞いていましても、かなり独断専行的な考え方も一方ではあるんではなかろうか、というふうにも聞こえるんですよ。そ

して少なくとも弁護士だとか、その他の資格を有するような立場の方々と違って、税理士には社会的地位あるいは身分の向上ということがもっともっと叫ばなきゃならないという点も一方ではある、この点について、やはりわが党も十分検討をしてきたわけです。参議院段階でもって、そのような態度も一部は確かに竹ノ上議員が言われるようなことがあるかもしれませんけれども、その辺の解明がきわめてこの日野市議会において結論を出すには非常にむずかしい。かなり難問な提案ではなかろうかというふうに私ども考えているわけです。それらについて、やはりこの場において、この税理士法の改正に反対する決議というものをもっと具体的に研究しなければ、一市議会の中でもって非常にむずかしい問題ではなかろうか、というふうにいま判断をしているところですけれども、その辺についてどうですか。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　市議会段階でこういう意見を出していけないということはないわけでございます。これは一般消費税についても同じでございますので、ぜひ、こういうことについても意見を出していかなければいけないと思います。特に、この税理士法の改正については、いま中小業者の方を中心にして市民の中にも税理士法の改正に反対する署名運動などが日野市でも行われておりまして、私ども陳情なども受けておりますので、そういう立場からすでに中小業者の方が理解して市民運動を展開されている段階で、市議会があれこれの理由でこういう問題を取り上げないということがあっては、市民におくれるということにもなりかねませんので、そういう点で、私は積極的に下から、市議会からこういう問題を上げていけば、いま参議院でも非常に重大な段階になっておりますので、そういう点で、こういう市議会の自治体の動き、地方議会の動きが大きな世論になっていくというふうに思います。

また、一般消費税との関連は最初申し上げましたように、いまの国税庁その他の税務関係の公務員の力では、一般消費税を処理し切れない、ということから、この税理士法が改正される根拠になっていると言われているわけですから、これは直接一般消費税に関連がありますので、私どもは地方議会も含めまして、これはもう一般消費税が出たときからこの問題には反対する運動をしてまいった次第でございますので、ぜひ、それの点についても御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　質問と議論がなかなか幾らしても平行線をたどるかもしれませんけれども、ちょっと誤解が提案者にもあるようですけれども、市議会で決議をしてはいけない、という問題はそうないんじゃなかろうかというふうに思います。そういう意味で質問しているわけではございません。

そして、いまの提案者の中にも出てきましたように、私どもの党の関係者なりあるいは市民の間に、また私どもの仲間の間にも税理士もおりますけれども、それらの人たちからこれらの問題について、提案者の言うような意見というものはまだ聞かれていません。したがって、市民運動もそのような形で起きている、というような実態もつかんでおりません。そういう立場でいきますと、きわめてまだまだ公表する問題ではなかろう、現段階ではどうもこの決議に対して提案をする時期ではないんじゃなかろうか、こういう立場でおりますので、そういうことを一言つけ加えて質問を終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　ひとつよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。原案反対者の発言を求めます。三浦重春君。

〔三十番議員登壇〕

○三十番（三浦重春君）　ただいま提案されました税理士法の改正に反対する決議案、これに反対する立場で意見を述べたいと思います。

その前に、私は税理士でございますが、ここで発言することは議員としての発言でございます。その点をひとつわきまえていただきたいと思います。

これは、税理士の資質の向上とか、あるいは税理士の個人の地位の向上とか、あるいは業務の拡大とかいうことをねらってやったことは事実だと思います。そういう中で、いろいろと先ほど竹ノ上議員もいろいろ言っておりましたが、それにつきまして後ほど反論してみたい、こういうふうに思います。

その前に、これはどうして内容はどんなものかということは、先般も「長いよ」なんて言われたので簡単に言うことにしますが、まず先ほど言いましたとおり、税理士法の一条、これは税理士法というものに対して、いわゆるどんな立場でやらなきゃならないんだ、ということが書いてあるわけでございます。それに前回も中正な立場で行いなさい、行うんだ、というふうに書いてありますが、今回は、若干ニュアンスが違いましたが、内容は同じでございます。あくまでも中正な立場でやるんだ、ただし独立した構造ですね、組み合わせを持って中正をやるんだ、いわゆる政府の下請けになって、監督されたりなにかすることは、原則としてないんだ、というようなことで、一項これを盛り上げたわけでございます。

それから第二条におきましては、これは業務の拡大と言われましたが、税理士というのは、要するに仕事の上で、他人の求めに応じてその代理行為をする、それから書類を作成する、相

談に応ずる、この三つがあるわけでございますが、これは金銭を若干もらってやるというのは、その業務を三つやることは税理士にのみ限られてる、ということになっておるわけでございますが、昭和五十年に、たとえば事業所税ができた、そういうようなことで、事業所税ができたけれども、これは税理士にはできないわけでございます、これは……。この事業所税の申告は、税理士としてはできないわけでございます。

ところが、それはだれがやるかというと、行政書士がやるわけです。これはいま申し上げますが、行政書士になるにはということで、行政書士になるには、税理士の資格を持ってるものは行政書士に全部なれる、というふうにはなってるんです。ところが、やっぱり手続の問題やなにかありまして、めんどうくさいし、行政書士会というのがありまして、そこに入会しなきゃならないわけです。そうすると、まあ月に二千円とか三千円とか会費を取られるわけでございます。そうなると、税理士ができなければ、それに任せなきゃならない。そうすると、その中小企業者で税理士に見てもらってるのが、税理士に頼めばただで――ただというのは、ついでにやってしまうわけです。私らも行政書士持ってますから、ついでにやっちゃって、一銭ももらわないです、お得意さんからですね。ところが、これは行政書士に行けば、単独な仕事ですから金取るわけですよ。

そうなると、これは行政書士の仕事を税理士ができるようにしておけば入会しなくてもできるということで、これは、弁護士も公認会計士も同じなんですが、入会しなくてもできるということになれば、ただで、あるいはまた安く、行政書士がやるよりも安く、その事業所税ができるとなれば、これは納税者が喜ぶわけです。これは社会保険労務士というのがありますが、この問題につきましても、社会保険労務士で、税理士業務に関係あるものは税理士がやってよろしい、これは一本入ってるわけです、これはもう改正前から。そうすると、社会保険労務士に頼むには、三千円なり五千円なり一万円なり払うわけです、毎月、労務士に。

ところが税理士でそれができる、と一項あるために、それは割愛して、その一万円なら一万円の顧問料でやってしまうということで、別にあえて、これは業務の拡大というだけじゃなくして、納税者の便宜のために、あるいは納税者が低廉な価格で仕事をやってもらえるために拡大するべきであり、また、したんだ、というふうに解釈してるわけでございます。そういうふうなことでやってるんですが、ただ、この改正法で一番問題点となったのがあるんです、確かに。それはまだ直さなきゃないと思っておりますが、これは何かというと、試験制度です。これは国税局の職員を二十年――従来ですね、二十年以上やれば、まあ、ほとんど無試験に近い、いわゆる九〇％の合格率のある試験制度で、国税局の職員だけが税理士になれる。じゃあ

一般はどうかというと、四万人たとえば毎年受けます。四万人ぐらい受けるんです。そうすると、四万人が受けて、じゃ幾人合格するか、二百五十人ぐらいが合格だということで、五%から六%の合格率だ。そうすると、試験を受けた税理士とそれから国の国税事務をやってた者との格差が出てくるんじゃないかということで、問題点は確かにあるわけでございます。

しかし、これもいままでその試験制度というのは、何といいますか、二十年だったんだけれども、二十三年間というふうに伸ばそう、それで、しかも管理職をやったものでなければだめだ、管理職を三年間やったものでなければだめだ、というふうに一応規制しておいて、いままで国税庁で試験委員を決めて、勝手にやってたんですが、今回は、この改正によりますと、大蔵省で民間の者を登用して、税理士試験審議会というのをつくりまして、それでやるということで、きわめて民主的になり今度は合格率が半分ぐらいになるだろう、五〇%ぐらいじゃないのか、と言われるような状況になってることは事実でございますが、まだまだ飽き足らないことは事実でございます。

全部を言うときりがないんですが、詰めてみると、これはいいだろう、これは確かにまだ悪いというのがあるわけですが、そういうのが税理士法の改正法案に盛られてるわけでございます。

そういう中で…（「もういいよ」と呼ぶ者あり）じゃ簡単に言います。そういう中で、いま共産党の竹ノ上さんが言った、一般消費税のために税理士法を改正したんだ、するんだ、とこういうふうに言われておりますが、これは全然無関係なことでございます。たとえば、きのう大蔵省の福田審議官というのが説明しておりましたね、国会で…。それはどういうことを言ったかというと、もしも一般消費税を導入したなら、政府でしたならば、人数が足りない場合には、税理士を使うというならば、税理士法をあえて改正しなくて、いまのままでも使えるんです。

それから、もしもちゃんと書かなきゃいけないというんなら、大臣の決める、国会を通じないいわゆる施行令ですね、こういうものでも決められるし、国会を通じてやるならば、一般消費税という税目をつくったときに、税理士ができる、というふうに書いておけば使えるんじゃないか、だからこの問題は全然一般消費税には関係ないんだ、ということで、税理士諸君もそれを理解してるわけでございます。そういうことでございます。だから、もう全然別の問題ですりかわっているんだ、ということは言える。

それから二番として、監督権の問題があるんですが、これは国は、司法と行政とあります。それで司法を扱ってるものについては、国の監督権、そういうものはないんです。これは人権の問題、違憲闘争までくるものでこれはないわけですが、少なくとも、行政を扱ってるもの、行政のものはすべて弁護士にしろ、あるいは弁護士法にしろ、医師法にしろ、すべてが監督権あるんです、国に。これはやむを得ないと思うんです。税理士諸賢も、国から独立して、何もやらないでやりたい、という気持ちは確かにあると思うんです。しかし、やっぱり行政を扱ってるものの一環としてやってる以上は、国の監督権があるのは当然だ、これがないとしたら無法政府になってしまう、ということでございます。

そういうことで、脱税相談という問題も、いまもうすでにあるんです、法律に。だけれども、いわゆる助言義務の規制で、脱税相談をしちゃいけないんだ、されてはいけないんだ、やってもいけないんだ、こういうふうにもありますが、これをいま警察で問題になっておりますが、犯罪を未然に防止するということで、その前に食いとめれば一番いいだろうというわけで、規則には一応載りますが、記録を出して全部やらなきゃならないという規則はつくらないわけでございます。そういうことでこの監督権の問題も当然あるべき監督はすべきである。そんな野放図なことをやって、かまわず税理士が何でもやってもいいというわけにはいかない。たとえば脱税団体になっちゃったりなにかしては大変なことになるということで、その監督権は、若干の監督権はやむを得ないというような考えの中から、またやることにおいて、税理士が公正妥当な税理士としての業務ができるんだ、またそういう立場にあるんだということが言えるんだろうということで、これは了解してるんだそうです。

それから献金の問題ですが、これは献金というのは確かによくないと思うんです。しかし選挙に出て、全然自分の金でやってる人は、まず珍しいんじゃないかと思うんですよ。党から献金されてみたり、金もらったり、そうすると党に反したら大変ですよね。お前はおれの言うこと聞かなかった、党の言うこと聞かないとだめだ、もうそれで、あとはもうこうやって、これはずしちまわなきゃならない。そういうことになるし、個人でもやっぱり献金を受けて、政治には金がかかるというのは、これはもうしようがない、そういうわけでとにかく献金はされるわけです。これは弁護士会でも――弁護士会はちょっと知らないんですが、医師会なんかは武見太郎さんがやってますが、やっぱり献金してますね。どこの行政書士でも何でも、みんなどこでも献金はするんです。これはかまわず献金て言ったって賄賂じゃなくて、選挙のときにやる――たまたま今回の問題は、問題がクローズアップされましたが、この献金の問題は、昭和三十三年からあるんです、税理士会では。やってるんです。選挙のたんびに出してるんです。何もいまさら始まったことじゃない。それで、じゃあ法律はどうだかと言いますと、この法律は、いま一番初めは昭和四十二年――四十二年に出てるんです、法律が。一応ですね。それで結局は、三回か四回の国会を通じ

て、参議院で継続審議、継続審議で最後に廃案になっちゃった。それがまた今度出てきたんですが、これは一般消費税が何だかんだと言われる前から、もう出ているものです。そういうわけで、一般消費税には全然――二度も言いますが、関係ないものだということで、やってるわけでございます。

それから国会も、もう本当なら通ってたわけです。それで、たまたま通るところが、松野さんの事件がありまして、五十四年六月十四日に議員をやめた。それで今度は臨時国会は解散、それで今度出た。これは当然なことだと思います。

以上のようなことで、何ら一般消費税――これは一般消費税は税理士会も反対してるようです。そういうわけで、一般消費税は関係ないし、その言われてることにおいて、一々反論をしたようですが、これにつきましては関係ないということで、私は、この法案に反対だということには、反対するわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　次に原案賛成者の発言を求めます。板垣正男君。

〔十五番議員登壇〕

○十五番（板垣正男君）　ただいま竹ノ上議員が提案いたしました議員提出議案第一二号、税理士法の改正に反対する決議に、ただいま反対意見を述べられた方も含めて、全員の皆様方の賛成が得られるよう、よくわかりやすく、賛成の立場での意見を述べますので、ひとつ御審議をいただきたいと思います。

竹ノ上議員も詳しく提案説明の中で触れておりますけれども、また、いま三浦議員も、税理士法の改正が一般消費税との関係がない、というようなことで説明されておりましたけれども、これは一般消費税の制定の露払い的な役割りを果たすと同時に、納税者の人権にもかかわる問題だ、ということが指摘されてるわけでございます。学者の方の説明を引用いたしますと、税理士制度のあり方というのは、納税者の人権が擁護されるか、さらに日本の税務行政や税制等が民主化、合理化されるかどうかに重要な影響を与えるものだ、今回の改政案というのは、非常に悪い方向に行こうとする内容だ、こういうことを言っているわけであります。そういう意見におきまして、一般消費税問題に劣らないような重要な問題を持っているし、全国民的な規模の影響を与える問題だ、こういうふうに言ってるわけであります。

しかも、今回の改正案というのは、税理士の三万余の人たちが下からの討論によってつくり上げてまいりました、日本税理士連合会の基本要綱というのが、昭和四十七年六月にできたそうでありますが、この基本要綱の方向には、全く反する内容だ、こういうことも指摘されてるわけであります。でありますから、税理士連合会の執行部とは相反して、三万余の一般税理士会の

会員の皆さん方がたくさん反対する、こういう現象もあらわれてくるのも全く道理がある、こういうことになるわけであります。

先ほど三浦議員が、政治献金の問題で、当然であるかのような発言がありましたけれども、その点で一つ触れておきたいと思います。

参議院における二院クラブの市川房枝参議院議員がおりますが、この人が二月の二十二日に最高検察庁で検事総長に会って共産党の佐藤昭夫参議院議員、正森成二衆議院議員と一緒に行ったわけです。そしていま東京地検で、賄賂性のあるこの政治献金の問題を捜査中でありますけれども、東京地検でこの捜査を迅速、厳正に行うそういう申し入れを行ったのであります。

そういたしますと、東京地検の検事正は、一般に考えられているよりは、多くの人員を使って捜査をしている、こういう答弁を行ったということであります。ちなみに、この新聞を御紹介いたしますと、全国商工新聞という、業者の中で広く読まれている新聞でございます。（笑声）そして、こうしたことを述べてる中で、市川参議院議員は、こういう質問に答えております。日税連の献金問題では、国会議員の金権体質が、自民党だけでなく、革新を名のっていた社会党にまで及んでいますね、こういう問いには、「法案の内容から言って、社会党は当然反対すべきものですが、衆議院では賛成しました。なぜ賛成したのかわかりません。団体からの政治献金は、実質的には賄賂なのですから、私はこの際、医師会、薬剤師会の献金もはっきりさせればよいと思っています」こう言ってるんですね。「ところが自民党と民社党は、大企業からはっきりもらうと言っており、社会党はもらわないと声明してはいるが、別の形で受け取っている。公明党はわかりません。はっきり受け取らないと言っているのは、共産党だけです」こういうふうに言ってるわけでありますけれども、新聞の伝えるところによりますと、これを裏付けるようなことなどが明らかにされておるわけでありますが、日税連内部の献金リストの一覧表というのが明らかにされております。赤旗の日曜版の昨年十二月十六日付の日曜版に、このリストが明らかにされて、全国的に大きな衝撃を与えたものですが、これにはランクづけがなされて、それぞれ献金がされてる、こういう内容になっておりますね。その内容が特級、A級、それからB級、B′級、C級とこういうふうにランクが分かれておりまして、たとえば特級には、自民党の小渕恵三、山下元利、あるいは山中貞則、こういう人たちが並ばれております。社会党では、A級の平林　剛、山田耻目、それから武藤山治、（発言する者多し）公明党では、B級で坂口　力、――もっとも公明党は金をお断りして返している、こういうことを言っているそうであります。（「関係ないじゃないか」と呼ぶ者あり）それから民社党では、B級で春日一幸、竹本孫一、無所

属では、B級で大原一三、C級で西岡武夫、こういう人たちがそれぞれ献金を受けているということが、この日税連内部の献金ですら明らかにされている、こういうことを言っているんです。これらの人たちがそれぞれ大蔵委員会――衆議院の大蔵委員会あるいは参議院の大蔵委員会等に所属している、こういうこともはっきりしているわけであります。また捜査の問題についても、つい先日国会でもこの問題で質問が行われておりますが、共産党の渡辺議員が質問を行っておりますが、贈賄の側のかぎを握ると言われている山本会長が行方不明・・・（発言する者多し）四元専務理事あるいは加茂　武税政連会長の両氏が入院している、こういうことに触れまして、「捜査状況はどうなっているのか、臨床尋問など徹底した聴取をすべきだ」、こういうふうに質問を行った際に、捜査当局は、「病状照会を行うなど、病状を勘案しながら適切な処置をとる」、こういうふうに説明を行っております。現在、検察庁で捜査を行っているということなども国会答弁から見ると明らかでありますから、賄賂性というようなことなども一層疑惑は深まっている、こういう問題でもあります。したがって、本市議会がこの税理士法の改正で反対の意思をはっきりと表明する、このことが日本の納税者の今後の権利を守るというふうにも通ずるものでありますから、ぜひ各議員の御賛成をいただきたいことをお願いしまして、私の賛成意見にいたします。（発言する者多し）

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって討論を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（滝瀬敏朗君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第一二号、税理士法の改正に反対する決議の件は、否決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時四十六分散会

四月一日　火曜日　（第十一日）

昭和五十五年
第一回定例会

日野市議会会議録

第十一号

四月一日　火曜日　（第十一日）

出席議員（二十六名）

一番	黒川重憲君	十七番	石坂勝雄君
二番	市川芳太郎君	十八番	滝瀬敏朗君
三番	秦正一君	十九番	林重義君
四番	飯山茂君	二十番	市川資信君
五番	川嶋博君	二十一番	島村孝志君
六番	中山基昭君	二十二番	大越久雄君
七番	大柄保君	二十三番	一ノ瀬隆君
八番	田中鯛一君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十三番	鈴木美奈子君	二十八番	佐々木昭雄君
十五番	板垣正男君	二十九番	正国務君
十六番	奥住芳雄君	三十番	三浦重春君

欠席議員（四名）

九番	藤林理一郎君	十四番	橘祐子君
十二番	本間久君	二十六番	杉山寅三郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	伊藤正吉	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　川久保友子君

議事日程

建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	前川恒雄	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君

書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君

昭和五十五年四月一日（火）
午前十時開議

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十一名であります。

一般質問を行います。

一の一、狂乱物価、狂乱土地に対しての市の施策についての通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔十番議員登壇〕

○十番（谷　長一君）　狂乱物価、狂乱土地に対しての市の施策について質問をさせていただきます。十番の谷　長一でございます。

狂乱物価につきましては、五十四年度の六月の十二日、経済閣僚会議においての発表もございましたように、非常に、五十四年度は卸売物価が高騰してまいったわけでございます。これはどうしてかといいますと、低開発国から産出される原油が最も大きな要因であるということが言えます。

この原因につきましては、一九五〇年初めにおきましては、一バーレル一・八ドルぐらいで、水同様にしてわが国へ入ってきたのでございますが、これはとりもなおさず、低開発国が先進国に搾取されておったということが言えるのではないかと思うのです。しかし、この搾取の時代も、時代の変遷とともに、また資源の枯渇とともにこれを許さず、これと相まって、あと一つ最も大きく前進したというのが低開発国民の自覚と、それから、このような状態でわれわれが先進国に搾取されていってよいのであろうか、という認識等が両々相まって、現在のような深刻な問題になったということが言えるのではないかと私は考えております。最初、後進国の言うことを、先進国は、何を言うんだというような形で、非常にばかにして振り向きもせずに、この問題を軽視して諸要求を拒否してきた。また労働者は、牛馬のごとくにむち打たれ酷使されて、地球より重いと言われた多くの人命は、野末の露と消え果てたということを、雑誌等を見ますと多く書かれておりました。

しかし、彼らにもよい時代と申しますか、好時代は到来したわけでございます。いままでの酷使、酷使、搾取に甘んじていられない。これは四十八年度の石油ショック以来、石油輸出国機構は、内外ともに結束しまして事に当たりまして、世界を狂乱の渦中に陥れたのでございます。四十八年の石油ショック以来、後進国としては、人類発展のために、これは当然の奮起であり、世界に歴史的改革をもたらした一大躍進ではないかと私は考え、日本のこの石油づけの中の高度の文明、高度の成長――この中において、人類というものはいかに大きく石油に依存しておったか、ということがいまさらのように新しく感じられるわけでございます。

先ほども申しましたように、五十四年六月の日銀発表の卸売物価の上昇というのは、どういうところにあるかというのを見

ますと、物価の急騰は、ＯＰＥＣの原油の価格の引き上げにある、ということを指摘しているわけでございます。原油が上がれば、当然ガソリンとか軽油、重油、それから石油製品の価格というのは、上昇するのはあたりまえでございます。さらにナフサ――粗製ガソリンですね、これを使って生産しておりますプラスチック製品、それから、これを原料としている化学製品の価格の値上げというものは、もう避けられるはずがないわけでございます。これらが卸売物価の上昇の最も大きな原因というんですか、要因になっていると言っても私は差し支えないのではないかと考えております。五十四年度の原油を、平均の入着価格等を見ますと、これは国が発表しておるのを見ますと、二十三ドルというふうに言われておるわけです。五十五年度は、今度はどのくらいか、その算定基準を三十ドルにしましても石油使用量と値上がりというのを見ますと、非常に大きな額になるわけでございます。その上げ幅が、これは卸売物価に響いてくるということは、もう言わなくてもわかるとおりであります。そうしますと、その価格が一体どのくらい響いてくるのかということですね。単刀直入で言いますと、原油の上げ幅によって生じる価格というのが、百億ドルと言われておるんですね。百億ドルといいますと、日本の一ヵ月の輸入量にも相当する額でございます。そういうような大きな価格が、卸売物価にしわ寄せになってくる。それについては、もちろん企業も企業努力によってこれを吸収しなければならない。これは、われわれ国民にとりましても、非常に大きな課題ではないかと考えております。企業努力というのは、より一層行われなければならないというふうに私は考えます。

五十四年の六月の十二日に発表された日銀の発表と、さらに五十五年の二月の十二日、これは市長の施政方針を見ましてもわかるように、それらを見ますと、これらが参考になっておるのではないかと思います。そういうのを見ますと、卸売物価指数は二八％も異常上昇を示した。四十八年のオイルショック以来だ、というふうに言われております。これは、本当に大変なことです。卸売物価が上昇しますれば、必ずこれが消費者物価にはね返る。これは何と申しましても、われわれの生活が直接に圧迫される一つの要因になるのでございます。それにさらに加えて、現在は、三月二十八日ですか、円の為替レートを見ますと二百五十円というふうに言われて出ております。そうしますと、いままでは価格差益が出たんですけれども、今度は損になるわけです。そうしますと、これがまた円安が、円が上がったり下がったりする、ランク化するということは、とにかくエレベーターのように、上がったり下がったりする。それが直接国民の生活に影響をし、浮き沈みを激しくして、生活不安に陥れる一つの原因にもなる、というふうに私は思います。

そこで、いま外資の日本の準備高というのは、一体どのくらいあるかということを考えてみますと、昭和五十四年の一月の発表では、三百三十一億ドル、五十五年の一月には二百七億ドル、何日か前の新聞を見ますと、これが二百億ドルというふうになっておるわけです。そうしますと、先ほど申しましたように、輸入は一ヵ月に約百億ドルぐらいですから、外貨の準備率というのは、二ヵ月ぐらいの輸入量に相当する額きりないわけなんです。それで、国は、五十五年度は一体どのくらい今度は貿易収支が赤字になるかということになりますと、約九十一億ドルぐらいは赤字になるんじゃないかということを発表しております。しかし、民間の機関である都市銀行等の推計によりますと、百数十億ドルになるのではないかというような大きな相違を見せているわけであります。そうしますと、国内はますますインフレというのが強くなるわけです。どうしてかといいますと、国においてもインフレ政策というのをとっているんじゃないかと私は考えます。そうしますと円は安くなる。とにかく、いま一ドル二百五十円ですから円安です。そうすると卸売物価というのは、原料を輸入に頼っておる関係上、また今度は押し上げられてしまう。そういうときには、今度は円が安くなると、また日銀が介入してドルをやる。そうすると、今度はドルを売れば、今度はまたドルが減ってしまうわけですね。そうしますと、今度は外貨をためようとするために、蓄積するために、今度は国内の需要を抑えてしまう。国内の需要を抑えたり、さらには、この間行われました公定歩合の引き上げ、それで結局、何とかして円安の防止、国際収支の改善を図ろう、好転を図ろう、というのが国の施策ではないかと思うんです。しかし、その結果、何があらわれるかといいますと、また黒字になれば黒字になったと言って騒がれるのが日本じゃないかと思うわけです。そうしますと、いつにおいてもしわ寄せというのは国民にくるわけですね、国民に……。どうしてかというと、結局、政策そのものがインフレ政策をとれば、もう金は価値がなくなるのに決まっているわけです、そんなことは……。それですから、もうすべてが国民にしわ寄せがくるというふうに私は考えておるんです。しかし、その反面、また国民も、何といいますか、インフレの先取りということを、一部では考えている人もいると思うんです。

それで、そういうことをいろいろ総合して考えますと、消費者物価というのは、依然として高騰を続けるのではないか、というふうに考えております。それで前年度と、この間、三月二十八日に発表されました卸売物価の指数というのを見ますと、前年度の月に比較しまして七・二％。それで、昭和五十四年の六月の十二日に経済閣僚会議において発表されたときの予想というのを見ますと、二一％ぐらいは上がってしまうんじゃないか、ということを言っているわけです、これは年間。そうしますと、ある程度の、国や何かにおいても予測がなされたのでは

ないかと思うのです。そういうのを考えてみますと、非常に政策そのものが、まことにお粗末な政策と言っても過言ではないと思うんです。しかし、これもやはりわかっておってもできない、というのが人間のやることでありまして、どうにもならないと言えばそれまでございます。

それから今度は、狂乱土地、いわゆる狂乱地価ですね、これに目を向けますと、土地となるとさらに狂乱ぶりということが言えるのではないかと思うんです。

市長の施政方針にもあったように、五十四年度の地価の動向は、五十五年一月三十一日の国土庁の発表によりますと、一八・二%というふうに発表されているわけです。これは前年に比較しまして、上昇率は二倍に上がるわけでございます。昭和四十八年の土地ブームによる狂乱地価の、狂乱土地を思い出させるような大きな高騰ぶりを示しておるわけでございます。その要因というのは、一体どこにあるだろうかということを考えてみると、やはりこれも宅地政策の貧困さからくる宅地供給不足の慢性化、ということが私は言えると思います。

これを幾つか拾ってみますと、地価の大幅の値上がり傾向というのは、一つとしては、需要が多く、供給が不足している。こういうことであれば当然地価が上がるというのはあたりまえです。また土地を持っている人の考え方も、またいろいろ問題があると思うんですね。そうしますと、土地は持っていれば必ず上がるものだ、下がる傾向はたどらない、というふうな神話的な考えを持っている方が私は多いのではないかと思うんです。そういうのも土地高騰の起因になっている。それから土地の供給を阻害している買い急ぎ、その実態、それから需要増という悪い循環、それから地価が必ずこういうふうに毎年、毎年上がっていくわけです。それから今度は住宅金融公庫の融資戸数の増加ですね。それとローンを掛けたりする。そのローンというのが金利が低い。そういう国の住宅政策の強化によるのも一因であろうと思います。それから公共用地取得のために、異常なまでに近い買収価格を公共団体が出して買収をする、これがやはり要因の一つである。さらには都市計画の基盤整備に伴う保留地の処分。幸い日野市においては、市長が必要と認めれば抽せんで行うこともできるというふうになって、一歩前進したわけでございます。それと、私がさっき一部申しましたように、もうこれからもインフレになっていってしまうんだ、インフレ傾向をたどるんだということで、国民がインフレの先取りをやっちゃうわけですね。そうすれば給料は上がっていくんだということになれば、もう当然高くてもいい。いわゆる住宅ローン――二、三日前に新聞に出た、生保から結局お金を出して、銀行がこれを借りて保障会社等を通じて貸し付けを受ける、というのを見ますと、八・六%ぐらいですか、そうしますと非常に金利が低い。それで二千万円借りても、一月に九万円前後ぐら

い払えば、二十五年償還はできる。それで、六月と十二月に二十三万円ずつ払えば、これが償還できちゃうわけですね。そういうような政策――いろいろなものが土地を狂乱にしているという要因じゃないかと私は考えております。

そこで、近ごろの物価とか土地とか異常に急騰してきた、もう狂って上がったと言っても私は過言でないと思うんです。そういうのを、国民はよく知っていると思うんです。これは考えてみますと、すべて石油にあるというけれども、石油もそうですけれども、これは、その要因というのは税金等にもあると思うんです。固定資産等を見ますと、ことしもあれは八・六%ですか、予算の審議が行われたときにそういうふうに記憶しているんですけれども、そうしますと、はね返りというのは、やはり八・六%ということは、土地は三年、三年に、こういうふうに評価がえがありますから、三年目で評価がえですから、そのたびに上がると大変な価格になるわけですね。そうすると、あらゆる角度から見ますと、本当に多角的な面からの狂乱物価であり、狂乱土地である、ということが私は言われるのではないかと思うのです。

さらにことしは、公共料金の値上げ、これがまた非常にわれわれ国民生活に直接影響を及ぼすところは非常に大きいと私は考えてます。

そこで大ざっぱに私が見ますと、一年間に公共料金だけでもどのくらい上がるのかということになりますと、これは私の試算ですからわかりませんけれども、標準世帯として十五、六万円は確実に上がります。それで、とにかく電気、ガス、これは四月一日から、たばこももう議会を通りました。そうしますと郵便料金とか消費者米価から麦、もう航空運賃、それから国鉄、ビール、ウイスキー、もうすべて、上がらないものは何にもないわけですね。全部上がっちゃうわけですよ。そうしますと、全くこれが直接国民にみんな影響しちゃう。また春闘も総評、それから同盟は八%ですか、そのくらいの要求をしていると思うんです。そうしますと、結局物価が上がるのが先で、要求が下回っちゃうわけですよ。日野市の自治労は幾らしているかわからないです。そうしますと、やったってみんなイタチごっこだ。物価は先に上がっちゃうわけですよ。結局、そこいらを日野市の予算等を見ますと、需用費が恐らく大きな打撃をこうむるというふうに私は見るんです。特に直接的に、四月一日から始まるのが、いま申し上げましたように電気、ガス、こういうものの光熱費、これは大変なことだと思うんです。そうしますと、需用費にしましても、昨年より一〇・六%きり余分に予算に組んでいないわけです。もう不足になることはわかりきっているんです。人件費だって、これはまたあれでしょ。この間、予算審議のときにどなたかが問題にしました四・九カ月ですか、条例では五・二カ月と言っておったことです。そういうことも

やはり考えてみますと、条例では五・二になっているのをどうして四・九で組んだかという非常に不可解なところもあるわけです。これはいろいろ東京都、自治省の方のいろいろな刺激等もあったんじゃないかと私は考えておって、仕方がないと言えば仕方がないかもわかりませんけれども、やはり条例に定めておるものは条例どおりというふうにするのが最も適切な措置ではないか、と私は思うのでございます。

以上のような観点に立ちまして、狂乱物価、狂乱土地に対して、質問のときの質問の要旨ですか、五十四年度の春への物価の上昇に伴って、市長もこのことをよくお考えになりまして、五十五年度の施策、それから予算、そのような面におきましてどのように狂乱物価、狂乱土地というのが予算面の中に浮き出されているか。

それと、それ以外にもいろいろ考えていらっしゃることがあると思います。それで、具体例を挙げまして、ひとつ簡明に答弁を願いたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　いわゆる狂乱物価、あるいは狂乱土地に対する、値上がりに対する対応策として、五十五年度予算はどうあるかという御質問というふうに受けとめましてお答え申し上げます。

先ほどの質問の中でも、議員さんが触れられておりますように、確かに需用費というものが影響を受ける要因としては大きなものがあるはずでございます。

ちなみに電気、ガス、水道料、それだけ全部を合わせますと、五十五年度予算の中で六億九千数百万円の数字に現在なっております。それらが現在は予算編成時点におきまして、われわれが把握しましたのは、前年対比六・六％という数字を把握しております。それをもとに起算して五十五年度予算はつくられておるわけでございますが、その後、電気、ガスの上げ幅がそれらの予想を上回る数字になっていることは事実でございます。これは、昨年十二月の補正予算のときにも申し上げましたが、いわゆる緊急的な要素の多い経済変動の中で、それに対応するためには、財政措置としては基金制度を活用するほかはないんですと、そのように申し上げておきました。

わが市の財政の中には、基金が数点用意してございます。今後の経済状況の狂乱的な様相の中では、それらを活用して対応していく考えであります。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ことしの経済的な背景というのは、いま谷議員御指摘をされたとおりだと、私も同感でございます。非常にインフレ的傾向が必至である、このように見なければなりません。

そこで市民生活をいかに守り、また一方に自治体経営をどう運営をしていくかということになりますと、また非常に深刻なものがあると思います。特に市民生活を守るために、われわれのなし得る経済政策といいましょうか、そういうものは、きわめて力としては不十分であります。やはり市民も自覚していただく。そうして石油に依存する――いままでの、消費は美徳であるとか、使い捨ての賛美される、そういう時代はまさに終えんをしたというふうに、基本的には心がけるべきではなかろうか、このように思いまして、実は、きょうの広報の「まちをつくる」欄でそのようなことを市民に訴えをいたしております。「新生活運動の提唱」という、そういう考え方を訴えておるわけであります。そういう観点におきまして、日野市の関係する組織をまとめまして、そういった一つの新生活運動の本部というふうな、そういう指導体制をつくったらどうだろうかと思って、これからそのことの検討をする予定でおります。

その中で述べておりますのは、なるべく自然にかなう生活といいましょうか、例で言いますならば、野菜は季節野菜を食べて、そうして石油依存の経費の高い野菜は余り使わないようにすることが、やはり生産者に一つの刺激を与えることになるだろうと思います。太陽熱利用などのソーラーシステムの指導、奨励でありますとか、一連の一つの健康運動のような形で、ある程度やはり節約ムードをつくって抵抗する以外にない、このようにも思うわけであります。

市といたしましては、もちろん光熱水費でありますとか、そういうものの節約に徹するということもありますが、しかし、インフレ物価の高騰ということは、これはもう必然的に来ることでありますからして、なるべくむだのないように、先手、先手を打って、そうして対応することが必要である。つまり先見性というものを庁内にも持つように激励をしておるといいましょうか、そのようなことを話しておるところでございます。

土地価格のことにつきましては、これまたお説のとおりでありまして、少なくとも今後行う区画整理事業等の保留地処分につきましては、土地価格の高値をより公共的な分譲でそういうことにならないように、一定の価格を決めてそうして公募抽せんというふうな方法がよかろうということで今回はもうすでに提案をしたところであります。

それから、谷議員さんの質問のあらかじめの質問事項にもございました、日野市が一方に持っております土地開発公社の土地など、市民に分譲できるというふうな御意見もあるようでございますが、これはちょっと、いまの日野市の開発公社の定款の上では、公共用地に使う以外は認められておりませんので、定款を幾らか改めまして、多少土地政策を行うことのできるような、そういう仕組みもやりたいということを指示いたしております。積極的に土地を買い集めてどうこうじゃ無論ございま

せんが、公共用地を先行取得する際に、なるべく予見性を持ちまして適切に用地取得をしますとともに、もし、それらが用に向かないときには、市民に分譲できるような、そういう仕組みが必要ではないかというふうには感じております。そういうことで、いま日野市内で公拡法でありますとか、宅地規制法にひっかかってまいりますかなり広い土地につきましては、なるべく東京都にあっせんをするとか、あるいは新都市建設公社に買ってもらっておくとか、あるいは最小限に土地開発公社で道路用地、あるいは将来の代替地に成り立つようなものは取得をしていこう、このような姿勢で臨んでおります。これらが市民に対する土地政策にはなりませんが、公共団体としての土地政策にはそういう予見性が必要であるということを特に考えて取り組んでおるところでございます。

大まかに、以上のようにお答えをさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　谷　長一君。

○十番（谷　長一君）　日野市の予算を編成するときには、前年度に対比して六・六％ということでやり、財政基金制度等も十分に活用して、五十五年度の予算の運用を図ってもらいたいということです。

それから、市長はむだのないようなことをやって、それとあと一つは、先見性を持つように職員を指導するというふうなことを申されました。

それから土地開発公社の定款を改正して、さらに公社の前進を図るということですね。

それから公共用地の取得に関しては予見性を持って大いにこれからも公共用地の取得には努めたい、ということでございますので、大いに、その点をよく認識されまして、市民の暮らしと命を守るという森田市長ですから、ひとつ、五十五年度はよろしく市民の期待にこたえるよう市政を担当してもらうことをお願いいたしまして終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって一の一、狂乱物価、狂乱土地に対しての市の施策に関する質問を終わります。（「休憩」「続行」と呼ぶ者あり）

次に二の一、高速道路下の価値的な利用を進めよについての通告質問者、黒川重憲君の質問を許します。

〔一番議員登壇〕

○一番（黒川重憲君）　四月に一般質問をするのは初めての経験でございます。気が抜けたビールのような感じがするわけではないんですが、さらりと質問をしたいと思います。しかし、答弁は温情あふれる答弁を理事者に期待をいたしております。

高速道路下の価値的な利用を進めよという題で質問をさせていただきます。

近年とみに児童館、あるいはまた図書館、それから地区センター等のもろもろの公共施設が特に要望をされております。ますます市民の要望は増大の一途をたどっているわけでございます。その中で、高架下の占用物件は次に掲げるものに限るものとする。その中に三点ほどございます。「駐車場、公園、緑地等、都心地内の交通事情、土地利用等から必要と認められるもの」、「警察、消防、水防等のための公共的施設」、三点目に「倉庫、事務所、店舗、その他これらに類するもの」、こういう三点にわたっての条件が付せられているわけでございますが、先ほど申しましたとおり、地区センター等、あるいはまた児童館、図書館等のこういう建物がここに建てられるものかどうか。あるいは市としてここに市民要望にこたえるために、この土地を利用して、空間を利用して建てていく意思があるかどうか、三点目にお尋ねをしたいと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　おっしゃるとおり、学童クラブだとか、あるいは子供の遊び場とか、市民からのいろいろな公共施設の要望が多くあるわけでございます。これらの要望の大きなネックになっておりますのが、おっしゃるとおり土地の問題等ともなっておるわけでございます。

そこで質問の要旨は、高速道路下のこれらの敷地をこれらの公共施設に使えないかということでございます。それで、現状、道路公団の方から日野市で借りておりますのは八千四百九十五という趣旨のもとに許可基準が寄せられているわけでございます。その中で、高架下の占用物件は次に掲げるものに限るものとする。その中に三点ほどございます。「駐車場、公園、緑地等、都心地内の交通事情、土地利用等から必要と認められるもの」、「警察、消防、水防等のための公共的施設」、三点目に「倉庫、事務所、店舗、その他これらに類するもの」、こういう三点にわたっての条件が付せられているわけでございますが、先ほど申しましたとおり、地区センター等、あるいはまた児童館、図書館等のこういう建物がここに建てられるものかどうか。あるいは市としてここに市民要望にこたえるために、この土地を利用して、空間を利用して建てていく意思があるかどうか、三点目にお尋ねをしたいと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　おっしゃるとおり、学童クラブだとか、あるいは子供の遊び場とか、市民からのいろいろな公共施設の要望が多くあるわけでございます。これらの要望の大きなネックになっておりますのが、おっしゃるとおり土地の問題等ともなっておるわけでございます。

そこで質問の要旨は、高速道路下のこれらの敷地をこれらの公共施設に使えないかということでございます。それで、現状、道路公団の方から日野市で借りておりますのは八千四百九十五

平米ばかり借りておるわけでございます。一点は庁用車の駐車場というふうなことで借りておるわけでございます。それからあと四件ほどでございますけれども、日野駅の近くの児童公園――日野高架下でございます。それから新町に一ヵ所、それから庁用車の駐車場の、要するに東西、あの付近に三ヵ所というふうなことで、庁用車以外の高架下の利用というのは児童公園というふうな形での利用の状態でございます。

それで、この窓口になっておりますのが総務部の庶務課でございます。それで道路公団の方の考えとしまして、いろいろと折衝しておるわけでございますけれども、おっしゃるとおり建設省の通達が、昭和四十年八月二十五日に出ておるわけでございます。この中で、かいつまんで申し上げますと、都内等の非常に人口の密集し、公共用地の取得というものが非常に困難なところに対しましてはそれなりの協力体制があるようでございますけれども、日野市等のような、都内と比べまして、まだ用地の取得が多少なりともゆとりがあるというふうなところについては、公団の姿勢というものは、極力高架下の利用を抑制していく、こういうふうな基本的な考えのようでございます。

それから建物――構築物を高架下に建てるということについては不可能である、こういうふうな状態のような指導方針でございます。日野市の中における児童遊園の中においては、遊具だとかいろいろな物を多少設置しておるわけでございますけれども、これらについては、高架下の管理において、要するに支障のない範囲内において遊具等が許可されている、こういうふうな状態でございます。それで児童遊園等は子供たちの利用ということで従前とかわりなく利用しておるわけでございますけれども、庁用車のこの利用については、旧庁舎時代はもっぱら利用されておったわけでございますけれども、五十二年、こちらの新庁舎に移ってきましてからは、非常に利用度が低下しておるわけでございます。これについては、もっと活用していきたいというふうなことで、いろいろなことを考えていきたい、あるいは折衝していきたいというふうに考えておるわけでございます。それで学童クラブだとか、そういう市民の施設についての利用というのは、非常に、公団と折衝をしても極力抑制する、という姿勢でございますので、非常にむずかしいんではないか、こう考えておるわけでございますけれども、まだ折衝をしたことはございませんので、やはり折衝はしてみたいと考えておるわけでございますけれども、いままでの例からいきますと、非常に消火だとか、あるいは高速道路の管理上に支障が出るような建物等については、なかなか許可しないというふうな姿勢のようでございますので、非常にむずかしいではないだろうか、このように考えておるわけでございますけれども、さっきも申し上げましたように、具体的にこういうものをどうだ、というふうなことで折衝しておるわけじゃございませんので、新しいケースの問題として折衝していきたい、そういう考え方を持っているわけでございます。大体、以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　私は、これで質問をいまやめるつもりでいたんですが、答弁が何かちょっと食い違っているようなので再質問させていただきたいんですが、かつて私は、この本会議の席上で、文教委員会に請願が出てまいりまして、その請願の内容は図書館をつくってくれ、こういうことでした。その趣旨は、市内に図書館をつくる予定は今後あるけれども、何年先になるかわからない。いわゆる土地の確保がめどがつかないんだ。しからば中央高速道路の下の空間を利用できないか、こういうことで本会議の席上で質問をしたことがございました。

そのときに、たしか前の企画財政部長だったでしょうか、使用目的がはっきりしていればそれはＯＫだ、こういう答弁をたしかいただいたように記憶をしております。いまの答弁ですと、ちょっとむずかしいんだ、こういうことでございますが、先ほど許可基準の中に入っている三点の中で、あるいは児童館、あるいはまた図書館だとか地区センター等だとか、こういったものは公団に折衝すれば建てられるだろう、と私は考えているわけですが、その辺について再質問したいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　現在までの、庶務課が折衝した過程の中では、いままでの過程というのは、つい最近ではございませんけれども、高速道路下に、要するに子供の遊び場をつくる、あるいは、いま現在の庁用車の要するに駐車場の跡が利用度が低下しております。それをどういう形で利用していくか、というふうなこと等で折衝した中では、建築物、要するに構築物等については、全く不可能ということじゃございませんけれども、非常にむずかしいというふうな交渉過程を通ってきておりますので、さっき申し上げましたように、私は全く不可能と言っているわけじゃございません。なかなかむずかしいんではないか、こう考えております。

ただ具体的に学童クラブというふうなことで、要するに折衝したことがございませんので、それらを踏まえて折衝していきたい。できたら実現させていきたい。そういう考え方でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　私は学童クラブなんて一言も言ってないんですけれども、部長はさっきから学童クラブ、学童クラブと言ってますので…、学童クラブでも何でも結構です。とにかく市民が要求しているものを空間を利用して今後できないか、こういう趣旨でございますので、いわゆる使用目的がはっきりしておるもの、条例のこの次に掲げるものに限るものと

するの中の、さっき読み上げました第三項に、倉庫、事務所、店舗、その他これらに類するものはＯＫだ、こういうふうに書いてあるわけですので、交渉過程で云々という話がございましたけれども、はっきりとしたこういう使用目的を持って公団に折衝すれば必ずＯＫされるんではないか、私はかように考えているわけですが、市長が手を挙げているようですので、市長の答弁を聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今日、土地事情の大変むずかしい中で、日野市内に高速道路の高架下という、われわれから考えれば公共空間があるわけであります。前に、旧庁舎と近かったという関係で、駐車場にあの場所を借りた経過はあるわけでありますが、なるべく職員にもあそこで駐車するようには一時話したわけですが、ちょっと遠いものですから、余り利用されません。そこで、いまの御提案を機会に、もう一遍、どういう利用が一番可能であり、かつ好ましいかというふうなことを考え直してみまして、いま言われたような市民施設ができるとすれば、極力活用していきたい、このように考えるわけであります。

　万願寺方面で日野用水が高架下をつくる部分がありまして、あそこがネックになって浸水地帯もできる。また将来根川が上流まで改修が進みましても、あそこが非常に大きなネックになりますので、建設部の方で折衝をいたしまして、あの高架下の一部を水路として使わせてもらう、という交渉は認められたようであります――認められたですね。（「はい」と呼ぶ者あり）認められております。そういう意味で、日野市内の大切な空間でもありますから極力利用、活用をお願いをするように、これから交渉を進めるということで、お答えにさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　以上で終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって二の一、高速道路下の価値的な利用を進めよに関する質問を終わります。

　次に二の二、災害防止及び緑化対策に竹林の造成はいかんについての通告質問者、黒川重憲君の質問を許します。

○一番（黒川重憲君）　災害防止及び緑化対策に竹林の造成はいかん、こういう題で質問をさせていただきたいと思います。

　すくすくと伸びる若竹、年じゅうすがすがしい緑の葉っぱ、昔から多摩地区にはこの竹林が至るところに見られたと私も伺っております。しかし、現在非常に少なくなってまいってきておりますが、防災、緑化の面からもいま一度竹の存在を見直してはどうか、こういう観点からこの質問を取り上げた次第でございます。

　御承知のとおり、竹は大気の汚染、山崩れや堤防の決壊、地震、騒音などに対して非常に強い防止の機能を持っております。竹は葉がわりのときに入れかわりに若葉を出すので、大気汚染に非常に強く、また土中における地下茎のネットのような広がりと、地上の多数の竹との連帯協同力で山崩れや堤防の決壊、さらに地震のときの安全な逃げ場にもなります。また切り取りや盛り土の表土の流出を抑えるには、ササが芝以上に適しておる、こういう大きな利点を持っているわけでございます。

　まず第一点目は、災害防止という題で質問させていただきますが、古くは、昭和四十七年九月、台風で愛媛県等で莫大な被害を受けました。このときには山崩れ、あるいは人家の崩壊等の大きな被害があったわけでございますが、竹林のある所では非常に被害が少なかったという報告が出ております。また長崎県浦崎地方の地すべり、あるいは近畿・中国地方を襲った大型台風の河川の堤防決壊等の被害でも竹林の効用が大きく認められております。最近では、傾斜地や山地を削って家を建てたり、道をつくる場合が非常にふえてまいりました。そののり面は土が裸となって山崩れが非常に起きやすくなってきております。普通、芝を張りつけますが、芝では根が浅いので、土が崩れやすくなってきている。そこでササの植えつけをまず勧めてみたいと思います。

　ササは地表から一メートルぐらいの深さまで根を伸ばして、そして地上のササとの協同力で力強い土どめの働きをいたしますす。ササで美観を出すには刈り込むとよいそうでございますが、このよい例は東京の後楽園におけるオカメザサの刈り込みがあるそうでございます。これが、まず第一点の質問でございます。

　第二点目は、老人の生きがいへの竹の利用ということで質問をしたいと思います。

　神奈川県の箱根町で老人に生きがいをということで竹細工づくりを福祉事業に活用されておるそうでございます。これを指導しておるのが神奈川県工芸指導所の綿貫技師という方でございますが、昭和五十三年の六月から竹細工の講習を行っております。扇子、すだれ、あるいはかご、竹のはし、生け花の容器だとか釣りざお、あるいはおもちゃ、照明器具等のいろいろな竹製品をつくって、そして老人の生きがいへの利用、こういうことで行って非常に好評を博しておる、こういうことでございますが、日野市でも老人の生きがいへこういう竹の製品をつくる、こういうことはいかがか、こういう質問が二点目の質問でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　第一点目の災害防止及び災害防止の関連につきましてお答え申し上げます。

　すでに御高説のとおり、防災上の竹林につきましては、証明されているところでございます。現に浅川の上流につきまして

は、まだいまだに竹林で堤防決壊を防止されているような事例もございます。そういう意味で日野市内の多摩川、浅川につきましては、擁壁等の補整が施工されておりますので、特に山崩れに対しまして、一応、山崩れの危険個所にあるところにつきましては、土地所有者に対しまして、竹の特性を踏まえて、機会あるごとに地主に訴えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　二点目につきましてお答え申し上げます。

黒川議員がおっしゃられたとおり、箱根町におきましては、五十三年の六月から竹製品、これを老人会を通じて一応講座を開きまして、一応現在も行っているようでございます。これは地場産業という一つの目的もあるようでございますけれども、確かに、生きがい対策といたしましては、竹を通じ自然との触れ合い、つくる喜び、こういったことで老人には有効な考え方であるというふうに私どもも思っております。

いずれにいたしましても、新しい提言でございますので研究させていただきますけれども、市の方におきましても、新しい事業といたしまして高齢者教養講座かしの木学級ということも本年度――五十五年度は考えておりますので、そういう中におきまして、これができるのかどうか、そういったものを合わせまして研究をしていきたい、このように考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　黒川重憲君。

○一番（黒川重憲君）　以上で質問を終わります。（「終わり」「続行」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって二の二、災害防止及び緑化対策に竹林の造成はいかんに関する質問を終わります。（「休憩」「続行」「川嶋さん、長いぞ」「本日閉会」と呼ぶ者あり）

次に三の一、昭和五十五年度予算と長期計画についての通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

〔五番議員登壇〕

○五番（川嶋　博君）　それでは、昭和五十五年度予算と長期計画についてと題し質問を行っていきたいと思います。

国政レベルで見ますと、一九八〇年代はエネルギー問題、物価問題、高齢化社会への移行、国際緊張など困難な問題がたくさんありますが、この情勢によっては非常に厳しい状況が懸念されております。

昭和五十五年度森田市長の施政方針の中にありますように、市民が強く求めている福祉の向上、教育の向上、防災都市づくりの政策に積極的に反映させる努力が、昭和五十五年度予算編成方針が立てられておりますが、一般会計予算では二百一億一千万円、前年に比べ一二%の伸び、特別予算では六十一億七千万円、同じく三一%の伸び、長期計画を含めたその中で幾つか

の質問を行っていきたいと思います。

まず第一、森田市長の施政方針の中に町づくりの基礎ということが載っておりますが、その中には一・三・一の国道の中央線の架橋について、合わせて万願寺区画整理事業、平山、下耕地地区の区画整理等、なお西平山地区の都市計画整備についてということが載っておりますが、さらに今年度の中には豊田駅の南口の、いろいろ、排水だとか道路問題、東町地区のまだ未開発の地域の問題、また高幡駅周辺の交通問題が載っておりませんが、この問題についてどのように考えておるか。

次に教育の問題ですが、今年度の予算には三沢台小学校、さらに大坂上中学校の開校、仮称第八小学校の新築等が組まれております。その中で、さらに幼児教育として保育園の建設等も含まれております。

その中にいろいろと教育としての問題がありますが、社会教育の面では、私がここで一つ提案したいと思います。中央公園に子供の夢を持たせる、楽しみを持たせるということでＳＬの機関車、または電気機関車等、そういう子供の夢を持たせるようなものをつくってはどうかということを提案いたします。議員の中には国鉄の出身者もおりますし、いろいろと協力していただけると思います。

さらに命と暮らしを守ることの問題でございますが、さらに高齢者事業団の委託事業への援助、それからさらに、高幡保育園の改築等が含まれておりますが、その中に、本年度行われました障害児検診相談事業でございます。障害児の検診と申しますと新しいことと思いますが、いままでの施策としては、ともすれば役所的な市役所中心ということで、医療の問題がありますと、これはお医者さんに行ってほしいとか、それから福祉の問題は二階の福祉課へ行ってほしい、または教育の問題は教育委員会に行ってほしい、いずれにしても役所中心的な考えでおりましたことを、今度行われました障害児検診相談事業については、障害児を一人の人格と見て全面的に、総合的にとらえて、その問題意識を取り上げたことなんです。それで、それは日野医師会、または住民団体が中心になって行われ、ことしの一月十七日に実施された障害児検診相談事業でありますが、その中に参加されたのは日野医師会、日野保健所、それから日野市役所、これは保健衛生課、福祉事務所と、さらに住民団体の協力で行われました。この中には、そういう相談事業として一ヵ所に集まられて、奥さんが子供さんを連れてまいりまして、それでまずお医者さんに相談して詳しく診断された後、奥様方の悩みとかは福祉事務所に行ってほしいとか、または教育問題は隣の教育の相談に行ってほしい。その相談を受けられた方々は、家族ともども非常に喜ばれたという御意見も聞いております。

この問題については、さらに保育所も設けまして、お母さん方が子供さんを預けながら自分の心配な子供さんの相談ができた、

そういうことをことしは行われまして、いろいろと幅広く、皆さん方も新しい事業だと思います。さらにこの問題を、ことし以降さらに幅広く、また長く続けることをするかどうか。そのことも答えていただきたいと思います。

さらに、教育の問題になりますけれども、最近の子供さんはいままでのいろいろと健康な体に健全な心が宿るというような昔からのたとえの言葉がありますが、いろいろとその見方によっては取り方があります。最近の学校の建設には、りっぱなものがあります。それがいかに器がりっぱでもその中に入る心――精神が伴わなければならないと思います。それについては、最近の問題で子供さんが悪いとか、お母さん方が悪いとか、お互いにそういう教育の問題も論じておりますけれども、その中には、精神文化というものがおくれているのではないか、ということが言われておりますが、学校教育と結びつけまして、教育長としてのその問題にどのような考えでおられるか答えていただきたいと思います。

さらに長期計画の中に、予算でございますが、さらに市債というものが、いま相当の高額になっております。その市債について、質問を行っていきたいと思います。

現在までの市債の総額がどのぐらいあるか。

さらにいままでの返済について償還の金額。

それから、いままでの返済した利子がどのぐらいの利子であるか。いま残っている公債の利子はどのぐらいの額が残っているか。そのことについてお答えしていただきたいと思います。

さらに森田市長として個性ある都市づくりということが言われておりますが、市長としての長期計画を含めました市政に対するビジョン、というものをお聞かせ願いたいと思います。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　一点目につきましてお答え申し上げます。

御質問の豊田南口につきましては、現在準備会が発足しておりまして、議会終了後、豊田南口をどの範囲で整備すべきかという問題につきまして、市の方からたたき台を出しまして、準備会の皆さん方に検討していただく、というような手はずになっております。

続きまして、東町でございますが、東町につきましては、御承知のとおり二・二・十号路線が都道として、三月五日に事業認可されまして用地買収に入っております。これができますれば、その下に通ります排水管と合わせまして、東町周辺の一つの町づくりの基礎になるんではないか、と考えております。

二・二・十に交差します二・二・十一号路線もございますが、これにつきましても万願寺区画整理、あるいは桑園跡地の利用

と一体に考えまして、東町の部分も整備しなければならない、というふうに考えているわけでございます。

続きまして、高幡駅前でございますが、この件につきましては、たびたび議会におきましても、特に踏切の立体交差に関連しまして、お話が出てございます。このことにつきましては、市といたしまして、単に立体交差の問題だけで考えていては、立体交差自身もできないんではないかという考えから、高幡の駅前一帯の面的な整備を図りたい、という考えでございます。そこで一応現在のところ、まだ地元にはその考えを打ち出してはおりませんが、準備的な意味で事務的なレベルで、どのような手段で、どのような形で行えば最も早く、また最も効率の高い整備ができるか、ということを検討しております。これの検討が終わりまして、理事者の決断をいただきますれば、地元にもこの面的整備を御相談したい、というような状況でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ＳＬか電気機関車を（「電気機関車じゃない」と呼ぶ者あり）子供の社会教育的な観点から日野市内に置いたらどうかということでありますが、そういうものがもらえるルートがあればぜひお世話を願いたい。また教えていただければ交渉もいたしたい、このように思います。どこに置くかということは、ちょっとこれはお任せいただかないと、いますぐどうこうとは言えないと思っております。

それから障害児検診相談事業ですが、これは市が主催したものではありません。医師会と市民団体、ボランティア団体――いろいろな広範な一応の受け皿ができておりますから、市としては、これをバックアップいたしまして継続の仕事にしたい、このように考えております。

私からは以上お答えいたします。（「市政に対するビジョン」と呼ぶ者あり）

長期計画のビジョンにつきまして、特に個性ある町づくりということを強調しておるわけであります。つまり、今日われわれがかねてから考えております「地方の時代」というものが、まさに中央のこれまでやってきたやり方では、国民の多様化した意識が満足されない。それに伴いまして、まさに地方の時代は地方に特色のある町をつくれ、こういうことに国民の気持ちが浮いてきましたし、政府もそれを言い、地方自治体もまたそれを唱えておるわけであります。まさに自治体としてやりがいのある時代が来た、このようにも考えております。

そこで、日野市で個性ある町づくりとは一体何を目指すのか、ということになるわけですが、これは一つの例でありますけれども、日野市内に国土庁に勤める管理職の方がおられます。そうして国土庁で地方の時代、特に総理は田園都市を言い、都知事もわが町と思える町をつくる、そういう施策をするんだ――

これは、われわれがすでに早くから言っておったようなことなんですけれども、その国土庁の方の国土庁の内部でいろいろ検討して議論しておられるそうですが、まさに地方の時代というのは、せんじ詰めると、健康を象徴する緑と、そして地方文化を創造することだ。こういうことを言われまして、期せずして、つまり日野市はそれを早くからそのことを主張しておったという評価を冗談ながらお話をしたことがあります。したがって、私はわが市の個性ある町づくりというのは、自然を最大限に生かしながら人の生活と調和のできる、そういう町づくりを標榜し、したがって市民文化、特に生活文化を高める、こういうところに町づくりの特徴が日野市となるがゆえになし得る素地、基盤がある、このように考えております。そういうことをこれからの個性ある町づくりの目指す都市像というふうに考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　市債についてお答えいたします。

地方債現在高については、昭和五十四年度末現在高見込み額は十五億八千八百万余円でございます。昭和五十五年度当初予算では二十三億七千九百六十万円、五十五年度中元金償還見込み額が六億六千九百十七万三千円でございます。

それから地方債の償還金、あるいは、五十五年度の状況ということでございますが、五十四年度起債借入見込み額は二十八億六千八百万円でございましたが、五十四年度予算書の、これは当初でございますけれども、五十五年度起債借入見込み額は、一般会計当初予算で二十三億七千九百六十万円であります。当初予算比較で申しますと、五十四年度当初見込み比較では、二十一億二千七百万円の減となります。これは下水道事業に対する借入金を別に会計にいたしたためにこういう形が出てきたものでございます。ですから、その下水道会計を合わせますと、五十五年度借入額は三十一億四千二百九十万円になります。対前年度と比較いたしまして五億五千六十万円の増になります。

償還の状況についてお答えいたしますと、五十四年度の末の償還見込み額は十三億九千九百九十九万八千八百円に対して、元金七億五千三百九十二万二千円、利子九億九千百二十七万五千円を加えました合計、十七億四千四百六十六万七千円の公債費となるわけでございます。

ちなみに公債比率で申しますと、五十四年の決算見込みでは、一一％台になると思われます。

公債費に対する今後の見通しでございますが、このように公債比率が上がっていきますのは、事業をすれば当然適債事業をいたしますと公債比率は上がりますが、それに伴う税収の増ということもございますので一概に急速に公債比率が上がるということはございません。しかし、償還金のことを考えますと、いわゆる償還制度を一つの予見化して、あらかじめ年々定額的償還を行っていくような方法を考えなければならないのではないかというふうに考えております。

なお、利子算につきましては、五月三十一日の出納閉鎖を待たないと出ませんので、それは後ほど資料でお答えしたいと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま御質問なされた精神文化ということでございますけれども、これに対応する言葉としては、物質文化というようなこともありますけれども、戦後、物質の極端な窮乏というようなもの、それを何とか切り抜けようということで、経済的な活動が非常に強烈に行われて、そしてそれが一応の成功をおさめた、そういうのがいままでの経緯だと思います。そうすると、経済的な発展に伴って物というものが非常に豊かになってきております。したがって、それについ流されまして、むしろ物にだけ価値を求めるというような傾向というものが、これは教育の中にもないとは言えませんし、社会一般の中にもそういうものが強まってきている、こんなふうに考えております。したがって、いまの時代――これでいいのかという一つの反省期に私たちはやはり立っていると思っておりますので、川嶋議員のおっしゃる精神文化というんですか、そういうようなものを学校の中にも大いに強調していかなければならん、というふうに思っております。よく、ことわざでございますけれども、手術は成功した、しかし、病人は死んじまった、こういうようなこともございますが、学校も確かにいい環境をつくってもらっております。しかし、できたけれども、それで教育が死んでしまってはどうにもなりませんので、それに対応して、私たちは知・徳・体というようなことをもう一回原点に返って、そして教育を進めるべく学校現場、あるいは父兄の方、それからさらに、さっき市長がおっしゃいましたけれども、こういうような精神的なものを支えるためには、地域の文化、あるいは生活文化というんですか、そういうようなものも大変大切と思いますので、そういうようなものとのかかわりを踏まえながら、心の教育というようなものを大いに重視していきたい、こんなふうに考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君。

○五番（川嶋　博君）　ただいまの答弁をいただきました中で、障害児検診相談事業については、さらに発展しながら市としても援助をし、続けていきたいという御返事をいただきました。

続いて中央公園、私は場所は言いませんでしたけれども、SLの機関車の設置についての、子供さんに夢を持たせる、楽しみをつくる、社会教育の面で設置することを提案いたしました。その中の設置場所については、中央公園を私は指定をしていき

たいと思います。

都市計画については、豊田駅南口の地域については、道路の問題について、排水の問題、まだ家庭の排水については吸い込みを使っている地域もあるということが実情でございます。さらには防災の面からも、救急の面からも、自由に入ることができない、活動が不十分だ、安全の面から豊田地区南口については、計画からでも進めていただきたいと思います。これについては、地元の方々の意見がなければという市の行政の立場から見て、消極的ではなく、やはり地域に対して指導的な立場に立って、積極的に進めていただきたいと思います。

高幡駅の周辺の交通事情の問題についても、さらに積極的に進めていただきたいと思います。今年度から新しく高幡の特別委員会も発足しておりますし、さらに強力に進めていただきたいと思います。

それから市債については、これは言うまでもなく大きな事業をするときには市債というものを利用しなければいけないし、今年度の予算も教育関係、土木関係、これが多く使われております。

ただし、市債といっても、これは言いかえれば大きな借金でございます。その中で、本年度は二十三億七千九百万円という額ですけれども、今年度の公債から見ますと、その額に対して十八億三千四百万円という七七％の利子を返しているわけです。

さらに、そういう額でやはり借金ということと、それの返済ということで額は二十三億円ですけれども、大きな元金と利子の返済が負担をしなけりゃいけない。百五十億円という市債がある中で、これの返済については、非常にこれからの市民に対する個人個人の大きな負担になるわけですけれども、そういう問題について、いま一度今後の市債の見通し、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

今後の見通しという御質問でございます。

市債につきましては、いわゆる適債事業という事業――市債を充当するのが適している事業というものがございます。これは、たとえお金があっても、そういう事業は市債を充ててやる方が望ましい、いわゆる財政負担を、税負担を、そのときお住みになっている市民の方だけではなくて、将来にわたっての市民の方にもお願いする方がより公平である、というような事業につきましては、適債事業と申しまして、起債充当を必要とするような財政制度になっております。

そういう制度もあります関係上、これは事業をしますと、起債額は上がるわけでございますが、ただし、そこにはいつも二〇％という、いわゆる公債比率二〇％という枠があるわけでございますから、その枠を超えることは、財政再建団体に転落するわけでありまして、一一％から一二％台を維持するよう、財政当局としては、一応返還計画を立てようとしております。いわゆる繰り上げ償還制度というものがございますので、基金の中から繰り上げ償還金として何がしかを充当していくという方法等をただいま検討しておるところでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　川嶋　博君。

○五番（川嶋　博君）　ただいま市長、部長からの答弁をいただきました。これは一日も早く実現し、内部努力を一層進めていただき、市民の理解と協力を得ながら、健全な財政のもとに、より効率的な行政を行っていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって三の一、昭和五十五年度予算と長期計画に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。

よって暫時休憩いたします。

午前十一時四十四分休憩

午後　一　時　八　分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に四の一、地域の問題点についての通告質問者、林　重義君の質問を許します。

〔十九番議員登壇〕

○十九番（林　重義君）　それでは議長からのお許しがありましたので、質問させていただきます。

地域の問題点についてということで、三点だけお聞きしたいと思うわけですけれども、一点については、日野市文化財保存についてということと、二点目は、平山城址公園について、三点目については西平山地区の開発について、という三点だけ質問させていただきます。

日野市文化財保存について、ということでございますけれども、現在、市では埋蔵文化財については国の法律なりにより調査の発掘が盛んに行われ、多額の予算も優先的に使われて公私の別なく事業がなされておるように思われます。ただし、従来からあります市の指定されております文化財、史跡等について、史跡等については十五、六点あるというようなお話でございますが、急激な発展途上にありますこの日野市の中にあって、そのような個所の問題点というか、史跡の保存というか、そういうことがおくれているんじゃないかというふうにも私は考えます。

そのような立場から、このようなことを知っておられるようなお年寄りの方々が健在のうちに、なるべくそのような個所を

永久的なものに保存するということが、私は一つの市の行政の中でのあり方ではないかというふうに考えます。それにまた指定されました史跡のほかに、先般も学校についても百年祭をやられたという事例もございます。確かに何校もございませんけれども、これは教育が始まって明治以来の、教育の中でも記念すべく個所ではないかというふうにも私も考えます。

そのようなところで、古いところと新しい個所とのこれからの中で再調査をされて、その所に、いまのように石でなく――板の印がしてあるというような史跡の表示板でございますけれども、そのようなものでなく、これからの将来を思って石標というような形の中で変えるようなお考えが市にあるのか、現在、その場所をふやして確実な指定としてみなされるようなお考えがあるのか、その辺で質問をいたしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　林　重義君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（倉又秀作君）　いま林議員が申されたように、開発がだんだん進んでいくにしたがって、古くからある遺跡とか史跡とか、あるいは旧跡、こういうようなものがだんだん薄れていくんじゃないか、こういうこと、それからそれに伴いまして、いまそういうことをよく知っておられる方がおられるうちに明らかにしておく必要があるんじゃないか、こういう御質問かと思います。それからさらに、そういうようなものをはっきり明示して、そして後々まで残すというような方策についてどう考えるか、こういうことだと思いますが、まず保存をしていくということは、これは非常に大切なことであるということは、もう百も承知しているわけでございまして、特に、市民というんですか、古い人たちの生活の跡というんですか、そこでもって残した生活の知恵というようなものが残っているものなどについても、同様に私たちは残していくことを今後検討していかなきゃならん、こういうふうに考えておりますが、それに伴いまして、私たち――教育委員会の中には文化財専門委員会というのがございまして、それによって本当に残すべき史跡とか、あるいは市の条例の中にあります史跡とか、あるいは重宝ですね、市の重宝と指定されているものとか、あるいは市の天然記念物とか、こういうようなものについては、現在も残すべきものについては一応指定をさせていただき、それについての表示などもして、それから説明なども、かなり前のものは木などでもってされていたために、だんだんだめになってしまったものですから、いま、これは年次計画をもちまして標識――説明板でございますね、それを金属による説明板というようなものでだんだん充実していっているつもりであります。

それから、そういう史跡以外のもの、そういう指定されている以外のものでも、昔から言い伝えられてきているところで、たとえば渡しであるとか、あるいは、そのほかこういうところのうちにも小学校の子供たちが来まして、日野めぐりといいまして、バスあたりでも子供たちを、何というか、案内して歩くというような体制の中で聞きましたところが、何も立っておりませんよというような形の中で、そういうところもあるということで、そのような質問をしたわけでございまして、確かに年次がたてば、七生村というのはどの辺にあったのか、桑田村ということも出てくるようにも書いてあるわけです。そこで日野地区とか高幡の、実は森久保作蔵さんという方が、明治の中でいろいろと議会政治の中で、骨を折られたというようなことも書いてあるように見受けましたので、このような質問をいたすわけでございます。

そういう見地からいって、教育長とやりますと、順次計画によって行うということでございますけれども、確かに何カ所もございませんので一年に四ヵ所ぐらいでは幾らの予算でもございませんので、年次計画といっても、いつだかわからないという感がいたしますが、何年ぐらいかかってこの計画をやるのか。できれば何百万円という形の中でも、市の予算の体制の中では永久に残るものでしたら、そんなにもむだなことではないと思いますので、計画性を縮めていただいて早急にやっていただく。何年ぐらいの予定が得られるのか、その点だけ再質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　何年計画ということをいまちょっとつまびらかにしておりませんけれども、四ないし六ぐらいずつの形で進めていく。そうすると全体としていま市でもっている史跡――市条例ですね、文化財保護条例でもって決められているものが全体として三十六ぐらいありますから、いま半ばごろまで進んでいっていると思いますので、その辺をできるだけ財政部の方とも話して縮めていくような方法をひとつ検討させていただきたい、こう思っております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　林　重義君。

○十九番（林　重義君）　ただいま教育長から、順次年次計画によって行っていくということで、これからの問題として、なるべく短期間のうちに残される方が一番予算を使う上に立っても有効であるという考えで、よろしくお願いしたいと思います。一点目を終わらせていただきます。

　続いて二点目に入りまして、平山城址公園についてでございますけれども、この場所は、現在大半が東京都が緑地として買収を行ったと聞いておるわけでございます。この場所については、行政区域については、八王子市が大半でございまして、日野市の分が一部あります。ただ多摩丘陵の緑の残っておるのは、こちらから見ますと平山城址公園のあの辺と百草園という形の中で数少なくなっておるわけでございます。このようなところが八王子の区域なり都の緑地だということで、日野市としては使用する関係についてはでお答えしたいと思いますが、お尋ねのもとのような緑地公園とならないものかという、いわゆる質問の重点についてお答えいたしたいと思います。

　私たちも、あそこがもとのような緑地公園になることは、最高に望ましいことだと思っております。ただ、議員さんも御指摘のような、あのほとんどの部分が、行政境が八王子市に含まれております。そして、その八王子市に含まれている部分を、東京都が緑地公園として買収しているわけでございます。

　このところにつきましては、先般、田園都市開発ＫＫなどとの境界の争いなどもありました場所、というような関係もございまして、いわゆる行政境上の問題が、うるさく絡んでおる場所でございます。私たちの希望は、最初に申し上げましたとおり、緑地公園として復旧ができるならばこれにこしたことはございませんが、何分にも都と八王子市という二つの行政にまたがる部分でありますので、これからも、いわゆる八王子市を通じないと、通してでないと、都にも働きかけられない部分もございますので、そういう点を配慮しながら、企画の方で交渉をしていくというような段取りになっております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　林　重義君。

○十九番（林　重義君）　何か、ただいまの企画部長からやはり行政区域が違うので、なかなかおいそれというようにはいかないのだ、という弁のようでございますけれども、やはり、たとえ行政区域が違っても、使用道については、日野市なり、行っておりますと、以前も私も申し上げましたように、現在、東京あたりからうちの方まで四十五分ぐらいで来るわけなんです。その関係で夏あたりは、夕方来て九時か十時に向こうに行って帰るというような、東京都内の何か慰安場所というか、憩いの場所というような形の現状が前も見られたわけで、現在あのままですと、そのような形も見られなくなったというような現状でございます。そういうことから言っても、市として東京都に強く働きかけて、前のような形であり得れば、日野市民もやはり利用できるという形になるんじゃないか、というふうに私も考えます。

　確かに、日野丘陵のこの辺の三差路をつくる、という予算もございますけれども、やはり、ちょっと出ると、何というか人間の感情というか、遠くへ行ったという感じもするということで、余り経済の厳しい時点では、近くにあるところで、なるべく日野市民が十分な気分を満喫していただくということも、これが理想じゃないかと思いますので、そういう考えから、今後強く市として働いていただきたい、ということを要望しておきます。終わります。

　続いて西平山地区の開発の問題についてでございますが、この地域は、先輩の議員さんが、いろいろ一般質問で二、三質問されたようにも見受けられますが、市でも、本年度の調査費を

日野市の方が有効に使われておったわけでございます。

　現状の中で、先般私も参ったわけでございますけれども、現状を見ますと、荒れほうだいになっておって、足の踏み場もないというようなのが現状でございます。所管は違うのかもしれませんが、市として、この間も市長も百草園のことで京王から貸していただけるんなら管理ぐらいは市でやってもいいよ、というようなお話の中で、平山城址公園についても、市として都から借りるなり何なりして、元のような姿になるような緑地公園等ができないかということでございます。それについて市としても現在毎年夏場、子供たちがあの公園を借りてキャンプ場も開いておるような形の中で、もとのようなことで何とかして、行政区域、その他も違いますけれども、市として復活というか、そういう形の中でできないものかということを一点として質問いたします。

　市の調査で、都の土地がどのくらい買ってあるのかという、買収されたのか、その辺もお知りでしたら聞きたいと思いますが、お尋ねいたします。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまの御質問に対して、お答え申し上げます。

　どのくらい都が買収しておるか、平米数につきましては、ここに資料がございませんので、後ほど数字を記載しました書類

二十万円盛られて、行政の中で検討してくださるということになっておるようでございます。ただ、話によれば、この地域は日本住宅公団が買収計画というか、住宅建設の話もあるようにも伺っております。現在、住宅公団より、そういうような形の中で、現在市の方に住宅公団の方からどのような話が来ておられるか、その内容と、それと、この地域についての、市の環境整備について基本的な考えがありましたら、お尋ねをいたします。

もう一つ、何か、昨年の十二月―十一月か十二月だと思いましたけれども、そのときに埋蔵文化財の点について、住宅公団が全般的な調査をされたということで、その結論がどうなっているかということを聞きまして、三点だけお尋ねをいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

西平山地区の開発についてという課題につきましては、先般、予算委員会の中で市長が答えておりますとおり、あそこの帝人前の道路―都市計画道路等を中心にして、どのような、いわゆる町づくりがあそこにできるかを考えていきたい、そのようなことでございます。

それから、住宅公団がここを開発したいという申し込みは、確かに参っております。それにしましても、住宅公団の開発したいという希望の前に、あそこが豊富な埋蔵文化財の埋蔵地域になっております。そのために、文化財の調査をどのようにして進めるかという点について、ただいま住宅公団の方も市側もいろいろと考えをめぐらしているところでございます。市側におきましては、埋蔵文化財の発掘計画と同時に、先ほども言いましたような、あの周辺の道路計画、あるいは排水計画等の構想についても、関係各課と打ち合わせを始めております。それらの関係各課との打ち合わせの内容が煮詰まり次第、一応あそこの部分における開発の構想が、浮かび上がってくるわけでございますが、いままだその点につきましては、緒についたばかりでございます。

住宅公団の方の遺跡調査の件につきましては、簡易な調査はすでに済んでおります。それで、今後はそれをどのような規模において調査するか、ということが課題になってくるわけでございますが、その点につきまして、発掘に当たる教授の方々や公団の間で、ただいま話し合いを持たれている、そういう段階でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま御質問の西平山地区―約二十万平方メートルでありますが、これの開発というよりも、都市整備というふうに考えたいんですけれども、市が受け身で日本住宅公団と話しているんではなくて、市が日本住宅公団に

条件をつけて、やる気があればやるようにという、そういう指導の仕方で取り組んでおります。住宅公団は大変熱意を持っておりますが、用地買収をして三年程度で着工できるならばやりたい。しかし、八年、十年かかるんならなかなか承認が得がたい、こういうふうに言っております。その期間というのは、要するに埋蔵文化財の調査の期間であります。

そして、埋蔵文化財関係につきましては、ことしの三月末までに、三月末というとごく近いんですけれども、予備調査が完了して、そして報告が出されております。かなり包蔵地があるということのようであります。そこで、もっと積極的に調査を速やかに完了できる、そういう体制を住宅公団の能力においても、あるいはわれわれのあっせんにおいてもぜひやらせたい、こういう考え方でおります。

御承知のとおり、あの地域はまだ下排水にいたしましても、あるいは道路交通にいたしましても大変未整備な地域であります。公共施設等もないのでいろいろと注文を受けております。そういう状況ですから、この間もお話ししましたごとく、ある程度の公団住宅をつくることを認めて、そしてそれに伴って関連公共事業ということで一定の必要な、つまり道路交通、下排水等の整備をやりたい。また、このことが特にスプロールの進行を早く防止するということを目指しておるわけであります。現にどんどんとミニ開発等が進みますからして、何とか早くやりたい。一番大切といいますか、ネックになりますのが文化財保護ですから、この壁を可能ならしめるように対策をしていきたい。このことを、いま市の行政といたしましても、あるいは住宅公団側といたしましても努力をいたしておる、こういう事情でございます。要するに、ミニ開発がどんどん進まない前に、一定の事業として地域開発をある程度早く行い、なかんずく、すでに相当数の住民がおられまして、公共施設等について相当不満がありますから、そのための解決のもとになりますそういう事業を進めていこう、そのように思っております。

そのことにつきましては、またなるべく早い機会に議会の関係委員会等にも御報告をしたい、このようにも思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　林　重義君。

○十九番（林　重義君）　ただいま市長からいろいろと西平山の点について話がございました。

一点だけ再質問したいと思いますけれども、何か話によれば住宅公団から市に現在の開発をここにしたいんだというような、担当課に書類が提出されているようにも伺っておりますが、その点はどうでしょうか。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も詳しくは存じませんが、川に近い方は水田地帯でありますし、それから上の段は、いわゆる国鉄の操車場から以西という方面になりますけれども、遺

跡分布がつまり多い地帯であります。それで水田地帯の方を初めに手がけたい、こういうふうに公団側では考えられておるかと思いますけれども、私は、やはり一定の範囲の開発が成り立つということでないと、何か可能なところから小規模な、こそくなような程度の整備では事業として不十分である、そういうことをこれまでの意見交換の中で言っておるわけです。

○議長（滝瀬敏朗君）　林　重義君。

○十九番（林　重義君）　何か、ただいま市長からそういうようなことでお話がございましたが、この地域については、私の考えと言っては申しわけないんですけれども、市の考えもいろいろあると思いますけれども、私は、この地域については現状の中で確かに住宅公団が手がけたということ、住宅公団にぜひ行っていただきたいということで、市としては住宅公団にいまの現状の中では文化財のいろいろな問題もございますけれども、一緒に協力していい町をつくりたいというお考えにも伺うわけです。

ただ日野でも現在、十何年か前に住宅公団がこの地域を手がけるならば、多摩平があれほどりっぱな町が住宅公団によって区画整理の形の中ででき上がっているようにも私は思います。それで今度の住宅公団にお願いする場合であっても、ちょっと私もお聞きしたんですけれども、部分開発のような形で、市に書類が提出されておるやにも伺っておるわけです。部分開発といいますと、三ヵ所なり五ヵ所のところを住宅公団が土地が買えないからそのような形で進められたんじゃないかというふうにも思いますので、そういう形ですと、いまで言う乱開発という形も見受けるわけです。そうすると、現在やはり日野市で扱った住宅公団のりっぱな団地ができているのに、そのような形でそれ以上のものを住宅公団が使うならば、西平山と東平山全域を含めたものの中でりっぱな町づくりをしていかないと市の行政が後ずさりをするようにも私は考えるわけです。そのような形の中で、これからの住宅公団を主体としてやるならば、そういうようなことをもってやっていただくのが一番いいんじゃないか、というふうに考えるわけです。

埋蔵文化財の点についても、確かに現在は法律で決められた文化財保護法でございますけれども、そういうふうな大きな問題の、公団なりの扱う点について、多少なりとも全域が開発に難なくできるという形と、とれる事例を一つでもつくれば、やはり日野市内の発展については相当の、何といいますか、安易な形でできるという形になるんじゃないかというふうに私も考えるわけです。

現在、豊田地区においても、そのほかに開発工法としましたら、豊田地区においても、区画整理の準備委員会というような形をつくって、あの大きなところを一挙に後は市で引き受けてやろうというような体制、豊田駅の改造と豊田地区の開発については、環境整備、その他について、そのような大きな構想を持っているところもあって、現在準備委員会も発足しまして、先ほどの答弁にあったように、発足してやっておるというような現状の中で、余りにもこそく的な考えを持たれては、私は地域として困るというふうにも考えます。あの中には一・三・一路線も入っておりますので、いろいろな面からいって、できれば小さなこそく的な考えでなくして、大きな区画方式なり何なりを打ち出して、ともかく公団が来たときに、市がいろいろなことで相談をするというようなことがおかしいんじゃないか、というふうに私は考えます。それだったら、住宅公団がやるならば一挙に区画整理をしてやってくれ、というような考えというか、そういうぐらいのお答えがあってもいいんじゃないかというふうに私は考えていたわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御承知のとおり、かつて東京都住宅局が二・二・六以西、浅川以北、国鉄以南という規模で、区画整理事業を計画いたしたことがあります。したがって、その方式を踏襲することがもちろん望ましいわけであります。いま質問の言葉にありました、土地が買えないからということでは、それが第一の理由ではありません。要するに、文化財調査が先ほど言いましたように、単年度で事業をなし得ることが可能であるか、あるいはどうしても八年とか十年とかかかるということであるのか、一にそこにかかっておるわけでありまして、そこをどのように打開していくかというところに、その方法をつくろうとしているわけであります。御趣旨とは考え方として同じであるということであります。

○議長（滝瀬敏朗君）　林　重義君。

○十九番（林　重義君）　どうもありがとうございました。

何かただいまの、市長、途中で立っちゃったんで私の反論のような形になって申しわけないんですけれども、（笑声）私はそのような私の考えでございますので、そのような考えでやっていただけば一番いいんじゃないか、というふうに考えます。

現在は、あの当時の東京都が区画整理の入ったという時点では、年次も変わっておりまして、やはり権利者自体の考えも十分に変わっているというふうに私は理解しているわけなんです。そういうことから言って、できれば私としたら、あの地域ですから、いま現状、市の中でもそういうような経緯もあるし公団の経緯もございますし、また豊田地区もそういうような形で準備会というような形もつくられていて、市がこれからの有意義な開発をしようというような考えもありますので、文化財の点については、確かに文化財がありますから、私はそういうようなことを申し上げるわけでございます。

文化財をそういうようなことで、市のお骨折りなり、公団の

関係によって安易――安易と言っては申しわけないんですけれども、できるような時点ができますことを願っているわけなんです。そういうことから言って、こそく的じゃなく、大きな面で開発をした方がやはり一・三・一路線もございますので、りっぱな町づくりができるんじゃないかというふうに考えるわけです。あそこの現場に行ってみますと、確かに南側には浅川はございますし、西には日本の霊峰富士山がはっきり見えております。そのような形で、日野市で開発をしましたらりっぱな土地になるので、こそく的な部分、乱開発ということじゃなくして、大きな面で開発を私は篤と要望するわけでございます。

そのような形の中で、ぜひともこれからの西平山の地区については、大きな考えを持って市としてもよりよき町づくりのために要望を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって四の一、地域の問題点に関する質問を終わります。

次に五の一、市職員が行う組合運動に対する市長の姿勢についての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

〔二十七番議員登壇〕

○二十七番（高橋通夫君）　市職員が行う組合運動に対する市長の姿勢について、ということで一般質問を行います。

組合員が自分の生活の安定を図り、生活の向上を目指して組合運動をすることは、組合員として当然なことでございまして、私はこれにあえて反対するものではございません。

組合運動には、勤務時間外に行われるものと、勤務時間内に行われるものがあると思うんですが、勤務時間外というのは、もちろん勤務の始まらない前と、勤務が終わってから後にやるのが、勤務時間外でございますが、勤務時間内というのは、勤務時間のうちに、午前八時半から午後五時の間の時間帯に行われるのが、勤務時間中の組合運動でございますが、場所についても、庁舎のうち、あるいは庁舎の付近、あるいはまた庁舎を遠く離れた場所で、他の団体に参加して行われる場合もあるわけでございますが、最近、この二、三年、勤務時間に食い込んで、市庁舎の内外で行われる組合運動が、従来より目立っているんではないかと思われますが、ごく最近におきましては、三月六日、朝、勤務時間中に数十名の組合員が市庁舎の四階の廊下に座り込んで行われたのを見たんですが、私はちょうどそのとき、秘書課に用があってそこを通っていったんですが、なかなか、足を投げ出したりしていて、通路が狭くてそこを通り抜けるのに困難を感じたわけですが、職員が休暇とか、あるいは早退の届けを出して、勤務の時間帯の中で組合運動をすることは、これは合法的なことであって、条例、規則的に見ても、何ら差し支えがないわけでございますが、しかし、組合員が一部で行われるときはいいですが、全体で、ほとんど全体のような

場合に行われるときは合法的ではありますけれども、そこに用足しに来た市民が大変迷惑をこうむるわけでございます。

市の職員は、職員になるときに、任命権者、すなわち市長の前で宣誓をすることになっているわけでございますが、その部分を見ますと、「私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法に服従し、かつ擁護することを誓います。私は自治法の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することをかたく誓います。」何年何月、何課、何のたれがし、捺印ということになるわけですが、市長は、給与のアップ、あるいは期末手当のアップの団体交渉が妥結してこれを支給する際に、われわれに対して、職員に対しては公務員としての責務を全うし、市民サービスに徹するように職員に対してお話ししているということを常に聞いているわけですが、組合運動によって、市民に迷惑をかけるということは職員の就職の際の誓いに反するんではないかと思うんですが、そこで質問いたしますが、過去四カ年間において、職員が勤務中、職場を離れて組合運動をしたことが何回ぐらいありますか。年月日、時間――何時から何時まで、場所、参加人員、参加の範囲――本庁、支所、その他市の施設、幼稚園、保育園、病院、水道、図書館等、それから、運動の目的、それから当日の責任者の氏名、市長に対する届け出の内容、それから、市長はこれを何条の何項ということで処理したか、そういう回答を出していただきたいということを私は最初に事務局を通して回答を求めたんですが、一日前に回答していただきたいということだったんですが、念のために、昨日事務局へ来まして回答が来てますかと言ったら、回答が出てないということで、それで事務局から職員課の方へ話をしていただいて、そこで職員課でお願いしたいと言ったら、きょう出しますと言うので、実は、けさ総務部長からいただいたんですが、これを見ると、私は、過去四カ年ということでお願いしたところが、五十三年三月から五十四年十月――これは六カ月ですね、六カ月というと八分の一ですね。そうしてこれを見ますと、十一月三十日、十二月六日、それから五十五年の二月二十九日、五十五年の三月七日、五十五年の三月十二日というのが出してあるんですが、十二月四日に都庁の前で行われた組合運動については、過日、助役からも話があったと思うんですが、こういうふうに明確になっていることも記載されてないし、三月六日の、四階で行われたそういうことも入ってない。これでは報告書にならないと思うんですが……。

（「休憩」と呼ぶ者あり）いいかげん、私は回答か資料を出してもらわないと困ると思うんですが、それがなければ次の質問に移れない。（「そのとおり」「そうだ」「休憩」「明快な答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　昨日、高橋議員さんが総務部の方へお見えになりまして、いろいろとお話をしていただいたわけでございますけれども、早急に調べた上でつくったわけでございます。そういう点で、不足等もあろうかと思います。また職員課の方が、きょうは四月一日というふうなことで年度初めでございまして、（「そんなことは理由になんないぞ」と呼ぶ者あり）こういうふうなものを（「理由にならない」と呼ぶ者あり）つくったわけでございますけれども、つけ加えて申し上げますと、経済状態の状況によって多少違いますけれども、過去四年間というもの、こういう状態のある程度の、要するに繰り返しというふうな状態でございますので、こういうふうなことで御承知願いたいと思います。

それから、三月六日でございます。おっしゃるとおり座り込みがございました。それから三月五日は議会の開会日でございますので、座り込みはなかったわけでございますけれども、三月四日と五日、間を置いて六日、座り込みが行われております。これにつきましては、組合の方では、要するに休暇座り込みというふうな申し出でございますけれども、全然それは許しておりません。そういうふうな取り扱いになっております。

それから御提出申し上げましたこの書類の中で、縦の欄の四番目でございますけれども、三月七日、八時三十分から同じく八時三十分と書いてあるわけでございますけれども、これは八時三十分から十時三十分までの早朝二時間の組合運動といいますか、職場集会、こういうものでございます。

それで、病院と水道は休日勤務体制だとか、保安要員体制というふうなことで、一部が参加しておりませんけれども、それ以外は全職員が参加、というふうな集会でございます。

それから市長に提出された届け書の内容、というふうな記載内容がございます。ここにはなし、なしと書いてございますけれども、こういう職場集会なり、あるいは争議行為ということについては、前もって組合の方から通告というふうなことになっておるわけでございます。これが届け出的なことでございます。

それから市長の承認、あるいはその後の処理ということでございます。これにつきましては、先ほど、市に職員として採用される時点で宣誓しているはずだ、市民の迷惑、あるいはそれらに違反する――ごもっともなことでございます。市長の方からはこういう行為があるたびに、地公法第三十七条の争議行為禁止の条項に違反するんだ、というふうなことで強く警告してきておるところでございます。

これが、いただきました内容について、おっしゃるとおり八分の一といいますか、半年だけの、私が総務へ来てからの内容を記述したものでございますけれども、大体毎年経済状態の変化はございますけれども、同じような賃金確定だとか、あるいは期末手当の要求ということの組合運動の、要するに年間の繰り返しだというふうなことでお許し願えれば幸いじゃないかと思います。そういうことで至急につくって提出したわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　資料の再提出を求めます。

いや、まだ市長には聞いてないわけですから、答弁を求めておりません。

私は、私の言った資料が出ていないので、最近のあったことも隠しているというか落としているというかわからないですけれども、やはりそういうこともはっきり（「資料出せ」と呼ぶ者あり）出してなくちゃおかしいんじゃないんですか。（「そうだ」「休憩」と呼ぶ者あり）私はその資料を出してもらいたいと思います。（「そうだ」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　隠したわけじゃございません。三月四日と六日に座り込みしていることは事実でございます。また、その当時は、議会開会というものを控えておりまして、隠す気持ちはございません。失言したわけでございまして、先ほど三月四日と六日に座り込みが行われたということを、おくればせながら御報告しました。

それから休暇闘争というふうなことの要求でございましたけれども、休暇としては認められないんだ、要するに賃金カットの対象である。

それから高橋議員さんの手元に出してございます報告実績でございますけれども、これについても、それぞれ行った時間については現認調書を取りまして、管理職が現認調書を取りまして、何時何分から何時何分まで職を離れたという事実を現認しまして、それによって賃金カットを行っている。なおかつ地公法第三十七条の違反の行為であるからやめなさいという厳重警告をその都度発しておる、こういう内容でございますので御了解を賜りたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　私は、合法的にやっているのをとがめるとか、そういうわけではないんです。そういうことが何回あったかということを聞いて、その資料を提出してもらいたいということでやったんですけれども、最近、われわれが事実見ていることも書いてないということでは資料として、改めて私は出していただきたいと思います。（「ちょうどいいや、休憩で出させろ」「資料出さないとだめだよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問が、市職員が行う組合運動に対する市長の姿勢ということですから、私は姿勢の部分をお答えをいたしておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　市長、まだ姿勢の部分に対しては後で質問をしますので、そのときにお答え願いたいと思います。（笑声）まだ質問の中には入っていません。（発言する者多し）（笑声）
○議長（滝瀬敏朗君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　いや、つまりそのところの資料だろうと思いますので……。
○議長（滝瀬敏朗君）　市長、ちょっと待ってください。過去四年間の、出せますか、部長。総務部長。
○総務部長（赤松行雄君）　先ほど来申し上げているように、ちょうど時間もございませんでしたのでこの半年間ということでございます。（「資料出せ、ここへ」と呼ぶ者あり）ですから四年間ということになるとこれの引き延ばしという形で簡単に書いて持ってきたということでございますので（「過去十年ぐらいまでさかのぼって資料を出せ」と呼ぶ者あり）そういうことでございます。（「そんなのじゃしようがないよ」と呼ぶ者あり）
○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　私は、一般質問の提出期限を守ってそれで議会に出したわけでして（「そのとおり」と呼ぶ者あり）それで議会もずっと延びて四月になっているんだからら、その間、相当期間があったわけですから（「そのとおり」と呼ぶ者あり）十分調査する期間があったと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）
○議長（滝瀬敏朗君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　その点についてお答えいたします。
　記録はあります。しかしながら基本姿勢ということで、本来認めるべきこと、それから認めないこと、それぞれあります。したがって資料としてはありますけれども、それを一々報告をしなけりゃならんというほどの内容ではないと思っておりますから、言葉でもってお答えをすることが適当ではないかと思います。
　市長の姿勢ということですから、合法の範囲で許されることは、これは市民に大きい迷惑をかけない限り、最小限認めますが（「市民に迷惑をかけているぞ」と呼ぶ者あり）しかし、職場を離れたり（「幼稚園なんかやっちゃいない」と呼ぶ者あり）あるいは時間に食い込む運動をするということは認めたことはないわけです。そして、先ほど言われました（「水道もやってないんだよ」と呼ぶ者あり）誓約書に、憲法を擁護し、憲法を遵守し、また擁護する。そして民主的に、公正に、誠実な勤務をする、全体の奉仕者である。このことは絶えず私は職員に教育をし指導をいたしておりますから、そう著しい欠陥はいままでのところないわけでありまして（「市長のりっぱなことはわかっているんだよ」と呼ぶ者あり）（笑声）姿勢ということでありますから、そのことをまずお答えをしておいて、その上で必要な資料を求められるならば（「市長を責めているんじゃないんだ」と呼ぶ者あり）これは考えられるわけですけれども、何でもかんでも資料を出せと言われて議会に出さなきゃならんということはない、私はこう思っております。（「それはおかしいぞ」「議会で資料を出せなかったらどこで出すんだよ」「そんなことはないよ、絶対に」「休憩」「裁判だ、これは」「だめだ」「前に通告しておいていまだに出せないなんてふざけているよ」「議会で資料を出せなかったらどこで出すんですか」「本当だよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）
○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。
○二十七番（高橋通夫君）　資料の提出を求めます。（「そうだ」「休憩」と呼ぶ者あり）
○議長（滝瀬敏朗君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
　〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後一時五十九分休憩

午後三時十八分再開

〔二十七番議員登壇〕
○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
　高橋通夫君の質問についての答弁を求めます。総務部長。
○総務部長（赤松行雄君）　貴重な時間を空費し、大変御迷惑をおかけしました。深く陳謝申し上げる次第でございます。
　それで休憩中に早速四年間の時間中の組合運動といいますか、争議行為、これの記録をまとめたわけでございます。
　五十二年については四件でございます。五十三年が六件、五十四年が六件、それから、五十五年が年度経過するところでございまして三件でございます。中で職場集会だとか二時間ストライキだとか職場放棄とかいろいろな言葉が表現されておりますけれども、いずれも違法な争議行為でございます。早朝三十分というのは、八時半から九時までででございます。それから始業時二時間ストライキというのは、八時半から十時半まで、こういう内容でございます。
　それで動員の数でございますけれども、五十五年の二月二十九日、これは先ほど御報告申し上げましたように、本庁は十割、出先機関――支所とか病院だとか水道だとかいろいろなところがございます。保育園だとか幼稚園、これらの出先については、

二月二十九日は二割でございました。それ以外は大体全員の、三十分にしろ一時間にしろ大体全員の参加ということでございます。

それから二枚目でございますけれども、これは座り込みでございます。五十五年三月四日、中一日置きまして三月六日、この両日、これは、別紙にしましたのは、全員参加じゃなく二割座り込みということで、二枚目に入れたわけでございますけれども、座り込みが実施された。これにつきましても争議違法行為でございます。これらの行為につきましては、先ほど言いましたように、第三十七条違反でございます。強く警告しておるところでございますし、これらの時間については、現認調書を管理職から徴しまして、賃金カットというふうな対応をしているものでございます。

それから病院、水道等につきましては、休日勤務体制だとか保安体制というものの中で、行われている争議行為ということでございます。

以上、概略の報告を申し上げ、貴重な時間を空費した点につきましては、深く陳謝申し上げる次第でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　先ほど総務部長から報告がございましたので、大体了解したわけですが、こういうものをもっと早く出してくれれば、別にどうこうはなかったんだけれども、なかなか出せなかったということに何か理由があったのかと思いますが……。

それから、先ほど市長が発言の中に、合法の範囲で許されることはあります、市民に大きい迷惑をかけない限り最小限度で認めますが云々、ということを言われたんだけれども、市民に大きい迷惑をかけない限りというのは、中くらいの迷惑なり小さい迷惑なら構わないという意味であるか。

先日行われたストにおいて、保育園のお母さんたちが十時半まで門の外に待たされて、それからお父さんもいて、そうして会社へ行くのが遅くなったり、いろいろ支障を来した。あるいはまた小学校においては、給食がそのときにできなくて、非常にお弁当をつくったり、持たしたりしてやるのに父兄が大変迷惑をかけたというんだけれども、市長はこういう点について、余り迷惑はかけなかったと思っているかどうか、その点について御回答を願います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　保育園の定時に来られた親子連れの方を拒否するということは、私はきわめて遺憾だと思っております。当然、大きい迷惑の部類に属するものだと思っております。そういうことがあってはならないということで、組合ともいまよく話し中でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　それから、改めて出していただいた報告の中には載っていないんですが、過日、助役からも話があったんですが、昨年の十二月四日午後、都庁前で行われた、いわゆる十二・四都民生活擁護中間答申糾弾都民決起大会結集会において、日野職員組合の組合員が、新聞には五十名と書いてあったんだけれども、過日の助役の報告では、六十名参加したということですが、この集会は、都職員の定数条例削減やベア・カット、公営企業任意補助金打ち切りなどを盛り込んだ、都財政再建委員会の中間答申に抗議をするためのものであったんですが、一般都民を含めて約七千五百人が参加したと言われておりますが、森田市長は、この集会に参加した職員に対して、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則を適用しているわけですが、職員が職務に専念する義務を免除される場合は、一つ、「職員が国または他の地方公共団体、もしくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業または事務に従事する場合」、二つには、「職員が法令または条例に基づいて設置された厚生福利を目的とする団体の事業または事務に従事する場合」、三つには、「職員が講演会等において市政または学術等に関し講演を行う場合」、四つには、「職員が職務上教養にする講演会等を聴講する場合」、五つには、「職員が職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合」、そのほか、「その他として特別の理由の場合」ということになっておりますが、当日の八王子の市長においては――八王子の職員もこの集会に参加しているわけですが、八王子市としては職員に早退届を出させて処理しているわけですが、それで早退届を出したということは、参加職員の給与のカットを行っているわけですが、他の市も参加職員に対しては早退届を出して、八王子市のように処理していると聞いていますが、森田市長は職務と直接関係のない集会に参加した職員に対して、職員の職務に専念する義務を免除する規則を適用して承認したということは、勤務時間中組合員の組合運動の集会に参加した約六十名の職員に対して、給料を支払って参加させたということになるわけですが、そこで質問しますが、八王子市を初め、他市においては早退届を出させているのに、森田市長はどういうわけで職員の職務に専念する義務を免除する規則を適用されたか、御回答を願いたい。

市長の答弁を求めます。助役でない。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の件につきましては、すでに行政報告で助役がお答えをしていますけれども、御報告を申し上げたとおりであります。

いま、職免ということについての措置を問われておるわけですが、この職免の申請は、職員が適法な職員団体の運営活動としての会合に参加し、陳情するものと考えて認めたものでありました。当時の情報では、参加各市においても同様の考え方で

措置されたものと思っております。その後、当日の職員団体の行動について調査しましたところ、労働政策に関する活動が主な内容をなしていることがわかりました。そこで職員の勤務条件の維持、改善を図ることを目的として、組織した職員団体の行動としては、使用者である日野市長との間に、適法な公職を行うための行為と認めがたいことを職員組合に通告しましたところ、職務専念義務の免除申請を取り下げて、休暇届を提出いたしましたので、これを受理することといたしました。このように、当時報告をいたしました。そうして不手際な措置については、よく反省をいたしまして、今後も適切な措置を行ってまいりたいと思っております、ということで申し上げたとおりでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　市長は、会合のあるときにそうした趣旨がどこにあるかをよく調査しなかったかどうか、そういう点について。

○議長（滝瀬敏朗君）　助役。

○助役（野呂　章君）　御質問にお答えいたします。

調査したかどうか、このことでございますが、組合からはさようなことで都議会の各派に陳情し、そういうふうな集会をする、こういうふうな申し出がありましたものですから、規則に照らし合わせまして実施したわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　それから次に質問しますが、職員が勤務時間中、運動標語の染め抜いた赤い布を腕に巻いたり、あるいはズボンやスカートの、腰のところにぶら下げたりして、事務をとったり廊下を歩いたり階段を上がったりおりたり、あるいはお茶をくんで歩いたりすることを見かけるんですが、これは勤務中の一つの組合運動ではないかというふうに言っている市民もあるんだけれども、市長はどう考えるか。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　ワッペンをつけたり、腕章をつけたりという御指摘かと思います。

日野の規則の中には、そういうものを規制する規定はございませんけれども、いずれにしろ職員の職務の専念義務というものから考えますと、服装のほかにそういう物をぶら下げたり、あるいはつけるということについては、解釈としては、要するに職務の専念義務を損なうというふうな解釈のようでございます。やはり好ましいものではない、やはり争議行為等において、そういう物がつけられるわけでございますけれども、そういうものは、やはり庁舎内において好ましくないというふうなことで組合の方へ注意していきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　これで終わりますが、それから、三月六日に勤務時間中、四階の廊下で行われた座り込みのときに――座り込みだけでなく、組合員が大きい声を出して組合歌というんだか労働歌というのかよくわからないけれども、合唱して、そうして騒ぎ立てたというか、ああいうのは一つの公害とも見えるし、また、ほかの事務をとっている人の迷惑じゃないかと思うんだけれども、そういうことが許されているのかどうか、そういう点について。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　三月の四日と六日に、二割動員ということで座り込みが行われました。これにつきましては、市の庁舎管理規程に大きく違反するわけでございます。来客とか正規の勤務の職員の通行の妨げにもなります。正常な業務の運営を阻害するというふうなことで、やはり庁舎管理規程に違反するわけでございます。

それから大きな声を出すこと等につきましては、やはり同様な状態で正常な業務を阻害するというふうな解釈に立ちまして、四日の日、それから六日の日、いずれも総務部長命で座り込みの解除、退去を命じておるわけでございます。もちろん労働歌を歌うというふうなことがございました。それにつきましては、職員課の方ですぐに静止させたわけでございます。基本的な座り込みの行動については、警告書を発し、退去するよう命じたわけでございますけれども、短時間でございましたけれども、両日とも午前中ですか、九時から十二時までの時間帯の座り込みが実施された、そういう状況でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　高橋通夫君。

○二十七番（高橋通夫君）　私は、今後組合員が、市民に愛される組合員として組合運動をやっていただきたいと思うんですが、なお、市長に要望しますが、市長は職員に対して、職員は常に就職の際の宣誓の原点に立って市民サービスをいつも忘れず、勤務に努力されるよう指導される姿勢を堅持されることを強く要望して、この質問を終わります。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって五の一、市職員が行う組合運動に対する市長の姿勢に関する質問を終わります。

次に六の一、日野市百科事典の編さんをについての通告質問

者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　日野市百科事典、あるいは一歩進めて日野市大百科事典なるものを編さんし、これを作成していただきたいと考え、質問いたします。

森田市長は、一九八〇年度施政方針で、何より主権者である住民の中にこそ豊かな英知があると確信して、市民参加による町づくりに心がけてきたと表明し、市民自治の振興は町づくりの土壌と考えて、広く情報を公開するため広報、広聴の機能をさらに充実させるとともに、市民参加を一層進めたいと言っておられます。

私も、一九七八年十二月の定例会で、市民参加の市政を実現させるために広報活動をさらに充実せよと一般質問を行いました。私は、ここで広報を市民がキャッチするために必要な、日野市民としての基礎的な知識、あるいは市民参加のために必要な日野市の恒久的な知識を豊かにするためのものを提供する必要があるのではないかと考えました。要するに、日野市のことなら何でもわかる事典をつくるのがよいと考えました。平凡社の世界大百科事典が世界全体の人々を対象としての百科なら、ここで言いたいのは、日野市民の生活に必要な日野市に限った百科を説明するものであります。

一九八〇年代が強調されている今日、なぜか一九七九年とつけ加えられた「わたしの便利帳」が配布されました。そして三月一日号の広報の「まちをつくる――市長室から」の欄での森田市長の話だと、四月には日野市の概況写真と解説で示した市勢要覧を届けるそうです。これらも市民自治の立場を前進させるために大いに役立つものではあると思います。しかし、これをもっともっと掘り下げ、より精巧で、より専門的で、より広範囲で多くの項目を要する大規模なもの、そして、何よりも利用しやすいものを考えたいのです。市政だけでなく、日野市に、日野市民に関連するものすべてを対象としたいのであります。

市政に限定すれば、一九七三年、「日野市政白書」が発行されています。市政を理解する上で非常に役に立ったと思いますが、その後六年余発行されず、したがって内容が古くなっています。この市政白書の新しいものの発行も強く望まれるところです。一九七三年版市政白書を見るに、この内容は、百科事典にそのまま採用したいものがほとんどでありますが、これを利用しやすく項目をもっともっと豊富に広範囲にするものをつくりたいと考えています。平凡社から発行されている世界大百科事典にも日野市のことは出ています。ちなみに大ざっぱに調べてみました。まず「日野市」という項がありました。「日野市東京都西郊、立川市と八王子市にはさまれて、多摩川南岸にある都市。一九六三年市制」、中略いたしまして「多摩丘陵、自然公園、多摩動物公園、百草園、高幡不動尊などの行楽地が多

い」と結ばれている内容であります。その他、日野市に関係あるものとして、多摩川、中央本線、京王帝都電鉄、甲州街道、中央高速道路、多摩動物公園、東京芝浦電機など、人名については見当たらず、土方歳三は「新選組」の項で出てくるだけ。強いて言えば、その全盛期のある時期、現在の多摩平三丁目に居住した作家の伊藤　整氏が載っていました。このくらいしか出ていないのであります。地名で言うなら、多摩平も豊田も平山も石田も新井も落川も大百科事典には出ていません。人名としては、森田喜美男さんも滝瀬敏朗さんも出ていませんでした。（笑声）亡くなられた古谷　栄前市長も、市長現職のまま病死した有山　崧元市長も、この大百科事典には見当たりませんでした。（「当然だ」と呼ぶ者あり）日野市民にとっては、これらの地名・人名は身近なものであり、詳しく知りたいために掲載された書物があればひもときたいのです。現在、不当にも地方自治が抑えつけられてはいますが、憲法の本旨は内閣総理大臣も市長も対等であります。大平総理が森田市長より偉い、偉いなどとは決して言えないのであります。歴代の総理大臣が載っている事典があるのならば、歴代の市長が載っているものは、その市だけはあってもよい。地名についても、その他の事柄についても同じように言えます。日野市百科事典をつくりたいゆえんであります。

百科事典は多くの項目があいうえお順に配列してありますが、これらを私なりに分類してみますと、まず人名――人の名、これに、人がもとになってできる団体、法人、そして、これらの人が作者としてはっきりあらわれている著作物などを一つにまとめることができます。次に地名、これには山や川などの自然環境の名前、さらに各所に点在する公的営造物、道路、橋梁の名前などが加わる。要するに地図にあらわされるものを一つにまとめられると思います。以上の二つは固有名詞ということになるだろうと思います。一般の百科事典と違って、一自治体に限れば当然これらも多くなるだろうと思います。この人名、地名に象徴された二つのもの以外を一つにまとめて、その他の一般的な辞書ということになります。この場合には、普通名詞になると思いますが、日野市関連に限ると、日野の何々、日野市の何々ということになることが多いと思います。そのほか、特定できなくても日野として特徴のある地所、動物、植物なども加える必要があると思います。以上三つに分類してみましたが、これらを分けて人名編、地名編などとすることもできますが、一般の百科事典のように、すべてをあいうえお順に配列するのもよいと思います。

日野市百科事典を編さんするに当たって、まず人名関連については、日野の歴史上の人物から始まって、日野のために、市民のために尽くした人はできるだけ網羅したい。市で表彰された歴代市長や市議会議員、市の主要職員など、この事典を見る

ことよって大ざっぱに知ることができるようにしたらよいと思います。日野市民の著作として、いま私の机上にあるものとしては、テレビや新聞でその名を世間に知られた多摩平三丁目の故石川正一さんの「たとえ僕に明日はなくとも」、多摩平五丁目の関根さん御夫妻のテレビドラマ「命燃える日々」の原作「アツ子、おれは生きたい」、障害者問題を考える会の編んだ「ともに生きる町に」があります。これらの著作と著者は取り入れるべきだと考えます。当然のこととして、市で発行されている機関団体名簿に掲載されているものは取り入れ、単なる名前の羅列ではなく、その歴史、現状などの説明を付したいところです。

次に地名についてですが、地名は日野市内の現在の町名はもちろん、いままで使用された大字、小字、その他の呼び名などあらゆるものを網羅したいと考えます。消え行く地名を惜しんで、庁舎の一、二階の壁にその名が刻まれています。これらの地名をこの事典にその説明とともに残すことは有意義であろうと考えます。現在の地名、町名が飛び地など乱雑、不ぞろいになっているので町名整理が行われていますが、なかなか進んでいません。せめて町の境界と町名だけでも早く決めないかというのが私の六年来の主張であります。百科事典の編さんを考え、地名を考えるとき、その主張を改めてしておきたいと感じ町名整理の促進を強く要望したいと思います。

地名のほかに、梵天山とか湯沢川とかいった山や川、あるいは一番橋、八頭橋、黒川踏切、ねぐるみ坂、川崎街道といった名前があります。これらの名前で、まちまちに呼ばれているもの、明らかに間違って呼ばれているもの、呼びたくても名がないものがあります。これらの名前の整理、確定新設の必要があるように思います。百科事典の編さんは別としても、この際、主要道路、坂、河川、橋、あるいは緑地などの愛称を命名、もしくは従来からのものを整理、確定していくよう提案したいと思います。近くの自治会に依頼するのも一つの方法であり、広報によって市民から募集するのもよいと思います。

以上、地名などについて提案を含めて申し上げましたが、このほか営造物など、それに普通名詞であらわされるその他の事項があります。

世界大百科事典と対比し、世界や日本対象から日野対象へと移行することによって編さんできると思います。

一つだけ例を挙げておきます。世界大百科事典に「農地改革」という項があります。一九四七年から一九五〇年にかけて行われた日本近代化の画期的な事業であります。地主なるがゆえに生産物の過半数を彼らに巻き上げられていた、みじめな小作農が占領軍の力によって解放されたのです。さて、この農地改革が、日野市においては、いや、日野町や七生村においてはどのように行われたのか、その状況を知るために、わが日野市百科事典が必要なのです。農地改革、すなわち日野における農地改革の項目を見れば、いいことになります。現在、あの終戦直後、日野の中で行われた農地改革について十分調査、把握がなされていないようです。それまで小作人から思いのまま米を地代として取り上げてきた地主が何人いたのか、どんな大地主がいたのか、解放された小作人はどのくらいいたのか、私はこの状況をぜひ知りたいと思い、私なりに調査したいと考えているところです。このことは、百科事典云々だけでなく十分調査、研究して後世に残すべきものであると考えます。

ここに「広報ひの」四月一日号がありますが、この一ページから日野市百科事典に加えたい項目をざっと拾ってみます。まず、広報ひの、滝瀬議長、島村副議長を初めとして、各議員の名前が載っています。各種委員会が出ています。広報ひの縮刷版、憲法記念行事、議会の傍聴、健康相談、対話集会、七生台地区センター、吹上地区センター、平山城址公園駅、京王線、川崎街道、京王平山住宅、消防署、吹上団地、多摩平団地、中央線、豊田駅、都市計画道路二・二・十号西常安寺谷田線、国勢調査、法律相談、行政相談、市民相談、交通事故相談、人権身の上相談、登記相談、心配ごと相談、医療・保健相談、健康相談、ろう者相談、高齢者職業相談、児童相談、教育相談、家庭教育相談、消費者相談、母子父子家庭結婚相談、市民相談室、中央福祉センター、日野市休日準夜診療所、福祉事務所、教育相談室、日野市長森田喜美男といったところです。

事典編さんに当たって、これらの項目を統一して選択し、市庁舎内各部署で分担して解説文を作成すれば、職員の勉強になり、自分の仕事にも役立ち、決してマイナスにはならないと考えます。各項目ごとにカードを作成することなどで容易に編さんができると考えています。こうして編さんした百科事典は必ずや日野市を愛する一般市民に役に立ち、市政に携わる職員、議員に便利に使用され、日野市の発展に大いに役立つと確信いたします。

以上申し上げ、質問いたします。

一、日野市百科事典の編さんを検討する考えはあるか。

二、町名整理の促進の考えは。

三、道路、坂、河川、橋、緑地などの愛称を整理、確定、もしくは命名する手段を講じる考えはないか。

四、日野市市政白書の今後の発行の考えはあるか。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　一点目の百科事典を今後つくる考えがあるかという点と、それから四点目の御質問に対してお答えいたしたいと思います。

まず議員さんの御質問の中にる述べられました項目、そういうものを考えましただけでもかなり膨大な仕事になることは

事実でございます。地方自治体の百科事典というものは、すでに都道府県単位で、たとえば埼玉県の百科事典というように、都道府県単位では発刊が行われているところもございます。

日野市におきましても、日野市の動植物とか、日野の市史編さん等の、いわゆる百科事典の一項目になるべき資料は整えつつありますが、何しろ百科という言葉にあらわされますように、膨大な量でございます。現在すぐにこれに携わるという余裕がいまのところないと私には思われます。ただ、いままでに取りそろえてまいります、たとえば植物図鑑とか、そういう資料の整備によって、おいおいにはその可能性は出てくるものと思われますが、ただいまのところでは、ちょっと距離が遠いかと思います。

それから四点目の、市政白書のことでございますが、これは、昭和四十八年十一月三日に発行いたしたものでございますが、市制十周年ということでございます。市制二十周年を間近に控えていますので、この点につきましては、一応企画内部でもって基礎的な構想を練っている段階でございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　二点目と三点目にお答え申し上げます。

町名地番の整理につきましては、予算の審議の中でも申し上げましたが、現在神明上を中心にします地域の町名地番整理に入っております。現在、地元の自治会長さん方に御説明申し上げている段階でございますが、この町名地番整理に引き続き、請願が採択されております程久保の町名地番整理も、続けてやっていく予定でございます。その後のことは、具体的にどこをいつということはございませんが、さらに残った地域を、全体を幾つかに分けまして、順次町名地番整理をしていく考えでございます。

三点目でございますが、主要な道路、坂、その他につきまして、愛称を定めろということでございます。

このことにつきまして、特に私どもいままでこのことについては検討しておりませんが、今後十分検討いたしまして、できる範囲から、順次、できればやっていきたい、このように考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　実は、私は議員になって間もなく、この日野市、私にとっては全くかけがえのないこの日野市のことを、何でも知りたいものだと考え、そのための、何でもわかるような本をつくりたいと考えました。そこで考えたのが日野市百科事典でした。数々の市政の事柄をこつこつと勉強しながら自分で編さんをしようと考えました。事にぶつかったとき、思いついたときなど、適当な項目を考えカードに記

録する。参考にできる印刷物、コピーなどは角封筒に入れて保管し、それぞれあいうえお順に配列していく。こんなぐあいに大きな目標に向かって始動してきました。市内を回っていて橋を渡れば、この橋の名前は、すぐ日野市百科事典に組み入れたいと考える。この坂は、この踏切は、このマンションはいい名前がついている。だけれども、アパート・マンションは十世帯以上が住む大きなものでなければ事典には入れられない。こんなことを日常考えて、いつの日か日野市百科事典を自費出版ででもつくりたいと思ってきました。

能力がないのに加え、時間が不足で、具体的な進行がないまま五年以上の歳月がたってしまいました。何人かの協力体制も考えてはみましたが、いっそのこと市でやってもらえたら比較的容易にできるのではないかと考え、今回の一般質問となったのであります。市の力でぜひつくっていただきたい。それだけの価値あるもの、市民にとって、市民生活にとって有用なものだと確信しております。

昨年、図書館の担当で郷土かるたをつくりました。予想外に好評でたちまち売り切れ、増刷をしたと聞いています。郷土としての日野の特徴的な事柄をみごとにとらえ、かるたという形式の中で、読むもの、見るものに的確な知識を与えたことが市民の大きな反響を呼んだものだと思います。ここに提供された知識は、すべて私の提唱する百科事典におさめられるはずです。

郷土かるた作成という偉業を担当した教育委員会所管の図書館では、図書館を利用する市民のために、日野市百科事典のようなものの必要性を感じたことはないのでしょうか。

先刻、企画財政部長からお答えいただきましたが、図書館の立場から、教育長にお尋ねしたいと思います。

図書館での利用者のための必要性を感じたか、そのための対策は講じられなかったのか、そして今後は、などについて質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　日野市の図書館でもそういうようなことを構想した時期がございます。というのは、いろいろ市の現況とか、あるいは市の歴史とか、あるいは市の地理とか、あるいは文化財とか、あるいは伝説、市の生物とか、その他さまざまなことが、図書館にやはり質問が来るそうです。それに対して、一つのサービスとして、いろいろ調べてお答えしている。そういう実情でございますが、その答えの分、そういうようなものは、だんだんたまっていることも事実でございます。

それで、さっき申された郷土かるたというようなものと合わせて、ひとつ考えてみようじゃないかということで、構想をしてみたことはありますけれども、さっき企画財政部長が言いましたように、大変これは膨大なものになりますし、郷土かるた

の方が先行していった。こういうことでございます。
それで、将来、もしこういうものをやるとすれば、市を挙げての一つの取り組みというようなことにならないと、進展ができないんじゃないか、こんなふうに思っております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　次に、私の提案に対する市長の感想、抱負がありましたらぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ただいま質問の趣旨を伺っておりまして、市民自治、郷土を愛する日野市民から求められる資料として結構な提言だ、このように伺っておるわけであります。

ただ、市が出しますからには、よほど正確なものでなければならないとは思いますし、かなり膨大なものにならざるを得ないだろうと思います。そのために、今日のところ、そういう体制なり組織がつくり得るだろうかという点で即答いたしかねるような感じがするわけであります。

ただいま、十年も前から着手いたしまして、日野市史というのを専門の先生に依頼をし、そうして市史編さんの会を持ちまして進めておりますが、とにかく資料が、だんだん時間がたつにつれて範囲も広くなり膨大になってまいりまして、資料編を含めますと冊数にして約十冊、それから幅にいたしますとかれこれ七、八十センチぐらいなそういう図書になりつつあります。その上、百科事典ということになりますとどういうことになるだろうか。いますぐ、こう頭の中にめぐり出る一つの結論が出ないわけですが、相当な、言われるようなことを網羅するならば膨大でもあるし、かつ、どのように正確を期することが可能であるか、ということに一番心配があります。長期の事業として、年月をかけながらやっていくということ以外にはないと思いますが、とりあえず、いま部長からお答えをいたしましたように、部門部門でそういった資料も整えつつあります。

それから市政図書館、そういう担当の組織からも、だんだん資料も集めつつありますので、長期な一つの計画としてやるとすれば、取り組むということになります。今日、一面現実な問題が非常に多端でありますし、それからまた、日野市そのものが成長途上でありますから、過去のことは収録し得ても、現状でありますとか、あるいは今後については予測できないものもあろうかと思っております。そういう意味で、いままでの白書、あるいは短期的には広報の縮刷版でありますとか、いろいろな郷土誌の資料、そういったもので分散的にはあるわけでありますので、とりあえず、そういうもので、いまのところは用を果たすことではなかろうか、このように思うわけでありまして、

今後長期的な取り組みということで、一つの大きな日野市の文化事業そのものであると思っておりますので、今後の課題にさせていただきたい。このように思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　一ノ瀬　隆君。

○二十三番（一ノ瀬　隆君）　ありがとうございました。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最初から私の言うような大規模のものは無理として、できる範囲でのものから出発して、おいおい充実していっていただきたいと考えます。そして、もし私の希望するようなものがいつの日になってもできないようなときには周りの方の協力を得た上で、独自に編さんして、私の夢をみずから実現する考えをいまなお持っていることを表現して、質問を終わります。ありがとうございました。（「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって六の一、日野市百科事典の編さんをに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時九分散会

四月二日

水曜日

（第十二日）

昭和五十五年
第一回定例会

日野市議会会議録

第十二号

四月二日　水曜日　（第十二日）

出席議員（二十七名）

一番	黒川重憲君	十七番	石坂勝雄君
二番	市川芳太郎君	十八番	滝瀬敏朗君
三番	秦正一君	十九番	林重義君
四番	飯山茂君	二十番	市川資信君
五番	川嶋博君	二十一番	島村孝志君
六番	中山基昭君	二十二番	大越久雄君
七番	大柄保君	二十三番	一ノ瀬隆君
八番	田中鯛一君	二十四番	竹ノ上武俊君
十番	谷長一君	二十五番	米沢照男君
十一番	名古屋史郎君	二十七番	高橋通夫君
十二番	本間久君	二十八番	佐々木昭雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十九番	正国務君
十五番	板垣正男君	三十番	三浦重春君
十六番	奥住芳雄君		

欠席議員（三名）

九番	藤林理一郎君	二十六番	杉山寅三郎君
十四番	橘祐子君		

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	伊藤正吉	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　清水聰一郎　君

議事日程

建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	前川恒雄	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君
書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

昭和五十五年四月　二日（水）
午前十時開議

午前十時十九分開議

○副議長（島村孝志君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十八名であります。

連日御苦労さまです。本日は、議長が所用のため欠席をしておりますので、副議長の私がかわって議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第一、一般質問を行います。

七の一、日野市においても行財政改革を一層推進せよについての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔二十番議員登壇〕

○二十番（市川資信君）　日野市においても行財政改革をさらに一層推進せよ、というテーマで質問してまいりたいと思います。通告質問の中には「行政改革」となっておりまして、「財」が私の手落ちで抜けてしまったことをおわびいたします。「財」を入れていただきたいと思います。

構造改革の八〇年と言われる中で、どの市町村でも行財政改革を最優先課題として真っ正面から取り組む市町村が多くなっていることは周知の事実でございます。

従来からかけ声はありますけれども、実行に移されない行政の肥満化、機能の低下、財政の硬直化等、行政の減量と創出が求められておるのは事実でございますが、その厚い壁を前に、低成長経済が定着した民間企業が、減量経営を余儀なくされている中にありまして、四十年代の、いわゆる高度経済成長時代の、税収が伸びて使うに困った時代の公務員の待遇のためにとった措置が、現在なおそのまま残っている。減量経営どこ吹く風、官民格差をめぐる市民の不合理感、それがいま行政に変革を求めているのだろうと思うのでございます。

さしずめ民間企業ならば、経営が悪化するとまず事務事業の合理化を図り、あるいは給与を抑え、人員を削減し、思い切った配置転換を行う。これら新しい時代に対応する企業の柔軟な発想が、なぜ役人の世界から生まれてこないのか、一体その前進を阻むものは何なのか、そのかぎを握る市長の所見にわれわれは期待し、順次質問してまいりたいと思います。

まず質問の一点目でございますが、行財政改革についての基本的な取り組み方、考え方についてお伺いしたいと思います。

二点目に定年制、退職金制度、給与制度について、その導入について質問してまいりたいと思います。

基本的な私の考え方としては、働く人たちの生活の安定、より豊かな生活設計、安心して生活できる保障を与えるのが、為政者、あるいは経営者のだれしもが思う基本的な考え方であろうと思うのです。人ならばだれしも心する心情でありましょう。しかし、最近の新聞紙上で御存じかと思いますが、埼玉県の草加市、あるいは神奈川県の鎌倉市、千葉県の市川市等で、多くは市民要求の形で給与ベース、あるいは退職金額の問題が取り

上げられております。これらの新聞をよく読んでみますと、ほとんど日野市と同じ給与算出方法が取り入れられているわけであります。いわゆる地方公共団体では行政職員と現業職員の別々の給料表を設け、職務に応じて等級、号級を当てはめていく。ところが、行政職員、現業職員とも同じ給料表が適用され、いわゆるこれを通し号俸というんですけれども、一般職員でも勤続年数を重ねれば、実際は課長でなくても課長職の給与をもらえる、いわゆる「渡り」を日野市も採用してる。現在は、市民からそれほど大きな声として、この件についての要求がないのが幸いと言っていいかどうかわかりませんけれども、最近の近隣の問題の発生等を考えるときに、日野市としても十分に検討を加え、行政のみならず財政の面についても、こういった面を指摘する必要があるのではないかと考えるわけであります。その点についてお答えいただきたいと思います。

質問の三点目、補助金制度の見直しとサンセット方式の導入を提言してみたいと思います。

いつも問題になります許認可や補助金制度でありますが、一たび制度化されると、廃止の手続きをとらない限り、ずるずるといつまでも生き残る。しかも社会福祉、公害防止、その他いろいろと新顔の許認可、補助金もふえるばかりで、古くなった制度を整理するには、いわゆるもとになる法律を消すことだと思うのであります。そのために、すべての補助金、許認可に何年後に廃止という周期を設け、もし継続するなら、市長、市議会で改めて存続の手続をとらない限り自動的に消滅するサンセット方式の導入を取り入れたらどうか。日野市においても数ある補助対象の中に、古い洗い直しの必要なもの、あるいは、欧米ではこの方式を相当取り入れ、行財政の硬直化を防ぐのに、予防線として効果をもたらしていると聞いております。その点についての第三問目の質問をいたします。

四点目に、コンピューター導入計画と今後の省力化について御質問いたします。

本年度予算に、事務電算化準備予算として十九万円が計上されておりますけれども、準備段階で将来の基本計画を発表することはむずかしい点があろうかとも思いますけれども、今後の行政視察の中に、先般の九州の行政視察の中に、地方自治体でもかなりの電算化システムの導入を図って、行政の効率化、あるいは省力化を図り、効果を挙げているところもあるわけでございます。そういった面を取り上げますと、日野市としても、詳細な答弁は結構でございますけれども、大体何年後にはこの程度の事務効率化を図り、またスピード化、そして人件費、その他の省力化ができるのか、そういう予測を見積もっておられると思うんですが、その点についてお答えいただきたいと思います。

なお、現在、外注に出している事務処理の課数、どの課とどの課が出している課数、何カ所が出しているかということと、発注している会社名をお答えいただきたいと思います。

最後の質問の五点目でございます。機密の公開性について申し上げたいと思います。

昨日も、高橋議員の質問の中で、理事者側と食い違う点があったわけでございますが、ともすれば秘密主義に陥りがちな行政を、できる限り公開する窓を拡大していく、そう私は思うのであります。スエーデンのように、だれもが自由に公文書に接近でき、アクセス権が身について、行政の透明度が非常に高い。現状では、議会の資料要求、記録要求にも、秘密遵守を盾に、提出できない資料が多々あるわけでございます。市民の監査請求、あるいは訴訟等、地方自治体には時折発生してる現在、現行の監査委員制度が有効に機能していないとの不信を持っているからだと思うのであります。その点について質問いたします。

○副議長（島村孝志君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　第一点目の行財政改革の基本的な、という御質問についてお答えいたしたいと思います。

基本的には出るを制しという形になるわけであります。入るを図り出るを制す、それが基本的な考えだと思います。その考えにのっとりまして、われわれ日野市におきましても種々の対策を考えておるわけでありますが、事務段階で行われます中には、いわゆる予算編成時における厳密なる査定方式、あるいは予算承認後の執行体制の中における厳密な管理方式、そのほか人件費の節約、むだなものは使わないというような厳しい体制、これは一つには組織の機能がそう働くように考えておかれないとできないことでございます。わが市でもそのようなことをとらえまして、基本的にはそういう効果が挙がるような機能を発揮できるような体制を整えつつ仕事をしてる、そういうのが現状でございます。

次に、私にかかわります部分で三点目の補助金制度、サンセット方式の御提言についてお答えいたしたいと思います。

おっしゃるとおり、サンセット方式と申しますのは、言うなれば期限つき補助制度でございます。議員さんの御指摘のとおり、欧米ではこの方式によって高い効果を上げているということは、私たちも研修等で聞き及んでおります。欧米におきましては、補助制度というものは数が少ないわけでございます。自治方式の確立の度合いの高さのために、公共団体が補助するという精神が希薄であります。むしろ避ける傾向にあります。

ところが、日本におきましては、国から始まって、かの有名な自動車産業、あるいはミシン産業等に対する国の補助、日本株式会社等々の外国からの批判にありますように、日本の国におきましては、補助制度というのが一つの特色でございます。

私は、これも一つの産業交流の方法だと思っております。

しかし、御提言のように、期限なしというのはどうかと思います。確かにおっしゃるとおり、期限つきの補助制度ということを導入して考える。当市におきましても、補助金検討委員会なるものを設けまして、そういうことにつきましては、一応検討を加えてまいっております。自己責任性、公平性、効率性という三点から補助金の見直しをしてきたところでございます。今後もその方式によって、むだな補助金等については改廃を図っていきたいと考えております。

四点目のコンピューター導入についてお答えいたします。

まず、今後の計画として、二年間以内に導入をしたいと、そういう明瞭な目標を持っております。確かに、御指摘のとおり準備段階でございますが、機械そのものを導入した方がいいのか、それとも全部を総合的にユニット化して委託した方がいいのか、その点などにつきましては、先進各市を視察した上、いわゆる功罪を明らかにした上で決着をつけたい、そのように考えております。

なお、お尋ねの中に、現在発注してる課の数、あるいは発注会社名というお尋ねでございますが、これにつきましては資料を調えまして、書面でお答えいたしたいと思います。現在手元にございませんので、そのようにお願いしたいと思います。

五点目の機密の公開性についてお答えいたしたいと思います。

御承知のように、われわれ公務員は、地公法によりまして、機密保持の義務を課せられております。それと情報を公開するということの兼ね合いの関係がございます。内閣でも、このことにつきましては審議会を設けまして、いわゆる各項目ごとに審議を加えておるのが現状でございます。

日野市におきましても、電算導入と同時に、この機密の公開性につきましては、十分な検討を加える必要があるという見解のもとに、現在検討中でございます。当然、審議会を設けまして、その中で項目ごとにお諮り、お願いするという形になると思います。

もともと機密の公開性ということの発想点は、いわゆる企業の公害問題からであります。ですから、企業につきましては、情報公開が簡単に義務づけられたのでありますが、われわれには秘密保持という条件がついているために、公務員の公開性についてはちょっと困難なところがあるというのが現状でございます。これにつきましては、いま申しましたとおり、審議会等を設けまして、十分な検討を加えていきたい、これが現在の段階でございます。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　第二点目に御質問のございました退職金、定年制、それから給与制度についてお答え申し上げたいと思います。

定年制につきましては、いまの九十一国会に、国家公務員の定年制が提案される、このような状況になっておりますし、それにつれまして地方公務員につきましても、自治省から指導があるようでございます。それで、各市のある程度の細目につきましては、条例にゆだねて、地方公務員、国家公務員とも、段階的に六十年実施ということをめどにした法律案が提案されるというふうな状況になっておるわけでございます。

それから、退職金につきましても、給与制度につきましても、おっしゃるとおり、世論のいろんな批判があるわけでございます。これにつきましては、やはり地方公務員法の二十四条の職務給の要するに原則だとか、あるいは均衡性の原則というものがございますけれども、これらの均衡性の要するに原則に比較しまして、やはり高額の退職金ではないかとか、あるいは給与制度については、端的に申し上げますれば、ラスパイレスとの比較において、やはり問題があるというふうな指導がなされておるわけでございます。

それで、定年制の問題でございますが、要するに国会とかにおいてはそういう情勢でございます。市の中におきましては、定年の勧奨制度というものを設けまして、その実施を図っておるわけでございますけれども、一部不徹底なところがあるわけでございます。現在、六十なりあるいは六十五歳の定年勧奨のときを迎えましても、なおかつ在職してるという職員が十二名ほどおるわけでございまして、これらにつきましては、おっしゃる趣旨に沿いまして、五十五年度、極力説得努力の中で解消していきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

それから、退職金、給与制度につきましては、さっき申しました給与上の原則等もございまして、非常にむずかしい問題でございまして、いま鋭意検討してるところでございます。東京都におきましても、役付加算の廃止だとか、あるいはほかの二十六市の中におきましても、いろんな是正措置を考えているというふうな状況でございますので、日野市においても検討していきたいということをいま申し上げましたけれども、鋭意努力していかなければならないことだ、というふうに考えておるわけでございます。

それから、給与制度につきましては、御存じのように五十三年のラスパイレスが、一般行政職において一二〇・二というふうな状況でございます。それが五十四年には、一一八・八というふうに改善の努力を払っておるところでございます。何せ給与制度でございます。急激な改革ということは非常に困難でございます。今日のような経済情勢の中ではなおさらのことでございますので、何分とも執行部の方のわれわれの努力を見守っていただき、御叱咤していただければというふうに考えておるわけでございます。

おっしゃるとおり、構造改革の八〇年代という御趣旨には、

われわれもそういう決意でおるわけでございます。社会構造だとかエネルギーだとか、いろんな問題が基本的に変革された時代でございます。そういう社会の中において、やはり市役所の機構というものも、あらゆる面において構造改革すべき時代なんだという認識は持っているわけでございます。その認識に従って退職金の問題、定年制の問題、給与制度の改革、あるいは地方公務員法にのっとった、原理、原則にのっとった制度にし、能率的な、士気高揚した組織にしていきたいというふうに考えておるわけでございます。何とぞ、先ほど申し上げましたように、今後の払っていく努力に叱咤激励を賜ればというふうに考えておるわけでございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（島村孝志君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　いま、一点から五点までの御回答をいただいたわけですけれども、一問目、二問目は財政改革ということで共通点があるわけですから、これ、オーバーラップして結構だと思うんですけれども、私は、士気高揚のために努力するというような答弁をいただきましたけれども、そういう言葉よりも、むしろ具体的に、一体日野市の職場の構造を、こういうふうなシステムに、今後は取り組んで持っていくんだ、というようなことをお答えいただけるんだろうと思って期待しておったんですが、企画財政部長は、出るを制すとか、人件費の節約をするとか、これは大いに結構ですけれども、そういう前に、職員の職場の士気の高揚等を図るには、一体どういう行政システムを取り入れるかということを期待しておったんですけれども、残念ながらそういうお答えがいただけなかったわけです。

　これは一つの例でございますが、私はちょっとおもしろい記事を見ましたので、ここでちょっと提言してみたいと思います。兵庫県下にあった二つの市のことなんですけれども、一つは尼崎市で、係長クラスを中心にして六つのプロジェクトチームをつくって、市政改善策を提言させる試みである。一つは事務事業の合理化、一つは市民サービスの向上、もう一つは第三セクター設立、これをテーマとして、十人ずつのプロジェクトチームをつくる、あと三つは三月いっぱいに設けるというやり方なんです。

　もう一つは、同じ兵庫県下の伊丹市で、今度は逆に課長クラス百三人が全員論文の提出を求められて、市政を見直すという試みであります。テーマは経営戦略。四百字詰めの原稿用紙に五枚。そして伊丹市では、さらにことしから、自己申告制度の勤務評定、人事管理制度の採用、大変ユニークな発想に興味があると思うんです。

　この二つの市の試みに共通してるのは、いわゆる中堅職員の目から市政を見直すという点であろうかと思うんです。職員研修というものも、もちろんこれらには兼ねておるだろうと思うんですけれども、それよりも、いわゆる日ごろ市民と接触して、現実的で、具体的で、しかも新しい感覚の改革案を期待できるところに特色があるんだろう、私はこう見ております。

　一般に自治体が行政改革をする場合に、意見を聞く場合、一般的には学識経験者であるとか、あるいは外部の審議会をつくる形が通例でございますけれども、確かにそれらの点においても、新しい目、厳しい目は期待できることも多々あると思います。けれども、いままでの例を見ますと、現実離れの答申が多く、せっかくのそれらの改革案の答申が役所の物置に眠っておるという面が多々あるわけであります。庁舎内部の幹部を連ねた委員会、ここにいらっしゃる人は偉い人なんですけれども、偉い人と言えば部長クラスの委員会をもし設置した場合には、これは確かに実現可能ないろいろといい案も出てくるかもしれませんけれども、どうしてもお手盛り的で新鮮味に欠け、あるいは鋭さに欠けるという点が多いのではないか。そういう面からいきますと、やはり先ほど申したように、中堅クラスによる事務事業の見直し、ちょうど学者あるいは部長クラスの中間をねらった、また新しい活力ある合理化というものが見出せるのではないかと思うわけであります。

　自治体の行財政システムに問題点が幾つかあるわけですけれども、見直し、洗い直しは稟議制度とか、年功序列とか、硬直化した組織を改めることから手をつけていくべきだろうとは思うんですけれども、住民との窓口に近い職員の意向が的確に反映できるような形になれば、行財政改革もスムーズに運営されるようになるのではないか。民間でできるものはどんどん民間に委託すればいい、私はそう思うんです。

　たとえば、アメリカあたりに旅行に行った人からよく私は聞く話ですけれども、たとえばストックホルムの例ですけれども、ごみを収集するのに、その市を四つに分割してるんだそうです。四つに分割したその一つを市が受け持つ。あとの三つを委託業者に自由競争させる。業者は朝の五時にはスタートして、いわゆる通勤、通学のラッシュ時にはすべての仕事が完了してる。なぜ一つを市が受け持つているかというと、それは、一体これだけの仕事をするのに何時間かかるか、人件費はどのくらいを要するか、そのデータ集めのためにそういうシステムをとる。大変効率的であり、すばらしい感覚だと思うんです。

　そういうシステムを取り入れれば、日野市のようにごみ問題一つ取り上げても、いや交通渋滞だからここにはダストボックスは置けないとか、危険物は置けないとか、確かに交通渋滞で車がとまれないからここに置けないんだとかいうことも、ある意味では自然解消できるんではないかと思うわけであります。ぜひひとつそういった点も見習っていただきたい、これが一点目です。

　それから、二点目でございますが、総務部長からるる御説明

をいただいたんですけれども、ラスパイレス指数までいただいたんですけれども、ちなみに私が調べた給与というものを、他府県、国と比較して数字をちょっと述べてみたいと思います。

国の昭和五十四年度は、高校卒の行政職が七万六千六百円、高卒の現業職が七万四千九百円、大卒の行政職が九万五百円。日野をとりますと、五十五年の一月一日現在で、行政職、現業職は当然区別がないわけですけれども、高卒で九万六千百円、大卒で十一万百円。一万九千五百円から一万九千六百円の差がそこにある。いま、再三新聞に出ている草加市の例をちょっととってみますと、五十三年度の職員の年間平均給与、これは三十一歳ですが、三百六十万九百九十八円、これは平均です、草加市の職員の。草加市の市民の三十一歳の平均給与が二百八十八万七千六十四円。日野市の三十一歳の全職員の平均給与が年間三百六十八万一千三百八円。高い高いと言われている草加市の職員より八万三百十四円日野市の方が高いわけです。

日野市民の三十一歳の年間給与ですけれども、これは私の推定ですのではっきりした数字ではございませんけれども、まずこのぐらいだろうと思うのは、よくて三百万円。市民との差に、同じ三十一歳で六十八万円の差が出ている。いま、総務部長がラスパイレス指数を言われましたけれども、一二〇・二。国の給与水準の五十三年度を一〇〇とした場合、都道府県が一〇七、指定都市が一一一・四、東京都が一一一・七、日野市が一二〇・二、ことしは先ほど一一八・七ということだそうですけれども、まだ、ラスパイレス指数をとってみても非常に高い。多摩二十六市が一一六・九ですから、多摩全体からしてもまだ相当高い数字になっているわけです。

さらに退職金制度ですけれども、これも同じようなことが言えるわけです。ここに細かい資料がありますけれども、単純に申し上げますと、国家公務員の退職金は六十九・三ヵ月が上限なんです。ところが日野市の上限は百十七ヵ月。二倍まではいきませんけれども、私はこれならまだいいと思うんです。これだけじゃないんです。いわゆるその百十七ヵ月の基本になる給与、それがいわゆる通し号俸、渡りというものについている、算定基準が非常に高くなっているところに私は問題があるんだろうと思うんです。

そのほかにいろいろとありますけれども、私は、高いからどうのこうの、市によって財政事情がよければ、大いに職員のために出してやるのも結構でしょうけれども、こういう格差が大きく生じておるというところに問題点があるのではないかと思うんです。

一般に、職員数が多過ぎるという声をよく聞きます。また、それが行政の肥満化につながっている。地方公務員に定年がない。恐らく近い将来、このままいきますと、勧奨が十分に機能しなくなるだろう。職員の高齢化の傾向がますます強くなってくる。その結果、いわゆる組織力の低下、職員の士気の低下、それで行政が当然能率的運営に支障を来す、という事態の到来を私は憂慮するゆえにこういうことを申し上げているわけでございます。

先ほども総務部長からお答えいただいたように、政府においても、今国会に国家公務員の退職手当を八・三%減額するという改正案を提出されております。自治省も、国に準じて地方公務員の退職手当を引き下げるように通達する方針だとさる新聞紙上で拝見したわけでございますけれども、自治体経営のあり方がこのままの姿でもし進むとすれば、やがては自治体自体が、退職金も、それに近い将来、二十年も三十年も先じゃなくて、財政が破綻する、これは明らかであろうと思うんです。そういう面を考えて、私も真剣に、決していやがらせとかなんかじゃなくて、現実に日野市においても、このままの姿でいくならば必ず財政は破綻します。退職金が払えなくなるんです。

私、ここに一つの資料を取り寄せたのを申し上げますと、これはいろんな角度からお話しするのでわかりにくい点があるかもしれませんが、日野市の職員の人口構成比を取り寄せてみたんです。昭和四十八年の四月に、いわゆる三十五歳以上、と申しますのは、三十五歳ぐらいから係長のポストにそろそろつけるだろうということを想定して、三十五歳以上の人をとってみたんですが、昭和四十八年四月一日現在で、二百四十一人の職員がいらっしゃる、これは単純労働者を除いて。だから一応係長候補です。それがポストは課長、部長で、五十五のポストがあります。五十五年の四月一日、ことし、三百四十八人。五十八年の四月一日になると四百五十五人。六十三年になるとこれが何と六百七十三人。そうしますと、六十三年になりますと十二・八倍、ポストに対して。ポストも多少ふえるかもしれませんけれども、そんなに大きくふえることはまず望みがない。もう、課長になる、係長になる能力のある人がうざうざいるわけです。ところが、なりたくてもいまのように定年制がない、そういう制度がないところにもう完全に行き詰まってしまうわけです、制度上。それだけではないんです。制度上においてもそうですけれども、この人たちがいわゆる退職するときに、いまの退職金制度でいったならば、日野市の財政は完全に破綻する。

これ、非常に私は興味ある新聞記事を読んだんですけれども、大変おもしろいと思うんです。「日本航空の労働組合が職務定年制を要求、今春闘に盛り込んでいる。いわゆる成熟社会における企業組織の活性化に関する要求として、いきいきとした組織ですね、職務の定年制の導入、能力比較制度の見直しを重点項目として打ち出している。定年延長による管理職の高齢化、ポストの不足で、十分能力のあるものが、係長、課長の一歩手前で長い間足踏みさせられる。社員は今後ふえる一方。管理職の新陳代謝を促し、能力のふさわしい職務と権限を多くの人に

与える働きがいのある職場の確保が必要だ」と要求してるわけです。

労働組合の多くは、私はこれを読んで感じたんですが、もはや資本に対立する階級闘争のための組織とか、労働者の既得権を守ったり、地位保全を図るというような組織といった、いわゆる教科書的な発想ではもう現代は生きていけないんだというふうになってきているわけです。これを見ても。いわゆる八〇年代の労働運動でも、この方向が恐らく象徴されるだろう。私は、はからずも日野市の現状を見たときに、全くこれと同じことが何年後かにやってくるということを憂えるがために、ここであえて現在言ったわけであります。

もう一点、自治省は、昭和五十五年度のベースで、五十六年度から六十年度までの地方財政の姿を描いた財政収支試算を国会に先日提出しました。それを見ましても、地方財政が五十六年度から五十九年度までに、地方税で約二兆七千億円を増税しなければ六十年度の歳入、歳出の均衡はできない、このような発表をしております。こういう厳しい状況の市政の中にあって、増税を図ればいいじゃないかというような安易なことでは、今後とても進んでいけない。今後、そういった税金は、ある意味では頭打ちである。固定資産税も、もう本当に限界に来ている、この高い上げ幅で。そういう中にあって、一体、じゃあ今後、自治省のいま言う増税に対する日野市の姿勢というものは、どういう取り組み方をするんだろうということをお聞きしておきたいと思います。

サンセット方式は結構です、それで。

それから、コンピューター導入も、これはまだ先のことですから結構だと思います。

最後の五点目の機密の公開性について、これも先ほどは苦しい答弁で、公務員としての秘密保持法っていうんですか、これを盾にしてるんですけれども、私が基本的見解として申し上げるのは、自治省の見解では、地方自治に機密はないというのが原則でございます。これは自治省の見解です。

ただ、きのうも高橋議員の中でも発言があったように、個人のプライバシーの問題ですとか、また国、都の事務事業の多くを占める問題点があるので、全部の公開ということは大変私も異議があるだろうと思うんですけれども、基本的には機密の公開性が正しいだろう、こう思うわけです。

ここに、これは五十五年三月二十二日の日経ですが、情報公開の記事が載っていたのでちょっとあれしたんですけれども「町の行政をガラス張りにし、行政への住民参加を進めよう。神奈川、滋賀、広島各県などが、国に先がけて情報公開条例の制定の動きに入っている。広島県安芸郡府中町議会の総務委員会が、このほど全国でも初めての十一条から成る情報公開条例をまとめた。この条例案は、町機関が管理する一切の情報を公開

することを前提に、非公開の範囲を定めたもので、今後、町当局と調整を進めて九月の議会に提出する」。

地方でも、いわゆる「地方の時代」と言われる八〇年代の幕あけ、これは一つのある意味では、ガラス張りの行政、機密の公開性等は、当然求められてくるだろうと思うんです。ひとつ、現在ややもすると議会で議員が求める提出資料ですら、時と場合によっては、きのうの高橋議員のように十分に応じられない。私もそういった件がありました。こういうことだけはないように、それがあるんでは監査制度そのものの意義も疑われてきますし、大いに今後反省し、取り入れていただきたいと思うんです。

以上、申し述べた点について、補足質問にお答えいただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　基本的な考えという点についての再度の御質問についてお答えいたします。

御指摘の他市におけるいわゆる経営戦略論争とか、あるいは中堅クラスの事務事業の見直し、このことにつきましては、当市におきましても、いわゆる研修制度の中で、このような形のものをプロジェクトチームをつくってやっております。やってはおりますが、御指摘のように、それがはっきりと表面に出るところまで至ってないというのは、私も残念に思います。今後努力を重ねて、そのものが顕在化するようにやっていきたいと考えております。

それから、五点目の公開法の件でございますが、公開につきましては、先ほど私が申し上げましたのは、現在ある法制度化の問題として守秘義務を申し上げたわけでございます。基本的な方向として、当然、あらゆるものをガラス張りにしていくという基本姿勢は当然のことでございます。

ただ、それを公表するに際して、市役所に、いわゆる地方自治に秘密はないという自治省の見解でございますが、実際に税やなんか扱っています範囲の中にはございますので、それらの個々の事態につきまして、一応御検討いただくような審議機関の中で公開を実施していきたい、そのように考えているわけでございます。御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　非常に現状についての鋭い分析をされておるわけで、答弁の方も当を得た答弁ということでいきたいと思っておるわけでございますけれども、現状を申し上げていきたいと思っておるわけでございます。

伊丹市とか尼崎市のお話がございました。それで、日野市におきましても、昭和五十年来、いろいろと職員の採用についてはきつい抑制の手段をとっておるわけでございます。そういう

ふうな事情にございますけれども、いろんな施設がございます。学校だとか保育園だとか、そういうところにつきましては、一応職員の定数というものが定まっておりますので、その面についてのやはり職員の配置ということは、施設の増加に応じて自然にふえていく。それで、抑制しておりますのは、一般の事務職とか技術職の方が五十年来要するにずっと抑制してきておるわけでございます。五十五年度の場合におきましても、補充程度というのが現状でございます。それで、そういう状況を繰り返してきておるものですから、人事異動を実際に扱ってみますと、一般の事務職だとか技術職におけるところの人員の配置というのが非常にむずかしくなってきている。従来のやり方での一つの限界に来ているんじゃないか、このように考えておるわけでございます。

そういうわけでございますので、今後は従来の方法ということではなしに、やはり思い切った科学的な管理方式を導入していく、あるいは時期とか季節だとか、仕事の要するに変わり目において、個々の職場において、職員に仕事の余裕とか、あるいは手待ちとか、いろんな端境的なものが出る場合における職員の流動的な要するに活用とか、そういうものも考えていきたい。

先ほど企画財政部長が言いましたけれども、そういうふうな方法につきましては、職員の研修の中からも、一つの研修の結論として出てきておるわけでございます。それらも現実の問題として、行政のペースに乗っていきたい、そのように考えておるわけでございます。

それから、先ほどいろいろお話があったわけでございますけれども、要するに能率的な職員の配置、流動化していきたい、こういう問題とか事務処理の効率化、あるいはできるものから事務事業の民間委託だとか、職員の能力の開発、研修、こういうものを実施していきたいと大綱的には考えておるわけでございます。

この中で申し上げますと、事務処理の効率化ということについては事務改善、それから事務の機械化だとかコンピューターの導入だとか事務の集中、あるいは証票の改善だとか、そういうものをやっていきたい。それから、能力の開発につきましては、ふだんから職員の要するに研修を充実させ、士気の高揚を図っていきたい、こういうふうなもの等を実際に考えておるわけでございます。いろんな現実の要するに対応というものにつきましては、まだまだ検討しなきゃならない問題があろうかと思いますけれども、意欲的に取り組んでいきたい、このように考えておるわけでございます。

それからもう一点、職員が四十八年四月一日では、三十五歳以上の人が二百四十一人だったけれども、昭和六十三年の四月、八年経過した後ではこれが六百七十三名の三十五歳以上の職員

になる、こういうふうな職員構成というものにつきましては、四十年以降、人口が急増し、それにつれて事務量がふえ、職員をそれに対応してふやしてきたというふうな急激な人口増に対応した職員の増加、あるいはその後、これではいけないということで職員を抑制してきた、こういう一つのくびれが、十五年、十八年という年代の経過によって、おっしゃるような問題点が出てくるわけでございます。これについても考えていかなければならないんじゃないだろうか。

現状の中でも幾らか出てきております。四十年ごろ採用した人がちょうど係長だとか、あるいはそのちょっと前に採用した人に課長候補が大ぜいいるとか、現実の問題となっておるわけでございまして、職員課としては現実の問題として対応していこう、ポストをやたらにふやすわけにはいかないわけでございます。おっしゃるような士気の高揚、あるいは生きがいのある要するに職場づくりというふうな面から、やはりいろんな方式をこの中へ導入していかなければならないんじゃないだろうか。東京都の場合には、だんだんに係長の試験制度等を実施しなきゃならんというふうな目途等も持っているようでございます。いろいろ長所、短所があるわけでございますが、短所を超えて、日野市の場合も考えていかなければならないんじゃないだろうか、こういうふうに考えておるわけでございます。

それから給与、それから退職金につきましては、さっき申し上げましたように、急激な要するに対応ということはむずかしいわけでございますけれども、世論からの要するに批判というものもございます。やはり早急な対策等を考えていかなければならない問題だというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　大変丁寧なお答えをいただいてありがとうございます。

いずれにしましても、議員がこの壇上に出て一般質問をするというときには、それぞれ三十名の議員は、全員が、真剣に自分の意見に責任を持って資料を集めて、ただいわゆる遊びでやってるんじゃないわけです。過去にも幾つかのポイント、多くの議員が大変すばらしい意見を言っておるんでございますけれども、なかなかそれが実行に移されないのが現状だろうと思っております。

まして、今年度あたりは一般予算が通過してしまって、セレモニー化してるような点もあるんです。私は、そういう点を非常に残念に思うんです。前回の私の自転車置き場の提言に関しても、一度もその後、私に尋ねに来た人はおりません。こういうことでは、幾らいいことをここで言っても水のあわと化して、むなしい、悲しい政治へつながると私は思うんです。そういうことがないように、一つ一つをよくかみしめ、感情に走らない

で、お互いに切磋琢磨して進むところに議会制度の進歩があるだろうと思うんです。ぜひ聞いていただきたいと思います。

最後に、慢性的な地方財政の硬直化の中で、公務員の綱紀粛正を求める市民の声の背景の中で、地方公務員法、あるいは庁舎管理規程を無視して、職員組合が要求項目を書き込んだビラを庁舎内にベタベタ張ったり、あるいは廊下を占拠したり、争議行為、これらに一体訪れた市民は何と思っているでしょうか。市庁舎を私物化し、これで公僕としての自覚が果たしてあるのだろうか。市民に不快感を与える。戦術は厳に慎むよう指導すべきであると信じております。

一方、事業においても、下水道事業、今年度の事業認可、万願寺の区画整理、学校建設、道路行政の推進等、片や行政改革の一方で、厳しい財政状況の中にある中で事業の推進を図る森田市政の真髄の見せどころは、一にあなたの双肩にかかっておるだろうと私は思うわけであります。厳粛なる決意でこれらの難関を突破する市長の決意があればお聞かせいただいて、質問を閉じさせていただきたいと思います。なければ結構です。

○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体の行財政のこの時点での見直しという観点と、それから現実の市役所の中の行財政を預かります側の体制のことにつきまして、先見性のある、またわれわれに十分数えていただくことのある内容の御質問をいただいたわけであります。別にそれを切り返すことはないわけでありますけれど、ただ、自治体という一つのわれわれの団体の主体性と自主性の中で物事を考えなきゃならんと思っておりますし、よそのいい点はもちろん学びますが、またわが市のいい点もたくさんあるわけであります。

それから、職員管理の問題で、いろいろわれわれのまさに感じておるところを御指摘いただいておりますけれど、一方にまた社会保障制度というものが、もっともっと国の制度として進んでくることによって、問題の解決を可能ならしめることは幾多あります。定年制の問題もしかり、伴っての退職金なども同様だと思います。

合理化、あるいは機能化、つまり市民サービスのためのそういう明確な目標を持ったこういうことは、どんどん取り入れてやっていきたいと思っております。しかし、自治体が減量経営という言い方もあるわけですけれど、わが市のごときは、まさに、むしろサービスをすべき相手側の方が、つまり市民の方の方がどんどんふえてきておるわけですから、いま日野市の行政の体制が肥満化したり、マンネリ化したり、あるいは非能率だというふうには、私は必ずしも考えておりません。いけない部分もあると思っておりますが、とにかく自治体というものが、行政をもってサービスする機関であるということにおきましては、日野市は、りっぱな仕事を、過去から今日に続いて伝統的

に行われてきておる、このように基本的には考えております。

したがって、その中で、なるべく時局時局に当たりまして、先見性のある、いわゆる改革をやっていかなければならない。これは職員の意識の改革を含めても同様であります。組織的な改革もまた大切だと思っております。

今後、また、いま言われました年齢構造等につきましての確かに危険ということもわれわれも予測しておりまして、それに先立って打つべき手は打たなきゃならない、このようにも思っております。内部で、いまかなりチームをつくりましたり、あるいはお互いが研修をする、あるいは研究をする、そういう課題も与えまして、かなり活発にそういう機運は高まりつつある、このようにも思っております。

具体的なことにつきましては、いま部長の方からお答えをしておりますので、それで御了承いただきたいわけですが、秘密保持ということにつきまして、ちょっと誤解といいましょうか、きのうのことなどを例にとられますとちょっと当たってない感じがしておりますので、お答えしたいと思うんですけれども、自治体に秘密はない、まさに私はそのとおりだと思っております。何も隠さなきゃならんことはないわけであります。

ただし、議会と執行機関という関係におきまして、本会議で何が何でも資料を出せという、資料によりけりだというふうにも思うわけであります。むしろ事前に、事務的にこういう資料が欲しいとおっしゃればそれを差し上げる形にして、そしてそれに意見を加えて本会議でやっていただくというのが一般的な行われ方ではなかろうかと思っておりますし、決して隠し立てをしようとかなんとか、そういう意味ではなくて対応しておる、こういうつもりであります。また、そのように、今後も、極力秘密などを強いて保とうとか隠そうとか、そういう意味では全くないということで臨みたいと思っております。

それから、自転車のことも先回の質問で言われまして、いわゆるオランダ方式というのを、新聞にも大きく出ましたから私も関心を持ってやっておりますけれど、要するにいますぐやれるという方式ではちょっと困難なわけでありまして、一平米の土地に自転車を四台置く、こういう構造になっておりますし、またそれを置く側も、そういうことによくなれて置かれるということですから、すぐに場所があればできる、こういうふうにはいかないわけであります。これは全国的にも、駅前に一つの足として使う自転車に対応する、そういういい方策が当然開発されなきゃならんというふうには思っておりますけれど、何一つしてないということじゃなくて、日野駅の自転車のことにつきましても、あるいは南平のことにつきましてもそれぞれ手は打っております。いま困っておるのは高幡です。高幡はいずれあの周辺の町づくりをもっと行うことによって、そういう方法は可能ならしめる、このように思っております。

それから、職員組合の争議行為は、これは甘く見ておるわけではありません。きちんとした対応で、そして組合は組合としての容認される範囲の中で、しっかりとした責任のある行動をとるということを求め、かつ指導をしておる、こういうことでございます。

何か落ちたらひとつ教えていただきたい。

○副議長（島村孝志君）　市川資信君。

○二十番（市川資信君）　じゃあ、これをもって終わらせていただきます。

○副議長（島村孝志君）　これをもって七の一、日野市においても行財政改革を一層推進せよに関する質問を終わります。

八の一、自然保護と問題点について、八の二、開発行為による寄付金の使途についての通告質問者、奥住芳雄君より、都合により本日の質問を取り下げたいとの連絡がありましたので、取り下げることに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（島村孝志君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時二十五分休憩

午後一時十　分再開

○副議長（島村孝志君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

九の一、施政方針について問うについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔二十五番議員登壇〕

○二十五番（米沢照男君）　施政方針について質問をいたします。

私がこれから質問する要点は大きく分けて三点あります。一つは自民党政府と自公民鈴木都政の反国民的、反都民的な財政計画と予算への批判に対して、森田市長から見解を伺いたい。二点目は、地方自治を守り、発展させ、市民本位の施策を一層前進させていく立場から、どうこれに対応していくのか。さらに三点目は、施政方針表明に示された今後の政策的方針に対して一、二提言をし、それに対して市長の答弁をいただきたい。まず一つずつ質問と答弁を進めていきたいと考えております。

政府の五十五年度地方財政計画は、地方自治体に行政サービスの切り下げ、そして住民負担の増加など、きわめて反住民的なものになっております。

その一つは、経常経費の大幅な圧縮が意図的に図られた点であります。五十四年度は一一%の伸びを示した経常経費は、事務事業の見直し、行政機構の簡素、合理化、さらには定数管理

の適正化の方針に沿って、五十五年度では五、六%の低い伸びに抑えられております。しかもその一方では、使用料、手数料収入を一五・六%と大幅に見込み、住民には受益者負担の口実で、大幅な負担増加が押しつけられております。

二点目は、地方財源不足額が政治的に低く抑えられたという点であります。地方財源不足額は、五十三年度が三兆五百億円、五十四年度が四兆一千億円、年々増大をしてきております。しかし、五十五年度の地方財源不足額の見通しは二兆五百五十億円で、当初の見通しよりも一兆五千億円も政治的に縮小されております。これは、言うまでもなく、国の一般会計からの地方財政対策費の支出を減らして、地方自治体と住民にその負担をしわ寄せしようというねらいがあります。地方自治体の強い要求である地方交付税率の引き上げは、今回も見送られる結果となっております。

三点目は、地方債計画の問題であります。特に問題なのは、公営住宅建設事業、一四・六%の減、義務教育施設整備事業、一二%の減、公園緑地事業、一七%の減、一般廃棄物処理事業、二九・二%の減、地方債の前年度対比の五%減に比べて、これら生活関連事業がいずれも大幅な減少となっております。

五十五年度の地方財政関係予算と、それに基づく地方財政計画は、財政危機打開を図る上で必要な財政制度の民主的改革には何一つ対策を講じないだけではなく、地方自治体に対して、不当な減量経営を押しつけるものとなっております。その上、電気、ガス、国鉄、たばこなど、公共料金の軒並み値上げは、さらに国民に深刻な負担増加をもたらそうとしております。

こうした政府の五十五年度予算は、国民生活と地方自治体に対して、財政再建の第一歩を踏み出す、こうした口実によって、福祉の切り下げと公共料金の一斉値上げ、さらに三年連続の所得減税の見送りによる実質大増税の三重苦を押しつけるものとなっています。

深刻な経済危機とエネルギー危機、さらには財政危機、腐敗政治など、共通した根源である大企業本位、対米従属の経済の仕組み、経済の構造に根本的にメスを入れていくという民主的改革には、全く何らも手をつけることなく、これらの危機をひたすら国民の犠牲と負担によって乗り切ろうとする財界の八〇年代構想が忠実に反映された、きわめて反動的な、反国民的、財界本位の財政計画、予算となっております。

また、市の予算に直接影響をもたらす東京都の財政方針は、財界人や高級官僚のOBで構成された都財政再建委員会の中間答申に示されているように、財政再建を旗印に、あらゆる施策を国基準に引き下げ、都民と区市町村に犠牲と負担をしわ寄せしようという、財政あって都民なしと言われる政府べったりの反都民路線が浮き彫りされたものになっております。

特に三多摩市町村の自治権を侵害し、施策のすべてを国基準

の枠内に押し込んでしまおうというねらいを持った調整交付金制度に対しては、断固反対をしなければならないと私は考えております。したがって、本当に地方自治を発展させ、市民本位の民主的な施策を推し進めていく、こういう立場に立つなら、好むと好まざるとにかかわらず、自民党のこうした悪政と真っ向から対決せざるを得ないと私は考えております。

その点で、こうした自民党の悪政に対する私の批判に対して、森田市長がどのような見解をお持ちなのか、まず伺いたいと思います。

次に二点目の質問でありますけれども、市長の施政方針、経済情勢と地方財政について、ほぼ的確な指摘がされております。しかし、見ようによっては、やや玉虫色に見える表現も感じられているところであります。国と都の関係で、今日の地方自治体の置かれている立場、日野市の行財政の実態に即して、その解決の道をどこに求めるのか、きわめて重要な、かつ緊急な課題であります。

市長の施政方針表明によりますと、一つには地方交付税の引き上げ、二つには都市税源の充実強化、三つには超過負担の解消、四つには事務事業の細配分、五つには地方債の弾力的運用、この五項目を全国的な自治体の統一要求として、市長会を通じて今後も努力をしていく、このように述べております。

市長も、決してここに表現された市長会だけにその活路を見出す、という考えはもちろんないとは思いますけれども、あえて私が強調したい点は、こうした長年来の地方自治体の共通した要求、願いを実現していくためには、市長会だけの要求、運動では解決を図ることはできないと考えております。

何としても、地方自治体の施策を力強く前進させていく、その財政的な保障を確立していく、こうした五つの統一要求を実現させていくためには、市長が全市民に対して、いまの地方自治体が置かれた立場を率直に市民の前に明らかにし、そして要求をしていく矛先を明確にしていく、全市民的な運動として市長がその先頭に立っていく、こういう基本的な姿勢が必要ではないかと私は考えております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）この点についても市長の見解を伺いたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　施策方針表明の中に、私の基本的に考えます今日の財政事情、特に国とのかかわり、都とのかかわり、それから市に置かれている立場というふうなことを、ごく簡潔に表現してるわけでありまして、大体どなたにも御理解がいただけるところではないか、このようには思っております。

しかし、一つの国の財政等に対します見解、あるいは地方自治体の置かれております財政的な基盤、こういうことにつきましては、一つの憲法の理解の仕方といいましょうか、そういうことで、多少議論となる際におのずからの見解があらわれてくる、これも現実であります。

私どもは、日本国憲法のもとには、地方自治体というのは、これは中央の政府に隷属する機関でもないし、いつも申し上げますけれど、双方が切磋琢磨することによって、国民の自由と平和と幸せを守っていく、こういうことでなければならないと思っております。ところが、日本人のこれまでの歴史上の経験の未熟な点、あるいは中央政府の意図的な支配体制のやり方によりまして、常に中央に隷属をさせられ、そしてまた地方自治というものが、まだりっぱに開花されていないというのが、今日の現実だと言わざるを得ないと思っております。

もっと政治文化が発展いたしますと、恐らく日常的な市民生活におきましては自治体が曇る。そして、外交でありますとか国際関係の問題、あるいはごく大きい経済の仕組み等については、国政が関与するということでありましても、国内ではなるべく自治体の創意工夫を大幅に認め、そして、地方にいい生活環境と文化をつくり上げていく、こういうことが地方自治の発展の道である、このように考えております。

そこで、今日の財政の背景でありますが、国政も一生懸命にやっておられることは間違いないでありましょうけれど、とにかく極端な高度成長を認める形で、あるいは奨励する形で産業基盤等に重点的な投資がなされ、それによって国民の生活を均てんさせる、そういう政策がとられておるわけですから、そのしわ寄せが今日極端に出てきて、そして余りにも急いだ経済成長が、ときによりますと過剰生産をつくり出して、やっぱり輸出に依存しなきゃならない。そのために外国からは、日本人はエコノミックアニマルというふうな評され方もされておるわけでありまして、むしろこれは国内に力を注いで、そして国民生活の基盤をつくるという方向から国内に投資をし、それが購買力となって産業の発展を促す、こういう仕組みの方がむしろ当たるんではないかということも一面には言われるわけですけれど、そのとおりになっていないわけであります。

そして、その結果不況が起きますから、不況のために、また、特に石油事情によって非常に左右されるわけですからして、そこで大きな国債を発行し、また財政健全化をするためにまた再度税金が加重されていく、あるいは公共料金が物価として値上がりする、こういうふうな一面の悪循環もあると思います。しかし、われわれは現実のもとの世の中に生きておるわけでありますから、一面の批判は批判ということで持ちましても、その現実の中で最善の方法を探していかなければならない、これが私どもに与えられておる今日の事情だというふうに考えております。

それから、地方自治体といたしまして一つの団結をし、そし

て国政に反映を求める、これが全国の知事会でありますとか、全国の市長会でありますとか、そういう立場でありますし、もちろん各議会におかれましても、いろいろな努力がなされておるわけであります。

一番われわれが主張をいたします大きな力になりますのが、全国市長会でありまして、その市長会には、儀礼的なあいさつではありますが、総理も出てこられる、各大臣も出席されるという場でもあります。全国から各諸要求をだんだん集めてまいりまして、それを整理し、項目を分けて、そして国政に向けてお願いをする、かなりそのことがまた成功し、要求が徐々には取り入れられつつある、これも事実であります。

それだけでは弱いんではないかということなんですが、もちろんこれは国民の風潮といいましょうか、国民がやはり自治の観念を確実に身につけて、そして納税に対する追及でありますとか、そういうことができる、そういう日本の民主主義の基盤が、やはり一番大切だということは同感でございますけれど、いますぐ、じゃあ日野市民の先頭に立って、というやり方が国政や都政を動かすぐらいのエネルギーになるかというと、まだ、なかなかわれわれの力の足りない、及ばないところも感じるわけであります。

しかし、できるだけ身近に求めて、そして民主主義の基盤とともに、自治というものを正しく理解される市民と連帯いたしまして、いろいろな自治の活動をしていくことが、しまいにはやっぱり幸を持つものである、このように考えるところであります。

落ちたところがあるかもしれませんが、概要の見解といたしましてはそのように考えております。

○副議長（島村孝志君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　市長の考え方、そして見解についてはいまの答弁で一応わかりました。ひとつ再質問いたします。

今日の地方自治体にとって、その施策を前進させていく上で障害になっているものは何なのか、これはもう強調するまでもなく、いまの自民党政府のもとで、年々、いわゆる憲法に保障されている地方自治権が剝脱される、財政的なやはり締めつけの中で、さらにそのことが早いテンポで強まってきている。こういう状況の中で市民の要求にこたえ、市民のための民主的な施策、さらに言えば、革新的な施策を進めようとすればするほど、この障害がさらに大きなものとなって前に立ちはだかってくる、これは避けることのできない現実的な地方自治体の置かれた姿だろうと思います。したがって、その障害になっている自民党の政治といやおうなしに対決せざるを得ない、これが今日置かれた地方自治体の立場だろうと私は思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

特に、東京都の関係で言えば、劣悪な国の基準を一つの物差しとして線を引き、その国の基準より一歩でも半歩でも出ていれば、その分だけ交付税を減額するというやり方で国の枠内に押し込んでいこう、これが調整交付金の真のねらいだと思います。したがって、市民のための施策を充実していくためには、どうしてもこの枠を大きく取り払っていかなければ、すでに枠をはみ出している分がさらに一層枠をはみ出すようにしなければ、市民の要求にこたえられないのが現実だと思います。

そこでお伺いしたいわけですけれども、今年度から東京都によって実施された調整交付金制度に対して、基本的にどういう姿勢、考えをお持ちなのか。少なくとも、私は、はっきりとした批判をする立場は貫くべきだろうと考えております。この点について一点伺いたいと思います。

もう一点は、単に市長会を通じて国に対する自治体としての基本的な要求を運動として進めていく、それを常に市民の前に、そういった自治体の置かれている立場を明らかにしながら運動を進めていく、市民に運動を呼びかけ、その先頭に市長が立っていく、現実問題として、なかなかその点についてはむずかしい課題だというふうに、私も率直に言って思います。しかし、基本的な姿勢として、そういう立場が考え方の上で貫かれなければいけないんではないか、こういうふうに私は考えているわけであります。

以上二点、再質問いたします。

○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　東京都が新たに創設されました調整交付金という制度なんですが、言われておるとおりの、というのはたてまえとしてのという意味ですが、たてまえとして一つのいわゆる都の行政、それからその範囲の中の市町村という関係、このことについての援助の仕方として、ひもをつけないで自由な財源として交付する、これが調整交付金の基本的な考え方ですから、たてまえ論としては決して悪い制度だというふうには思えないわけであります。

ただ、それの運用面で一定の原資の枠があるものですから、それを力のないところには厚く、それから力の比較的あるところには薄くということになってくるわけでして、それを努力割りでありますとか、そういう一つの評価をする、あるいは何かよけいな収入のある事業あるいは多少出す側から見れば財政の運営が甘いからして、それに一定の条件を付してむちの役目をさせる、こういうことが善意の限度を超えて、何か役人のさじかげんだとか、頭の下げぐあいでどうのこうのとか、こういうことになると、これはもう全く許せない制度になるわけでありますから、そういうことをさせてはいけない。

したがって、初め、いわゆる努力割り、行財政運営割りというふうな名称で言われておりますけれども、その部分につきま

しては極力割合を少なくして、いまのところ全体の一五%、初めはもっと大幅に、そういう割合を考えられておったようですが、これを圧縮し圧縮して、そういう弊害を出さないような、また一番大切な自治権の侵害にならないように、そういうふうに置きかえるべきであるということを主張して、その結果がそういう考え方にまた戻っております。一時は、かなり都としては、むちを強く出そうというふうな考え方もあったようでありますが、その考え方はむしろいまはずっと退いた。また、あたりまえのことですが、そういう経過を経て、東京都も大いに学ぶところがあった、私どももそのように思っております。

市民運動とともにということだと思うんですが、考え方としては全くそうあるべきだと思います。そして、われわれも役所の中で官僚になってはいけないわけでありまして、役所自身がまた市民に対するそういう立場になっては、これはもちろんいけないわけでありますから、そこに自治の妙味というものがおのずから出ると思っております。

やはり、日常生活が忙しいものですから、何か役所任せ、お任せ民主主義という言葉がありますが、これが一番まずいはずでありまして、絶えず市民に意識を呼びかけ、かきたてしながら一緒にやっていただく、こういうことが一番とるべきわれわれの方法である。また、そういうことによって事情をよく知ってもらって、おのずから憲法に沿った、そういう社会的な生きとした風潮をつくり出していく、これがいつも選挙等を通じて行われてるわけでしょうが、なかなかそれが生きてこないといううらみはあるわけであります。御指摘のことには同感でありますし、これからも努力をいたしたい、このように思っております。

○副議長（島村孝志君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　一点、そして二点の質問について、いま市長から再答弁をいただきました。この一、二点についての答弁に対して、最後に一点だけ要望して、この部分の質問は終わりたいと思います。

先ほど私が強調しましたように、いま自民党政府のもとで、大変厳しい地方自治体の行財政運営が強いられております。こうした中で、行財政面から見て、市民の要求にこたえて積極的な施策を進める上で、限られた地方自治体の権限の範囲内で力強く進めていく上で、いろいろな障害があります。

これは言うまでもありませんけれども、市民とともに考え、市民とともに闘うという基本的な姿勢を貫く中で、初めて憲法に保障された地方自治権の確立、そして市民を主人公とした民主的な施策を力強く前進させていくことができるんだ、と私は確信いたしております。今後とも、こうした基本的な姿勢を貫いて、市民の期待と要求にこたえていただくよう強く要望しておきます。

三点目の質問でありますけれども、今度の施政方針表明で、森田市長から四点にわたって予算編成方針の柱が示されました。第一に町づくりの基盤をつくる、第二に教育、文化、スポーツの発展を図る、第三に命と暮らしを守る、第四に市民自治の振興を図る、こうした立場から積極的な予算が組まれました。この点については、市民要求との関連で高く評価をしたいと思います。こうした立場に立って、二点、今後の施策について提言をし、市長からお答えをいただきたいと思っております。

一つは、市民サービスを第一とした民主的にして効率的な行政運営を確立するという問題でありますけれども、市民代表と職員代表も参加する行政改善委員会を設置する必要があると私は考えております。それは、市民に親切で行き届いたサービスを、そして職員には働きやすい職場を保障し、民主的で効率的な行政を確立していく上で、こうした市民参加の委員会を設置することが、緊急な課題だと私は考えております。

市の機構と運営について点検をし、市が独自に改善、解決すべき課題、そして政府、都に要求すべき課題について検討を加え、市当局と市議会に積極的に提言をしていく、そして行政改善を進めていくことが必要だと考えております。こうした点での行政改善委員会の設置を私は提言したいと考えております。

二点目は、生活つなぎ資金の貸付額の引き上げの問題でありますけれども、御承知のように、相次ぐ公共料金の引き上げ、物価の高騰によって、とりわけボーダーライン層、低所得の市民は深刻な生活難に見舞われようとしております。

施政方針でも強調されておりますけれども、インフレから市民の暮らしを守るべき市行政の役割りはますます重要な任務を担っております。生活つなぎ資金制度が実施されてすでに七年になりますけれども、この間、当初の貸付限度額の五万円が改正されないまま今日に至っております。現実問題として物価高騰の今日、現実的な改善策として、どうしても貸付額の引き上げが必要だと思いますし、そうすることによって、低所得階層市民の暮らしを守る具体的な手だてが必要ではないかと私は考えております。

以上、二点について、市長のお答えをいただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民サービスをよりよくするために、あるいは制度を改めましたり、あるいは欠陥を補ってよりレベルの高いものにする、そういうために、特別の行政改善委員会という名前を市民と職員でつくって、こういうふうな御提案がありますが、その委員会そのものは、これはむしろ議会の機能であり、議員の方々の日常的な提言、発言、出席等をわれわれは絶えず取り入れて、いつもそれこそが励みの根拠にもなっておるようなつもりでおります。ただ、より広くとい

う意味では、いろんな形の市民との交流をやっております。

いまは、特別に諮問機関として何々委員会という形のものは特に持ってはおりませんけれども、それでも財政につきましては専門家の意見を聞き、大きな過ちを犯してはならない、よりよい発展を期したい、こういうことで市内のわれわれの助言をいただくに足る人にお願いをいたしまして、月に一回ほどお話を伺ったりしております。あるいは考え方についての御意見を聞いたりしております。

こういう改善委員会というふうなことが考えられますならば、むしろ市民サイドでつくってもらって、足りないことを補っていただくということは大いに結構だと思っておりますが、いま提案のような形のものが、どういう機能を持っていくかということはなかなかむずかしいと思っておりますので、十分検討はさせていただきたい、このように思います。

職員が、もっと内部でそういう提言をするということも確かに重要なことです、先ほどの質問の方にもいろいろ助言をいただきましたので。そういう職員意識の変革、あるいは意識の変革のきっかけをつくるような、そういう何か市民との接触ということはきわめて重要だ、このように考えております。そのようなことにつきましても、一層御指導をいただきつつ検討いたしたい、こう思います。

生活つなぎ資金のことでありますが、確かに制度をつくって七年、金の値打ちもずいぶん下がっておることも事実であります。ただ、考え方としましては、いわゆる生活つなぎということで、いっときの何かのお役に立てばということであるのがこの制度でありまして、しかも原資は、納められた税金そのものが原資になっておるというふうな意味もあります。利用の度合いはどんどん進めたいと思っておりますが、限度額というものを拡大することが果たしてどうであろうかということも一面には考えます。

そこで、最小限ではありますが、助産資金につきましては、これの倍額ということで一応規則を改めております。それから、職員に検討を願んでおるわけですが、二口、三口というやり方は、制度的にはできないということになっておりますので、何かもっと弾力的に使える方法がないだろうか、しかし最低ベースはやはり五万円を保っておく方がむしろ使われる方にいいんではないだろうか、そのようなことも考えております。

金の使途が、緊急に不幸があってくにに旅行されるとか、何かがある場合には、別途に考えたいように思っておりますけれど、制度全体を見直すということについても、もう一度時間をお貸しいただきたい、このように思っております。

それから、上げることのみが必ずしもお役に立つということではなくて、むしろPRをよくして、そういうものをなるべく利用していただく、ということも大切だと思っております。そ

れから、額の多い方が結局は返済も大変渋りがち、渋りがちといっては悪いですが、無理が出るというふうにも言えるようであります。

そのような考え方で、今後一層改善を考えたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　一点目の行政改善委員会の設置でありますけれども、今後検討するという答弁であります。

ここで、私は強調したいわけですが、職員サイドからだけの検討では、本当にサービスを第一とした行政改革、あるいは事務改善は、なかなか的を射た形での適切な方針が出にくいだろうと私は思います。直接市役所の窓口を利用する、あるいは各種事務取り扱いのサービスを受ける、これはすべて市民であります。仕事をする側とサービスを受ける側とはおのずと立場が違いますし、本当に行政側の考え方、そして利用する市民の側からの検討、意見、こういうものが相まって、初めてよりよい事務の改善が図れると私は確信しております。そういう点で、ぜひ積極的な立場からの検討をお願いしておきたいと思います。

生活つなぎ資金制度の改善の問題でありますけれども、私は、最近、ある主婦の方から、サラ金の問題で相談を受けました。大変件数が多くなってきております。その方は、たった十万円の借金をしたわけですが、三年間は、楽になってから返せばいいんだ、いいよいよ、ということで、利息も取らずに来ていて、三年たったらいきなり、夜となく昼となく督促する。その三年間に、この方は約四十万円ぐらい返しているんです。しかし、まだそれでも利息に追いつかないんだということです。その返した金の領収書も出さずに、しかも土地家屋の権利書まで出せ、きょうは渡す約束になっている、あるいはあしたは渡さなきゃならん、こういう時点で相談を受けたわけですけれども、たった十万円のサラ金の利用が、四十万円返した上にさらに土地家屋の権利書まで取られようとしていた、こういう悲劇を直接目の当たりにいたしました。

こういうことからして、単にサラ金対策だけの制度ではもちろんありませんけれども、こうしたことを考えますと、どうしても、生活の文字通りつなぎ資金としての役割りをこの制度が果たすと同時に、こういったサラ金の被害からも市民を守っていく、こういうことから、貸付額の引き上げが必要ではないかと私は考えております。そういう点で、この貸付額の引き上げについても、積極的な立場で検討をお願いしたいと思います。

埼玉のある市の例ですけれども、この生活つなぎ資金制度の限度額を二十万に引き上げて、その年から利用率が三倍、四倍に高まり、非常に多くの市民から喜ばれているという話も聞いております。そういう点で、本当に市民の実情、要求にこたえた生きた施策として今後も続けていくために、ひとつ内容のあ

る改善策を検討していただきたいことを要望しておきたいと思います。

最後に、先ほど、午前中の市川議員の質問の中で、大変格調高い質疑応答がされたわけですけれども、その中で一点、人件費にかかわるやりとりがなされました。この点は大変重要な問題でありますし、市長なり、事務当局からはっきり確認をしていただく、あるいは追認をしていただく必要があるかと思いますので、最後、まだ時間がありますので、この問題にしぼって質問をいたしたいと思います。

市川議員がラスパイレス指数を引用しながら、人件費が高い、職員が多いのではないか、こういう指摘をされました。しかし、ラスパイレス指数というのは、地方自治体の学歴別、経験年数別の職員構成が国のそれと同一だという仮定からはじき出した数値であります。したがって、単純に国と地方との公務員の人件費の比較はできないというふうに私は思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

二点目は、人件費が高い、職員が多いという指摘に関連してお伺いするわけですけれども、日野市の場合には、大変に市民施設が他市と比べて数多くあります。病院や幼稚園や保育園、学童保育所、児童館、公民館、地区センター等々、他市にない数多くの施設があります。

そのために、市の広報でも、かつて、「日野市の人件費」、ということで、内容を説明する記事が載ったことがありますけれども、そこで示された職員の中で、施設職員の割合が、パーセントで各市で比較して出されております。日野市の場合には、全体の職員の中で、施設職員の占める割合は約六〇%になっております。これに対して、たとえば武蔵野市は四一・五%、立川は四二・四%、小平は三六・八%、他市と比較するまでもなく市民のための施設が多い。こういうことから、おのずと職員の数が多いということが言えると思います。そういう点では、職員は多ければ多いほど市民のための施策が実施できるんだ、こういうことが一点言えるかと思うんです。

さらに、これは決算審査の際に私がまとめた資料で、ちょっと古い資料ですけれども、確認をしていただく意味でその資料をこの場でも利用したいと思いますが、たとえば四十八年度から五十二年度にかけて、最も職員がふえたのは、民生費にかかわる部分であります。各年度にどういう施設ができたかといいますと、四十八年度には旭が丘保育園が新設され、三沢保育園が増築、児童館の新設、第五幼稚園の新設が行われました。四十九年度には厚生ホールと湯沢会館、五十年度には百草台保育園、潤徳学童クラブ、第六幼稚園の新設、第一幼稚園の増築、豊田の学童クラブ、ずっと毎年こうした形で施設がふえ、民生費だけでもこの五年間に百十名の職員がふえております。

したがって、職員が多過ぎるという点、その点は確かだと思います。しかし、市民の立場に立つなら、決してそれは非難すべき筋合いのものではないと思いますし、市川議員もそういう立場からの質問ではなかったというふうに思いますけれども、そういうことだと思います。

以上を申し上げました。私も、一般質問の項目の中に、行政改革の問題を発言通告しておりましたので、あえて人件費の問題にも触れさせていただいたわけですけれども、以上の問題について御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　最初に私の方からお答えを申し上げたいと思います。二点でございます。ラスパイレス指数の問題と、それから職員が多いという日野市の特性の問題でございます。

まず最初にラスパイレス指数の問題でございますけれども、自治省の方から東京都に文書が参り、東京都の方から日野市に文書が参っているものを端的に御報告いたしますと、東京都からも、国から来ているものも、こういうラスパイレス指数というものが、別途通知のとおり公表の運びとなったということで活用してほしいんだ、こういうふうなことでございます。

活用してくれということはどういうことかといいますと、職員数の状況については、これは日野市だけを指してるわけじゃございませんけれども、全国の地方公共団体の中で、どうも全般的にずっと増加してるんだけれども、いろいろ抑制する傾向がうかがわれるというふうなことで、福祉部門について抑制がややされてきているんだけれども、一般行政部門については、なお五十三年度においては増加に転じてるんだというふうな情勢分析の中で、努力してくれというふうな全体的な踏まえ方でございます。

それから職員構成、これにつきましては、高齢者職員の要するに増加というふうなことで、職員構成の問題で、いろいろと問題点があるんじゃないかというふうな、これも全体を踏まえての新陳代謝の努力が必要じゃないか、こういう踏まえ方でございます。

それから、三番目は平均給与の状況ということで、諸手当の要するに比重の問題、比重というのは国とかなんかとの支給率の問題等も入ると思うんですけれども、支給基準とか支給率の適正化、そういうことについても要するに考えていくべきじゃないだろうか。

それから、最後に言うのが給与のラスパイレスでございますけれども、給与水準については是正傾向が見られるけれども、単なるラスパイレスの指数のみを問題とすることなく、初任給だとか給料表、あるいは職員構成だとか、さっき言いましたこと等についても、運用全般について見直しを図るよう活用してほしいんだ、そういうことでございますので、やはりこういう

文書は全体を踏まえた中で、この指数だけではなしに、要するに職員構成の問題、それから職員数の問題等の全体を踏まえた中での活用を図ってほしい、それから最近の自治体の傾向についての注意等、というふうに受け取っておるわけでございます。

ラスパイレスについては、おっしゃるように学歴別だとか、あるいは年齢別というふうな、国家公務員と全く同じ条件というふうな簡単な比較はできない点もあるわけでございます。それから、一つの批判の中では、やはり国全体の中のものと、東京都のこういう高物価な都市地域近郊の自治体のラスパイレスと、一律に論ずるということについては、問題があるんではないだろうかというふうな考え方もございます。

東京都においては、より近い東京都の要するに示したところのラスパイレスというものの方が、地域的な物価だとか、生活費とか、そういうものと近い基準にあるんじゃないだろうか、というふうな批判等もあるわけでございますけれども、やはり国からの基礎的団体に対する一つの指導というふうな大まかな受け方で、やはりそれ自体の、日野市なら日野市の中の職員の構成だとか、あるいは職員増の問題だとか、実態に即して、やはりそれ自体の中で、自分の、要するに自治体の経営の体質というものを振り返り、独自な考え方の中からやはりこれを活用し、対処していくんだ、という立場をとっていきたいものだというふうに考えておるわけでございます。

職員が多いということについては、おっしゃるとおり施設職員によって多いわけでございます。年々施設職員が多いものですから、一般職員の方がどっちかと言うと抑制ぎみでございます。いろんなアンバラスがないように、今後はやはり科学的な管理方法等を導入していく必要があるので、勉強していくつもりでおるわけでございます。

市民と直結した施設に奉仕する職員でございますので、別に多いと考えてるわけじゃございませんけれども、やはり先々に行きますと、この問題については財政の問題として考えておるわけでございます。施設に奉仕する職員は幾らでも多ければいいというわけじゃなくて、全体を踏まえて、財政との問題、そう大きな負担を市民にかけるわけにはいきませんので、やはり財政との調和というふうなことで、職員数もやはりサービスを欠かない程度に抑制していく、こういうふうな踏まえ方で考えておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）　質問を終わります。

○副議長（島村孝志君）　これをもって九の一、施政方針について問うに関する質問を終わります。

十の一、公共施設の管理、運営についての通告質問者、大柄保君の質問を許します。

〔七番議員登壇〕

○七番（大柄　保君）　ただいま議長の方からお許しがございましたので、私は、公共施設の管理、運営について、ということで質問をさせていただきたいと思います。

私どもが育った日野市でございますが、南には富士の高ね、北に流れる多摩の流れ、第一小学校の校歌にも歌われて、われわれは幼少のころより、この日野市に生まれて育ったことを誇りに思って時が過ぎ、月日が流れて、いま現在、日野市政に対する一員としてここに立つ機会があり、本当にありがたいことと思っております。

有山　崧市長、続いての古谷　栄市長、続いての森田喜美男市長、歴代の市長が地域に市民の文化、教養の施設として、皆さんも御案内のとおりの地区センターを建設して、市民の集会の場所をつくって、すでに大地区センターが二館、小地区センターが、今議会の条例改正分を含めて四十館を数えるに至っておるのでございますが、またまた今年度の予算の中にも一館建設の予算も組み込んでもらってあり、毎年その数がふえており、歴代市長の配慮によるまことに結構な施策と思っております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げるところでございます。

この地区センターの利用のことについては、最近は、今年度の予算委員会の中で、二、三の議員さんにより、いろいろと利用面についての質問が出ておりましたけれども、私は角度を変えてみて、これらの地区センターの管理を市の方から委任されている立場からお話をしていき、数点の質問をいたしていきたいと思っております。

御案内のとおり広報に、あるいは「わたしの便利帳」にということで、有効に市民の皆さんお使いください、というふうなPRが大分なされておりまして、現在は本当によく利用を各地区センターともしておるのではないか、このように考えております。そこで、いまの大地区センターには常註の管理者がおりますけれども、その他の小地区センターについては、条例によって、地元の自治会並びにその他の団体に管理が委託されておりますが、この委託を受けて委任されている管理者は、数えると四十人いることになると思います。それぞれの立場から、大事な市民の皆さん方の施設を預かって、それぞれに気を使いながら管理していることと思います。

ただいま米沢議員もおっしゃっておられましたけれども、施設職員がということで、ここに一人ずつの職員を配置するというならば、当然四十人の職員が、朝行って、夜は条例に従って九時半まで勤務をしなければならない、このように私は自席において考えておったところでございます。

理事者側としては、広報を通して施設の有効利用を先ほど申し上げましたけれども、宣伝したために、さっき申しましたけれども、日を追って利用者がふえております。これらの利用者の皆さん方より利用する日の電話があり、予定表を見て、他の

利用者との競合を避けるなどの確認をする、その旨をまた再度にわたって利用者に答える、あとは利用者とかぎの授受の仕事が残っており、私が留守のときなどは、これらの作業は全部家内の仕事になっておるのでございます。たまには、おれらは旅館の番頭みたいだと冗談を言うときもたびたびございますが、また条例による利用時間の午後九時半以降には、終わった後の施錠の確認、火元の安全の確認などの見回りの作業が残っております。大事な市民の皆さん方の施設を預かっている立場上、このことは普通であると思われるかもしれませんが、それにつけても気を使うことは事実でございます。

また、今年度より使用する申請書の様式が新しくなりまして、一段と手続が複雑となったように思われます。そこで新しい使用申請書についてお伺いいたします。ここに持っておりますけれども、現在のが「日野市立地区センター使用許可申請書」という一葉なものです。これを利用者に渡して「書き込んできてください。それでかぎと引きかえにいたしましょう」ということで、いままではこれで済んだんですけれども、今度のはこのファイルにつづってございまして、二葉になっております。そして、ここに下敷きを入れて、ここで使用の日を書き込んで、一枚を利用者に渡して、それでかぎと引きかえ、こういうことになって、四月一日からこれを使ってくださいというようなことで、主管課から届いたものでございますが、その使用する新しい様式の申請書でございますが、ここに誓書と書いてございます。「上記の使用については日野市立地区センター条件を遵守し、使用目的以外に利用しないことはもちろん、火災発生の予防及び危険、事故、破損の防止に十分注意をし、万一使用中に起きた一切の事故については当方で責任を負い、損害を賠償いたします」こういうふうにうたってございます。これがこちらの手元に残る方です。

それから、利用の皆さん方の方にお渡しするところには「使用条件、一、建物及び付属物を棄損しないこと。二、他人に迷惑を及ぼしたり風紀を乱さないこと。三、営利を目的としないこと。四、楽器の演奏により近隣へ騒音を出さないこと。五、使用後は使用器具等の清掃を行うこと。六、使用することによって生じたごみは持ち帰ること」こういうふうにうたってあります。

これは当然のこととは思いますけれども、使う人の方に一枚をやりますから、当然手元に残るのは上の誓書の分が管理者に残るわけでございます。そうすると、いまでさえも気を使いながら管理をしておるんですが、ここに本当に誓う言葉、誓書というふうなかた苦しいものが、出てくると、四十人の管理をしている皆さん方は「えらいこっちゃなあ、これは」というふうに感じると思うんですけれども、この点等について、どういうふうに担当の方としてはお考えなのか、ちょっと一言お聞かせ

しておいていただきたいと思うんですけれども、どうぞよろしくお願いします。

それから、次には、地区センターの管理者同士の組合によって、それぞれ代表が出ていると思いますので、管理者同士の連絡会議を現在までに開いたことがございますか。もし現在までに開いたことがなければ、今後開く予定を持っているかどうか、これをお知らせいただきたいと思います。

続けます。次に、地区センター条例のことについてお伺いしたいと思います。これは後の使用料金のところにかかってくることですから、この点を明確にしておいていただいて、別表の第二というところをひとつ読んでみたいと思います。

日野市立地区センター条例、これはいろいろと選挙の立会演説会とかに使わせてもらいたいとか、いろいろなことがございまして、昭和五十三年の三月三十一日に条例改正第九号でいま現在生きている条例でございますが、この中の第五条ですが、いまここに、許可申請の方でも読みましたけれども、三の項に「営利を目的としないこと」こういうふうにうたってあるんです。「第五条、市長は次の各号の一に該当すると認めたるときは、地区センターの使用を許可しない」、その三項に「営利を目的とするとき」このようにはっきりうたってございます。

そして、ずっと第六条、第七条にいきますと、今度は使用料というものが出てきます。「第七条、使用料は徴収しない。ただし、第一条の目的以外に使用する場合には、別表二による使用料を徴収する」こういうふうに書いてございます。ここで第一条は「文化、教養の向上と福祉活動を推進し、あわせて文化、教養の向上と……」これに該当するわけですけれども、第一条の「目的以外に使用する場合には、別表二による使用料を徴収する」、そこで今度お伺いしたいことは、「別表二の使用料」ということなんですけれども、この使用料の改定をこれからしていく予定があるかどうかということです。

まず、この使用料の改定の予定があるかどうかということは、条例の方のここを解明していただければいいわけです。「使用料は徴収しない。ただし第一条の目的以外に使用する場合には……」ということです。だから「第一条の目的以外に使用する場合」というふうなのは、どういうふうなときに使うものなのか、これをちょっと教えていただきたいと思います。

じゃあ、それだけひとつ……。

○副議長（島村孝志君）　大柄　保君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それではお答え申し上げます。

第一点目の誓書でございますけれど、これにつきましては、この四月から新しく変えたわけでございます。これにつきましては、従来、とかく申請段階におきまして、管理者あるいは使

用者の中におきまして、トラブル等もございます。申し上げますのは、先ほどの御質問の中にもございますが、営利関係の問題、この解釈の問題等のいろいろな問題等もございまして、やはり手続上はきちんとしなければいけないのではないかというようなことから、このような様式に改めたということでございます。

それから、二点目の連絡者会議でございますけれど、これにつきましては、五十三年に一回行っております。五十四年度は行っておりません。今後の問題といたしましては、これは各自治会の役員改選等も関係があるわけでございますけれど、これが終了した時点を見計らいまして、五月の中旬ごろ一応開催をしたいという考え方でございます。

それから、三点目の条例の解釈上の問題でございますけれど第五条の「営利を目的とするとき」ということでございますけれど、これについては、使用許可を制限するということでございます。第一条の目的からすれば、使用料は徴収しないんだということでございますけれど、この第一条の解釈でございますけれど、最近の状況といたしましては、地区センターがいわゆる社会福祉活動の場以外に、いわゆる社会教育的な活動の場として、最近は大いに活用されているわけでございますので、こういったあり方等も将来的には問題があろうかと思いますけれど、いずれにしても、この第一条の解釈からいきますと、社会福祉活動は優先するといたしましても、あわせて文化、教養の向上等、諸活動の場として、地区センターも活用するんだという考え方でございますので、この第七条の「使用料は徴収しない」、いわゆるこれが営利に属さなければ徴収しないという考え方でございます。

この「営利」という解釈が、議員さんも御承知だと思いますけれど、大変問題がございます。最近はサークル活動等が盛んでございますが、御承知のとおり、団体の方から申し入れた場合、いわゆる謝礼として払う場合には、一応文化活動という中で、先ほど申し上げました範囲の中におきまして、使用料は徴収しないということでございますが、講師等が一応集めまして教えるという中で月謝を取る場合、こういう場合には一応料金は徴収する、こういうことで管理者の判断が大変むずかしいわけでございます。

しかしながら、先ほども私の方で申し上げましたとおり、はっきりした営利行為につきましては、貸さないというのが条例上のたてまえでございますので、そのような文化活動等の場合には、先ほどちょっと申し上げましたとおり、問題はあるのでございますが、その辺につきましても検討を今後していかなければならないのではないか、このように考えております。

料金の改定等につきましては、そういう問題等がございますので、いまのところ改定する考えはございません。

○副議長（島村孝志君）　大柄　保君。

○七番（大　柄保君）　どうも頭が悪いせいか、わかったようなわからないようないまの部長さんの答弁なんですけれども、私の考えとしてみれば、第五条で「営利を目的とするときは、市長は地区センターの使用を許可しない」こういうふうに書いてございますし、あとはまた七条で「ただし一条の目的以外……」というふうなことだとどうも混同してしまうんです。ですから、ここをはっきりさせておいていただくために御質問するわけなんですけれども、具体的にはいま部長の方でおっしゃるように、地区センターを利用したいんだ、どういうふうな目的ですか、実は書道の塾を家でやるのは大変だから地区センターをお借りして、そのかわり先生に月謝を払う、というふうな細かいところが、やはりここに「営利を目的とするとき」と、こういうふうに書かれているのかなあと思いながら、それならば後の七条を起こして、それなら使用料を徴収すれば貸してもいいのかなあ、こういうふうな条例でいくとどうも回りくどい条例になっておるので、現場におる私たちだとか、あるいは四十人の管理者の皆さん方も、どういうふうにしたらいいのかというふうに迷うと思うんです。ですから、この点はやはり主管の方、あるいは理事者の方と相談をしながら、はっきりさせておいた方がいいと思うんです。

たとえば、大坂西地区センターはこれじゃ使わせないけれども、あるいは大久保センターに行ったら使わせてくれた、というふうなことになると大変困るわけなんです。管理の方としては、ですから、この点は、いま、はっきりそうですというふうな答弁がどうもなさそうなので、また後でも結構ですから、はっきりさせてもらって、そしてこの次に、管理者みんなの連絡会議を五月の中ごろおやりになるという答弁がいまございましたので、その日ごろまでに、この条例をこういうふうに解釈してもらいたいということを、ひとつ部長の方から話をしてもらった方がよろしいんじゃないかなあ、こういうふうに考えておりますので、それで大丈夫ですね、できますね、よく研究をしておいてほしいです。

○副議長（島村孝志君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地区センターを建てかけましてから、初めは既存地域の自治会館という性格がもともとありましたものを引き継ぎましたり、あるいは新設をしたりして、今日の地区センター条例になっておるわけであります。そして、たてまえといたしましては、なるべく地域の方を主に広く使ってもらおうということの考え方でありまして、確かにいまの御指摘の条例は大変わかりにくいわけですが、そのことをなおわかりやすく改めたいと思います。

しかし、考え方といたしましては、つまり用途内使用というのがいわゆる住民福祉、文化活動の場だ、文化の方は別にしま

して、福祉活動の場だというふうに解釈すれば、それは無論無料であります。その余力がありまして、用途外使用ということを認める場合には有料である、そういうようにいまのところは考えておきたいわけです。しかし、なるべくわかりやすくしたいと思っております。

○副議長（島村孝志君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　いま、市長の方から、用途外使用というふうなことで、有料というふうなお話がございましたんですが、どうも現場にいると、どこまでが用途外使用で、どこまでを地域の文化、教養のために使うというふうな判断がなかなかできかねます。ですから、そこをはっきりしておいていただきたいということを最後に要望したいわけなんです。ぜひひとつその点は理事者の方で相談をし、英知をしぼっていただいて、現場で委託管理をさせている者に、余り心配をかけないようにしてほしいというふうなことを要望しておきたいと思います。そして、前の質問は終わりたいと思うんです。

　最後に、地区センターの新設についてということなんです。これは通告してございませんので、どういうふうな状態でこうなったのかということも、本来なら聞いてはっきりしていただきたいことなんですけれども、これはお話だけをしておきます。それで後でもって、私、個人的で結構でございますので、調べておいていただいて、実はこれこれこういうふうなことで、こに地区センターをつくりました、というふうなことをひとつ御回答願いたいと思います。

　このことにつきましては、今議会において、地区センター条例の一部改正がございました。このうち日野市立旭が丘の東地区センターの追加が私ども厚生委員会の付託になりまして、その中で審議をされた中で、私も主管に対しまして、この地区センターの建設場所はどこなんだ、どういうふうな用地なんですか、というふうな質問を出したわけなんです。

　そうすると、答弁としては、区画整理の中より出された保留地でございます、ということです。下に括弧しますけれども、これは保留地でございますけれども、苗圃としての市有地です、というふうに答弁が返ってきております。

　いろいろ各地域におきまして、今後とも、地区センターの建設については、土地があればということで積み立てをしても、なかなか地域の集会所は建たない、さりとて土地がないので、役所の方としては地区センターを建設していただけない、このような悩みが各地域にあると思いますので、保留地である苗圃を、市有地を使って地区センターをつくったということでございますけれども、もしこういうことが今後ともできるならば、やはりこういうことを前例としてやってもらいたいなあ、こういうふうに私は厚生委員会の中でも考えました。

　そこで、神明上の区画整理の中で、保留地を使ってぜひ頼むというふうな請願もかなり前から出ておりますが、それが都産の中で継続継続ということでできております。で、平山台の区画整理をしたときに、この保留地がどういうふうにしてできた土地なのか、これを私はちょっと知りたいわけでございますので、どうか後で結構ですから、その回答をお願いしたいと思います。

　これもお願いですが、最後になりますけれども、とにかく、先ほども申し上げましたけれども、四十人の地区センターの職員を、朝から夜の九時半まで配置するということは、非常に大変なことだと思います。そのほかには掃除のこともあり、それからの火の元の確認のこともあり、それを地元の団体並びに婦人会に市の方での考えとして委託してると思うんです。委託をされた私どもは、確かに忠実に、事故があっちゃならんということで皆やってると思うんです。

　はっきり申し上げまして、四十人の管理者を代表して、いま市の皆さん方にお願いをしてもいいことだなあ、こういうふうに私はいまお話をしてるわけなんですけれども、今度の五月中旬ごろの管理者が集まってのときにまた話をさせてもらいたい、このように考えておりますけれども、一言、最後になりますけれども、大変お粗末だなあと私の思ったことを率直に言わせてもらって終わりにしたいと思うんですけれども、この間の予算委員会の中で、某課長でございますけれども、いろいろ地区センターの件について、要望その他が出てまいりました。そのときに、五月の中旬ごろ管理者を集めて、という言葉が出たわけなんです。何も私たちは集められなくても出てくる、これはもう決まった話でございます。そんな考えでもってわれわれに委託をしてるのかというふうに、本当に私が憤りを感じたのは確かなことであります。

　ぜひ皆さん方、そういうお考えでなくて、一言で結構ですから、ごくろうさまです、というふうな言葉ぐらいはかけてもらっても私はいいではないかなあ、こういうふうに最後に苦言を呈して、この質問は終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（島村孝志君）　これをもって十の一、公共施設の管理、運営に関する質問を終わります。

　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長（島村孝志君）　御異議ないものと認めます。

　よって暫時休憩いたします。

午後二時五十　分休憩

午後三時二十五分再開

○副議長（島村孝志君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

　十の二、国勢調査についての通告質問者、大柄　保君の質問

を許します。

〔七番議員登壇〕

○七番（大柄　保君）　国勢調査について、という通告を私は一般質問にいたしておきましたので、引き続いて質問させていただきたいと思います。

御案内のとおり、ことしは五年に一回行われている国勢調査の年であり、しかも十年に一回の大規模調査の年に当たって、十月一日に行われるわけでございますけれども、このことについては二月一日の広報、並びに二月十五日の広報、三月十五日の広報で、第一次調査員募集、第二次募集、第三次募集ということで、定員は九百五十名という募集の記事が載っておりましたが、この記事の中で、年齢制限が二十より六十五歳とありましたけれども、これはもちろんお国の決めとは思いますけれども、ちょっと私には、その年齢制限ということが不勉強ながらわかりませんので、この機会に教えておいていただきたいと思います。

それから、現在までにはどのくらいの人数の調査員が応募されておるか、これが二点でございます。

それから、募集定員に満たないような場合はどうするお考えか。募集定員に満たないから、自治会でいままでおやりになっていた方にまた委嘱をしていくのかどうか、この点についてお伺いいたしておきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　大柄　保君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまの三点の御質問についてお答えいたします。

年齢制限につきましては、御指摘のとおり、この仕事が本来は国の仕事でございまして、それを委任されている、そういう形の中で、国から参っております国勢調査要綱という中に定められておるものでございます。年齢制限のみならず、四点ばかりの資格制限が設けてございます。年齢制限はその中の一点でございます。

それから、二点目の現在何人か。第二次募集が終わりまして、現在のところ、いわゆる公募人員としては三百人でございます。

三点目に、満たない場合は、という御質問でございます。この場合につきましては、いわゆる調査区を一人の方に兼任していただけるような場所、あるいは公団等の団地の中では二場所ぐらいは持てるとか、そういうようないろんなケースがございます。それらを調整してこれらの必要に充てる、そういう計画になっております。

自治会推薦のものも当然日野市では考えております。ただし、その場合には六十五歳という年齢制限は考えておりません。といいますのは、これは国の要綱でございまして法律ではございませんので、絶対的ないわゆる要件ということではございませんので、自治会推薦の方々に対しては年齢制限をせずに考えていきたい、そういうことでございます。

○副議長（島村孝志君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　いま、四点ですか、質問いたしましたが、第一点は、先ほど私が申しましたように、当然国の募集基準の要綱の中に含まれてるということで了解しておきたいと思います。

それで、あとは三百人ということですが、このことについて、もうおしまいにするのかどうかということです。もうおしまいにして、三百人で締め切っちゃって、あとは定員に満たないんだから、当然それを今度は自治会の方からひとつお願いしますというふうなことでおやりになるのかどうかです。

それといま一つは、団地、公団その他は、二つのところを一人でやっていただくというふうないまのあれなんですが、これ等についての報酬というか、一人、何か三万円だそうでございますが、それで二人でやった場合はそれが六万円になるのかどうか、これをひとつ教えておいてください。

それとあとは自治会推薦、六十五歳以上の方でもお願いをしていくということなんですが、五年前もおやりになったんだから、ぜひ今度もひとつおたく様でやってくださいというふうにお願いをするのかどうか、細かいことで大変御無礼ですが、この点を再質問させておいていただきたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまのは、現在三百人ということでございまして、ここで応募打ち切りということではございません。予定では、第二次は七月ごろまでの間に人員を確保したいというような考えを持っております。

それから、調査員の選考、推薦という期間を七月の末ごろぐらいを予定しておりますので、その間に調整したいということでございます。

それから、二区分をした場合には二倍かとかいうそのあれですが、国の基準によりまして、この調査に従事します調査員の方々の報酬は三万円というふうに決められてございます。一人三万円という形の中で考え、さらにオーバー分につきましてはまたプラスアルファとか、そういうことは後の問題でございまして、現在のところは三万円ということになっております。

それから、自治会の経験者のいわゆる方々に対するお願いでございますが、これは当然市の方からお願いするわけでございますので、先般も一度会合を持ちましたが、そういう席上をお借りしても、いろいろとお願いの筋のことを申し上げてございます。今後につきましても、お願いに担当者が参ると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　大柄　保君。

○七番（大柄　保君）　はい、わかりました。

そういうわけで、最後には自治会の経験者というか、この人にもお願いをしていかなきゃならない、こういうふうな市の方の態度というか、行き方がわかったわけですけれども、いずれにいたしましても、自治会というふうなことですと、それぞれの集まりの中で「あんなことをやったって、そんなに九百何名も集まるもんかい。最後はどうせおれなんかのところへ頼んでくるだろう」、というふうな話がいろいろな集まりの中で出ているので、あえてここでお聞きしたようなわけなんですけれども、準備の都合も皆さんおありになると思いますので、早い時期に市の態度を決めて、お願いをする人には自治会を通じてお願いをしていっていただきたい、このように要望をして終わります。

○副議長（島村孝志君）　これをもって十の二、国勢調査に関する質問を終わります。

次に十一の一、日野駅ー八王子線バイパス路線促進について、十一の二、農・工・建・商業小規模対策を促進せよについての通告質問者、藤林理一郎君より、都合により本日の質問を取り下げたいとの連絡がありましたので、取り下げることに決定いたしました。

次に十二の一、市政における施策の基本的問題を問うについての通告質問者、石坂勝雄君より、都合により本日の質問を取り下げたいとの連絡がありましたので、取り下げることに決定いたしました。

次に十三の一、創意と参加のあすへの住みよい都市づくりに向けてについての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

「六番議員登壇」

○六番（中山基昭君）　市長の施政方針の中でも、日野市がさらに成長し、成熟への都市づくり、町づくりへの創造の転換にあるというふうなことが表明されております。そうした認識、観点については、全く私も同一な一つの考え方を持つわけでございますけれども、やはりそうした面からも、総合的な計画、こういうものをしっかりと確立しながら、さらにはそれぞれの年次の施策等がこれに伝導していく、こういうことが非常に大切だというふうに思います。こうした観点から、ぜひ総合的な基本計画の確立と年次ごとの施策の連動、こういう行政の運営促進を要請しながら、何点かを伺いたいというふうに思います。

特に今定例会は、新しい年代への初めとして大変意義ある定例会ではないかというふうに考えております。しかし残念ながら、消費者物価の異常な高騰、あるいは公共料金の相次ぐ引き上げ、こうした面からインフレの再燃さえも大変心配されておる状況の中ではないかというふうに思います。

こうした不安と、楽観視することのできない社会や経済環境の中で、国の行財政を初め東京都の諸施策が地域の自治体に、

いたしました。

次に十三の一、創意と参加のあすへの住みよい都市づくりに向けてについての通告質問者、中山基昭君の質問を許します。

「六番議員登壇」

○六番（中山基昭君）　市長の施政方針の中でも、日野市がさらに成長し、成熟への都市づくり、町づくりへの創造の転換にあるというふうなことが表明されております。そうした認識、観点については、全く私も同一な一つの考え方を持つわけでございますけれども、やはりそうした面からも、総合的な計画、こういうものをしっかりと確立しながら、さらにはそれぞれの年次の施策等がこれに伝導していく、こういうことが非常に大切だというふうに思います。こうした観点から、ぜひ総合的な基本計画の確立と年次ごとの施策の連動、こういう行政の運営促進を要請しながら、何点かを伺いたいというふうに思います。

特に今定例会は、新しい年代への初めとして大変意義ある定例会ではないかというふうに考えております。しかし残念ながら、消費者物価の異常な高騰、あるいは公共料金の相次ぐ引き上げ、こうした面からインフレの再燃さえも大変心配されておる状況の中ではないかというふうに思います。

こうした不安と、楽観視することのできない社会や経済環境の中で、国の行財政を初め東京都の諸施策が地域の自治体に、あるいは市民生活に及ぼす影響は、はかり知れないものがあるというふうに思います。たとえば教育、住宅、福祉を初めとする個別施策についても、質の面からも、あるいは量の面からも市民生活を強く圧迫し、一層の不安をつのらせてきているというふうに考えております。

日野市政が着実な努力を続け、あるいは先導的な行政として、理解と多くの期待が寄せられてきておるというふうに思いますけれども、これらは予算案の審議等の中でもいろいろ論議されたわけでございますが、やはり何といっても国や都の財政施策との関連からも、今後の行政や財政の運営が一段と厳しさを深めてくるというふうに考えます。

しかし、きょうまで、あるいは今日までの施策や水準が決して停滞することのないように、いまこそ総意を集め、さらには一層の努力、こうした中での市民生活を守るための対応が大事なときだというふうに思います。そして、時代の要請とも言える「地方の時代」を単にスローガンに終わらせることのないように、現実の市民生活に目を移し、とらえる中で、山積する多くの課題に向けて、あるいは将来への希望に向けて、年次ごとの計画的な指標、こういうものを確立し、さらには市民生活の水準を引き上げる、こういうふうなことが必要だというふうに思います。

もちろん、これまで四十三年の基本計画、あるいは四十六年の基本構想、こういうものを初め市長の理念や重点施策等によって、取り組みなり努力がされてきているということも理解しておりますし、多くの資料や統計、あるいは提言などについても活用されておるというふうに思います。

しかし、この計画等の設定時には、経済も実質的には一四%、あるいは一五%、こういうふうな高度成長が見込まれる中での、一つの計画設定ではなかったかというふうに思います。

四十八年の後半からのオイルショック、こういうことを境に定着した低成長というふうなことが言われておりますし、さらには行政需要の広まり、あるいは市民意識や価値観の多様化、こういう中で、市民生活あるいは行政を取り巻く大きな状況、環境の変化を来しておるというふうに思います。そうした点からは、こうした変化に対応し、さらには先行しての都市づくり、あるいは生活指標の設定、こういうことが必要だと思います。このことがやはり希望と活力、さらには連帯感あふれる日野市づくり、こういうことにつながるんではないかと思います。

まず、こうした点について、市長の見解なりお考えを伺いたいというふうに思います。

○副議長（島村孝志君）　中山基昭君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　最初の御質問についてお答えいたします。

御指摘のように、四十三年に基本計画、四十六年に基本構想、そういう形の中で、いわゆる五十六年まで有効でありますところの構想はでき上がっているわけでございます。また、それらのものにつきましても、御指摘のように、年々価値観の多様化の中で変わっていくことも事実でございます。それを補うものとして、公共施設整備計画という三年単位のローリング、それから施設整備計画、さらに五カ年計画という時限のもの、それらをもって、五十六年までの間のローリング、いわゆる見直しという作業の内容に変えてきているわけでございます。

おっしゃるように、この質問書にもあります生活指標というようなお言葉も出ておりますが、生活指標の内容につきましても、確かに時代とともに変わっております。かつての生活指標は、いわゆるＧＮＰを基本にしたところの生活指標でございました。ところが、現在では、国民純福祉というような新しい概念を導入しましたところの生活指数を云々される時代になっております。

ですから、必ずしも量の時代ではなくて、時代が質の時代に転換しつつあるということも、われわれ行政屋も感じておるところでございます。いろいろないわゆる施設整備計画をローリングするに当たりましても、ＧＮＰといわゆるＮＮＷですか、国民純福祉、そういうような問題の相関関係を考えながら今後の計画を立てていきたい、このように考えております。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　いまの部長の答弁の中にもございましたように、施設計画なり内部のローリング、こういうふうな点について、やはり何といっても市民参加の町づくりを進める、こういう面から大事なことは、連帯、理解、あるいは信頼、こういうことが基盤になるわけでございますから、単に内部だけの一つの計画なりローリングということではなくて、市民全体が理解できるような形の計画設定、こういうことが大事ではないかというふうなことと、さらには、ただ単に、私の指摘したいのは、施設計画あるいは施設整備というふうな面ではなくて、市民生活あるいは都市づくり、こういうものを基本的に網羅した一つの日野市づくり、こういうふうな点が必要だろう、こういう指摘でございます。

したがいまして、そうした面からさらに質問を続けたいと思いますけれども、こうした基礎計画等については、つくる必要があるというふうに先ほどのお話で理解するわけですけれども、何といってもやはり健康な市民生活と市内の産業、あるいは経済の調和、こうしたことが非常に大事になってくるんだろうと思います。こうした点についての姿勢なり対応、これをお聞きするわけですけれども、都市像をつくり出し、あるいは町づくりを進めるためには、一定の人口の想定、さらには限られた土

地の有効的な活用、こういうことが非常に大きな柱になってくるだろうというふうに思います。

これまで、いろいろの場で住宅都市への志向等が言われてきておりますが、これは、私は、単なるベッドタウンというふうな意味の都市づくりではなくて、住、食、こういうものが調和され、あるいは確保された中での地域社会の構成を担う経済や産業の安定、振興、こういうことが健康な市民生活につながるんだろうというふうに考えております。

こうした点から、土地利用については居住環境を保持し、さらには都市生活の安全、こういう面から都市計画法によって用途地域の指定等が行われておりますが、市内の用地利用の現状等を見るときに、住居専用地域に資源の再生の場、あるいは廃材の置き場、こういうものが設けられたりしてきております。そうした面から、相当に現状においては混在あるいは混合利用がされてきておるというふうに思います。そのために生活の面からも、あるいは生産の面からも、流通の面からも、それぞれの立場から大変不便を生じ、さらにはそのための条件等を悪化させてきておるというふうに思います。

したがって、ここで強調したいのは、もっと整理あるいは馴化、こういうための指導等ができないかどうか、あるいはそういうことをすべきじゃないかということが一つでございます。

次に、産業あるいは経済の振興、こういう面から考えますと、昨年の統計資料からも、市内には工業と商業を合わせて二千七十八の事業所と、三万七千二百六十八名の人々が働いております。中でも大変特徴的なのは、従業員十名以下の事業経営が実に全体の八〇％以上を占めているということでございます。このことはそれぞれの経営の規模が非常に零細であるということと、あわせて経営の基盤が大変弱いということが言えるのではないかと思います。

こうした中小経営の基盤の安定、さらには雇用の確保、労働条件の向上、こういうものを図るために、国や都の関係機関と連携した振興への対応を初め、さらには協業化、集団化、こういうことについての施策、あるいは指導、助言、こういうことができないかどうかというのが二つ目でございます。

さらには、用途地域の指定の面からは、商業が駅周辺などを主体に八カ所、全体の二％、工業が準工を含めて十カ所、九％程度に分布しておるわけでございます。商業では消費生活への即応、こういうような面から、現在の指定区域外にもかなりの規模を持つ商店街等が形成されてきております。

こうした面から、私は単に指定地域のあり方、あるいは他市との比較等を論ずるつもりはありませんが、やはり消費生活への利便、あるいは市民の触れ合いの場、こういうふうなことの中から、実態と地域の特性、こういうものに見合った新しい商店街形成、こういうことが必要だろうと思います。この点につ

いてもさらに検討するときが来ておるんじゃないかということを指適し、さらにはそれについての対応等を聞きたいというふうに思います。

○副議長（島村孝志君）　答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　一点目と三点目につきまして、関連がございますので一緒に申し上げたいと思います。

御指摘のとおり、現在の日野市の用途地域の中で、さまざまな業種が混在してございまして、いろんな問題が出ておることは事実でございます。

そこで、現在用途地域の見直しをしております。そして、これはもちろん東京都が行うものでございますが、日程によりますと、来年の一月を目標にしまして、都では用途地域の見直しをしております。そして、私どもの市に対しましても、意見の照会を求めております。現在、都の素案を作成する段階でございますので、都の素案ができました段階で、また市にその素案をもとにしまして協議がなされ、九月ごろに都の調整案が作成されまして、中身によりましては公聴会を開く等のことを行いまして、先ほど申しましたように、来年の一月に決定するというような運びでございます。

都としましても、この見直しはまず第一に防災の見地から、さらに第二に環境保全の見地から、三点目に機能的な都市の形成という見地から見直そうということでございます。

そこで、日野市としましては、ただいま中山議員の御指摘にございました特に商業活動の面におきまして、現在の用途地域の指定につきまして、種々の問題があるということを私どもも感じておりますので、この点を特に主たる内容といたしまして、都に意見を申し上げたいと思っております。そして、その中でいろいろと御指摘のありました機能の馴化というような点でございますが、なるべくその用途地域に合った形で、さまざまな活動が行われるように指導していきたい、このように考えているわけでございます。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　第二点目の御質問につきましてお答えいたします。

市内に中小企業の数が相当多いわけでございます。また、それらに働く勤労者の方も相当数いらっしゃるわけでございます。それらに対します市の対応といたしましては、本回の議会でお願いしましたような形で、一応企業の融資条件を抜本的に改善いたしまして、その辺の、何ていいますか、資金的なあれを借りやすくした、そういうような形と、それから資金の額を倍額にした、そういうような形で中小企業の育成を図っていきたい、そういうふうな考え方でございます。

それから、特に勤労市民の方につきましては、勤労者の市民の窓口、それから労働相談、融資相談、こういったものを本年度の新しい事業といたしまして予算化しているわけでございます。これらにつきましても、これから積極的に働きかけてまいりたいと思います。

それから、商工会でも、独自にそういうふうな形で研究しておりますので、その辺につきましてもいろいろ働きかけをしてまいりたい、かように考えております。以上です。

○副議長（島村孝志君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　それでは、何点か再質問したいわけですけれども、私の理解がなかなか不足する面もあろうかと思いますけれども、最初の都市整備部長の方の答弁については、現在、非常に混在、混合利用がされているということを先ほど申し上げたわけですけれども、これらのできるだけ本来的な用途指定等に基づく利用、こういうことについてやはり整理していかなければならないんじゃないか、こういうふうに思いますけれども、この点について先ほど明確なあれがございませんでしたけれども、再度ひとつお願いしたいというふうに思います。

さらに生活環境部長の方ですけれども、先ほど触れました点については、私も予算審議等の中から理解しておるわけです。先ほど抜本的だというふうな表現がありましたけれども、私はやはり抜本ではなくて、当面、局面する一つの対応だろうというふうな理解をしておるわけです。そうした面からは、資金をふやした、あるいは労働相談をやったというふうなことだけでは必ずしも十分じゃない。もっと本当の、零細、中小等においては、困ってどうにもならないというふうな場面さえあるわけですから、そういった点から、いま少し中小について協業するなり、あるいは共同化、こういうことについてもしっかりと一定の指針を持って進めていく、こういうことが大事だろうと思います。この点について再度お聞きしたいと思います。

○副議長（島村孝志君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　お答え申し上げます。

確かに、たとえば一種住専地域に小さな工場などがあることは事実でございます。そういったものをなるべく準工業地域その他に集中すべきでありますが、なかなか土地の問題その他がございまして、強制的にまとめるということもできかねる状態でございます。

しかしながら、今後、たとえば区画整理地域などにおきましては、換地の操作その他によりまして、できるだけ御質問の趣旨に沿うような形で指導していきたい、またその他の地域におきましても、いろんな、いわゆる建築の指導の中で、東京都の建築指導とあわせまして、なるべくそういうものが拡大しない

ようにやっていきたい、それとあわせまして、先ほども言いましたような用途地域の見直しによりまして、いままでの用途を変えることによりまして、適合する形で指導していきたい、この三つの方法によりまして、できるだけ御質問の趣旨に沿うような方向で、今後、町づくりを進めていきたいと思っているわけでございます。以上でございます。

○副議長（島村孝志君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　零細企業の協業化の件につきましての答弁でございますが、これは店工会の組織等に関する法律がございまして、商工会内部でもいろいろ検討されているものと思います。こういった趣旨を踏まえまして、私どもの方でも、商工会にこういう形のあれを御相談してみたい、かように考えております。以上です。

○副議長（島村孝志君）　中山基昭君。

○六番（中山基昭君）　それでは、質問を終わりたいと思いますけれども、最後に要望的な指摘になろうかと思いますけれども、私が特にここで強調しておるのは、やはり市民の健康と安全、さらには市内の産業なり経済、こういうふうなそれぞれの調和した一つの町づくり、こういうことが非常に大切なときだということを強調しておるわけです。

そうした面からは、現状のたとえば土地利用等が良好な市民生活、環境づくりに適合しておるかどうかというふうな点についても、やはり再認識をしていかなければならないんじゃないかということです。

いずれにしても、そうした面から、長期的な計画とそれぞれ年次ごとの施策、こういうものの連動なり体系化、こういうことを図っていただくことをさらに強く希望し、強調しまして終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（島村孝志君）　これをもって十三の一、創意と参加のあすへの住みよい都市づくりに向けてに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時一分散会

四月三日　木曜日　（第十三日）

昭和五十五年
第一回定例会

日野市議会会議録

第十三号

四月三日　木曜日（第十三日）

出席議員（二十六名）

一番	黒川重憲	君
二番	市川芳太郎	君
三番	秦正一	君
四番	飯山茂	君
五番	川嶋博	君
六番	中山基昭	君
七番	大柄保	君
八番	田中鯛一	君
十番	谷長一	君
十一番	名古屋史郎	君
十二番	本間久	君
十三番	鈴木美奈子	君
十五番	板垣正男	君
十六番	奥住芳雄	君
十七番	石坂勝雄	君
十八番	滝瀬敏朗	君
十九番	林重義	君
二十番	市川資信	君
二十一番	島村孝志	君
二十二番	大越久雄	君
二十三番	一ノ瀬隆	君
二十四番	竹ノ上武俊	君
二十五番	米沢照男	君
二十七番	高橋通夫	君
二十八番	佐々木昭雄	君
二十九番	正国務	君
二十六番	杉山寅三郎	君
三十番	三浦重春	君

欠席議員（四名）

九番	藤林理一郎	君
十四番	橘祐子	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	野呂章	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	赤松行雄	君
市民部長	田倉高光	君
生活環境部長	伊藤正吉	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

次長	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	五十嵐隆	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　清水聰一郎　君

建設部長	森久保三次	君
都市整備部長	前川恒雄	君
福祉部長	加藤一郎	君
水道部長	中村亮助	君
病院事務長	加藤一男	君
教育長	倉又秀作	君

書記	平川雅弘	君
書記	谷野省三	君
書記	串田平和	君

議事日程

一　一般質問

昭和五十五年四月三日（木）
午前十時開議

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時十九分開議

○議長（滝瀬敏朗君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十七名であります。

一般質問を行います。

十四の一、住宅周辺の環境改善と土木行政の姿勢についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔十五番議員登壇〕

○十五番（板垣正男君）　私は、住宅周辺の環境改善と土木行政の姿勢ということで、一般質問を行いたいと思います。

住宅周辺の環境整備ということになりますと、漠然としてるわけでありますが、質問で取り上げたということは、いわゆる住宅の身近なところでの家庭からの排水、あるいは雨水の排水等を、スムーズに行わせるということであるとか、あるいは用水路の清掃、整備、こうした問題を指しまして、テーマをそこにしぼって質問を行う、こういうものでございます。したがいまして、こうした問題などを取り扱っております土木の行政といいますか、土木行政を進める市側の考えなり、あるいは姿勢なりをただしてみたい、こういうふうに考えているわけでございます。

御承知のように、都市化の進行は急激であります。住宅の建設が進んでいるわけでありますが、それに合わせて側溝、道路、あるいは用水路、排水管等の整備も進んでるわけでありますが、市内一円を見渡してみますと、まだまだ不十分なところが多くあるわけであります。行政が、こうした問題を取り上げないでいるというふうには、私は思っていないわけであります。

市の土木費の予算計上もかなりの額に達しておるわけでありまして、五十五年度は二十四億九千万円ほどの予算が総額では計上されております。五十四年度との対比でも、三億三千三百万円ほどの増加を見てるわけでありますから、全体的に見るなら、かなり力を入れているということが言えるんではないかと思います。その中でも、今回の質問に取り上げようとしておりますいわゆる側溝等の整備予算を見ましても、あるいは用水の清掃、そして整備、こうした予算も増額されております。側溝の補修、そして新設、用水の清掃委託料、あるいは工事の請け負い等の予算を合計いたしますと、一億七千二百万円ほどの予算計上になっております。

こういうふうに、年々整備も進みつつあるわけでありますけれども、住民の要望、あるいは文化程度のレベルの向上といいますか、生活レベルの向上に沿うだけのものになっているかということになりますと、なかなか十分行き渡っていないというところに、まだ、問題点あるいは行政的な課題が残されているということではないかと思います。

市内全域にわたる問題であるだけに、具体例などを全市にわたって挙げて質問すればよろしいのでありますけれど、しかし

時間的なことなどもありますので、ごく一部の例を挙げながら、市側の対策をただしていきたいと思うわけであります。

まず一つは、大小を問わず、用水路のどぶさらいであるとか、あるいはどぶさらいを年一回行うということではなくて、市の責任において、定期的に清掃するということが重要なことではないか、こう考えているわけでございます。これまで決算委員会、あるいは予算委員会等、機会をとらえてこの問題に関係する事柄で質問を行ってきました。市側もそれに対応するような答えはあるのでありますけれど、大きく前進した、あるいは目立って予算の計上をしたというところまでには至ってないんではないか、こう思うわけであります。

たとえば、一例を挙げますと、日野駅から都道を通りまして、八王子方向に行く都道のわきに、日野用水が流れております。甲州街道から下の方といいますか、下流の方は区画整理事業が行われまして、いわゆる暗渠になって、都市下水路化するという整備が行われました。しかし、それから上流にかけましては旧態依然としてる。きれいな水が流れているということになりますと、それもまた一つの目的を持っているわけでありますが、いかんせん周辺の住宅、あるいは側溝等から流れてくる排水によって大変汚れてしまう、あるいはごみが飛んできてそこにたまる、あるいは土砂が堆積する、こういうことが繰り返されているわけでございます。

そして、その日野用水からの枝線といいますか、枝のようになって分かれております小規模の用水路、これがあるわけでありますが、これがまた輪をかけたように汚れてる、こういう実態であります。こういうところを定期的に清掃を行う、しかも用水組合や、あるいは周辺の住宅の住民の方に任せるということではなくて、行政の一つの責任として清掃等の業務を行う、このことが必要ではないか、こう思うわけであります。このことについて、ひとつ市側の考え、前進的な考えをお伺いしたい、そう思うわけであります。

二つ目には、側溝の新設、改善、排水管の埋設等により、排水を良好にするという問題であります。

具体例を幾つか申し上げたいと思いますが、栄町四丁目の住宅地一帯の側溝の整備の問題があります。

二つ目には、これも栄町一丁目一〇番地先の比較的最近つくられた側溝であるにもかかわらず、勾配がうまくとれていないために水が流れないということです。

三つ目には、新町一丁目五番地先の家庭からの排水対策であります。これは長い間吸い込み地帯でありますけれど、近くに適当な排水の場所がない、あるいはそういう系統がないということのために、今日まで吸い込みによる排水をせざるを得ない、こういう経過をたどっているものであります。

四つ目には、日野の一一七七番地先の道路の側溝の改善の問

題です。これは最近住民の方が自発的に清掃等を行って、流れをよくするという努力も行っておりますが、すぐ近くに流れております用水路の整備の問題があるわけであります。これは近くの会社から排水されます排水によって、かなり汚されているという問題もありますから、関係部局においても、関連してこの問題を取り上げていっていただきたい、こうつけ加えておきたいと思います。

日野の一一七七番地というところは、いわゆる東町地域でございます。このことと関連いたしましてもう一点お伺いしたいのは、東町の水害の解消を進めるべく、排水対策の計画がどの程度現在進んでるかということであります。計画道路二・二・十の促進がいま図られているようでありますが、それにあわせて地域住民の水害、排水を解決するということが、これまでも議会での論議が交わされたわけでありますが、排水計画の立案がどの程度進んでおるか、一つつけ加えて質問を行いたいと思います。

以上の五点になります。大きな項目では二つ、細かいところでは五点になるわけでありますが、ひとつ担当からお伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　ただいまの御質問につきましてお答え申し上げます。

まず、第一点の、大小を問わず用水路のどぶさらいを定期化せよ、ということでございますが、当市の用水路は幹線十二系統、三万八千メートル、枝線十一万四千メートル、計十五万二千メートルと推定されております。しかし、この数値は不確実のため、昭和五十五年度において、現況の水路の改修、未改修、高低差、あるいは幅延長等を調査するための水路網図作成の予算を計上し、先ほど来承認をいただいておりますので、今後計画的に改修するため、この水路網図を活用したいというふうに考えております。

用水路のしゅんせつにつきましては、現在、毎週水曜日に清掃日を定め、幹線水路のひどい汚れの個所を順次清掃しております。なお、大小水路のしゅんせつについては、現在のところ考えておりませんが、五十五年度より、農業費の用水監視員の委託費を土木費の清流監視員に一本化し、増員するとともに、水路清流週間等を設けまして、用水路を汚さないよう、また清掃、しゅんせつについては、市民の関心を高め、協力を得るよう運動を推進し、行政側と市民、清流監視員等が一体となって清掃、しゅんせつを行うよう対策を検討中であります。

次に、栄町四丁目の住宅地一帯の件でございますが、旧東光寺住宅地内の側溝については、老朽化し、破損個所のみ今回改修いたしましたが、さらに周辺の住宅地一帯の側溝を調査した

ところ、都道の側溝をも含めて、勾配が緩いために流れが悪く、よどんだ状態となっております。よって、この地域は、新坂下住宅より多摩川まで抜いた排水の区域となっておりますので、今後、この排水管に放流する手だてを講じたいと考えております。

次に三番目として、栄町一丁目一〇番地先の水の流れない側溝でございますが、御指摘の場所は、石井食品前の側溝と思います。この勾配が約三%程度あるものと推定されます。市内にはもっと滞留のひどい個所が多々あるわけでございますが、これが対策には苦慮し、大いに努力をしてるところでございますが、現在のところ、この程度は容認の範囲ではないかと考えております。将来については、先ほどの多摩川第二幹管の放流区域でございますので、またこの放流についても、考慮されるところだと考えております。

次に、四番目の新町一丁目五番地先の排水対策でございます。御指摘の場所は、都営新坂下住宅と、日野保育園との中間にある用水路と思います。この水路は、五十四年度に、改修工事としてすでに三月に施工いたしました。

五番目といたしましては、日野一一七七番地先の側溝の改善、及び東町の排水対策でございますが、御指摘のところは、至誠第二保育園の東側の市道と側溝と思いますが、現在は、調査した結果では、改善する必要がないんではないか、というふうに見受けられました。将来、東町地域の排水対策については、下水道、雨水排水系統が根川へ、暫定的には、一部区域の排水を二・二・十の都市下水路に放流することになっております。現段階では、勾配の可能な限り、側溝の布設、改修でしのぎたいと考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　一点目の用水路のどぶさらい、清掃の問題でありますが、五十五年度、体制も強化して、新しい取り組みが行われるべく説明があったわけでありますが、市民と行政が一体となって行うということ、そのこと自体は、大変結構なことでありますが、当然、行政としても責任があるわけでありますから、その分野の責任は最低でも果たすということの上に立って、付近住民の協力も得て、用水の清掃化等を行っていく、こういう姿勢を貫いていただきたいわけであります。

いまの説明ですと、これまで大分清掃が行われていたかのような説明が行われておりますけれども、私が例を持ち出しました日野用水路については、ほとんど清掃がされていないというのが実態であります。あるいはある部分は清掃するということが行われておりますけれど、なかなかそうはいかないというところもかなりあるわけであります。住民に任せておく、あるいは用水組合に任せておくということだけでは、とうてい手が回らないというのが実態ではないかと思うわけであります。そういう点は、はっきりと行政と市の責任分野を明らかにして、そして市民の期待にこたえられるような体制や予算を計上する、こういうことを行っていただきたいと思うわけであります。

次に具体的な例でございますが、栄町四丁目の住宅地一帯の場合は、いま部長から説明がありましたように、都道につなげるべく排水溝は、勾配がとれないためになかなか排水ができない、こういう問題があるわけであります。説明のありましたように、都市下水路に接続いたしまして、将来的には解決するという方向で私も了解するわけでありますが、これまでに、この側溝の整備について、住民の方が何回か市に陳情するということが行われていたことでございます。私も、一度その陳情に立ち会うという機会があったわけでありますが、何回か要望なり陳情を繰り返しても、なおかつ、なかなか解決のめどが立たないというところに、一つのやっぱり行政の課題があるんではないか、そういうふうに私は思うわけであります。ですからこそ、この問題をあえて取り上げたわけでありますが、将来、都市下水路につなげて排水を行うというようなことでも、たとえば、来年度からそれを実施するとか、あるいは二年後ぐらいにはめどをつけるとか、こういうようなことを、具体的にやっぱり示すということも必要なのではないかと思います。

二点目の、栄町一丁目の水の流れない側溝でありますけれど、この程度のものなら市内にもまだたくさんある、容認してほしいということでございますが、確かにこの程度のことなら市内にはもっとたくさんあります。それどころか、もっと悪いところもあるんではないかと思いますが、私があえて取り上げたのは、この側溝はまだつくられてから二、三年しかたっていないんです。二、三年しかたっていない側溝が、つくられた当初から水が流れないようにつくられる、こういうところにどんな小さな問題にしろ、私はやっぱり問題として住民に指摘されるということになるんではないかと思うわけであります。

ですから、市が道路の整備とあわせて側溝をつくる際には、ちゃんと水が流れるように側溝をつくる、ごくあたりまえのことでありますけれど、こういうことを行っていただきたいわけであります。全くあたりまえのことの要求といいますか、問題の指摘であるわけでありますけれど、距離あるいは工事の規模、そういうものを問わず、どんな小さなものでも、正常な工事を行うということが必要だと思います。今後の市側の検討をお願いしておきたいと思います。

三点目の新町一丁目五番地先の排水問題で、これは五十四年度ですでに施工済みだ、という答弁でありますけれど、私もときどきあそこのところを通っております。きのうも通ったんでありますが、工事はまだ全然終わっておりません。境界を査定するくいが打ってあるだけで、そのままの状態になっているわけでありますから、五十四年度で終わったということではない

わけであります。この工期も、一体いつまでなのか確認はしておりませんが、いつから工事が始まって、いつごろ工事が終わるのか、こういうこともあるわけであります。速やかな工事の着工、そして完了を要望しておきたいと思います。

四点目の日野の一一七七番地先の道路の側溝、これについては、先ほども申し上げましたように、最近、住民の方の清掃等も行われております。近くを流れております用水路の整備のことについても、質問を行ったわけでありますが、それについての答弁はなかったようであります。近くの会社から排水されます排水が、用水あるいは側溝を大変汚しているということでありますので、直接、土木が担当していなければ、関係する部でひとつ善処をお願いしたいと思います。

東町の排水対策でありますけれど、ここも毎年のように水害を発生させております。応急処置的なことがいま行われておりますけれど、これもしょせんは応急処置であって、水害を解消するためのものではありません。多摩平の六丁目の水害問題などとあわせまして、この東町の水害対策、あるいは地域一帯の排水計画については、議会でも私が取り上げて、一回聞いたこともあるわけでありますが、その際、二・二・十の計画道路の建設であるとか、現在工事が行われております神明上の地区外排水計画に合わせて計画をつくっていきたい、こういう答弁が行われていたように記憶してるわけであります。私もそういう認識できていたわけでありますが、五十五年度、神明上の地区外排水計画も設計予算が計上されております。いよいよ多摩川へ放流する部分が具体化してくるわけでありますが、この計画に合わせて、東町地域の水害を解消すべく排水計画を同時につくっていくということがどうしても必要なのではないか、こう考えておりますので、この点の再質問をしますので、ひとつ答弁をしていただきたいと思います。

次に、私は市長にお伺いしておきたいと思います。

市長は、議会当初、施政方針を述べております。内容が幾つかに分かれておりますが、予算編成に先立って、住民意識調査を実施したということに触れ、その第一には都市基盤の整備、すなわち下水道、道路云々ということを挙げております。そうした住民意識調査に基づいて、五十五年度の予算編成が行われたと述べておるわけでありますが、第一の柱に挙げております町づくりの基礎をつくるというところで、下水道建設にも触れ、その中で、雨水や雑排水を流す管渠の埋設に積極的に取り組む、こういうふうに述べております。これは、流域下水道事業を推進するとか、あるいは基幹的な都市下水路を建設するということを指しているものと思いますが、そのこととあわせて、いわゆる雑排水も流せるような、そういう都市基盤をつくるべく努力をするんだ、こういうふうにも受け取れるわけであります。そして、道路交通整備としては、全市にわたる生活道路の改修

のほか、こういうふうに第一番目に挙げております。生活道路の改修云々ということは、当然側溝の問題も付随する問題でありますので、私はそういう意味で、この施政方針を聞いているわけであります。そういうことから考えまして、市長にお伺いしたいわけでありますが、こういう考えは一体成り立つのかどうかお伺いしたいと思います。

市側の努力で、下水道計画、都市下水路の計画や工事が促進されております。しかし、いわゆる下水道というのはまだつくられていないわけであります。この間、用水路が、家庭の排水を含めて、雨水の排水を行う重要な役割りを果たしてまいりましたし、現在も果たしております。これは、考えようによっては、下水道的な役割りをある面では果たしているということにもならないかどうか。下水道の代替をしてる、あるいは側溝でもそういう役割りを果たしている、純粋に雨水だけを排除するという役割りではないようであります。そのために用水や排水溝が非常に汚れる、という側面が生じてるわけであります。ですから、市長もいろいろ施策をめぐらして、きれいな水を取り戻すために努力をする、こういうことがまた一方では進んでまいるわけであります。

その一例としては、清流フィルターというふうなこともあると思うわけであります。清流フィルターを各家庭につけて、汚さないように努める、こういうことが行われるわけでありますが、下水道事業に投資する予算、お金ということを考えるならば、現在の用水や側溝などの整備、あるいは清掃に投入する予算が、この程度でいいのかどうかということも、考えられるわけであります。

私が思うに、下水道の全面的な代替ではないんですが、幾らかそういう性格を帯びた今日の日野市の実態を、というふうにとらえるならば、もっともっと予算や体制を強化する、あるいは予算を増額するということがあってもいいのではないか、こういうふうに考えるわけであります。

建築基準法などにも、家庭浄化槽の取りつけは認められているわけでありますし、だんだん生活文化の向上とともに、そういう家庭は必然的にふえてるわけであります。いろんな形での一種の下水道的な役割りということを、一つは考え方でもありますけれど、そういう役割りを果たしているんではないかということを感じております。そういう点をひとつ市長にお伺いいたしまして、今後の取り組みの強さ、という点についてお伺いしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　東町の排水につきましてお答え申し上げます。

東町地域の排水につきましては、御質問の中にございましたように、五十五年度予算の中で、都市下水路の自主設計をお認

めいただきました。それで、五十五年度から自主設計をしまして、あと二・二・十の買収、あるいは道路築造に合わせまして幹線の管渠を埋設する計画でございます。それに続きまして、いま御指摘の東町地域の枝管を埋設しなければならないと考えているわけでございます。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　日野市日野の一一八番地先の用水路の中に油分が付着してるという連絡を三月八日に受けたわけでございます。それで、私どもの方といたしましては、公害対策課で早速現地に飛びまして、終日監視したわけでございます。午前中につきましては、水路の中でほぼ満足できる排水でございますけれども、午後になりますと、弁当箱等を洗いますので、一時的に水量との関係で油分が出ている、そういう情報でございますので、現在内容を調査いたしまして、また継続して指導していきたい、かように考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いまの御質問に対しまして、多少順序立ててお答えをしてみたいと思います。

現在の日野市の都市化としての発展過程をたどってみるとよくわかるんですが、一応、地上の市民施設、教育や福祉、あるいは一応の道路交通、これらのことにつきましては、まずまあまあ日常生活ができる状況になっておるわけですが、地下の施設といいますと全くこれからだと言わざるを得ないわけであります。

つまり、都市基盤の整備がないままに急速な人口の増加という形で、形としては都市化したが、しかし基礎になるところの基盤整備はできていませんから、これからですというのが今日の現状であるわけです。

さればと言って、市民生活そのものが、日々、排水におきましても、それから日常生活のいろいろな活動に向ける施設にいたしましても、最小限にはやらなければならない、つまり皆受け身といいましょうか、後手といいましょうか、そういう形で取り組まざるを得なかったという事情が明らかにあるわけでありまして、なかんずくいま御指摘の排水問題となりますと、かつて農業用水として、今日まで市内に網の目のようになっておりますそれが、排水路として使われてきて、それで不完全ながら、排水の場は成り立っておるということにはなりますが、それが、市民お互いが生活雑排水を流すことによって加害者になり、また一面には被害者にもなっておる、こういう状況であります。

暫定的には、それらのまた地表上の排水路の整備もしなきゃなりませんし、また根本的には、いま取り組んでおります大きい意味での流域下水道から公共下水道、それから都市下水路、

その上にまた毛細管的に各家庭と排水管がつながっていかなきゃならないわけであります。それがようやく緒につきかけたといいましょうか、都市下水につきまして、日野市内を排水系統として考えます場合に、十三系統ばかりになるわけですが、その中の六系統ほどが、一応計画として成り立ち、あるものは緒についた、こういう状況であります。そして、日野の地域の排水の一つの幹線になります日野用水の系統を、流末の根川から準用河川としてその機能の整備を進めておる、これが現状であります。

ですから、将来に対する解決という方向は、私は頭の中ではかなりはっきりとつかみ得た、こう思っておりますが、それを今日の市民生活になるべく早く役立てるための努力をしておる、これがまた今日の事情でもあるわけであります。部分、部分で開発がされるものですから、本来ならば、水は下流から水路の整備をしていかないと本当に流れる水路にならないわけですけれど、勾配が余り十分でないままに開発が行われましたり、あるいはかつての浸水地帯に、住宅団地ができましたり、いろんな複雑な問題を露呈しているということであります。

したがって、流域下水道、それに伴う公共下水道、当分は雑排水に使います都市下水路、その他の排水系統、長期計画で抜本対策であるとともに、今日の生活にもうすぐに役立てねばならない、それを両用に取り組んでおるというのが、いま進行しております市政の中の一番私どもの生活環境整備としての大きな課題であります。都市整備部もそのためにあり、あるいは建設部もそのためにある、それほどに大きく考えて取り組んでおるところであります。

しかもなお、市民生活は市民みずからも守っていかなきゃなりませんので、清流条例等を定めまして、行政の責務、それから市民の責務ということで、責任分野も明快にはいたしておりますけれど、なかなか実施することにまたむずかしさも伴っております。

その当分の間続きます暫定的な意味で、もっと予算を多く配分をして取り組むがいい、こういう御意見でありますから、その御意見には異論はないわけでありますが、治水ということで、雨水対策、それから汚水対策を進めてまいりました成果も、相当上がったというふうに考えております。

これからこの仕事をもっと進めますために、やっぱり用水の管理権というものを、なるべく行政で受け持っていく、そういう関係を強化していかなければならない部分があるわけであります。しかし、水田も相当ありますからして、これまた正当な権利として、権利というよりも施策として守っていかなきゃなりませんし、水田の側から言えば、家庭雑排水を流されることは全く迷惑である、これもそのとおりなんですけれど、そこに水が流されない限り、生活が成り立たないということもありま

して、いろいろと市民が困っておられる、そういうことであります。

せっかくのまた市内に多い水路でありますから、将来はむしろこの水路を使って、日野市の特長になる親水、水に親しむ環境をつくりながら町をつくるということが、また将来展望としてもいいことだと思っておりますので、あえてふたをして暗渠化してしまうということではなくて、排水の問題を解決しつつ水をきれいにすることが、また一方の役目である、こういうことも伴っております。

数年来進めておりますことをじっと見ていただきますならば、排水対策に対する取り組みは重要であるからやっておるわけでありますし、しかも解決の方向に、はっきりとした目標を立てて進んでおるということであります。太い管渠ができましても、今度は家庭と中、小、毛、細、そういう管でつながなきゃなりませんが、栄町の場合には、放流口の地域の方に、適当ではない約束などをしておりまして、これを処理していかなきゃならない、こういう問題もあります。つまり下流の方からは、雑排水が流されることは当然好まれないわけであります。雑排水は、それが御承知のとおり底にたまればヘドロになり、アカムシなどが住んで、暖かくなりますと大発生を来す、こんな別の被害もあるわけであります。

しかし、幸いに、水に対する取り組みも、ようやくわれわれも何をすべきかということを思いつきまして、ことしからは水路に対する監視、指導の体制もつくって、そして一方にしゅんせつするどろの撤去作業等もあわせて、そうたびたびはできませんが、考えておりますので、何とぞ御了解をいただきながらまた御鞭撻もいただきたい、このように願っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　東町の排水計画は、具体的にはいつごろになるんですか。東町の排水計画は大体このころ立案、計画されるだろう、工事は神明上の地区外下水路工事に合わせて行う、大体こういう考えで受け取ってよろしいかどうか、そのことだけを確認の意味で一点お伺いしておきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　神明上地区外排水につきましては、五十六年度からの計画でおります。ただ、用地買収が絡んでおりますので、いつまでに必ずできるというようなことはちょっと申し上げられませんが、一応用地買収を終わりまして、三カ年でやる予定でおります。そして枝管については、一応、先ほど申し上げましたように、幹線の管渠ができましてから枝管を布設していきたいと思っておりますので、その後になるかと思います。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　板垣正男君。

○十五番（板垣正男君）　東町の排水対策には、幹線工事が終わってからつなげる、ということの考えのようでありますが、計画は同時に進めてもいいわけであります。そして、工事も同時に進める、幹線の下水路が完成した暁には、枝管も同時に完成する、そして地域の排水も利用できる、こういうふうに計画を進めてもいいのではないかと思いますので、今後の検討をお願いしておきたいと思います。

市長からいま答弁のありましたようなことにつきましては、よくわかるわけであります。概括的なもの、あるいはこの二、三年、都市下水路の建設も一段と進んでまいりました。であるからこそ、私も、そこにつなげるべく家庭からの、あるいは住宅の身近なところの用水、あるいは側溝の問題を、あえて取り上げたわけであります。つなげる方向が定まってきた、系統的になってきたというところに、こうした身近な問題が今後の一つの課題になってくるんではないか、そういうふうに考えているわけであります。

五十五年度、取り組みも進むようであります。さらに力を入れて、こうした問題の解決を早めていただきたい、こう要望しておきたいと思います。

なお、きょう答弁のあった具体的な個所で、実際と違っている点については、速やかに措置をされるように再度要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十四の一、住宅周辺の環境改善と土木行政の姿勢に関する質問を終わります。

次に十五の一、国際障害者年を控え、障害者（児）に対する一層の施策を図れについて問うについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは、議長から御指名がございましたので、これから質問をさせていただきます。

来年は国連が決めた国際障害者年でございます。ことしはその前年度の年として、国内行動計画を決める年として、政府はまだ具体的な活動計画を進めておりませんが、それを急ぐ必要がありますし、また日野市でも、いままでの障害者（児）に対する施策、これの一層の充実を図る、そのための点検を行い、来年を迎える準備の年として、私は問題提起をしたいと思います。

大企業擁護の自民党政治のもとで、労働強化と合理化による労働災害、これが非常にふえております。また、公害のたれ流しによる被害、無制限の自動車生産による交通事故、また薬害、こういうことから、たくさんの障害者（児）がふえているのが現状でございます。

五十四年度の厚生白書によりますと、一九七一年と七二年、これ以後はまだやっておりませんが、これの調査によりまして

も百七十八万一千三百人、現在では二百万人を超えて、人口の千人に対して十七人が被害者である、こういう障害者である、こういうことになっております。

また、身体障害者の雇用についても、身体障害者雇用促進法によって、企業は全従業員の一・五%を雇用する、こういう義務が負わされているにもかかわらず、大企業ほどこの雇用が少ない、こういうことでございます。昨年の六月の労働省の調査でも、大企業ほどいま申し上げましたように雇用率が低くて、法定雇用率に達しない企業が、障害者一人に対して月三万円の納付金を支払うことになっている、これについていま使い切れない、二百億円以上にも上るお金が残されている、このことが労働省の調査でも明らかになっているわけです。

私は、今回の質問に対しまして、いろんな方とお会いして障害者の現状をつかむ中で、日野共同作業所で働く四十三歳の婦人は、私はこの二百億円のお金のことを言わなかったけれども、すでに知っておられまして、こういうお金がぜひ私たちのこういう障害を持つ人たちのところに回ってきたならば、親も子供のことを心配しないでいいし、親もだんだん年を取るので、私たちは、こういうお金でぜひ大きな総合施設をつくる、こういうところにお金を使ってほしいなあということを言われました。

また、最近の明るいニュースとしては、一昨日のテレビでも、また新聞にも報道されておりましたが、熊本市役所に採用された辻　典子さんのことです。サリドマイド認定者として全国初の公務員、こういうことで熊本市の職員になられましたが、マスコミがこれを取り上げるということは、それほどまだ障害者が働く権利を奪われている、こういうことになるかと思います。

日野市の障害者（児）に対する施策はかなり前進してる面もあり、私も評価いたしますけれども、まだまだこれからやらなければならないという点もあるかと思います。赤ちゃんが生まれるときから、また一歳児になってから、こういう点では医療の無料化、また最近、二月十七日に日野保健所で、医師会と市、また地域のボランティアの方、医療と福祉を進める会の方々、多くの方の努力によって難病の検診が行われ、病気の早期発見、こういうことが行われてきております。また、こういう方たちが、これからは希望の家、こういうところでリハビリを受ける。また、幼稚園では、障害児の入園は認められておりますけれども、保育園では、まだ小さい幼児に対する措置がされていない。また、学校に行くことについては、学童保育では、ことしも障害を持つお子さんについて、いろいろと問題点があって、困難があったというふうに聞いております。

また、いまは共同作業所がございますけれども、この内容についても、いまのままでよい、ということではないと思います。東京都と同じに、市も四百八十万円、この補助金を出しておりますけれども、最終的にはこの共同作業所をどういう方向に持っていくのか、このことをやはり来年の障害者年を迎える中で、解決していく必要があるかと思います。

私はぜひこういう観点から、五つのことについて質問したいと思います。

一つは、保育所の障害者（児）の入所の受けつけの問題でございます。ことしも保育園の申し込みが多くて、先ほどの予算委員会の中でも、申し込みの千五十人に対して八百人しかはいれない、そして待機している保留児が二百五十人いる、こういうことが報告されましたが、こういう中で、障害児を迎え入れることは、大変困難かと思いますけれども、私は、いままで全国の障害児保育をやっている、そういう経験を学ぶ中で、この障害児が保育所に入ったことによって、中にいる健康な子供たち、またその障害児自身も大きく成長していく、こういうことが報告されております。

ことしは、三歳二カ月の女のお子さんが、障害があるということを書かなかったわけですが、これはやはりお母さんが、障害があると書いたならば市では受け入れてくれないんじゃないかということで、書かなかったことにも問題があるかと思いますけれども、やはりこれを書けなかったそれなりの事情があったと思います。働きながら障害児をよその家に預けて、そして働かなきゃならない、こういう事情の中で、私は大津であるとか東村山にある障害児保育をぜひ日野でも実施していただきたい、こういうことからひとつ質問したいと思います。

二つ目には、日野の共同作業所の内容充実でございます。先ほど言いましたように、四百八十万円の補助金は出しております。しかし、仕事の面、それからいま非常に交通費がたくさんかかっておりますので、交通費の問題、また赤字の対策としては、毎年バザーをやっておりますが、こういう赤字対策の問題、いろいろと問題がありますが、これについてどうするのか、こういうことをお聞きしたいと思います。

三番目には、市の職員に障害者を採用する問題です。せっかく新しい庁舎ができまして、点字ブロックもでき、また車いすでも通える、エレベーターもある、トイレもある、こういう中で、障害を持つ方を、もっともっと積極的に市の職員として、私は採用すべきではないかと考えます。その方に合った仕事の場は、この広い市役所の中にはあるはずでございます。また福祉センターもありますし、いろんなところに障害者の働く場所があると思いますので、積極的に市の職員として障害者を採用する問題を、提起したいと思います。

四番目には、こういういろんな日野市内の障害者の抱えている問題をそこに集める総合福祉センターを設置することが必要かと思いますが、来年度の国際障害者年を迎えるに当たり、ひとつ本当に障害者がこれだと言うような、そういう総合施設をつくっていただきたいと思いますが、そのことをお尋ねしたい

と思います。

五点目には、いまの問題にも絡みますが、来年の国際障害者年を控え、どのような年にしたいか。これは障害者の問題を考える会の方々、日障連の方、そして一般市民、父母の方たちも、来年は日野市はどういう障害者年を迎えるのか、という非常に大きな期待を持って見守っているわけでございますので、ぜひ市の構想を示していただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それでは、三点目の質問を除きまして、一、二、四、五、これにつきましてお答え申し上げたいと思います。

最初に、一点目の障害児の保育所入所の件でございますけれど、この件につきましては、すでに日野市におきましては、障害者（児）の受け入れを行っております。ちなみに五十五年度を申し上げますと、五人受け入れてございます。五十四年度におきましても、五人の受け入れをしてございます。

御承知のとおり、障害者ということでいわゆる通常の集団保育が可能であれば、また程度におきまして中程度、こういう中におきましては、保育も一般の健常児と区別することはしていないわけでございます。そういうことで、市におきましても、先ほど申し上げた五人の方を、五十五年度におきましても受け入れてるわけでございます。

それから、二点目の日野共同作業所の内容でございますけれど、具体的に交通費、赤字という御指摘でございますが、市といたしましても、今日まで、施設の維持管理費の負担初め、備品の購入、施設の内部改修、あるいは補助金の増額等、不十分ではございますが年々努力はしてまいりました。しかしながら、これらの抜本的な解決を図るためには、多くの費用とやはり時間がかかります。早期に解決ということはなかなか困難でございます。心身障害者の方の御要望の趣旨は、十分理解できるわけでございますけれど、当面は補助金の増額、五十四年度は四百八十万円でございましたが、五十五年度は、御承知のとおり五百四十万円、このように補助金の増額を行ってるわけでございます。少しでも前進が図れるよう、今後も努力していきたいという考え方でございます。

それから、四点目の総合福祉センターの件でございますけれど、確かにこういった総合福祉センターがつくられれば、私どもといたしましても大変望ましいことでございますが、何せ御承知のとおりの財政負担もかかります。また用地問題もございます。そういう中では、今後の検討課題としていきたいというふうに考えております。

それから五点目の、国際障害者年を来年に控えてどのような年にしたいか、市の構想を示せ、という件でございますけれど、

この障害者年に向けての施策の準備につきましては、今後、心身障害者の方、その他各方面の御意見、要望を受けまして、行政サイドといたしましても、できるだけの対応は考えていきたい、このように考えております。具体的な施策の考え方は現在持ち合わせはございません。

ただ、一つ考え方として、市内に、落川の方ですけれど、都立の養護園が五十六年四月に開園されます。市の方といたしましても、この施設ができることを利用いたしまして、たとえば障害者の方、ここの施設は十八歳以上ということで、成人関係の方の施設でございますけれど、緊急一時保護対策、これに対するベッドの確保、これはショートスティということで、老人に対しては老人ホームで行ってるわけでございますけれど、身障者につきましても、そういったことの申し入れをして、都の確約もある程度受けております。また入浴関係でございますけれど、こういった問題につきましても、申し入れを行って、いろいろ運搬等の問題がございますけれど、こういった問題につきましても検討していきたい、このように考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　第三番目の御質問につきまして、御答弁を申し上げたいと思います。

まず最初に現況でございますけれども、千二百名以上の職員がおるわけでございますけれど、この中で、身障の雇用率の基礎となる職員数というのは、六百三十一名という職安の計算でございます。この中で正式に職安にあれしてございますのが七名でございます。それで、六百三十一名の一・九％ということになりますと十一・九人、約十二人を雇用しなさい、こういう法律関係になろうかと思います。日野の場合には、正式に職安を通じての障害者の登録は七名でございます。それから、非常に人権にかかわる問題でございますので、職員の中には、登録しないでほしい、こういう意向の職員もあるわけでございます。それが五名おります。ですから、実際には十二名の雇用は果たしておるわけでございますけれども、個人の人権上の問題等もあって、表に出ているのは七名、こういう状態でございます。

それで、いままでの努力でございますけれども、五十二年に新庁舎が開設されました。おっしゃるとおり、市民に対する施設としても完備したわけでございますけれども、中に勤める障害者のためにも、点字ブロックだとか、あるいは便所だとか、いろんな施設がある程度完備したわけでございます。雇用の条件がある程度大きく改善されたということになっておるわけでございます。

そこで、五十二年の開所を前にしまして、電話交換手の採用につきまして、全盲の方といいますか、目が全く不自由な方の採用ということを一応計画したわけでございますけれども、い

ろいろ実施に当たってみますと、いまの市のコードを抜き差しるところの有ひも式の交換器、それも大型でございますから非常に無理なので、電話局で、ランプにかわるものとしまして音色でつなぐポジションがわかるような方式等に努力をしたわけでございますけれども、電話局の方で、大型で非常に無理だというふうな結論でございますので、目が全く不自由な方の採用の方は、やむを得ずあきらめざるを得なかった。それで、次にほかの重度の方を交換手に採用した。こういう努力がされておるわけでございますけれども、事前のどうも積み上げが不十分だった、目が全く不自由な方に大変御迷惑をおかけした、こういうふうな反省もしておるわけでございます。

今後につきましては、これらを踏まえまして、職員課の方で、障害の程度によってどのような設備なり改良器具なりが必要かということ等もよく計画的に練って、要するに障害者雇用というものに努力をしていくという計画をいま練っておりますので、今後の努力なり雇用の改善を図っていくということでございます。そういう御報告でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは再質問いたします。

最初の障害児の保育所入所の件でございますが、私は、この問題では、大津市の障害児保育、これは非常に学ぶ点があると思うわけです。大津市では、障害を持つこと自体を、保育に欠けるというふうに認めてるわけです。国の法律ですと、両親が共かせぎでないと保育に欠けないとか、病気でないと欠けないとか、こういうふうになっておりますけれども、大津では、障害を持つこと自体を保育に欠けるというふうに認めて、常に医療を必要とする障害児は別にして、基本的には、希望者全員を一定の手続や実践を経て措置をし、健常児と一緒に保育をしております。これは、やはり長い間の市民運動がある中で、こういうことになったわけですけれど、市内の公立、私立を問わない全部の保育園で、障害児が保育を希望すれば、その地域の保育園でも幼稚園でも受けとめる、こういうことが民間の幼稚園でも保育園でも合意されている、こういうことになっております。そして、一人保育した場合には、民間の保育園に対する障害児の保育加算制度、こういうものがありましてそれぞれ補助してるわけです。私は、やはりこういう障害を持つこと自体を保育に欠けるという、そこのところが非常に大切であると思うわけです。

日野市では、五十五年に五人、五十四年に五人、こういうふうに集団保育をしている。このことがいま報告されましたし、豊田の保育園に入っておりました年長組の障害を持つお子さんのお母さんからも、また保母さんからもお話を聞きましたけれども、非常にいろんな点で、その子供が変わっていったということが報告されております。健常児の中でも、その障害児に対する見方もまた大切にする、そういうことも変わっている。こ

ういうことから、私は、日野市としては、ぜひ障害を持つこと自体を保育に欠ける、こういうことで認めていただくようにぜひお願いしたいと思いますが、その点を、また一点質問いたします。

それから、日野の共同作業所の内容でございますけれども、私は、これは市長の姿勢にもあると思うわけです。同じ革新の町田市、ここでは市長がみずからいろんな市民の方の要請を受けながら、大下市長は、生まれてから生涯が終わるまで、制度的に確立された中で、幼児期から教育に乗せ、学校を卒業後は、その子に合った生活の場と職業を見つけ、働く喜びを通して、生きがいのある生活をさせたい、こういうことで、障害者の方とも懇談をしながら、足利にある、こころみ学園というところ、ここでは非常に山やなんかがあって、そこでシイタケなんかつくっているらしいんですけれども、私もぜひここには行ってみたいと思いますけれども、こういうところに、市の職員や担当者の方と一緒に行って、本当に福祉作業所をどうするかという、そういう真剣な努力がされているわけです。

私は、ことしは予算も東京都と同じように増額されておりますけれども、予算を出したからそれで足りた、ということにはならないと思うわけです。現実に仕事がなくて非常に困っている。そしてまた、ボランティアの方の協力を得たり、お茶を売ったり、バザーをやって、昨年度は非常にバザーの収入も少ない、こういう中で、四苦八苦しながら活動を続けているわけです。こういうことから、私は、同じ希望の家、障害児の小さなお子さんを預かる希望の家は、市の施設ということで市が委託している。これでもまだ問題があるかと思いますけれども、民間委託ということで、中で働く方もいろいろと苦労をなさっているかと思いますけれども、片一方では市の施設、片一方では自分たちがやっているということで、かなり市のそこに対する力の入れ方が少ないんじゃないかと思うわけです。

そういうことで、ぜひ市長から、この共同作業所を今後もあの狭い建物でずっとやっていくのか、もっと大きなところでたくさんの方が働ける、体の不自由な方も、また精神薄弱者の方も一緒に働ける、こういうふうにやることも必要かと思いますので、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、市の職員に障害者の採用の問題ですが、これは、部長の方からも、その方の人権の問題もあるということですので、私はそれはその方の意思を尊重すべきだと思いますが、せっかく車いすでも入れる市の庁舎、こういうことでも、全然私たちの触れる機会がないわけです。目の見えない方が庁舎に本当にいらしたのかしらということもありますし、やはり市の中で働ける場所はあると思うわけです。先ほど言いましたように、熊本の市役所で働いた方、あの方のことが全国的に報道されて、多くの障害を持つ方から希望がわいたと思うわけです。そうい

う点では、日野市でも本当に真剣に障害者を採用すべきであると思います。そういう点で、もう一回質問したいと思います。

それから、四番目の総合福祉センターの問題では、私は、これはやはり一番小さな赤ちゃんから障害を持つ大人まで、この方たちの総合するセンター、これは一年でやれとは申しません、なかなか大変なことかと思いますので、年度を積み重ねながら、これはぜひやっていく必要があると思うわけです。

私は、神戸の例をまた引き出したいと思いますけれども、神戸でも、福祉に対する施策はかなり充実しております。神戸市民の福祉を守る条例というものを制定して、そして三カ年計画でいろんな障害者の問題、心身障害福祉センターの開所を行い、そしてそこで身障者の機能の充実であるとか、いろんな障害を持つ治療、いろんなことをやっております。私は、この中で神戸に学ぶ点は、日野市でもこの中でやっている点がたくさんございますので、共通する部分があると思いますので、ぜひこういう神戸のいい点なんかも取り入れて、来年を第一期目として、総合福祉センター、こういうものを考えていったらいいのではないかと思いますので、それの答弁をお願いしたいと思います。

それから、五番目の国際障害者年を来年に控えておりますけれども、あと一年ということです。まだ準備段階でございますが、日野市には障害者の団体もたくさんございますし、多くの皆さんが、来年の障害者年には、日野市は本当にどういうことを障害者と一緒にやるのかということで期待を持っておりますので、この具体的な計画を早めていただき、ここでは障害者団体、地域の方たちも一緒に入れた中で、どういう障害者年を迎えるか、そういう構想を持っていただきたいと思いますが、もう一回その点についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　第一点目の大津市では障害児を保育に欠けるということで措置をしている、こういう御質問でございますが、大変、大津市におきましては、思い切ったことをやられているというふうに感じてるわけでございます。と申しますのは、児童福祉法の第二十四条におきましては、法的にも、保育所入所の関係が規定されているわけでございます。当然、父母というふうな関係で、特に中心になりますけれども、母親あるいは父親、こういった関係が保育に欠けるということで、入所を行っているということから出ておりますので、この大津市の先ほど言われた件につきましては、私の方といたしましても、なお内容をいま少し検討いたしませんと、ここで即答はできないというふうに考えております。

それから、二点目の日野共同作業所の内容の問題でございますけれど、私どもといたしましても、そこに働く方々、あるいは関係者の方から、いろいろ事情は伺っております。確かにおっしゃられるとおりでございますが、さらに市といたしましても、十分検討いたしまして、できることはお手伝いしていきたい、このように考えております。

それから、最後の国際障害者年の構想の件でございますけれど、先ほど私の方でお答えいたしましたとおり、現在新しい構想は持っておりません。五十五年度は準備期間ということでございますので、先ほど申し上げたとおり、各方面の御意見等を伺いながら十分検討していきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　再度の御質問で、真剣に日野市でも努力をすべきだという御意見でございます。そのとおりかと思います。日野市におきましても、五十二年だけじゃなく、こういう雇用された方々の内容を見ますと、数年にわたって採用に努力をしてきた、という結果によるものでございます。

それで、さっきも申し上げましたけれども、十分な踏み固めというものがどうしても必要なんだというふうなことで、第一番目に考えていますのは、つまり六百三十一名というのは、一般職の事務職だとか、あるいはデスクワーク、そういうものが大体職種の中心になるわけでございますけれども、そういう中でも、障害者のできる要するに仕事、身の回りというものを洗い直す、障害者の職場を広げる、こういうふうな基本に立って、仕事の内容を事前に洗い直していこう、こういう踏み固めをしよう、という考え方でございます。第二番目は、採用計画は、実行可能なものを作成するんだ、事前に。三番目は、やはり一時的なことじゃなくて、長期展望に立った積極姿勢で推進していくんだ、こういう考え方でおりますので、御指摘の趣旨に沿って、真剣に取り組んでまいります。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　障害者福祉行政につきましては、かなりいろいろと学びつつ、積極的にやってまいったつもりでもあります。そして何よりも基本になることは、ハンディのある方ですから、そのハンディを補う、そして一人格として社会的に差別をなくす、そういうこと自体が基本である、このように考えております。そういう考え方に基づきまして、必要な施設等も、あるいは必要な施策ということも、それぞれいろんな意見を聞きつつやることが一番適切だ、このように考えております。

日野市内に、七生更正園というかなり重度障害の方の入所される施設があるんですが、あるときは私も出向きまして、そして車いすの方と一緒に、高幡の交差点を通り、駅まで行ったりしまして、つまりその間の本当に車いすに乗ってる方が、ここを直してほしい、ここも直してほしい、こう言われることをずっと担当の者と点検をしてまいったりいたしましたが、そういうことが一番現実にかなうものではなかろうか、と思っております。何か行政の頭だけでいろいろ考えても、果たして役立たなかったらつまりませんので、なるべく接触をしながら御意見を聞いて、適切だと思うことを可能ならしめてやっていく、こういうことが行政の一つのあり方だ、このようにも思っております。

御質問の中の共同作業所につきましては、確かに手狭でもありますので、何か将来はもっといい方法を発展的に考える必要がある、このことは気づいておりますけれども、いざ、じゃあどうすればいいかということまでは整っておりません。

いずれにいたしましても、いま申し上げましたような考え方で、一層障害者福祉の水準を上げますとともに、地域全体が福祉の風土ということを、そういう環境をつくっていく、そういう風土づくりをする、こういう方向で今後とも努力をしたい、このように考えます。

○議長（滝瀬敏朗君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　総合福祉センターに私は焦点をしぼりたいと思いますが、やはり障害者のやることはたくさん仕事としてあるわけですが、その一番中心になるものは、多くの障害者の方たちが希望してる地域の集まりの場所だと思うわけです。

先ほど部長の方から、この問題については、落川に東京都の養護園ができるので、そこで緊急一時保護ができるとか、入浴のことも申し入れてあるということで、それはそれでいいと思いますけれども、私は、鈴木都政になってから、非常に福祉が後退していく中で、東京都のことばかりは当てにできないというふうに思うわけです。

特に、私は、障害児がこの間卒業式を迎えたわけですけれども、一番ひどいと思うのは、障害児に卒業記念品をいままで革新都政のときに出していたわけですけれども、ことしは、それが父母の所得制限をつけられたために、記念品をもらえる子供ともらえない子供ができてしまったわけです。そして、それに対して、健康な子供ならまだがまんできるかもしれませんけれども、障害を持っている子供たちの卒業式にこういうことが行われる鈴木都政なわけです。

こういうことから、私は、いつまでも東京都を当てにしていないで、市独自でやはり施策をやるべきではないか、と考えるわけです。そういう意味で、どうしても希望するようなセンターをぜひつくっていただきたいと思います。

また、センターについては、財政負担、用地確保、こういうことで検討が必要だ、というふうに言われておりますが、ぜひこの問題でも積極的に多くの市民の中に入って、どういうふうにしたらいいのか、来年の国際障害者年を迎えるに当たって、多くの方の希望があるわけですし、また障害者の人権を守る、そして社会的に不利な条件を持っている障害者に対して、生きる権利であるとか、また働く権利、学ぶ権利、これが保障されなければならないわけです。

国分寺の市議会では、この間終わりました三月議会で、来年の国際障害者年を迎えるに当たっての、国分寺市としての市議会の意見書を政府に送っております。私は、やはり日野市でも、議会もまた市も一緒になって、来年の国際障害者年にどのようなことをやったらいいのかということを、本当に真剣に考えていくことが必要かと思いますので、そういう点でも問題提起をして終わらせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十五の一、国際障害者年を控え障害者（児）に対する一層の施策を図れについて問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時二十一分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

十六の一、学童クラブの管理、運営及び施設の整備と指導員の身分安定（正職化）についての通告質問者、本間　久君の質問を許します。

〔十二番議員登壇〕

○十二番（本間　久君）　それでは、通告質問でございます学童クラブの管理、運営及び施設の整備と指導員の身分安定（正職化）についての質問を始めたいと思います。いままでちょっと体をこじらせたものですから、きょうもちょっと医者に行ってまいりまして駆けつけたわけでございますけれども、聞き苦しい点がありましたらお許し願いたいと思います。

まず、学童クラブの管理、運営及び施設の整備、指導員の身分安定ということでございますけれども、これらの順序は、若干逆になるかもしれませんけれども、まず学童クラブの生い立ちといいましょうか、それらから考え方を述べ、質問していきたいというふうに思います。

敗戦の直後、あるいはわれわれのちょうど小、中学校のころでしたか、両親が働いている家庭、あるいは母子家庭、また同

時に両方が働いている家庭ということになりますと、当然それは貧乏な家庭である、と言われてまいりました。ところがそうしながらも、学生は夜学に通いながら、工場主や商店の理解を得ながら勉強してきた、というのが今日の実態でしたけれども、いまや女性の働く権利ということが特に強調されまして、それらもまた保障されてきている。まだ、残念ながら、幾ら働く権利があるといっても、あるいはキャリアウーマンといっても、まだまだその格差が残っているというふうに思われます。

こうした中で、高度成長下の中で、特に灰の中の貧困と言われてるのも、今日の実態ではないでしょうか。家を、あるいはマイホームをつくりたい、家賃が高い、学費を積み立てなければならない、あるいは食生活を中心とした現代社会に、あるいは生活に必要な経費がかかる、また父親の収入だけではどうしてもやっていけない、それぞれたくさんの問題が山積してるのが現状であります。

このような現状下の中で、子供あるいは児童の教育、保育という未来を背負い、期待をしなければならない子供たちとの関係は、どのように考えなければならないのか、というような重大な問題が残っております。自分で見ればいいではないか、と言ってしまえばそれでおしまいかもしれませんけれども、そう簡単に片づけられないのが現在の実態ではないでしょうか。また子供たちの未来、あるいは将来の就職先を考えるならば、なかなかそうはいかないというのが実態であります。

社会主義の社会ならば、当然、資本主義社会の日本とは違いまして、子供は国の宝とか、あるいは子供は王様というように、教育、福祉面においても、国家が責任を持ってまで行っておりますけれども、なかなか日本では、そうはいっていない。だとするなら、子供あるいは児童の教育と安全は、だれかがこれをともに支え合わなければならない、という問題が残り、そのめんどうを見る施設、あるいは労働者が、複数の子供たちを預かる必要性が出てきております。

聞くところによると、学童クラブの生い立ちというものは、一九六二年に東京都学童保育連絡協議会が結成され、その後、学童保育連絡協議会と改称され、東京のほかに神奈川、あるいは愛知、大阪などにも地域協議会が生まれて、今日では全国的に広がり、まだまだ国の制度化はされていないまでも、やがてはその方向の一途にあるんではなかろうか、というふうに思います。

労働者の統計を見ましても、婦人労働者が約千百九十万人いるそうでございますけれども、そのうちの六割は既婚婦人で、そのうちの二五%ないしは六%が小学生の子供を持つ母親である、というふうに言われております。こうしてみますと、学童クラブは、いわゆるかぎっ子という形で、放課後の生活を守る場としてスタートしてきた、ということがございますけれども、

今日では、単にそれだけではなく、遊び場が足りない問題、あるいは交通事故や災害から子供を守らなければならない、あるいは家庭を守らなければならない、また子供を取り巻く昨今の社会環境、社会状況というのが非常に悪い。また最近特に見られますように、同年齢同士でもって遊ぶことがなかなかない。こういうような環境等々を見ますと、ますますその必要性が大になってきているというのが現実だというふうに私は思います。

三多摩地域におきましても、学童クラブ運動が起こったのは、昭和三十四、五年というふうに聞いておりますけれども、ますます人口の集中化に伴って、各市でも社協委託から始まって、今日では二十六市のうちの十七市が、すでに正規の職員で身分が保障された中で、市の政策として実施されている、というのが実態だというふうに思います。

私は、昭和四十九年の二月に初めて選挙で議員になったわけでございますけれども、当時、日社協の委託の学童クラブの指導員の方々の苦労を聞き、また父母の要求、あるいは学童クラブの設置運動を進める中で、お手伝いをしてきた一人と自負しておりますけれども、たしか昭和四十九年の十二月か、あるいは九月の議会だったと思いますけれども、直営化問題と同時に、正職化の問題で、一般質問をしたというふうに記憶しております。そうした中で、その後、昭和五十年に学童クラブが日社協から離れて直営化をするということで、正規ではなくて、長期の臨時職員ということでもって実施されている、これが今日の学童クラブの実態ではないかというふうに思います。

いま、四小ブロック、あるいは八小ブロックということで、学童クラブがこの議会でも認められましたけれども、その学童クラブの前進、市の当局から言わせますと、一小学校に一学童クラブ、二小学校に一児童館の建設の実現、ということで考えますならば、いまや森田市政も大変な成果を上げてきているんではなかろうかということで、高く評価するところであります。

しかし、そうした父母の要求、あるいは指導員の要求の一部は前進したものの、子供の安全を守る場の保障、そうしたものはだんだんと保障されてまいりましたけれども、一つ大変重大なことがおくれている、というふうに私は思うわけであります。

それは、児童あるいは子供たちのめんどうを見る、いわゆる母親がわりの指導員の身分が不安定であり、また当初の出発は長期臨時ということで仕方がないにしても、少なくとも、五十年度から実施されている直営化問題の中で、足かけ五年になるにもかかわらず、いまだ身分保障がされていないというところに大きな問題があり、納得のできないところであります。

自覚と責任、あるいは資格を持った指導員が――現実に全員がそうであるというふうに聞いておりますけれども、そうした面からいきますと、幼稚園の先生方や、あるいは学校の教職員の先生方や、それらを含めて考えてみますと、ちょうど幼稚園

の先生方の勤務体系と裏返しである、というふうに思うならば、これは若干私の思うところでありますけれども、ややもすると、労働基準法の疑いすら発生するような状況にある、というのが現在の実態ではなかろうか、というふうに思います。春休み、夏休み、冬休みという大きな休みがありますけれども、それらのときには、特に指導員の方は、朝から勤務をしなければならないという実態が、後で述べますけれども、ございます。

今日、学童クラブに、聞くところによりますと、五百四十一名の児童が通っている、というふうに聞いております。ふたばで四十九名、ひのだいが四十五名、たきあいが三十九名、じゅんとくが二十八名で、さくら第一が二十七名、障害児を二名雇うことになっているそうでございます、それからつくしが五十六名、たんぽぽが六十二名、もぐさが五十二名、たかはただいが四十名、四幼区が十九名、八小が二十四名、このようなことで、指導員の数が三十名、臨時が五名いるそうでございますけれども、先ほど言いましたように、全部これらの職員の方は有資格者である、というふうにも聞いておるわけであります。

そこで、前に戻りますけれども、いま日野市を取り巻く近隣各市の実態を見ますと、日野市だけがぽかりと空白になっていまして、ほとんどが正規の職員でもって実施されているような現状であります。先ほど、二十六市中十七市が正規職員と言いました。そのほかに七市が社協委託をしてるそうであります。

そして二市が臨時職員ということで、この二市が日野と東村山というふうに思います。テレビなんかではよく人気者の人が出ている市だと思いますけれども、このようなことで現状は行われている。

特に日野市を取り巻く状況ということは、そうした直営化を行ってる市が非常に多くて、それが当然になってきている、社会の趨勢であるというのがあります。当然そのような市の行政の一環として行うならば、これほどまでに定着した学童保育ということであれば、もう少し市の方が責任を持った、あるいは指導員がきちんと責任を持った仕事ができるような体制にしなければいけないんではなかろうか、というふうなことで、大変に市当局の姿勢の問題が気になるところであります。

ことしの一月の広報を見ますと、保育料等の検討委員会の答申の内容が出ておりました。そこにもこういうふうに書かれてあります。「また、長期的な市政の方向として幼保一元化が打ち出され、学童保育なども含めて、幼児に対する政策が積極的に考えられている点も評価をしたい。なお一層の質的改善と前進の図られることを期待したい」こういうふうに書いております。

また、市長もそれらに沿った発言を、これは二月一日の広報でございますけれども、「私は、幼児期は人間形成の基礎をなす大切なときであるから、保育園も幼稚園も同水準の教育と文

化関係に置くべきだと考えます」というふうなことで、幼児教育にも熱心な姿勢が見られる、というふうに私は感じておるところでありますけれども、ただ残念なことに、感じているところだけでは仕方がないわけであります。

いまや学童クラブというのは、先ほど来から言いますように、市の行政の一環であり、幼稚園、保育園と同じように重要な施設である。これをなくすこと、あるいは縮小するということは、もはやできなくなっているということが今日の日野市の実態ではないか、というふうに思います。

また、働く婦人に対しても、そうした責任ある市の行政が前進してるわけでございますけれども、預ける方からしてみても、あるいは預かる方からしてみても、やはりそこに権利と義務というような関係もあるし、あるいは働く権利に対して、当然市の方は義務を負うというようなことがなければいけないんじゃなかろうか、というふうに思います。今後、ますます学童クラブの充実というものが叫ばれてくると思いますけれども、そこに働く婦人労働者の身分安定と地位の向上なくして、私は学童クラブというのは成り立たないんではなかろうか、というふうに思います。

そこで、それらを踏まえながら、もう少し述べたいと思いますけれども、現在、指導員の賃金は、七万八千二百円というふうに聞いております。それに残業時間というのが、大体平均三十時間ぐらいあるらしいんですけれども、いわゆるオーバータイムといいますか、何と言ったらいいんですか、残業というのは余りおかしいんですけれども、そういうふうに表現されているから、あえて残業と使いますけれども、これが二万一千円の賃金である。そして合計九万九千円で、それプラス通勤手当、というふうなことも聞いております。

そのような実態の中で考えますと、まず指導員の勤務体系のことにも触れなきゃなりませんけれども、先ほど若干言いましたように、細かく言いますと、四月から五月が短縮授業で三十三日間ある、それから七月十日から七月二十日がやはり短縮授業ということで十日間――夏休み前です。それから夏休みが七月二十一日から八月三十一日までありますけれども、この間が三十六日間、そして九月一日から同じく十二日までが短縮十、それから十二月に入りまして冬休み前の十二月二十日から二十八日、これが大体八日間、それから一月に入りまして、四日から十六日が冬休みと短縮授業ということで十日間、さらに三月二十日から三月三十一日までが短縮授業、春休みということで十日間、そのほかに振りかえ休日を含めて五日間ぐらいある、といいますと、平常出勤が約百六十七日間のほかに、このように百二十四日間の出勤がなされている。そうしてみますと、春休み、夏休み、冬休み、振りかえ休日等を含めますと、それらの時間は、いわゆる午後からではなくて、八時三十分から五時

まで行う。いわゆる学校の先生であれば、夏休みで休んでいる時間は、この指導員の方々は、八時三十分から五時まで勤務してる、というのが実態ではなかろうかというふうに思います。

確かに市の方は、勤務体系から、原則は午後からなんだから長期臨時でもいいんだとか、あるいは市の一般職と違った取り扱いでもいいんだとか、いうようなこともあるようですけれども、幼稚園の先生を一つの例にとってみても、やはり八時半ごろから勤めて、大体一時半ごろで終わってしまう。そうなるとあとは研究時間です。だから、ちょうどその裏返しに考えていただければ、学童クラブの指導員に対する考え方も明らかになってくるんじゃなかろうか、というふうに思うわけであります。

そのような現実を踏まえながら、いま学童クラブに対しまして、市の担当者がどのように考えているのかということを、まず一点お聞きしたいと思います。

それからもう一つ、順序はちょっと変わりますけれども、最近、学童クラブ、いわゆる女性の職場でございますから、いろいろと事件が、あるいは事故が起きているようでございます。ちょっと危ない目に遭った女性もいるし、あるいはある学童クラブにおきましては、たまたま、たしか一月十五日だったと思いますけれども、シンナー遊びにふけったり、あるいは冷蔵庫のものが盗まれたりとか、そういうような事件があったり、もろもろの問題が発生している。それらについてのいわゆる管理面についてどのように考えていこうとしてるのかということ、―条件整備です。

それからもう一つは、施設は、いま学校の空き教室とか、あるいは幼稚園の空き教室とか、あるいはプレハブを利用したりなんかをしておりますけれども、それらについて、先ほど言いましたように、一小学校区一学童クラブ、二つの小学校に一児童館、という状況を今後も追求する中で、解消しようとしているのか、という点についてまず質問したいわけであります。その辺について、担当部の方からお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　それでは、ただいまの三点につきまして私の方からお答え申し上げます。

最初に第一点目でございますけれど、確かに御指摘のとおり、他市の状況につきましては、直営で行ってるところにつきましては、大部分の市で正職化が行われてるというのは事実でございます。ただいま担当者がどう考えてるのか、という御質問でございますので、率直に私の方の考え方を申し上げますと、担当という狭い範囲、こういう狭い観点から見ますれば、事業の円満な遂行、これを望むところでございます。いろいろとただいま時間等の問題の御指摘がございましたけれど、そういった

面から見れば、私どもといたしましては正職化が望ましい、このように考えるわけでございますが、市という広い観点から見れば、また、先ほど国の制度ということを言われましたけれど、制度上の問題あるいは財政上の問題、こういったものを考えますと、安易に答えが出せない、これが実情ではないか、このように考えております。こういうことでございますので、今後さらに検討させていただきたい、ということでございます。

それから、事件の問題でございますけれど、確かに二件ばかり最近にも起きております。こういった問題についてでございますけれど、一つには周囲の悪環境、あるいは悪条件というような施設もございます。確かに、そういった事件が起きたのは、そういった場所で起きているわけでございますので、このような事態のないように、施設の再点検をいたしまして対処したい、ということでございます。具体的には、事件の起きた場所につきましては、非常ベル等の取りつけ等も行ったわけでございますが、いずれにしても、そういった面で今後対処していきたい、という考えでございます。

それから、施設の条件整備でございますけれど、確かにおっしゃられるとおり、一学区に一つのものをつくっていくという一つの考えはございます。御指摘のとおり、現在、プレハブ教室、あるいは学校の教室、こういったところを使っている部分がございますけれど、緊急度に従いまして、今後順次整備を行っていきたい、また努力していきたい、という考えでございます。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　どうも部長は、まだ就任してから間もないと言ってしまえばそれまでですけれども、非常に全体の掌握、あるいは市政に反映するだけの具体的な内容については、つまびらかではない、というふうに思いますけれども、特に学童クラブ施設、あるいはそういった事件、事故、非常ベルも取りつける、というふうなことを言いましたけれども、やはり事故においても、単なる非常ベルということではだめじゃなかろうか、あるいは、それは学校に通ずるのか、比較的最寄りに常駐するような家庭に通ずるようにしておくとか、あるいは直接どこか市当局とか警察に入るようにしておくとか、そういうようなことでないと、なかなかむずかしい面もあるだろう。あるいは、ただ単にそういうものをつければいいというだけじゃなくて、そういうような環境整備をひとつしなければならないんじゃないか、ということで、そのことについては、今後十分に研究を重ねてほしい、検討を重ねてほしい、というふうに思います。

そのほか、いま学童クラブは十三館ありますけれども、特に児童館の併設が三館あるわけです。それから学校の教室利用が四件ある。社協センターの利用が一つと多摩平支所の併用が一

つ、それからプレハブが四つあるというふうに聞いておりますけれども、これらを総じて、全部で十三ヵ所あるというふうに聞いておるわけです。

ただ、私は、これからもどんどん学童クラブをふやしていかなければ、あるいはふえていかなければならないんではなかろうか、女性の働く権利が出てくるならば、あるいは女性が働かなければならない状態が、どんどん昨今の時代で出てくることであれば、当然その要求は強まってくる、高まってきてあたりまえだ、というふうに思います。ただし、それはただ単に、親の方も預けっ放しだからいいんだということではもちろんないと思います。ただ、預かる側が、やはり臨時で、身分不安定な状態に置かれているというところに、大きな問題があるんではなかろうかというふうに思います。

もう十数年も勤めている人もいるかもしれません。市の職員であれば、幼稚園の先生方とほとんど同じようなことをやっていながら、あるいは学校の先生と若干同じようなことをやっていながら、それが長期臨時ということだけで退職金も出ない、あるいはその他の社会保険にも問題がある、ということになってきますし、安上がりで済めば指導員の数もどんどんふやしていいんだというようなことではないと思います。あるいは障害者のそこでの教育といいましょうか、めんどうを見なければならないというような実態も昨今では出てきているというような

状況の中で、ますます高まり行く学童クラブに対する父母の要求、これらを解決するということは、何も学校クラブに通っている子供のみならず、多くの市民の方々からも、やはりそうしてきちんと市の行政の一環としてやっている、直営をしたんだ、委託したんだと思いますよ。直営をしてあるんだということになってくると、当然長期の臨時にしておく。大体、長期臨時職員という言葉自体がやっぱり間違いではなかろうか。普通は、労働基準法の解釈から言っても、連続して二年なり三年なり雇用すれば、これは当然職員にしてもあたりまえだ、あるいは臨時工から工員にしてあたりまえだというのが、いままでの、われわれも労働運動をやってきましたけれども、その判例ではなかろうか、というふうに思います。

それはどこが違うのかというと、結局、午後からの勤めだから、というようなことだけなんです。ところが、午後だけの勤めではもう、結局子供さんが帰ってから、今度は五時から七時までとか、八時までとか、じゃあ、その間に研究すればいいじゃないか、ということになれば、これはまた問題になる。当然、それ以前の時間に研究したり、調査をしたり、お互いに連絡し合うというような時間も必要になってくるだろう。市の打ち合わせも必要になってくるだろう。こうなってきますと、ちょうど幼稚園の先生との裏返しを考えていただければ、当然、学童クラブの指導員の方々に、正職の道ということも開かなければ

いけない、またそういうことを研究されていかなければいけない、というふうに思うんです。それでなければ、私は、このままいきますと、いろいろと問題が出てくるんではなかろうか、というふうに思います。

これがずっと長期化して、ますます指導員のいわゆる正職化の要求も強くなるだろうし、あるいは父母の要求も、そうしたことから強くなるだろうし、そうしていくと、責任あるやっぱり行政の一環を担う、子供たちのめんどうを見るという人たちが、臨時の場に置かれているということになってきますと、しまいには、そういう人がいないからいいかもしれませんけれども、このまま続けていって、このままの事態でもって、その業務をやらせていくということになってきますと、当然労基法違反の疑いが出てくる。私は、正直言って、ある労働者が追及すれば勝てると思います。それぐらいまで考えなければいけないんじゃないか。その前に、やはり市の方が、きちんとそのような問題を解決していくということが、きわめて必要ではなかろうかというふうに思います。

先ほど、七万八千二百円の賃金、それに残業手当といいましょうか、事前の打ち合わせとか、いろんな事故の処理とかいうことでもって、いま学童クラブの指導員たちも、かなり研究を重ねているらしいです。そのことを聞きますと、ますます正職化の道というものが、いまきわめて重要になってきている、ということをつくづく感じます。

いま、ここに一つ、組合でこれは出したビラでございますけれども、こう見ますと、八王子市、昭島市、立川市、あるいは国立市、府中市、稲城市、多摩市、町田市、こう近隣諸市がありますけれども、ぽっかりと、へそのように日野市が空白になっているわけです。これは正職化ではないわけです。こういうことから見ましても、まさにいまや保守、革新の市政を問わず、どんどん実施されてきているというのが実態です。しかも三多摩でもって、特にこの周りでもって中心になります日野の森田革新市政が、このような状態に置いておいては、私は、はずかしいんじゃないかというふうに思います。その辺を十分に考えなければならないだろうというふうにも思います。

特に、労働時間についても、先ほど触れましたけれども、いま大体年間三百六十五日あります。日曜日が五十二日間、祝祭日、ダブル休日を入れますと六十七日間あります。大体労働日が二百九十八日間。市の職員で考えますと、二十日の有給休暇をとれるとしたら、あるいは女性の場合はこのほかに生理休暇をとれるとしたら、二百六十六日間働ければいいことになります。そういうふうに考えていきますと、これは女性特有だから仕方がありませんけれども、一ヵ月に一回とるとして、三百六十五日に対して二百六十六日間、あるいは男子であれば二百七十八日間、これが有給休暇あるいは生理休暇をとって、そのほ

か国民の祝祭日とかなんとかということでできる日にちだろう。そのほかに、まださらに夏休みが職員の場合に十日間あるわけです。そこからさらに十日間を差し引けばいいわけです。そうしますと男子であれば二百六十八日間、女子であれば二百五十六日間、こういうふうになってくるわけです。そうしますと、学童クラブの指導員のいわゆる実際上の勤務体系の時間と、ほとんど変わらなくなってきている。ましてや幼稚園の先生方とはほとんど変わらない、というのが今日の実態ではなかろうかと思います。

ちなみに言いますと、こんな会議があるそうでございます。月一回の定例会議がある。あるいは自主研修会としてある。館内会議ということもあります。それから事務の整理の時間も必要だ。それから館内整とん日がある。それから父母会というものがある。土曜日にも、そういったことがあるらしいです。そのほか、学校の行事の振りかえの日曜参観のときには、出なければならないとか、いろいろこういうことを含めていきますと、当然、もうそろそろしなければいけない、というふうに思います。

また同時に、最近、昨年もいろいろ問題がありましたけれども、児童館でもってキャンプを募集したところ、なかなかいろいろの問題がありましたけれども、これらにつきましては、こととし、八百名分ばかりのキャンプの日を組んで、恐らく児童館の職員が中心になって、あるいは学童クラブの指導員が行かなければ、このキャンプも実施されていかないんではなかろうかというふうに思います。

こうして見ると、あらゆる、いわゆるわれわれの家庭、共働きの家庭、あるいは母子家庭、父子家庭のお子さん方が、身分不安定な職員にめんどうを見られているということは、いささか残念なことだろう、というふうに考えなければならない。したがって、長期臨時から、もう五年有余たつわけですから、そろそろ正職の道をはっきりと目指した研究を重ねてもらいたい。特に年齢とかいろんな問題があるかもしれません。しかし、その辺の体系については、今後も労働組合等、あるいは指導員の方々とも、一緒になって話し合いながら一つの方向を出していく、このことがいまきわめて重要じゃなかろうか、と思いますけれども、その点についてのお答えを願いたいというふうに思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　私の方も、先ほど、今後さらに検討したい、ということでお答え申し上げておりますけれども、ただいま伺いまして、さらに研究、検討、これをさせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　そうすると、ここには長谷川

課長はいませんけれども、担当部局としては、私がいま言ったような正職化の道の方がやはりよろしい、妥当である、適切ではないか、そういうふうに市の福祉部の方では考えてますか。

○議長（滝瀬敏朗君）　福祉部長。

○福祉部長（加藤一郎君）　先ほど私の方で申し上げたとおりでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　私もいろいろと担当部局の話を聞いたりなんかしているんですけれども、部長は福祉部として全体を見なければいけないかもしれませんが、直接担当者とか、あるいはいままで携わってきた人たちに聞きますと、もう正職にするのが必要だろう、というふうなことまで言っているんです。ですから、その辺は、恐らく部長はいまの答弁は私は違っているというふうに思うわけです。

ですから、この辺はひとつ市長の方から答弁をいただいていきたいと思うんですけれども、まさに私が先ほど言いましたように、これは本来やはり市の職員ですから、これはいわゆる会社で言えば、臨時工なんです。臨時工は、長期に雇っていけば臨時工ということにならないんです。これは、正規の職員にしなければいけないんです。二ヵ月更新、二ヵ月更新で一々一々首くくってきたんならともかく、いままでずっと、それがそうじゃなくて、ずっと永続してきているわけですから、あるいはその制度は、これからも永久的にやっていかなければならない制度として、一つの既得権として、慣行としてあるということは、これは一つの労働契約です。

そうしますと、それをさらに発展しまして、正規に雇い入れなければいけないんじゃなかろうか。確かにお金は少しかかるかもしれません。かかりますね。かかるかもしれませんけれども、やはりそういったような市民要求にこたえるための経費であるなら、市長もよく言われているように、東京都が多少、福祉、教育の予算を切ったって、日野市は絶対にそういうことはやっていかないんだ、というようなことがあるわけです。それほど必要な問題になってきている、ということから考えて、ぜひ来年度は正職の道が切り開けるように、ことしからその検討を重ねてほしい、このように考えておるわけですけれども、その点を含めて、ひとつ市長の方から御答弁を願いたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　総務部長。

○総務部長（赤松行雄君）　福祉部長の方からは、福祉部としての希望が述べられたようでございますけれども、ついこの間まで、私も福祉部をやっておったわけでございます。この問題は、大難問でございますけれども、日野市の基本姿勢としましては、市民要望の市民の福祉施設、これはまともに受け取って、やはり充実していく姿勢をとっておるわけでございま

す。それから、学童保育の指導員につきましては、これもまともに原理、原則にのっとった待遇なり、処遇をしておるわけでございます。間違ったことをやっておるわけではございません。

五十年に、ちょうど福祉部長に私がなってから、一年ほどたってからですけれども、社会福祉協議会の方から社協委託を解きまして、直営化したわけでございます。一部、共済保険だとか、あるいは退職金の問題がございますけれども、それ以外の勤務の諸条件については、職員に近いものに是正したわけでございます。

ただ、勤務の対応が、十二時から午後の五時まで、というふうな勤務の対応でございますので、その勤務の対応からいきますと、原理、原則上、どうしても臨時になってしまう。要するに半日勤務になってしまう。そこから身分体制がきておるわけでございまして、別に特別な取り扱いとして、このような不安定だと言ってますけれども、そういう措置をしてるわけじゃございません。初めから、勤める方がずっと安定して勤めているわけでございますので、私は、特別な不安定があるわけではないんじゃないか、そのように考えておるわけでございます。

それで、市の定数条例上の正規の職員ということについては、勤務の対応から、いろいろと他市の状況だとか、あるいは実際に勤務してる時間が、これほどあるんだからということは、私もよくわかっています。よくわかっていますけれども、原理、原則上、どうしても基本になるのは、十二時から五時までの勤務という基本的な条件でございますので、正職員にはなじまない要するに勤務対応になっているので、やむなくこうなるんですよ、ということだけは理解してもらいたいと思います。

他市においては、やはり大変な問題だから、それでは学童クラブの設置の方を半分にして、職員を正職員にしようというふうな対応の仕方の市もあるでしょうけれども、日野市の場合には、どちらに対しても、まじめな取り組み方をしているものですから、学童クラブも、十一が五十五年には十三になってしまう。それから、指導員についても、この施設が多いから、要するにこういう待遇をしてるわけじゃございません。原理、原則にのっとった取り扱いをしてるわけでございますので、よそと比較するとどうだということじゃなくて、もともとに返って解釈願いたい、こう思います。

それから、労基法上の問題については、やはりいろいろ御指摘もございましたので、考えさせていただきたい。われわれも考えるべきものを持っているんじゃないか、こういうふうに思っておるわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十一番（本間　久君）　赤松総務部長の言われるのは、本人が福祉部長の当時よりちょっと後退している、というふうに考えるわけであります。特に部長の答弁から見ますと、勤務

体系が午後から、ということになっているようでございますけれども、少なくとも、午後からということでは、私は先ほどから言うように、なくなってきているというふうに思うわけです。

しからば、幼稚園の先生は、八時三十分から勤めて、一時半に終わった後は何をしているんですか。そういうようなことじゃないです。やはり研究時間、あるいはあすへの時間に必要な時間だからそれをとっているんだ、と私には思えます。だとするなら、同じ子供のめんどうを見る、子供をめんどう見るには変わりはないわけです。そうしますと、幼稚園の児童も大変でしょうけれども、あるいは一年生から三年生の児童を見るというのは、言うことを聞かない子供がいたりなんかして、もっと大変だというふうなことになる。そうしますと、当然その前の時間が必要になってくる。それがいわゆる残業だと言っていて、これが定期化されちゃってる、ということになってきますと、定例化された残業なんてないんです。やっぱり残業というのは必要だから、そのときに申請してやるわけでしょう。ところが定例化しちゃってるんです、ずっと。日々その時間がなかったらやっていけないんです。それでまた、連絡もしなければならない、あるいは会議もしなきゃなりません、何もしなければなりません、こういうことになってくると、それは少し考え方が違うんではなかろうか。

各市の学童クラブの実態を見ても、皆そうです。日野市のような理屈で言えば、八王子市だって、多摩市だって、どこだって、みんな学童クラブは正職にはなれないんだ、ということと同じようです。ところがそうではなくて、より充実させるために、やはり正規の職員にして身分をちゃんと安定させ、また保障させることによって、よりよい充実した中身に変えていこうではないか、というふうなものもあります。

確かに、父母の中には、極端な要求が出てきたりなんかして困難なこともありますけれども、それも一つの率直な意見として、いいか悪いかは別として、そういう意見もあるだろう。しかし、今日働いている労働者を、それは臨時でいいんだ、長期の臨時工でいいんだ、というようなことにはならない。すでにもう五年も経過しようとしてるんです。長期にわたってそのとおりやっていこう、ということについては、あるいは今後もこのまま続けていこう、ということになれば、やはり責任も出てくるんではなかろうか。

しかも、最近福祉部の方でもって、学童クラブの指導員を雇う際に――本来、昔からいけば資格は必要なかったんです。たしか、私が四十九年あたりに質問したときには、資格がなくてもよかったんです。ところが、いまは資格がなければ入れてもらえないんです。何でしょうか、やっぱり資格があるっていうことです。資格に対するやっぱり保障をしなければならんわけでしょう。幼稚園の先生は保障されている。保育園の先生は保

障されている。あるいは学校の先生だって保障されている。夏休みも十分あります。いろんな時間を計算して、総合してみますと、やはり学童クラブの指導員だけが、市の正職になれないということを考えると、まさに矛盾であり、おかしい。やっぱりこれは安上がり行政をしていこう、ということしか考えられないというふうに思うんです。

そういう意味では、せっかく直営化をして前進してきたわけですから、これらはさらに検討を重ねてもらって、来年度の四月からは、森田三選目指して、ひとつ市長もがんばることでしょうから、ひとつがんばってその辺をやっていかなければ、全く革新市政としての前進が見られない、ということで評価せざるを得ない。もうほとんどのことは、市長もずいぶんやってきました。それはもう、下水道を中心としてやってまいりました。確かに革新森田市政になってからの前進が見られます。しかし、この学童クラブ、直営化したにもかかわらず、正職員化の道を目指そうとしないということは、これは後退なわけですから、やはり福祉の森田であるならば、やはりがんばって、ひとつ正職の道を切り開くようにお願いをしたい、というふうに考えるわけでございますけれども、来年度に向けて、ひとつ検討機関をつくって研究されていく、ということをお約束願いたいと思いますけれども、市長の御答弁をお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでもいつも申し上げておりますが、学童保育事業というのは、いまのような御意見があるならば、ひとつわれわれと一緒に、国なり都なりに向けていただきたい部分もたくさんある、こう思います。つまり、未熟不完全制度であります。その未熟不完全制度を、市の行政だけで完全にしていくということは、これまた不可能であります。

私は市民要求にこたえて、まずできるだけ各校方式、受け入れ体制は、不完全ながらもだんだん拡張してまいりましたし、そして社会の動向といいましょうか、急速な都市化等の関係で、一つの子供の盲点、極端に言えば、都市問題の一部分のような、そういう状況ですから、したがって、一つの緊急措置としてい　ままでやっておる。一向に国の制度も都の制度も動いてこない。やっぱり児童館をつくることによって、その中に吸収していくということが多分正しい道ではないか、このようにも思うわけであります。

御指摘のところで納得するところ、しないところ、いろいろありますが、とにかく、なるべく完全化することも、これも結構なことですから、検討はいたします。しかし、市全体の行政の分野から見まして、これからますます金を食うことがたくさんあるわけでありまして、本当に悩むことが多いわけであります。その衝に当たっている人の立場も、またもちろん考えますが、一つの視野からだけでは、なかなか不完全な部分があるということも、またほかにもあろうかと思っております。自治体という一つのスケールの大きい事業の中で、一歩一歩前進していくのが、これが私の仕事だ、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　不完全制度であるから、一歩一歩完全にしていかなければならないだろう、そしてまた同時に市民の要望も強いから、いまは各校方式で学童クラブをつくっていくのに夢中になっている、こういうことでございますけれども、やはり一番大事なことは、革新市政の、あるいは市政の、あるいは雇い主のところは、そこに働く者が正社員であり、正職員であるというふうなことで責任を持たせるということがやっぱり原則で、裏づけがなければ、施設はつくりました、そこに置く人は臨時でございます、パートでございます、こういうことではいけないんではなかろうか。子供のめんどうを見てもらう親の立場に立っても、やはり身分がきちんと安定されているというところの方があたりまえなんです。ですから、これはもう、先ほど言いましたように、日野市を取り巻く状況を見ても、そのことを理解しながら、学童クラブがいまほとんどのところで正職化をされているのが実態ではなかろうか、というふうに思います。

そういう意味で、私は少なくとも日野市におきましても、日社協の委託以来、昭和五十年から今日まで、積極的に学童クラブを正職員でもってやってくれるように、期待を持ってきたわけなんですけれども、ここに来て、当然そこに働く労働者ができれば、労働組合との関係の中で交渉事もあった、というふうに思いますけれども、それも余りどうも行われてないような話も聞いておりますし、やはり私は、一番大事なことは、先ほど言いましたように、繰り返すようですけれども、やはり、先ほど赤松部長が答弁されたような実態ではないんだ、あすの指導、またあさっての指導を考えるならば、午前中の時間についても、やっぱり整とん時間だとか、整理時間とか、あるいはその日に行われる遊びの準備だとか、こういうことを含めると、まさに幼稚園の先生と同じような待遇である、同じような条件である、というふうに思います。

そのほか、いま日野市の中を見ましても、全く四六時中鉛筆を一本持って、ずっと五時まで働いている労働者なんかいるはずないでしょう。やっぱりそこには息抜き時間があったり、何の時間なんかあったりしながらデスクワークの時間というものがある。こういうことになってくれば、当然そうした集中的に労働する労働者がいて、一方には緊急を必要とする時間のある労働者がいて、それでいいのではなかろうか、というふうに思うんです。

ですから、直営になっていて正職員化されていないのは、学童クラブだけなんです。直営化しておいて、学童クラブを正職

にしないということは、やはりこれは通らないことなんです。直営化するということは、そういう人を置くということです。すなわち、学童クラブをこれからたくさん建てていくということは、自信と責任を持って、父母からお任せのできる機関でなければだめである、こういうふうに私は思うんです。

そのように頭を切りかえていってもらって、先ほどの賃金とか、いろんな実態も出てくるでしょう。あるいは年齢的な問題も出てくるでしょう。それらの問題も含めて、ぜひ検討機関をつくって、恐らくそこに携わる直接の、ここで言えば、労働条件なら労働組合だと思いますけれども、そういうような場ともよく相談しながら、あるいは市サイドにわたって、将来正職を目指す、特に来年の四月から、それを目指していこうという努力のあらわれのかけらでも、やはり私は欲しいと思うんです。そういうようにしていこうという努力、それに向かって、結果的にこうで、なかなかむずかしかったというならともかく、いま、それらもやっていこうとしないというような実態の中で、私は残念ながら納得ができない、というところなんですが、その辺について、ひとつお願いしたいと思います。その辺についてどうですか、市長。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ことし二園ふやすことによって、十三園できることになりますし、もうあと二つほどつくれば、大体満ちるんではないかと思っております。

そして、これは義務制じゃありませんから、果たしていまの五百四十何名というのが、これからふえるのか、あるいは減るのか、そういうことも伴いますし、長期的には、私が先ほど言いましたように、やはり都市化が進行するにつれて、やっぱり子供の施設として、地域に適当な児童館活動をつくっていく、その中に吸収すべきものだろ、このように思っております。そういう意味で長期的に検討いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　長期的に検討されると言うんですけれど、その辺は、長期的に検討するということは、長い間時間をかけますということなんです。それでは、私はいけないと思います。少なくとも、こういう問題については、早速検討に入っていきます、というような姿勢がなければ、私は正直に言いまして、森田さんが三選目を目指してがんばる、というような状況の中では、きわめて重大に考えなければならない、というふうにまで思い詰めているようなところがあるんですけれども、そういうような実態で、少なくとも、私はそのようなことはお願いをしたい、というふうに思います。

とにかく、臨時で置いてもいいんだ、というような頭をまず捨てなければいけない。施設さえつくっていればいいんだ、ということではいけない。もし、そういう理論でいくなら、それこそ市役所全体の職員の実態を、全部調査しなければならない。必要な人間の首が切れますか。そんなことはできないでしょう。そうじゃない。やっぱりみんな必要なんです。それぞれ市の行政でやっている任務は、みんな必要なんです。その中の一環の、ここで言えば、いまの出先機関の病院や、あるいは幼稚園、保育園や、あるいは現業部門や、清掃課や、ああいうところと全く同じなんです。労働時間を見てみなさい。厳密に計算すれば同じです、みんな。なぜ、ここの学童クラブの人たちが、まるっきり正規に、五時間から六時間働いたってこうなのか。市の職員だってまともに、本当に働いているのはやっぱり五、六時間です。そういうようなことが当然なんです。それはデスクワークが中心ですから、精神的な労働からすれば、当然そのようなことを考えなければいけないんです。だからデスクワークの場合は、それでいいんです。まるっきりガーッとやっているばかはいないわけですから、これは。こんなことじゃ死んじゃいますから。

やはり、当然そのようなことを考えるならば、市長も、やはりデスクワークの仕事の問題、あるいは肉体的労働の問題、それからこういった学童クラブの問題、それらを勘案して、総体的に労働に対するやっぱり理解というものが必要です。そうすれば、組合がちょっと騒いだって文句は出ないんだし、あるいはまた同時に、少し職員がサボっているんじゃないか、という意見も出ないんです、労働に対して、ちゃんと認識を持っていれば。そういうふうなことで、ひとつ学童クラブについても、来年度はどうしても、来年度といいますか、早急に検討を実施するというようなことをひとつ御答弁がいただきたいと、私は、繰り返すようですけれど、思うわけです。

もう担当者の間では、いままで聞いてきた話の中では、もう正職員化をした方がやりいいと言っているんです、正直言いますと。そういうような状況なんです。それを、この議場に来ると、なんかそうじゃありませんよなんて部長が答弁をしたって、そんなものはだめなんです。やっぱりそういう状況になっておりますから、ひとつ検討していってください。検討を部局では始めてるはずなんです。始めなければおかしいんです、考えなければ。それらを素直に答弁してくれれば素直に終わるんですけれども、そのような検討に値する重要な問題ですから、ひとつ森田革新市政の中でそういう検討を重ねて早急にお願いしたい。

そして、よりよい学童クラブの保育ができるようにお願いをしなければ、私は同じ労働者の立場からするなら、全くこのような身分で置くのはいささか問題があるというふうに思います。

社会党、労働者を中心としまして、やっぱり市民要求を実現する一つの与党としましても、このことは固くやっぱり言っておかなければいけないというふうに私は考えておるわけでございます。やはり働く者に差別はないわけですから、その辺の差

別がないようにひとつ検討を重ねていってもらいたいというふうに思います。

それまで言って答弁がなければそれで結構でございます。どうですか、市長。（「結構です」と呼ぶ者あり）それじゃあ、そういう気がないということですね。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いままで十分答えておりますから、答えることはありません。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　いままで十分答えたということはどういうことですか。長期に検討するということですか。その長期とはいつごろがめどとか、そういう具体的なことは、結局、おいおい検討していこうじゃないかというようなことでしょう。それじゃあ意味がないんです。検討します、努力します、とかいうような議会上の理事者の答弁に決まっているんだよ、ふつうは。このようなことを続けているなら、いわゆるいつも「議会だより」を見てみますと、実施します、検討します、努力します、このしまいのような、積極性のないような形であれば形式的な議会にすぎない。

やっぱり、そういうものはきちんと検討して、だめならだめと結論を出せばいいんです。長期にわたって検討しますでは、長期じゃ終わっちゃいますよ。ときにはやめなきゃならない人も出てくるでしょう。やっぱりいまの時点が必要なわけです。それは将来にその時点から発足する、制度としては。だけどいまの時点で、やっぱりそういう積極姿勢が知りたいわけです。革新市政、森田市政のうちに知りたいわけです。それがやっぱり答えられないというなら、これは仕方がありませんから、それ以上は私の方も追及する考えはございませんけれども、あくまでも、ごく近々から検討するということではないというふうに受けとめていいんですか。しつこいようですけれども、その辺をはっきりしておきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　要は私を信用するかしないかだと思います。これまでのやり方で十分信用していただけると思っておりますから、そのようにお願いいたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　それじゃあ、検討を重ねていくということで理解をしたいというふうに思います。（「結構です」と呼ぶ者あり）はい、お願いいたします。

今後、十分、その際、意見をつけ加えておきますけれども、私どもは議会人であり、政党のあれでありますけれども、少なくともそこに携わる労働者の代表等、あるいは近隣の各市の実態等も含める中でもって、担当者が積極的になって正職化の道を開けるように、ひとつ前向きで検討していただきたい、ということをくれぐれもお願いし、今後、また労働組合等が担当部局にいろいろ相談に行ったときに、気軽にひとつ交渉にも応じてもらう、ということをひとつお願いをしておきたいというふうに思います。（「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十六の一、学童クラブの管理、運営及び施設の整備と指導員の身分安定（正職化）に関する質問を終わります。

次に十六の二、市民の健康づくりについての通告質問者、本間　久君の質問を許します。

○十二番（本間　久君）　それでは、市民の健康づくりという問題について、質問をしたいと思います。ちょっと、いま、できれば休憩をと思ったんですけれども、続けろということでございますので、お願いをいたします。

この質問の要旨のところに書きましたけれども、自営業者あるいは家庭の主婦、老人など、国保適用者の健康管理の状況について、いままでどのような実態が掌握されているかということと、身障者あるいは難病などの各種検診についての窓口が、いろいろとばらばらのようなことも聞いております。三点目には、予防あるいは早期発見という観点から、よくあちこちで検診が行われるわけでございますけれども、どうも受け付けをされた人が、受診されないで帰らなければならないような実態がよくあるように思っております。そういう点についての質問でございます。もちろん、これについては都の、あるいは国の財政的な援助というものがきわめて薄いために、いろいろ問題があろうかと思いますけれども、これらについても、十分今後検討を重ねてほしいと思います。

まず質問の一点でありますけれども、特に老人の検診、あるいは身障者の検診ということになりますと、社会課が何か一つの窓口になっているというふうに聞きます。あるいは身障者、難病の方々に対しましても、日野医師会が主催をして、そして住民団体が、これは日野市の医療と福祉を進める会その他ということがなんか主催で、日野市が後援だ、日野保健所が後援だ、ということになっております。そのような形になっております。こういうようなことで、果たしていいのかどうなのかということが一つあります。

少なくとも、私は、質問にも書きましたように、窓口というのは、一本化の方がいいのではなかろうか、また同時に、日野医師会や住民団体が主催ということであるのか、そうではなくて、日野市が主催で、医師会等の後援を受けるというような形が市民の健康管理を、あるいは市民のそうした健康管理を掌握する一つの窓口といいましょうか、仕事の主体性といいますか、が当然なんじゃないか、というふうに思うわけです。そういう点について、どのような形になっているのか聞きたい。

特に社会課が窓口であったり、あるいは生活環境部が窓口で

あるということになってきますと、老人はあちらに行きなさいよ、身障者はこちらです、そして一般はこちらです、というようなことじゃないんじゃなかろうか、というふうに思います。それらは、私は少なくとも疑問を持っているのは、生活環境部の中に保健衛生課というのがあるわけです。生活環境というのは個人を、あるいは自分の家を取り巻く状態のことを環境というんじゃないかというふうに思うんです。それが、たとえば福祉というのはやっぱりそれは肉体的なこととか、あるいは子供さんの問題、老人の問題ということで、むしろそちらの方が健康管理をする場所ではなかろうかというふうに思うんです。そうすれば窓口が一本化されて、一つのところで全部が掌握されるというふうに思います。

過日、保健衛生課に行って、身障者や難病の人たちの検診なんていうのはどうなってるのかと言ったら、知りませんて言うんです。わからないんです。これじゃあ、やっぱり困る。

それから、いま、たしか先ほど言いましたように、これからもそうでありますように、いままでは、五十四年度を見ますと、胃の検診とか、あるいは子宮がんの検診、あるいは心臓病、悩卒中の検診、あるいは結核の検診、これらの検診を含めて、若干あぶれる人が出てきてしまう、いわゆる受け付けから。そして、たとえば社会教育センターでもって受け付けた。ところがあぶれてしまうと、次が保健所だからといって、高幡の方まで行ってくれないか、と言われるんです。これは多摩平で受けたいわけです、その近くですから。高幡まで行ってくれと言われても、ちょっと高幡では検診は受けられないんじゃないか。だからついおっくうになってしまうというような形の問題があるというふうに思います。

いま非常に年々市政の中でも、こういった検診制度が進んできまして、特にこのところ、五十四年度を見ましても、胃の検診に三百五十一名がかかっている。子宮がん検診が二千二十六名、心臓病、悩卒中は九百八十一名、結核は二千四百八十八名、このような形で、検診の受診者が多くなっているわけです。これからまだまだふえるか、と思います。もちろん財政面で国の補助が、恐らく結核ですか、それ以外はなかなか来ないようにも聞いておりますし、現実にこの辺の問題で、全員をしろと言っても、なかなかむずかしい問題があろうかと思いますけれども、少なくとも日野市として、福祉、教育の後退はないんだ、と言っている市政でありますから、若干お金はかかるかもしれません、あるいは時と場合によっては、健康保健の手帳を何か利用できたらなあ、またその初診料が取れたらなあ、というようなこともちょっと相談をしてるんだ、なんていう話も聞きましたけれども、どういう方向にするかは別としても、少なくとも、全員が健康診断を受けられるように、ぜひひとつ予算を組んでほしい。

それともう一つは、前々から、私は主婦検診ということでもって、通常検診を言っておりますけれども、最寄りの医者に対して、内科医とかありますけれども、それに対しまして、自分のカルテが、そこに行けばすぐにそこでわかるというような、ヨーロッパなんかに行きますと、みんなそうですね。そういうような制度をひとつ確立できないのか、通常検診ですね。自動車が回ってきたら行くんじゃなくて、やはり日ごろから、そういうようなことができないのか。医師会等の協力も必要かと思いますけれども、これらについて考えているわけです。

それで、窓口の一本化、あるいは全員の受診ということについて、ひとつ担当の方からの御答弁を願いたい、というふうに思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　窓口の一本化の件でございますが、これにつきましては、いまの御説明のとおり、身障者、難病、老人などの健康の審査の窓口は一本化してないわけでございます。

この内容にいたしましても、検診の対象者とか、それから生活内容からくる対応、そういったものが非常に多岐にわたっているわけでございます。ある面では、保健衛生の面でとらえる面と福祉面でとらえる面、こういうような形であるわけでございます。これも組織上で、国、都、あるいは市の組織上の問題もあるわけでございますが、これらについての弊害がないような形で、私どもの方では取り組んでいきたい、かように考えてるわけでございます。

それには、絶えず医療機関とか、市役所内部の相互の連絡を密にいたしまして、受ける人の立場に立って、こういう矛盾を処理していきたい、そういうような考えでございます。

それから、御指摘の受診者の全員受診につきましては、昨年、やはり受診希望者がございまして、受けられなかったというのが若干名ございます。これにつきましても、今年度につきましては、そういう事態のないような形で対応を考えてまいりたい、かように考えております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　時間も大分迫ってまいりましたので、そう長くはできません。

いわゆる、社会課が窓口のところと、保健衛生課が窓口のところがあるように聞いておりますけれども、老人検診、あるいは身障者というようなことになりますと、いわゆる手当の問題が私はあると思うんです。ですから、そういういわゆる手当問題が、こちらで受診といいますか、検診といいますか、検診をするというんだ、ということではなくて、やはりそうであれば、その手当も全部ひっくるめて、保健衛生課なら保健衛生課とい

うような形でやったらどうなのか、と思うんです。

しかも、その保健衛生課が生活環境部の中にある、というのが疑問であると私は思うわけです。それは違うと思う。それはそうじゃなくて、むしろ別なところに維持する方がいいんではなかろうか。むしろ、これは市長サイドの問題になるかもしれませんけれど、私は人事権があるわけではないからわかりませんけれども、少なくとも社会課、社会課というのは福祉部ですね、福祉部の中に、命と暮らしを守るというのは福祉ですね、だとしたら、それは生活環境整備じゃないわけです。周りを整備するわけじゃないわけですから、自分自身の健康管理、こういうことでございますから。その辺の整備も、手当を出すところが問題となっている。窓口が違うからということで、そうなっているとしたら、少し矛盾するんじゃなかろうか。それはあくまでもやっぱり市民が、あるいは検診とか受診を受けようとする人が問い合わせれば、すぐそこだ、窓口はここだ、ということでわかるようにしておかなければ私はいけないんじゃなかろうかというふうに思います。

市役所の機構の中に幾つかそうあって、よく下の方に行きますと、あるいは三階あたりまで上がってきちゃっておいて、保健衛生課っていったらどこですか、あるいは老人のあれはどこですかって聞くんです、市民が。一目でやっぱりわかるようなわかりやすい体制、わかりやすい仕事の内容、こういうことが私はこれから必要じゃないか、というふうに思いますので、そういう点について、ひとつ部長でも市長でも結構でございますし、余り老人だ、身障者だ、一般だということで区別をするんじゃなくて、やはり窓口は一つにして、市民がどんな状態で健康管理ができているのか、ということをひとつ掌握できるような体制を整えてほしい。人員が足りなければそこへ人員を集中すればいいわけです。そういうようなことで、ひとつどうでしょうか。こういう質問ですので、きわめて良識的な質問なのでお答え願います。

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いまの機構組織で、そう不自由はないと思っております。保健衛生が生活環境部にあっても、何ら矛盾はないわけでありまして、保健所は環境衛生もやっておりますし、保健衛生もやっておるわけであります。

保健ということは、もっとスケールを大きく考えますれば、やはり環境のもとに健康ということがだんだん組織されていくことだ、このように思っております。個人の健康ということにつきますと、またある場合には、予防接種をしたり、個人個人の状況に応じてのまた対応があるわけであります。したがって、市民に対して、あちらこちらにたらい回しをするようなことがあってはいけない、と思っておりますが、受け付けたところがその求めを正確に読んで、そうして伴うことを一つの窓口でサ

ービスをすればいいのではないか、こう原則的には思っております。

ですから、わかりやすくするということは大切だと思っておりますけれど、例をとれば、病院にも内科あり外科あり、いろいろな各課がある。これもやっぱり一つの健康を管理する、あるいは医療をするサービスをする場合にも、おのずから専門、専門というものがある程度生ずるということでありまして、これは内部努力によって解消できることではなかろうか、このように思っております。

そして、特にこれまでやってきました障害者検診の問題、あるいは新しく始めようとされております障害新生児の検診の問題、つまりこれは医者と医療と福祉を進める会、というボランティア団体と、それを中心にしてたくさんの関係者を集めて、一カ所で、一つの流れ作業的な統一をした診断措置、それから後のアフターケアができるところに特徴があると言われて、ずいぶん評価されておるようであります。これは市として十分また後援をしていく事業である、このように思っておりますから、ちょっと質問の趣旨にお答えが沿ってないかもしれませんが、要は市民の方の健康管理をより積極的に守っていく。

そして、いま、地域保健協議会の中でも、市民の健康づくりには、医療機関の立場として、あるいは市民の立場として、行政の立場として、その三つの立場から、どのように対応することが望ましいかということを、その地域保健協議会に諮問をいたしております。問題が大きいわけですからして、ある期間は必要だと思っておりますけれど、そういう考え方で保健、健康を保つ行政をやっていく、このように考えております。

スポーツなども、健康づくりの一環だと思っておりますし、またスポーツをする場所としては、グラウンドが必要でありますし、空気がいいということも、これまた環境の問題として必要だと思います。そういう総合性のある問題ではなかろうか、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　本間　久君。

○十二番（本間　久君）　もう時間がありませんので、これで意見にかえて終わりたいというふうに思います。

やはり、生活環境部、それから福祉部、この関連の中での社会課と保健衛生課ということは、いずれも考えなければならなくなってくる問題であります。保健衛生課の中で、犬のいろんなことまであるんです。市民と犬と一緒なんです。そういう問題もあったり、難病と身障者の方や老人の方々と一緒なんです。こういうことじゃなくて、やっぱり考えなければならない。

ただ、先ほど言いましたように、受診がどうしても列をつくっても受けられない方々も含めて、今後、国や都に金がないというなら、大幅な支出額を要求していくということがスタートではなかろうか、というふうに思います。社会党としても、今

後やっぱり国や都の段階に要求していく、という運動も必要だろうし、窓口の一本化、組織の体制についても連携を密にしながら、より一層の充実をするためにひとつ努力をお願いしたい。

それからもう一つは、最後には、保健所の当然窓口とも連携をしながらやることでありましょうけれども、非常に市民サービスということに努めるには、大変かと思いますけれども、それぞれの担当機関において、十分ひとつ理解をしながら、ぜひ受診者の全員が検診できるように、お願いをしておきたいというふうに思います。

以上をもちまして、これで私の質問を、時間が来ましたので終わりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十六の二、市民の健康づくりに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝瀬敏朗君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時四十七分休憩

午後三時　三十　分再開

○議長（滝瀬敏朗君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

十七の一、高幡不動駅周辺の環境整備と将来構想について問うについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔二十四番議員登壇〕

○二十四番（竹ノ上武俊君）　高幡不動駅周辺の環境整備と将来構想について、ということで質問をさせていただきます。

高幡不動駅とその周辺は、京王線の乗降客の増加、買い物客の増加など、将来に向けて、駅の内外を大きく改良していかなければならない時期になってきました。京王帝都の調査では、現在、一日平均三万五千六百二十人の乗降客が、利用するようになってきております。今回の質問では、踏切立体化対策を含め、駅前の改良計画と当面の環境整備について、九項目の質問を通告してございます。大きく二つに分けて質問いたします。

第一点は、利用者や地元住民、自治会なども非常に努力されております中で、駅付近の当面の環境整備についてであります。

その一として、自転車置き場の改善です。いままでも市当局などの努力で駅前が改良され、市による整理などが行われております。ところが、さらに三ヵ所ほどにわたりまして、通行妨害の状況にまで、自転車が並ぶようになってまいりました。京王ストア付近については通勤客が、住友銀行前については買い物客や一般通行人が、というようなぐあいで、きわめて通行がしにくい状況にまでなってきております。これらの対策につい

て、市の努力を要望するものでございますが、現在、どこまでその後の解決策が打たれつつあるのか、お答えください。あわせて、京王帝都、京王ストア、住友銀行などの協力も求めたらと思いますが、こういう点についてはどうでしょうか、お答えいただきたいと思います。

その二は、バス停の屋根かけであります。私も、京王帝都本社に何回も出向きました。京王帝都の担当部課長、重役などにも要望してきておりますが、京王帝都側は、バス、電車の中にいるのはお客さんだけれども、乗車する前の人や、一たんおりた人は、京王の客ではない、という私鉄の考え方が以前は強うございましたが、利用者や、住民の要望の強まる中で、この考え方も、だんだんとサービスの方向へ変化してまいっております。

そして二の一、二の二という百草団地方面の乗り場と、またタクシー乗り場については、関連会社との協力で屋根をつけてくれております。利用客も大変喜んでおります。さらに京王帝都では、高幡台団地、百草団地に、本格的なバス停の屋根をこしになってからつくりました。残るところは、一番の多摩動物園方面の乗り場、三番の立川方面の乗り場、四番の桜ヶ丘車庫方面の乗り場、五番の日野駅方面の乗り場でございます。三、四番の屋根かけについては、京王に問い合わせましたところ、京王としてはつくりたいと言っております。また五番について

も、京王としてつくりたいが、同じようにそれぞれ障害があるとのことです。市としては、これらの障害を取り除く手だてを探すために、今後、京王などと連絡を取り合って、屋根をつける対策を急いでもらいたいと思いますが、市の行政の立場からお答えをいただきたい、またこの障害について、市の行政の立場から、なくすための知恵を出してもらいたい、こう考えておりますので、この点について答弁してもらいたいと思います。

その三は排水対策です。駅周辺、また少し駅から離れますけれども、高幡不動尊周辺の水害対策については、私も何回か議会において取り上げ、地元住民の要望を聞き、また実地を調査をいたしまして、一般質問も行ったりしてまいりました。最近、そのごく一部分については、市側で住民要望にこたえた予算化が行われました。その後の対策はいかほど進展しているのか、お答えいただきたいと思います。当然ここの地域は日野の第一の、あるいは第二の交通の要衝という場所でもございますので、この対策を急いでもらいたいと思っております。

その四としては、ごみその他、美化に関する問題ですが、近所の有志の皆さんなどが早朝から掃除をしたりして、非常にきれいになってきております。この点は、市でも今後こういう点で努力及び御協力をしていただきたいということで、要望だけにとどめておきたいと思います。

その五としては、青少年、児童の対策です。スーパーがふえ

て万引きがふえたというような話などが何回も出ております。また、高幡不動駅前にいわゆる暴走族と呼ばれている若いグループが集まって、パトカーなどが集まって騒動が起こるというような状態などもあります。こういう状況は社会全体の問題で、根の深い問題ですから、市が、あるいは教育委員会が、というような形で単純に解決していくものではありませんけれども、市として何か対策を打つとか、解決のために努力しておられるとすればお答えいただきたいと思います。また、そういう点での努力をお願いしたいと思っております。

風俗の問題について質問いたしますが、週刊誌の自動販売機については、幸いＰＴＡなど、住民の要望や業者の協力で、現在あの地域にはございません。こういう点についても、今後もこういう状態が続くように、市としてもこの点でも努力をお願いしておきたいと思います。

その六としては、駅前に案内板をつくることはできないのかという問題です。その中には動物園とか観光的な場所はもちろんのこと、七生公会堂、高幡図書館、またいろいろ道のお尋ねも多いので、近所の団地などの場所も明示したような案内板、こういうものが必要になってきていると思いますので、この点についての対策をお答えいただきたいと思います。

第二点は、高幡不動駅前の将来構想についてでございます。豊田駅前の整備の問題や、現在行われている日野駅前の整備、こういうところと歴史や条件も違っておりますが、しかし、高幡不動駅前も、先ほどの乗降客、また日野市の中での地位といいますか、こういう点から、大きな改良をしていかなければいけない時期になっております。

その一といたしまして、市全体からの高幡不動駅前についての位置づけ、こういうものについてお答えをいただきたいと思います。私も、地域の近くに住んでいるというようなことじゃなく、全市的な立場から、高幡不動駅周辺を大きく将来構想を持って改良していかなければいけない、という立場で質問してるわけでございますので、そういう点でお答えいただきたいと思います。

その二は、計画を決めるに当たっての基本的立場、基本点についてであります。私は次のような五つのことを基本に大きな構想を持ってスタートすべきだと考えております。市側はどういうふうにお考えであるか、このことについてお答えいただきたいと思います。

五つの基本点の第一ポイントは、高幡踏切の立体化を含めて、バスターミナルとしての駅前計画でなければならない、というふうに思っております。そのために、いままでの面積でよいのかどうか、どうしても、いままでの面積から発想することでは解決ができないと思いますので、この点についてお答えいただきたいと思います。

そして、駅前の広場のあり方としては、一番目にはやはり歩行者、あるいは小型車などが、現在のようにバスに圧倒されて、人間の方が追いかけ回される、こういうことのないようにしなければいけないと思います。そして、さらに通勤客、通学の学生、そしてまた動物園帰りの家族連れ、あるいはお参りするお年寄り、また近くには、七生福祉園や多摩更生園もございますので、こういう方々が調和した状態で駅前を利用できるように、そういう調和のとれた駅前、しかもバスには安心して乗降できる、こういうスペース、これらが統一されて実現されねばならない、というふうに思います。こういう点について、私は第一のポイントに考えておりますが、お答えいただきたいと思います。

また同時に、いままでも一、二、住民要望が出ておりました、高幡不動駅の北口開設についての考え、北口の方面の発展に応じた改良のあり方について、考え方はどういうふうにお持ちかお聞かせ願いたいと思います。

第二のポイントは、公共施設のあり方だと思います。自転車置き場、自家用車の進入できるスペース、特に丘陵地帯を控えておりますので、駅までお客や家族を送る家庭が多いので、これも考えておかねばなりません。また、現在、仮設の公園が一カ所ございますけれども、公園や広場をどうセットするのか、あるいはつくるのかつくらないのか、それらの点について、おこういうところと歴史や条件も違っておりますが、しかし、高幡不動駅前も、先ほどの乗降客、また日野市の中での地位といいますか、こういう点から、大きな改良をしていかなければいけない時期になっております。

その一といたしまして、市全体からの高幡不動駅前についての位置づけ、こういうものについてお答えをいただきたいと思います。私も、地域の近くに住んでいるというようなことじゃなく、全市的な立場から、高幡不動駅周辺を大きく将来構想を持って改良していかなければいけない、という立場で質問してるわけでございますので、そういう点でお答えいただきたいと思います。

その二は、計画を決めるに当たっての基本的立場、基本点についてであります。私は次のような五つのことを基本に大きな構想を持ってスタートすべきだと考えております。市側はどういうふうにお考えであるか、このことについてお答えいただきたいと思います。

五つの基本点の第一ポイントは、高幡踏切の立体化を含めて、バスターミナルとしての駅前計画でなければならない、というふうに思っております。そのために、いままでの面積でよいのかどうか、どうしても、いままでの面積から発想することでは解決ができないと思いますので、この点についてお答えいただきたいと思います。

そして、駅前の広場のあり方としては、一番目にはやはり歩行者、あるいは小型車などが、現在のようにバスに圧倒されて、人間の方が追いかけ回される、こういうことのないようにしなければいけないと思います。そして、さらに通勤客、通学の学生、そしてまた動物園帰りの家族連れ、あるいはお参りするお年寄り、また近くには、七生福祉園や多摩更生園もございますので、こういう方々が調和した状態で駅前を利用できるように、そういう調和のとれた駅前、しかもバスには安心して乗降できる、こういうスペース、これらが統一されて実現されねばならない、というふうに思います。こういう点について、私は第一のポイントに考えておりますが、お答えいただきたいと思います。

また同時に、いままでも一、二、住民要望が出ておりました、高幡不動駅の北口開設についての考え、北口の方面の発展に応じた改良のあり方について、考え方はどういうふうにお持ちかお聞かせ願いたいと思います。

第二のポイントは、公共施設のあり方だと思います。自転車置き場、自家用車の進入できるスペース、特に丘陵地帯を控えておりますので、駅までお客や家族を送る家庭が多いので、これも考えておかねばなりません。また、現在、仮設の公園が一カ所ございますけれども、公園や広場をどうセットするのか、あるいはつくるのかつくらないのか、それらの点について、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

また、植樹もしなければいけないと思いますけれども、こういう点についても、考えを持っていらっしゃるかどうかお聞かせいただきたいと思っております。

第三のポイントは、地元住民の住宅と、零細業者の利益をどう守るかという点であります。スーパーを規制する問題も出てくるに違いありません。これらについては、配慮してるのかどうかお答えをお聞かせください。すでに、川崎街道の近辺の商店街では、スーパーがふえてきたため、二割から三割の売り上げ減、という小売業者もふえてきております。こういう点の配慮もやはり必要であると思います。

第四のポイントは、健全な町づくりということで、市民の安全を守る問題でございます。もちろんほかの駅と違って、現在以上に風俗が乱されないように、現在の状態が守れるような、そういう風俗営業の規制も考えておかなければいけないと思いますし、また青少年、児童にもよい教育環境の町づくり、こういう点と交通の安全を保障する、こういうことが兼ね合わさったものとすべきだ、というふうに思います。これらのことも考えてもらいたいが、市としては、いまからそういうことを配慮してほしいと思いますけれども、どういうふうに考えていらっしゃるか、お答えいただきたいと思います。

第五のポイントは、最も大切な点で、住民参加によって駅前

を改良してもらいたい、ということであります。住民参加という場合、地元の住民の方もいらっしゃれば、地主さんもいます。また、駅を利用する消費者や通勤客、こういう方も、住民参加しなければいけない方々でございます。商店街などでも、バスの回数や路線がふえることはいいけれども、狭い道路で荷物の積みおろしもできない、というような矛盾なんかも起こってまいりますので、これらの点で、ことのほか住民参加が必要になっていくと思います。地元住民に通勤者などを加えた、民主的な検討の機関が必要だと思います。

市の考え方はわかりませんけれども、先日の議会で、将来計画があるようなことを、ちょっと発言が一部あったように聞きましたけれども、いまわかっておりませんが、少なくとも、今後、高幡不動駅前のバスターミナル改良拡張計画とでも言うべき、こういうことが必要になっている以上、大がかりなやり方で手を打っていかなければ解決しない、と思います。そういう場合に、住民から、あるいは地元から注文が出てから、後追い後追いでは、住民の方は迷惑であります。しかし、大がかりになれば、当然利害関係者が多くなってくることもまた明瞭でございます。よほど正しい住民参加、こういうものを前提にした計画を進めていかなければいけないと思いますので、この点について、市側の構想をお聞かせいただきたいと思います。

まず、以上を質問いたします。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　第一点につきましてお答えいたします。

御指摘のように、高幡駅のみでなく、各駅周辺に放置してある自転車につきましては、全く困った問題でございます。これら不法に放置してある場所には「自転車を置かないように」という看板を掲出して、注意を促しているところでありますが、全く無視されているのが実態でございます。

放置自転車の取り締まりにつきましては、道路交通法、あるいは道路法の規定では、効果は全くありません。いずれにいたしましても、問題の解決のためには、自転車置き場の設置が第一と考えますので、今後、京王機関等とも協議を重ね、適当な用地の確保に努めたいと思っております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　二点目のバス停の屋根かけの件について、お答え申し上げます。

議員さんのお話の中にもありましたとおり、かつての京王バスは、おりてしまったお客さんに対しては云々というような、確かにそういう意識がございまして、市当局との交渉の中でも、一応それ的なニュアンスの答えが多かったわけでございますが、このごろは、先ほどこれも議員さんの御報告のとおり、いわゆる公共サービス的な面の協調が見られております。と申しますのも、日野市ばかりでなく、各市からの要望等もあります関係のせいだと思いますが、バス停の屋根かけを順次行っていきたい、という回答が来ております。

ただし、その場合に、京王側の理由だけではなくて、いわゆる道路側の理由があって、かけられない場合がございます。バス停の屋根幅が二メートル幅になりますので、歩道が三メートル以上ないとちょっとできない、というような条件がつきます。その場合に三メートル以下ですと、警察等のいわゆる安全対策上の許可がおりない、というような問題があります。いまお尋ねの各個所におきますバス停の形状、あるいは道路幅等につきまして、それぞれ検討いたしながら、警察の許可がとれるような、条件整備をしつつ御希望に沿いたい、そのように考えております。以上でございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　排水の問題、それから将来構想、その他幾つか御質問をいただきましたが、ちょっと順番を変えまして、将来構想から入らせていただきたいと思います。

私ども、日野市全体の都市計画を考える場合に、やはり日野駅周辺、豊田駅周辺、それから高幡駅周辺、その三つが非常に大きなセンターになると考えております。

それで、高幡駅でございますが、京王線の日野を通ります中で、最も重要な駅でございますし、また将来の問題としましては、立川駅からニュータウンへ通じます交通道路計画の中の大事なポイントになります。ちょうど京王線とその路線が交差する点に高幡がございますので、そういう意味で、日野市の中でも、現在でもだんだん日野、豊田をしのぐ勢いでございますが、将来にはさらに発展していく地域じゃないか、と考えております。そういう意味では、今後、高幡の駅周辺をどう整備するかということが、日野市全体にとりまして、非常に大きな影響を与えると考えております。

そこで、具体的な御質問にお答えしたいんでございますが、まず排水でございますが、これは、昭和五十四年度に高幡排水区を定めまして、三十三・六ヘクタールでございますが、自主設計を一応終えております。この自主設計を一応終えたんでございますが、お尋ねの中にございました、いわゆる踏切をどうするかということによりまして、排水も変わってまいります。

そこで、現在、踏切の問題が当面の問題でございますので、踏切につきましては、京王帝都に対しまして、線路を高架にできないかどうか、という問い合わせをしております。書面でそれに対する回答が来ることになっておりますが、まだ来ておりません。そこで、近々のうちに書面で回答をもらいまして、検討していきたいと思っております。また、それに合わせまして、

東京都が施工することになりますので、東京都に対しまして、少なくとも、五十五年度に調査費を踏切のために使わせてもらうように、私どもはお願いしてるわけでございます。まず調査費から入っていきたい、こういうつもりでございます。

そして、踏切を考えます場合に、どうしても二・二・十一路線に対します駅前からのバス路線が必要でございます。そのためには、単に道路のことだけを考えるのではなくて、いわゆる南口の面整備をしなければならない。このことにつきましては、ちょっと申し上げたわけでございますが、現在、私どもの事務サイドで、内部検討をしております。また、特に大きな問題は、やはり整備をするためには財政問題が一番大きな問題でございますので、それに関連しまして、東京都の担当部局と内々の協議を詰めております。

そういう中で、お尋ねのございましたバスターミナルの問題でございますが、これは御質問にありますとおり、現在の駅前広場の面積では足りません。それで、この面整備の中で広場を拡張するか、あるいは面整備の中でできます道路を広くとりまして、道路沿いにバスを駐車するスペースをとるか、そういった問題になるかと思います。これにつきましては私どもも考えるわけでございますが、やはり地元の皆さん方の意向を十分お聞きしまして、決めていくべきではないかと考えております。

それにあわせまして北口の問題が出たわけでございますが、やはりこれは南口が第一でございますが、できましたら北口も整備しなければならない、と考えております。そうしまして、立川の方から来ますバスは、北口の方で受けとめることができれば、南口に対する圧力が減るというふうに考えてるわけでございます。

次に公共施設、特に公園の点でございますが、いま言いましたような面整備をする中で、公園がとれればとりたいと考えております。ただ、南口につきましては、御承知のとおりの高幡の位置づけでございますので、やはりあそこはいわゆる商店街として整備すべきではないか、と考えております。そこで、公園がその中でどの程度とれるか、ということは問題でございますが、なるべく市民の憩いの場所もあわせて整備していきたいと思っております。

植樹でございますが、商店街として整備すべきであると考えておりますので、街路樹その他はなるべく多くとり、いい商店街として整備していくべきだと考えております。

そういたしまして、最後にお尋ねのございました住民参加でございますが、やはり面整備をするということになりますと、最も合意を取りつけないといけないのは、いわゆる地主を初めとします権利者でございます。そこで、もちろん地元の住民の方、通勤客の皆さんにも、十分意見を聞かないといけないわけでございますが、私どもとしましては、それらの皆さん全部を

合わせました協議会をつくる前に、まず権利者の方々の御協力を取りつけまして、そしてその方々が、これでやれるというところで、また地元の方、通勤の皆さん方に御意見を聞く、こういうふうにしていかないと事はうまくいかないんではないかと考えております。そういう順序で、できるだけ大ぜいの方の御意見を承りながら、高幡全体の将来構想に合わせまして、いい町づくりをやっていきたい、このように考えてるわけでございます。

○議長（滝瀬敏朗君）　生活環境部長。

○生活環境部長（伊藤正吉君）　第三のポイントの、スーパーの進出の件についての御質問にお答えいたします。

いままでですと、スーパーの出店に当たりましては、地元の商店街等につきまして、紛争が生じておったわけでございます。これらの紛争を、未然に防止することを目的としまして、五十四年の十一月八日ですが、東京都小売商業調整に関する要綱、というものが制定されてございます。その事務取扱といたしましては、出店計画がある場合には、おおむね五ヵ月前に地元の市町村長、あるいは地元の商店会に通知しなさい、そういうふうな義務づけがございます。私どもの方で、現在そういう動きがございませんので、こういう計画はないものと思っております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答えいたします。いま竹ノ上議員がおっしゃったように、非行の問題というのは、非常に大きな問題でございまして、教育に当たる私たちも、大変頭を悩ましているところでございます。

最近の非行の傾向としては、よく言われますが、特に低年齢層化してきているところに、一つの大きなポイントがあるようでございます。それなどに関しまして、これは日野市全体においても、あるいは学校の中においても、そういう傾向がございますが、高幡不動駅付近においても、やはりその傾向というものが、なきにしもあらずでございまして、最近における、特に暮れ以降におけるそういう問題、特に万引きの問題というのがございまして、中学校の三年生が、何人かで京王ストアでもって万引きをしてる。大体身の回りのものをとるのが多いようです。それから小学校の六年生も、数名でやっぱり万引きをやっております。これは主に自分のおもちゃとか、あるいは遊びのために使うような、そういうようなもの、あるいは学用品なども入ってるようでございますが、そういうふうな万引きが行われております。

これらについては、一応、警察でもって補導されまして、そして私たち学校関係の者も大変驚いた、あるいは家庭も大変驚いた、こういうような形をとってるわけでございますけれども、そういうようなものを二度と行わせないためにどうするか、と

いうようなことについての学校内における先生方の対応の仕方、あるいは全市的に言えば生活指導審議会でもって、そういうようなものの事実を明確にして、それにどう対応するか、ということを一つ一つ検討してるわけでございます。

それで、これに対応しまして、警察なども非常に気を使ってくれまして、たとえば万引き防止のためのパンフレット、というようなものを、教育委員会を通して各小学校、中学校へ配布したり、あるいは商店連合会を通して各商店にチラシとかポスターとか、こういうようなものを配布したりしていただいております。

それから、もう一つ、この地域で一応問題になったのは、暴走族の問題がございます。これは高幡を中心とする、日野市全体の中心なんだろうと思いますけれども、アーリーキャッツという、そういう集団が最近結成されたといいますか、それが暴れ回っていたようでございますけれども、そのアーリーキャッツを二月十六日の夜に、神奈川県津久井署っていうんですか、そこの交通指導課などと協力しまして、これを逮捕したっていうんですが、道交法違反でもって、その中にはやっぱり高幡の地域の高校生とか、あるいは店員の方とか、そういうようなものがまじっていたようでございます。

しかし、それについては、その後の強い指導のもとに、いまは解散してしまったということで、最近は、暴走族はあの辺では、あるいは日野市全体でも暴れていないんじゃないか、こんなふうに思っております。

いずれにしましても、こういうようなものを、どうしてだんだん健全化していくかということは、これから私たちに課せられた大きな課題ですけれども、さっき竹ノ上議員もおっしゃいましたけれども、これは学校だけの問題じゃなくて、地域社会とか、あるいは家庭とのかかわり合いとか、あるいは警察などとの協力をいただきながら、密接にひとつ連絡を取って対応していきたい。大体は、これも早期発見が一つの重要なポイントのようでございます。そのときに、事実に基づいて温かく、しかも厳しく指導していく、という姿勢を持って臨んでいくことが、非常に遠いようで案外効果のある方法なんじゃないか、こんなふうに思っております。

それから、町づくりなどで、私たちの期待したいところは、ああいう発展が、盛り場的な形になってきますと、そこがどうしてもそういう子供たちの非行の一つの巣になっていく、ということも否定できない事実じゃないか、こんなふうに思っております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　それでは、一つ一つについて若干の再質問をさせていただきたいと思います。

まず、自転車置き場でございます。この点については、いま

は、あるいは日野市全体でも暴れていないんじゃないか、こんなふうに思っております。

いずれにしましても、こういうようなものを、どうしてだんだん健全化していくかということは、これから私たちに課せられた大きな課題ですけれども、さっき竹ノ上議員もおっしゃいましたけれども、これは学校だけの問題じゃなくて、地域社会とか、あるいは家庭とのかかわり合いとか、あるいは警察などとの協力をいただきながら、密接にひとつ連絡を取って対応していきたい。大体は、これも早期発見が一つの重要なポイントのようでございます。そのときに、事実に基づいて温かく、しかも厳しく指導していく、という姿勢を持って臨んでいくことが、非常に遠いようで案外効果のある方法なんじゃないか、こんなふうに思っております。

それから、町づくりなどで、私たちの期待したいところは、ああいう発展が、盛り場的な形になってきますと、そこがどうしてもそういう子供たちの非行の一つの巣になっていく、ということも否定できない事実じゃないか、こんなふうに思っております。以上です。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　それでは、一つ一つについて若干の再質問をさせていただきたいと思います。

まず、自転車置き場でございます。この点については、いまいる、というような話なども聞くことがあるわけです。そういう点で、政府の自転車置き場対策、というのも予算化されてきておりますので、こういうところなどの知恵や力も借りて、ひとつ早めていただく。これは高幡不動駅だけじゃなく、日野駅その他もございますけれども、きょうの質問は、高幡不動駅ですので、そういう点などもいろいろ研究して、私は、急いでいただきたい、こういうふうに思いますので、その点を一言、見通しも含めて御答弁がいただけたら、というふうに思います。

それから、もう一つ次の問題は、バス停の屋根かけですが、京王ストアの横については、京王はつくりたいけれども、消防署の方が消火作業の妨害になる、ということが主要な障害だ、というふうに京王帝都から聞いているわけです。そういうことで、法律、条例の問題はあるかもしれませんけれども、あれだけ利用客の多い場所であるし、京王帝都も予算を組んでつくろうと言ってるわけですので、何か行政の側で研究していただいて、開発していただいて、その辺を急いでもらえないか、こういう考えでございます。

また、住友銀行の前については、これは道幅の問題で、首都整備局その他からのクレームがついてつくれないんだ、こういうことを京王帝都が言っておりますので、この辺についても、なかなか狭い商店街あるいは建物でございますので、困難な点はありますけれども、私は、何らかの仮設的なものとか、ある

市が鋭意場所などを探して、解決のために努力してるということでございます。現場は、先ほど市長もある議員の質問に答弁されておりましたけれども、たとえば多摩更生園、ここの車いすでは、モーターもついておりますけれど、ちょっと通れるような場所がない、という状態にあります。自転車がいっぱいあるために、歩道などでも、これはもう当然通る状態にはございません。

車いすだけではなく、たとえば七生福祉園の場合には、先生たちに引率されて駅まで来ますけれども、非常に指導しにくい子供たち、あるいはそういう園生、こういう方々が、自転車が置いてあるために、歩道からはみ出して車に接触してしまうような、そういう危険な状況にもあるわけです。

そこで、私の考えですけれども、駅の南口、北口、いろんな土地もお探しだと思いますが、土地を探すとともに、たとえば京王ストアの駐車場がございますが、こういう場所などについて、京王ストアなどと相談をして、二階建てぐらいにして、下をたとえば車にして、上を自転車にするとか、なんかそういう創意を発揮したアイデアなども出して、長い時間をかけるのではなくて、私は、早期に解決していくということをしていただきたい、というふうに思うわけです。

また同時に、その際に、建設省の方などにですか、聞きますと、各主要駅などに対する自転車置き場の予算が幾らか余って

いは道幅が足りないけれども、何か合理化できる問題、こういうものが考えられるのではないか、というふうに思うわけです。

ですから、この点についても、条件を整備してということになりますと、あの駅前は、もうすでにバスが回転するときに、バスの長さがぎりぎりになっておりますから、条件整備もなかなかしにくい、と思うわけです。そういう点を考えて、るる関係機関に説得してもらって、京王帝都の予算でできるものなら、京王帝都に、そういう立場から市がひとつ詰めていただく、というようなことをして解決していただけないか、こういうふうに思いますので、この点についても再答弁を、一言で結構ですので、お願いしたいと思います。

次の問題は、排水対策でございますが、この点については、小さな点では、地元の人たちの協力その他もあって、少しずつ工事が行われたりしておりますし、大きくは、排水区の計画ができ上がっている、ということでございますけれども、高幡の踏切の立体化ができなければ、手がつけられないのかどうか、部分的にでも解決できる点がないのかどうか、その辺について、もし部分的にでも手のつけられるところがあれば、いろいろの用水とのつながり、前の一般質問で、こういうことをいろいろと質問した次第ですけれども、用水とのつながりとか、その他いろいろ研究、また関係者との協力も得て、部分的に解決できるところがあれば、私は最もひどい場所から解決してもらいたい、というふうに思いますので、この点についてのひとつ御答弁があれば、もう一言お願いしたいと思います。

もう一つ細かい点で、通告の文章には書いてなかったかもしれませんけれども、掲示板の問題ですけれど、駅前は非常に多くの方が利用されているという現況から、市として何かそういう乗降客に役に立つ掲示板というものを、七生地域の案内図とも言うべきものを、検討していただけないか、こういうふうにも思いますので、この点について、これは京王帝都と協力してつくる、ということもできると思います。近所の商店街については、つくってございますが、七生地域全体がわかりやすいようなもの、こういうものが欲しいと思いますので、その点の御検討がいただけるかどうか、御答弁していただきたいと思います。

もう一つの再質問は、最も大きな問題ですけれども、高幡の駅前の改良といいますか、その計画ですけれども、私が五つの柱ということを申し上げまして、大体こういう点について、市の方も、関係部署で徐々に構想を深めていっている、というふうに感じております。したがいまして、基本的には、私の考えと一致するような気持ちもするわけであります。

しかし、豊田駅が、昔、私はあの駅に何回かおりたことがありますけれども、非常に広々としておりましたけれども、現在

では、非常に大企業などもできまして、手狭になってきてるわけです。こういうことは、あの駅前を整備する際には、やっぱり及ばなかったと思います。

日野駅については、幸い交通対策委員会などがありまして、自転車置き場を除きましては、大きく、今度の区画整理あるいは駅前整備で、いろいろ細かい住民意見なども反映されて、改良がなされていく保証ができております。そういう観点から、高幡不動駅前についても、いまの市の考えに、さらに私の意見なども参考にしていただきまして、進めていただきたいというふうに思ってるわけです。

それで、第一に権利者の問題ですけれども、権利者という方については、私も商店街の一部の意見、あるいは地主さんなどもいろいろいらっしゃいますけれども、良識ある権利者の方が非常に多いように承っておりますので、私は、これは誠意を持って当たっていけば必ず解決できる、というふうに信じるものでございます。それから先をどうするか、という点について、やはりこういうふうになりますと、再開発とか区画整理とか、いろんなやり方がありますけれども、大々的になりますと、これはもう、区画整理方式ぐらいの考えでやっていかなければ解決しない。しかも、高幡不動というのは、関東全域に有名なように、高幡不動尊があって商店街があり、このムードというものも壊してはいけないと思います。

こういう点で、相当民主的な方法で、しかも大規模にやっていかなければいけないと思いますが、その辺について、市は大体どういう方式でやろうというふうにお考えか、という点が一点と、それからこの立体化が関係してまいりますので、予測しにくいかと思いますけれども、バス路線の増加ということなども差し迫っておりますので、その辺と関連して、どのくらいの大体年度の計画でこれをなし遂げよう、というふうに希望しておられるのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

私は、この一般質問をするに当たりまして、高幡不動駅前商店街の皆さんの御意見を聞いて回ったり、あの近辺を毎日通ってはおりますけれども、改めて歩いてみました。商店街の方々のおっしゃるところによりますと、昭和五十五年には高幡踏切は工事が始まると聞いている、こう言う業者の方もいらっしゃるんです。それほどやはり早い解決を地元の方々、また利用してる住民、消費者も期待してるわけでございますので、この辺は、私はやはり急ぐべきである、こういうふうに思いますので、その辺の市が希望しておられる計画、こういうものがあればぜひお聞かせ願いたいと思います。

以上について、もう一度お答えをお願いします。

○議長（滝瀬敏朗君）　建設部長。

○建設部長（森久保三次君）　再度お答えいたします。

自転車置き場でございますが、ただいま御指摘のように、歩道に自転車があり、車いすの使用に支障があるということでございますので、対策につきましては、鋭意努力してまいりたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　バス停の屋根かけの件でございます。御指摘の二ヵ所、これは一例でございましょうが、御指摘の二ヵ所につきましては、確かに条件として非常に悪うございます。議員さんの御質問の意味は、いわゆる運用の中で臨時的な措置でも何かできないか、という御質問だと思います。それらにつきましては、検討させていただきたいと思います。

　さらに期間の問題でございますが、いまはこのような段階でございますので、方式が定まり、さらにどの範囲でやるのかということ、これが定まらないと、一体どのくらいの期間をかければいいか、あるいは経費がどれくらいかかるのか、そういったことが定まりません。そこで、この点につきましても、まだお答えする段階ではございません。早急に煮詰めまして、また議会の場で御報告できるかと思っております。

　掲示板につきましても、十分検討させていただきまして、なるべく市民の皆さんの便宜が図れるように努めたいと考えております。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　最後に三点ほど再質問いたしますが、一つは教育長に、要望も含めてですけれども、質問したいと思うわけです。

　やはり、町づくりの中で、青少年対策というのは非常に重要な問題になるわけです。私はいろいろの近辺の駅を見まして、高幡不動駅はほかに比べまして、非常にそういう点ではいい状況にいまは保持されているというふうに思っております。これもいろんな方々の努力のせいだと思いますが……（「そうだ」と呼ぶ者あり）先ほどの暴走族の問題で教育長が答弁された問題で、八割方はわかるんですけれども、少しひっかかるところがあるわけです。これは警察の協力を得るというのは当然でございますので、これも協力を得なければならないと思います。しかし、教育長がちょっと小さな声でといいますか、一言言われたように、本当にこういう問題はやはりはだで当たっていくというか、青少年の中に入っていくような施策というものがなければ、私はなかなか解決をしないというふうに思うわけです。

　アーリーキャッツという、日野支部ですか、高幡支部ですか、こういうのがあるということですが、今度津久井湖で逮捕されたということで、高幡支部の連中が多かったといいますけれど、私は、彼ら自身がそんなに悪い青少年だときめつけるのはよくないんじゃないか、また形式的に警察で解散式をやったからといって、警察が解散したと発表しても、その会員の青少年は現在もさまざまな形で、活動といいますか、動いているわけで、これは先ほど言いました社会的な根本問題はございますけれども、しかし、社会教育その他の観点から、取り巻く大人、市民、社会が、やはり中に入っていくさまざまな努力、これをやっぱりやっていくということを続ければ、それ以上の非行化を防ぐというような点では、だんだん解決ができるのじゃないか、というふうに思うわけです。

　このグループの人たちは、結局は中学を出て高校に入って、四月にでも入学して、数ヵ月で退学するとか、二つ、三つと転校して、そのあげくの果てに学校についていけなくて、という状態で、結局仲間だけで組織をつくってやっていくというところに生きがいを見出すということでございますので、こういう点がもっと胸を割った形で、社会教育の観点から形式張らずに、行政とか教育委員会というと固くなりますけれども、そうじゃなく、さまざまな努力をしていく、また市民の力を借りるということが、この解決につながっていくと思いますので、いたずらに統計とか、警察とか、何かの制度とか、そういうことじゃなく、そういう点でひとつ今後日野市においても努力をしていただけないか、こういうふうに思いますので、その点について一言御答弁をいただきたいと思います。

　もう一点は、アンダーか駅を高架にするか、という点についてでございますが、私も毎日あそこを通るわけですけれども、この広大な敷地の京王帝都を持ち上げるという問題は市議会で

も発表されましたように、大変な財政的な問題が起こってまいります。この財政的な問題を考えてみると、この解決に財政が何百億円もかかるという事業になりますと、解決の期間が長引くという問題があるわけですけれども、地元住民、権利者、いろんな関係が出てきますから、議会でどうこうときめつけるわけにはいきませんけれども、都道という観点から、高幡踏切について、東京都などはどういうことを現在望んでいるのか、財政的にアンダーというのがやりやすいんじゃないか、また早く解決できるんじゃないか、というふうに思いますけれども、その辺について、もしわかる点があれば御答弁をいただきたい。

そして、私は、住民の参加の中で早く解決できる方向をやっぱり探求するために、いろいろ東京都あるいは京王帝都、地元、日野市、こういうものが力を傾けていくべきだ、こういうふうに思うわけです。特別委員会もやりますので、今後、長期にわたりまして、これは追及していきますけれども、特別委員会ができる前から通告をしていた問題でございますので、ひとつこれらの点について、御意見を最後に聞かせてもらいたいと思います。

それから、最後は市長に一言お答えいただきたいと思いますけれども、いま、日野駅の乗降客と高幡不動駅と大体同じ数になっております。高幡不動の場合は、それにあわせまして多摩動物公園線がございますので、駅にはおりないけれども、中央大学その他、きょうの新聞にも発表されましたように、大変な財政的な問題が起こってまいります。この財政的な問題を考えてみると、この解決に財政が何百億円もかかるという事業になりますと、解決の期間が長引くという問題があるわけですけれども、地元住民、権利者、いろんな関係が出てきますから、議会でどうこうときめつけるわけにはいきませんけれども、都道という観点から、高幡踏切について、東京都などはどういうことを現在望んでいるのか、財政的にアンダーというのがやりやすいんじゃないか、また早く解決できるんじゃないか、というふうに思いますけれども、その辺について、もしわかる点があれば御答弁をいただきたい。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　踏切の構造についてそういうことへの努力をしなきゃならんというのは、さっき竹ノ上議員のおっしゃった一つの趣旨かと思います。

それで、一つの例でございますけれども、日野市でも教育委員会で教育相談というのをやっております。中学生の一つの例で、私も相談に実際は乗ったわけじゃないですけれど、その報告を聞いたんでございますが、それによりますと、家庭の問題などがあって、その子は大変むずかしい子で、ともすると学校から離れていってしまう、そういうことなんですけれども、それがいまでも何とか学業を続けて学校にとどまっている。その子供の言うには、ある担任の先生が自分を見ていてくれるんだ、見ていてくれる人がいるから、という、それが一つの頼りだ、というようなことを言っておりましたけれども、これはやや感傷的な言い方かもしれませんけれども、そういうふうに心のつながりというようなものを、これから学校の教育の中でどういうふうに求めていくか、あるいは育てていくか、それと同時に、これは学校だけの問題じゃなくて、家庭の親と子供、あるいは地域の社会と子供たち、こういうようなもののつながりをどういうふうに取り戻していくかということが、これから私たちが求めていかなきゃならん一つの方法ではないか、こんなふうに思っております。以上。

○議長（滝瀬敏朗君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前川恒雄君）　踏切の構造について

大学その他、きょうの新聞にも発表されておりますけれども、これを上回るさまざまな形での利用者がございますので、こういう点で、いま市からも言われましたように、日野市の中での位置づけが非常に高まってきている、こういうふうに考えるわけであります。そういう点で、市長として、この駅付近の改良、今後の改善についてどういうふうに力を入れ、また展望を持っておられるか、一言御答弁をいただきたいと思います。

○議長（滝瀬敏朗君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　お答え申し上げます。

大変むずかしい問題でございますので、特効薬のようなものはないんでございますけれども、私たちは、いまおっしゃるような形でひとつ対応したいと思いますが、いずれにしても、いまのそういう問題行動に走ってる子供たち、私も実際に接したことがございますけれども、そういう生徒を見ますと、よく言われるように、案外孤独なんでございます。案外孤独なもんでございますから、それがかえって類は友を呼んで、その辺でもって互いにはだをなめ合っているというような形での……（笑声）そういうような形での行動が、一つの暴走族のタイプだというふうに思いますけれども、そういうような形ですから、地域の人とか、親とか、あるいは教師とか、こういうようなものとの心のつながりというようなものを、どうやって呼び戻してくるのかということは、なかなかむずかしいことですけれども、

○議長（滝瀬敏朗君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高幡の駅を中心といたしまして、後背地、いわゆるヒンターランドが相当大きいわけであります。大型の団地もありますし、高幡不動あり、多摩動物公園あり、駅の北側についても相当まだ広い地域があるわけでありまして、したがって、どこを重し、どこを軽しということではありませんが、高幡の持つ性格は、将来、相当人の集まる、出入りの多い地域であるということは言えると思っております。そこで、たまたま駅前にたんぼとして残っているかなりの地積の東京都の考えは、ということでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、現在、線路自体を高架にできるかどうか、という問い合わせを京王にしておりますが、この回答は大体見当がつくわけでございます。そこで、一応その回答をもらいまして、それをもとにしまして、東京都と協議しなければならないと考えております。

そして、先ほど申し上げましたように、昭和五十五年度の都の予算の中で、土木に関します調査費が何がしか組んでございますので、その一部をこの高幡踏切に調査費として使わせてもらう、ということを何とかしてもらいまして、そこから東京都の考えが出てくるんではないか、と考えております。ですから、現在、東京都がどういう考えであるか、ということはまだ定まっておりません。以上でございます。

もありますし、それから立体化という問題も、これから上ってまいります。そういう意味で、都市整備を行うことが必要であり、また可能である、このようにも思います。

一方、中央大学などの、つまり学生が非常にふえておるわけでありますから、やっぱり日野にもある程度の学生向きの町が、つまりヤングに対する町もいいではないか、このようにも考えられます。

そこで、そういうことを含めまして、これから高幡の面的整備や、市民の出入りの場所としての条件を整えていくということが、当面だんだん浮かび上がりつつありますので、市民の御意見も伺いつつ、りっぱな一つの日野市の玄関でもありますから、大きなスケールの町づくりを取り組むに値する、このように思っております。

○議長（滝瀬敏朗君）　竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）　いま、市側の答弁で、具体的な細かい問題については、早急に努力する点なども含めて、前向きのお約束をいただきましたので、ぜひこういう点については急いでいただきたいというふうに思います。

また、教育の問題、あるいは将来の高幡不動駅の構想については、非常に大きな問題でございますので、ひとつ全力を尽くして、この課題の解決のための行政側の努力を期待したいと思います。

その際に、地元中小零細業者、これと消費者、勤労市民、この利害が、相反するように見える問題もありますけれども、大企業の利益追求と違いまして、私は、中小零細業者の営業と勤労市民、消費者の利害は、終極的には一致するものだ、こういうふうに確信を持っておりますので、ひとつこういう観点から、正しい住民参加のもとに、今後の計画の段階から運営をしていただくことを希望いたしまして、今回の通告質問を終わらせていただきます。

○議長（滝瀬敏朗君）　これをもって十七の一、高幡不動駅周辺の環境整備と将来構想について問うに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和五十五年第一回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後四時三十四分閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十五年三月　　日

日野市議会議長　秦　正一

日野市議会副議長　高橋通夫

日野市議会議長　滝瀬敏朗

日野市議会副議長　島村孝志

署名議員　竹ノ上武俊

署名議員　高橋通夫

労働市民、と消費者、ことと生産者、切り口小倉組、つまり、

1333066

日野市立図書館
☎81－7354
13 33 066